

# 津市個別施設計画



令和3年2月 策定

令和4年3月 改訂

令和5年3月 改訂

令和6年3月 改訂

令和7年3月 改訂

津 市

## 津市個別施設計画 目次

はじめに	4
<b>第1章. 津市個別施設計画の策定について</b>	<b>5</b>
第1項 津市個別施設計画とは	6
第2項 本計画の位置付け	6
第3項 本計画の期間	6
第4項 本計画の対象施設	7
第5項 対策の進め方及び優先順位の考え方	10
第6項 用語の説明	15
<b>第2章. 個別施設計画</b>	<b>17</b>
第1項 集会施設編	20
1 コミュニティセンター	20
2 集会所	27
3 市営住宅内集会所	33
4 隣保館	34
5 農民研修センター	37
6 教育集会所	40
7 公民館	42
第2項 文化施設編	48
1 文化センター	48
2 図書館	53
3 資料館等	56
第3項 スポーツ施設編	60
1 体育館・武道場	60
2 サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場	66
3 プール	74
4 テニスコート	78
5 その他運動施設	84
第4項 観光施設編	88
1 キャンプ場・河川公園	88
2 温浴施設・宿泊施設・レストラン	91
3 観光センター	95
第5項 産業施設編	97
1 勤労会館・労働会館	97
2 コンベンション施設	99
3 産業振興施設	100
4 加工場	101
第6項 教育児童施設編	104
1 小学校・中学校・義務教育学校	104
2 給食センター	114
3 教育研究所	117

4	短期大学	119
5	放課後児童クラブ	122
6	保育所・幼稚園・こども園	131
7	子育て支援センター	142
8	児童館	145
第7項	福祉施設編	148
1	老人福祉センター・生活支援ハウス	148
2	社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家	153
3	介護保険施設	156
4	障がい福祉サービス施設	158
5	障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	160
6	共同浴場	162
第8項	保健医療施設編	163
1	保健センター	163
2	診療所	166
第9項	庁舎等編	169
1	本庁舎・総合支所庁舎	169
2	工事事務所等	172
3	出張所	174
第10項	消防防災施設編	178
1	消防署所	178
2	消防団施設・水防倉庫	181
3	消防倉庫	188
第11項	公営住宅編	190
1	林業者宿泊施設	190
第12項	処理場編	191
1	処理場	191
第13項	交通施設編	196
1	ヘリポート	196
2	旅客船ターミナル	197
3	駐輪場	199
第14項	斎場・火葬場編	203
1	斎場・火葬場	203
<b>第3章</b>	<b>個別施設計画に基づくエリア再編</b>	<b>205</b>
第1項	エリア再編とは	206
第2項	これまでに実施したエリア再編事例	207
第3項	今後実施するエリア再編の基本方針	209
第4項	本計画への反映	209
<b>第4章</b>	<b>本計画の推進に向けて</b>	<b>211</b>

## はじめに

本市では、時代の変遷や社会環境の変化に伴う様々な行政ニーズに応える形で公共施設等の整備を行っており、現在その総数は1,000施設を超えています。

これら公共施設等の多くは、人口増加や経済の成長を背景として昭和40年代から昭和60年代にかけて集中的に整備を行ったものであり、それらは今後次々に大規模改修や更新の時期を迎えることとなりますが、人口減少、高齢化の進展等の社会情勢の変化の中、公共施設等の整備に充てられる財源は必然的に縮小せざるを得ない状況にあり、将来にわたって現在の公共施設等を質的にも量的にも維持していくことは極めて困難な状況にあります。

このことから、本市においては、平成18年1月1日の10市町村合併から10年が経過し、普通交付税の合併特例算定期間の終了に伴う交付額の段階的な減少が始まるなど、財政構造の転換点となる平成28年度に、津市公共施設等総合管理計画を策定し、健全な財政基盤を維持し、効果的かつ効率的に市民サービスを継続していくため、本市の公共施設等の最適化に向けた基本的な考え方を示すほか、津市公共施設等総合管理計画を具体化するものである個別計画の策定に取り組むことを示しました。

今回、津市公共施設等総合管理計画において示した個別計画として、個別施設毎に現状と課題を整理し、中長期的な視点でその取組の方向性を定める津市個別施設計画を策定することとします。

## 津市個別施設計画

### 第1章. 津市個別施設計画の策定について



# 第 1 章. 津市個別施設計画の策定について

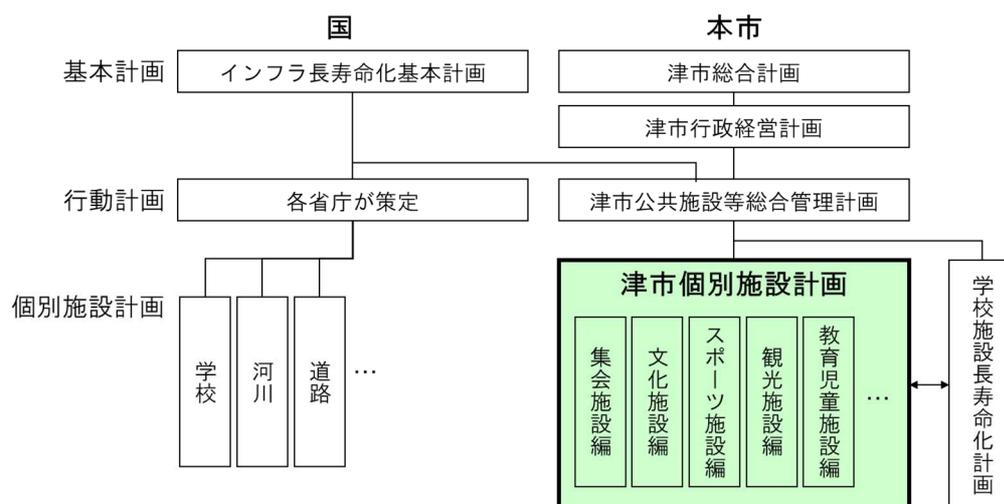
## 第 1 項 津市個別施設計画とは

津市個別施設計画（以下「本計画」といいます。）は、平成 29 年 1 月に策定した津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）に基づき、本市の施設毎の具体的な対策方針を定める計画として、適正配置に係る優先順位の考え方、対策の内容、実施時期などを中長期的な視点で定めるものです。

## 第 2 項 本計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「津市総合計画」及び「津市行政経営計画」を踏まえ、総合管理計画で定めた公共施設等の最適化に向けての基本的な考え方に基づくとともに、平成 29 年度に策定した「津市都市マスタープラン」や他の部門別計画とも整合を図ります。

また、本計画は、国が令和 2 年度までに策定するよう働きかけを行っている「個別施設計画」に該当するものでもあります。



## 第 3 項 本計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としますが、総合管理計画の計画期間に合わせ、次のとおり第 2 期計画及び第 3 期計画を予定しています。

なお、本計画策定後に実施するエリア再編等の進捗に合わせ、毎年度点検・検証を行い、適宜本計画に事業の実施に係る決定内容を反映させ、5 年が経過した時点で中間見直しを行います。

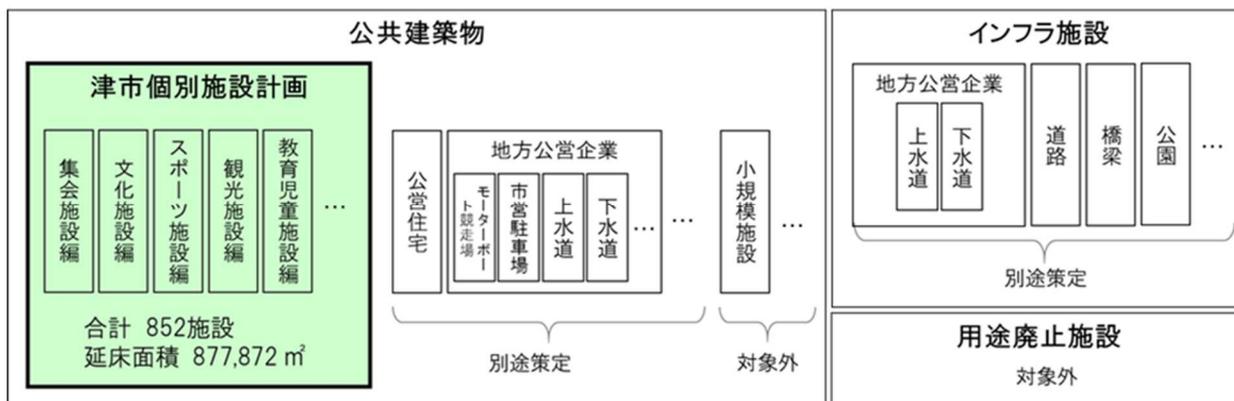
第 2 期計画 令和 12 年度から令和 21 年度までの 10 年間

第 3 期計画 令和 22 年度から令和 28 年度までの 7 年間

## 第4項 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、令和2年10月1日時点における本市の公共建築物（休止施設を含みます。）のうち852施設（延床面積877,872㎡）とします。

【本計画の対象施設】



### 1 本計画の対象とする公共建築物

本計画の対象とする公共建築物（令和2年10月1日時点）については、次の表のとおりです。

【本計画の対象施設（施設類型・施設区分別）（令和2年10月1日時点）】

施設類型・施設区分	施設数	延床面積	施設類型・施設区分	施設数	延床面積
<b>集会施設</b>	217	78,592㎡	<b>福祉施設</b>	32	31,270㎡
コミュニティセンター	44	25,558㎡	老人福祉センター・デイサービスセンター（生活支援ハウス及び在宅介護支援センターを含む）	14	11,566㎡
集会所	67	9,645㎡	社会福祉センター・福祉会館・老人憩の家	7	6,402㎡
市営住宅内集会所	7	531㎡	介護保険施設	1	8,096㎡
隣保館	12	5,948㎡	障がい福祉サービス施設	6	3,779㎡
農民研修センター	16	6,033㎡	障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	3	1,118㎡
教育集会所	18	2,960㎡	共同浴場	1	309㎡
公民館	53	27,917㎡	<b>保健医療施設</b>	16	7,996㎡
<b>文化施設</b>	35	55,747㎡	保健センター	10	6,928㎡
文化センター	10	39,059㎡	診療所	6	1,068㎡
図書館	11	10,708㎡	<b>庁舎等</b>	41	55,314㎡
資料館等	14	5,980㎡	本庁舎・総合支所庁舎	11	50,733㎡
<b>スポーツ施設</b>	94	61,633㎡	工事事務所等	3	1,259㎡
体育館・武道場	25	53,871㎡	出張所	27	3,322㎡
サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場	28	4,536㎡	<b>消防防災施設</b>	144	21,686㎡
プール	8	2,666㎡	消防署所	13	14,146㎡
テニスコート	20	520㎡	消防団施設・水防倉庫	128	7,429㎡
その他運動施設	13	40㎡	消防倉庫	3	111㎡
<b>観光施設</b>	20	12,810㎡	<b>公営住宅</b>	1	418㎡
キャンプ場・河川公園	10	5,970㎡	林業者宿泊施設	1	418㎡
温浴施設・宿泊施設・レストラン	7	5,662㎡			
観光センター	3	1,178㎡			

施設類型・施設区分	施設数	延床面積	施設類型・施設区分	施設数	延床面積
産業施設	18	14,572㎡	処理場	13	48,135㎡
勤労会館・労働会館	2	1,699㎡	処理場	13	48,135㎡
コンベンション施設	1	8,467㎡	交通施設	28	4,467㎡
産業振興施設	1	420㎡	ヘリポート	1	578㎡
加工場	14	3,986㎡	旅客船ターミナル	2	1,403㎡
教育児童施設	190	480,212㎡	駐輪場	25	2,486㎡
小学校・中学校・義務教育学校	68	410,499㎡	斎場・火葬場	3	5,020㎡
給食センター	3	4,568㎡	斎場・火葬場	3	5,020㎡
教育研究所	2	384㎡	合計	852	877,872㎡
短期大学	1	8,502㎡			
放課後児童クラブ	47	6,334㎡			
保育所・幼稚園・こども園	54	46,770㎡			
子育て支援センター	8	1,233㎡			
児童館	7	1,922㎡			

※サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場、プール、テニスコート、その他運動施設及び駐輪場の延床面積については、建築物を有する施設の建物部分の延床面積を集計しています。

## 2 対象外とする公共建築物

次の公共建築物については、本計画の対象外とします。

### (1) 同種・類似の計画を策定済み又は今後策定予定である公共建築物

公営住宅（林業者宿泊施設を除きます。）については、同種・類似の計画を策定済みであることから、個別施設計画に代える取り扱いをします。

なお、公園の管理棟などインフラ施設に附属する公共建築物については、インフラ施設に係る個別施設計画において具体的な対策方針を定めるものとします。

### (2) 独立採算を原則とする地方公営企業が所管する公共建築物

独立採算を原則とする地方公営企業が所管する施設についても別途の取り扱いをするものとし、モーターボート競走場、市営駐車場などについては、策定済み又は今後策定する公営企業経営戦略等の同種・類似とみなすことのできる計画をもって、個別施設計画に代える取り扱いをします。

### (3) 個別施設計画を策定しない公共建築物

小規模な施設や今後も当然に維持していく必要のある施設で複合化・集約化、転用などについて検討の余地がないもの（登山道休憩所、公衆便所、書庫、倉庫、車庫、墓園など）については、本計画の対象外とします。

### 3 インフラ施設に係る個別施設計画

インフラ施設に係る個別施設計画については、施設類型又は施設の種類ごとに別途策定することとし、本計画の対象外とします。

【インフラ施設に係る個別施設計画（策定済のもの）】

施設類型	施設の種類	計画の名称	計画期間
道路・橋りょう・トンネル	道路	津市道路整備計画	平成 30 年度～令和 9 年度（10 年間）
		津市舗装維持管理修繕計画	平成 30 年度～令和 9 年度（10 年間）
		津市舗装個別施設計画	令和元年度～令和 10 年度（10 年間）
		津市道路側溝個別施設計画	令和元年度～令和 10 年度（10 年間）
	橋梁	津市橋梁長寿命化修繕計画	平成 30 年度～令和 9 年度（10 年間）
公園		津市公園施設長寿命化計画	平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）
漁港施設		香良洲漁港機能保全計画	平成 23 年度～令和 42 年度（50 年間）

※上水道、下水道については、同種・類似とみなすことのできる計画を策定済みです。

### 4 用途廃止施設

用途廃止施設は、本計画の対象外とします。ただし、これらについては、今後用途廃止施設となる施設と同様（本章第 5 項 2 参照）に、自治会や福祉団体などへの譲渡又は貸し付け、除却、処分などについて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組むものとします。

また、旧学校施設における旧校舎棟の利活用の基本的な考え方について、避難所又は投票所としての活用は継続することとし、このほか旧校舎棟を学校以外の用途（集会施設等）に転用する場合は、建築・消防法規上の課題に対応するための多額の改修費用が必要となり、本来の行政目的を終えた施設に多額の公共投資を行うことは本計画の趣旨に沿いません。

他方、本計画には地域課題を解決するための拠点となる「地区活動拠点施設」を確保していくこととしています。（本章第 5 項 1(9)参照）

そこで、旧校舎棟については、他用途への転用や長寿命化など多額の投資を伴う施設整備の対象とはせず、例外として、次のアからウまでの 3 つの要件に該当する場合に限り、必要最低限の範囲で建築・消防法規上の課題を解消の上、ウの公共的団体に貸借等を行い、当該貸借等部分を公共的団体が運営する「地区活動拠点施設」として位置付けるものとします。

ア 旧校舎棟を津市個別施設計画上の地区活動拠点施設として位置付けていること

イ 旧校舎棟の所在地区内に代替機能（集会機能）を有する施設がないこと

ウ 公共的団体による公共的な活動であること

なお、校舎棟の全体又は一部が未利用で、活用を必要とする場合には、民間資本による利活用を図るため、文部科学省その他民間事業者が運営するサイトへの情報掲載等により、広く活用主体を公募することとします。

## 第5項 対策の進め方及び優先順位の考え方

本計画では、総合管理計画に掲げた公共建築物に係る実施方針を基本とし、この10年間は、次のとおり対策を進めます。

津市公共施設等総合管理計画 実施方針(公共建築物)		
<b>1. まちづくりの視点からの配置の最適化</b> (1) コンパクトシティの推進 (2) 地域拠点の構築 (3) 施設配置基準の設定 (4) 広域化と共同利用	<b>3. 公共施設総量の最適化</b> (1) 施設の整備・更新 (2) 施設の譲渡・売却 (3) 用途廃止施設の処分 (4) 借地・借家の解消	<b>5. 公共施設の経営改善</b> (1) 経営的視点と手法の導入 (2) 管理運営の委譲等 (3) 民間資金・提案の活用 (PPP/PFI) (4) 受益者負担の適正化と収入の確保 (5) 管理運営費用の縮減
<b>2. 時代の要請・変化への対応</b> (1) 社会環境の変化への対応 (2) 多様なライフスタイルへの対応 (3) ノーマライゼーションの実現 (4) 公民連携の推進 (5) 市民協働の推進 (6) 官学連携の推進 (7) 防災機能の確保 (8) 脱炭素化に向けた取組	<b>4. 公共施設の有効活用</b> (1) 施設の利用促進 (2) 低利用施設の転用と機能移転 (3) 廃止施設と跡地の有効活用	<b>6. 計画的な更新と適切な維持管理</b> (1) 適切な維持管理 (2) 計画的な更新
	(1) 数量と規模の最適化 (2) 長寿命化 (3) 整備・更新手法の適切な選択 (1) 地域への譲渡・売却 (2) 団体への売却・譲渡 (3) 民間への売却・譲渡	(1) 地域への委譲 (2) 指定管理や民間委託の活用 (1) 業務の包括化と予防保全の導入 (2) ライフサイクルコストの把握と縮減 (3) 革新的技術の導入
	(1) 耐用年数まで使い切る (2) 低利用施設を使い切る	

## 1 対策の中心となる重点事項

### (1) 基本政策との連動

津市総合計画に掲げる基本政策（まちづくりの諸施策）を実現するために各施設で行われている事業について、その効果を点検します。

また、多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するまちづくりの観点から、市街化区域内や総合支所庁舎周辺への公共施設機能の集約を進めます。

### (2) 必要な機能の確保

各施設で提供する機能（市民サービス等）の必要性を検証し、必要な機能については、その機能を継続することを前提とします。現在の施設での機能の継続が困難な場合は、他の施設へ機能移転するなどの代替策を講じることにより、機能を確保します。

### (3) 利用圏域に応じた施設配置

施設の機能・規模によって、対象とする利用者の範囲が異なるため、その利用圏域に応じて施設を分類し、当該分類に基づいて機能の再編及び建物の再配置（以下「再編・再配置」といいます。）を進めます。

#### 【利用圏域及び施設の分類】

利用圏域		施設		施設の例
名称	説明	分類	説明	
広域	近隣の市町村域や他県を含む広域的な範囲	広域的施設	県外及び市内外の利用者を想定した施設	サオリーナ、メッセウイング・みえ、榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」、大学、津なぎさまち内旅客船ターミナルなど
市域	市全域	市域的施設	市全域から利用者が訪れる各サービス分野の基幹施設又は地域的施設や地区施設で実施する事業の企画立案などを行うための施設	本庁舎、中央公民館、津リージョンプラザ、スポーツ施設、勤労者福祉センター（サン・ワーク津）、教育研究所、中央保健センター、中央学校給食センター、応急診療所、消防本部、処理場、いつくしみの杜など

利用圏域		施設		施設の例
名称	説明	分類	説明	
地域	合併前市町村の区域又は中学校区の区域	地域的施設	主に地域内や周辺の住民が利用する施設	各総合支所庁舎、各文化センター（地域ホール）、各図書館、各体育館、各公民館、各市民センター、各子育て支援センター、各保健センター（地域保健センター）、各消防署、各中学校、各出張所など
地区	市町村合併時の小学校区の区域	地区施設	主に地区内や周辺の住民が利用する施設	各小学校、各会館、各隣保館、各放課後児童クラブなど
生活圏域	各自治会の区域	生活圏域施設	生活圏域において、主に区域内の住民の利用に供する施設	各集会所、各教育集会所など

#### (4) 施設類型を超えた多機能化とエリア再編

施設名称や設置当初の用途に限定せず、“集会ができる場所”、“運動ができる場所”といった柔軟な視点で施設の機能を捉え、地域又は地区を俯瞰して施設類型を超えた多機能化（複合化など）、集約化又は転用を図りながらエリア再編（地域又は地区を面的に捉えた施設配置の適正化）を進めます。

#### (5) 施設の計画的な保全

今後も継続して保有する施設については、計画的な保全に努め、計画的な保全を行わないものの機能を継続する施設については、適切に維持します。

#### (6) 施設の有効活用

施設全体が低利用である場合に限らず、時間帯又は諸室によって利用率が大きく異なるような場合は、利用されていない時間と空間を有効に活用できるよう、施設の多機能化（複合化など）による有効活用を図ります。

#### (7) 費用対効果の検証

改修、建て替えなど施設に係る具体的な対策方針の検討にあたっては、建物の躯体や設備などを良好な状態に維持していくための経費や、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化のための経費のほか、適正規模にダウンサイジングして建て替えた場合の管理運営費などを考慮し、既存の施設を継続して保有する場合と建て替えを行う場合のライフサイクルコストを比較したうえで、具体的な対策方針を判断していきます。

また、土地や建物を借り受けている施設については、提供する機能（市民サービス）の必要性や建物の劣化状況を考慮し、借り受けの継続、土地や建物の取得又は機能移転を判断します。

#### (8) 管理運営手法の見直し

施設の管理運営体制については、施設の性質に応じて直営（業務委託を含みます。）、指定管理者制度、民営化など適切な手法を選択します。

#### (9) 地区経営の推進

まちづくりにおける課題は複雑多岐に渡ることから、地区の実情や特性を考慮したきめ細かな対策が必要となっていますが、これらの課題解決にあたっては、行政による取り組みだけでなく、住民による自主的な取り組みが不可欠です。

一方で、地区においては、連帯意識の希薄化や、地区活動の担い手不足等の課題があるため、多様な活動団体等が参画した地区の自主運営組織を構成し、各活動団体が支え合って共助によるまちづくりを進めることが重要となってきています。

このため、その取り組みの場として活用できる多機能な拠点施設を地区単位に提供し、活動を支援していきます。

#### **ア 自主運営組織**

地区内の住民や多様な活動団体などが主体となって、各活動団体の役割を明確にしながら、自主運営組織（まちづくりの課題の解決に向けた取り組みを持続的に行います。）の構成を働きかけていきます。

#### **イ 地区活動拠点施設**

市民との対話と連携によるパートナーシップ及び協働により、地区の実情や特性を踏まえながらまちづくりの課題の解決を図ることを目的に、自治会活動、福祉活動（サロン、子育てなど）、防災対策、地域活動（PTA、こども会、敬老会など）、文化活動（練習、創作など）、軽運動といった住民活動の拠点となる施設（以下「地区活動拠点施設」といいます。）を地区単位に位置付け、再編・再配置を検討する中で、コミュニティ機能、公民館機能、行政機能（出張所）などを統合した多機能な施設を目指します。

また、地区活動拠点においては、自主運営組織による主体性の発揮を目指し、自主運営組織を指定管理者とする管理運営（直営の管理運営費に対し、国・県から補助金が交付されている隣保館を除きます。）の導入を進めるとともに、その活動を支援する仕組みを構築します。

## 【各地区における地区活動拠点施設及び集会施設等の配置状況（令和7年3月1日時点）】

地域	地区	施設名	地域	地区	施設名	
津	養正	●中央公民館、市民活動センター	河芸	豊津	●豊津小学校	
	修成	●橋南公民館		上野	●上野公民館	
	南立誠	●橋北公民館		黒田	●河芸公民館	
	北立誠	●旧北立誠幼稚園		千里ヶ丘	●千里ヶ丘公民館	
	敬和	●敬和公民館、賛岐防災コミュニティセンター、愛宕会館、高洲会館、相生会館、大井会館、中央市民館、高洲町教育集会所	芸濃	明	●旧明村役場庁舎、明公民館	
	育生	●橋南市民センター、橋南会館、阿漕塚記念館		椋本	●芸濃コミュニティセンター、新横山集会所、西部ヶ丘集会所、藤ヶ丘団地集会所、殿町教育集会所、椋本公民館、芸濃公民館	
	新町	●新町会館		雲林院	●雲林院福祉会館、河原集会所、上ノ段集会所、南山集会所、新田教育集会所、青木団地教育集会所、雲林院公民館	
	藤水	*藤水出張所、*たるみ子育て交流館	安西※	安西公民館		
	高茶屋	●高茶屋市民センター、南郊公民館、城山会館	美里	高宮	●美里公民館(旧高宮公民館)、美里農業研修センター	
	神戸	●西部市民センター、神戸出張所		辰水	●旧辰水小学校	
	安東	●安東コミュニティセンター、安東出張所		長野	●中野文化会館、長野教育集会所、東山教育集会所	
	櫛形	●櫛形小学校、四軒町集会所、長谷山集会所、向井集会所、櫛形市民館、長谷山市民館、櫛形出張所	安濃	草生	●草生公民館、草生農村集落多目的共同利用施設	
	雲出	●雲出市民センター、雲出地区防災コミュニティセンター、殿木集会所、雲出市民館、雲出出張所		村主	●村主公民館、ファミリーステージ安濃集会所、リバーサイド集会所、村主農村集落多目的共同利用施設	
	一身田	●一身田公民館		安濃	●安濃公民館、安濃工業会館、花の木台集会所、レインボー安濃集会所、安濃農村集落多目的共同利用施設	
	白塚	●白塚市民センター、白塚公民館		明合	●安濃中公民館、明合公民館、サンヒルズ安濃(交流施設等)、明合団地集会所、安濃農民研修センター	
	栗真	●北部市民センター、栗真出張所	洲香良	香良洲	●サンデルタ香良洲、香良洲公民館	
	片田	●片田公民館、片田出張所	一志	川合	●川合公民館、コミュニティプラザ川合、川合文化会館、川合教育集会所、上垣内集会所、西屋敷集会所、本里集会所、中屋敷集会所、屋方集会所、小山集会所、庄村集会所、片野集会所、姫路集会所	
	大里	●豊里公民館、大里出張所		高岡	●一志高岡公民館、一志農村環境改善センター	
	高野尾	*転作促進技術研修所、*高野尾出張所		大井	●大井公民館	
	西が丘	●津西会館		波瀬	●波瀬公民館、波瀬ふれあい会館、岩垣内集会所、波瀬農村集落多目的共同利用施設	
	豊が丘	●豊が丘おおぞら会館、豊が丘会館	家城	*家城公民館、*元取公民館、元取集会所、家城農村集落多目的共同利用施設、家城文化センター		
	南が丘	●南が丘会館、津南防災コミュニティセンター	川口	●川口公民館、瀬古集会所、白山市民会館、白山農研研修所、大広教育集会所、白山公民館		
	久居	誠之	●久居総合福祉会館、久居公民館、須ヶ瀬構造改善センター、明神町1地区集会所、元町地区集会所、久居万町・中町・射場町地区集会所、西鷹跡地区集会所、東鷹跡地区集会所、明神教育集会所	白山	大三	●大三公民館、三ヶ野集会所、大三農村集落多目的共同利用施設
		成美	●ポルタひさいふれあいセンター、北口地区集会所、明神地区集会所、諸戸山・横山地区集会所、久居北口市民館、久居北口文化会館、北口教育集会所		倭	●倭公民館、佐田集会所、上ノ村集会所、上佐田教育集会所
		桃園	●桃園公民館、桃園情報センター、木造7地区集会所、桃園地区集会所、桃園教育集会所	八ツ山	●八ツ山公民館、山田野上集会所、山田野下集会所、八ツ山農村集落多目的共同利用施設、八対野教育文化会館	
		戸木	●戸木公民館、羽野地区集会所、狐塚地区集会所、戸木地区集会所、風早地区集会所、桃里団地集会所	美杉南	*八幡地域住民センター、*美杉高齢者婦人センター、*下之川住民交流センター、*伊勢地域住民センター、*多気地域住民センター、八幡生活改善センター、下之川生活改善センター、下之川地域住民センター、伊勢地多目的集会所、丹生俣多目的集会所、西ヶ広集会所、宇戸原集会所、越知集会所、白口集会所、漆集会所、八幡公民館、下之川公民館、伊勢地公民館、多気公民館	
栗葉		*稲葉公民館、*七栗公民館、七栗産業会館、稲葉農村集落多目的共同利用施設、久居農村婦人の家、森教育集会所	美杉東	*八知公民館、*竹原地域住民センター、竹原多目的集会所、竹原コミュニティ防災センター、上平集会所、共栄集会所、美杉人権センター、美杉林業研修集施設「グリーンハウス美杉」、梅ヶ広教育集会所、竹原公民館		
榊原		●榊原公民館、下垣内地区集会所、榊原地区集会所、榊原中央集会所、向ヶ広地区集会所、榊原市民館、榊原農研研修所、下村教育集会所、榊原上教育集会所	太郎生	●太郎生多目的集会所、太郎生公民館		
立成		●立成コミュニティセンター、久居新町中央集会所、相川地区集会所、久居団地・東町地区集会所、井戸山地区集会所、立成公民館				

※地区活動拠点施設の選定にあたっては、地区内にあるコミュニティセンター、公民館の機能をもつ施設（類似の施設を含みます。）や小学校のなかから、建築年の新しさ、規模の大きさ、位置などから最も多機能化に適している施設を選定します。

なお、現時点で地区活動拠点施設に適切な施設がない地区や校区の統廃合などの経緯から地区活動拠点施設の候補施設が複数ある場合は、地域又は地区内の公共施設の再編・再配置を検討する中で地区活動拠点施設を決定していきます。

※「●」は地区活動拠点施設を、「\*」は地区活動拠点施設の候補施設を示しています。建物の規模や健全性の点で地区活動拠点施設に位置付ける集会施設がない地区については、集会施設以外の施設類型で集会利用のできる施設を候補施設として記載しています。

※安西地区の地区活動拠点施設については、従来は旧安西小学校を位置付けていましたが、当該旧学校施設を集会施設に転用することについては建築基準法等の制約が判明したため、同地区における地区活動拠点施設の位置付けについて再検討します。

## 2 施設の方向性別の対策と優先順位

第2章で記載するとおり、地域又は地区内における機能の重複状況、施設の利用率や利用実態、建物の健全性や耐震性などを基準に、施設区分ごとに優先順位を付けて検討を

行い、検討結果に基づき、計画的な保全に努める、適切に維持する、譲渡又は貸し付けを行うなどの具体策に取り組みます。

#### (1) 計画的な保全に努める施設

建物を有効活用できている施設のうち、耐震性があり、予防保全によって長期使用が可能となるものについては、今後も継続して保有する施設として計画的な保全に努めます。

また、他の施設機能を集約又は複合することによる施設の多機能化や他の施設機能への転用を図ります。

#### (2) 適切に維持する施設

計画的な保全を行わないものの機能を継続する施設については、原則大規模改修を行わずに、利用可能な間又は国県補助金の処分制限期間を経過するまでの間は適切に維持しつつ、存続した場合の費用対効果を検証したうえで、建物の方向性（改修、民間施設を含めた他の施設への機能移転、廃止など）について検討を行います。

#### (3) 譲渡又は貸し付けを行う施設

自治会や福祉団体などの活動拠点として自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、これらの団体との合意形成のもと譲渡を行います。

譲渡にあたっては、譲渡前の修繕、改修、除却などのための補助制度など団体への支援の仕組みの構築を図ります。

また、譲渡を望まない団体に対しては、使用貸借により管理運営を委ねていきます。

#### (4) 除却又は売却を行う施設

本市における活用や譲渡、貸し付けが見込まれない施設については、除却、売却などの処分方法について検討を行います。

売却にあたっては、原則、土地と建物を一体として売却を進めます。

また、安全性に問題がある施設、周辺的环境や治安に影響を与えるおそれがある施設などについては、タイミングを捉え優先的に除却を進めます。

### 3 対策実行の時期

対策内容が決定している施設（本計画第2章に記載のとおり）については、本計画第2章に記載のスケジュールに基づき着実に対策を実行していきます。

また、対策内容の検討が必要な施設についても、対策内容の検討結果を得たとき、第3章に記載するエリア再編を実施するとき、基幹設備の不具合など建物の老朽化により施設の使用ができなくなったとき、人口減少など社会環境の著しい変化により施設が役割を終えたときなど施設の再編・再配置の機会を機敏に捉え、大胆に施設の配置の見直しを図っていきます。

## 第6項 用語の説明

【本計画で用いている用語】

用語	説明
公共施設等	公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょうなどの土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道など）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場など）などを含む包括的な概念です。本計画で「施設」と記載している場合、特に記載事項がない限り、この公共施設等のことを表しています。
地域	合併前市町村区域をいいます。ただし、津地域及び久居地域において利用圏域やエリア再編の対象の区域を指す場合には、中学校区の区域をいう場合もあります。
地区	市町村合併時の小学校区の区域をいいます。
地区活動拠点施設	自主運営組織が住民活動に取り組む場として、地区毎に1箇所位置付ける施設です。地区内にあるコミュニティセンター、公民館の機能をもつ施設（類似の施設を含みます。）や小学校のなかから、建築年の新しさ、規模の大きさ、位置などから最も多機能化に適している施設を選定します。なお、現時点で地区活動拠点施設に適切な施設がない地区や校区の統廃合などの経緯から地区活動拠点施設の候補施設が複数ある場合は、地域又は地区内の再編・再配置を検討する中で地区活動拠点施設を決定していきます。
自主運営組織	まちづくりの課題解決を図るため、地区内の住民や活動団体等が主体となって構成する協議・運営組織のことをいいます。
集約化	複数の類似機能を一つの施設にまとめることをいいます。
複合化	複数の異なる機能を一つの施設または同一敷地にまとめ、施設を様々な用途に使用することをいいます。
再編・再配置	公共施設等の機能の再編及び建物の再配置をいいます。
エリア再編	一定の範囲内に配置された複数の施設の課題を面的に俯瞰し、一体的に検討したうえで、検討結果に基づく公共施設等の再編・再配置を行うことをいいます。
管理運営費	施設の修繕、日常業務の運営等の維持管理全般について要する費用をいいます。なお、第2章「(1)施設の概要」の表内においては、実際に要した費用の年間合計額を記載しています。
健全性	今後も計画的に保全するべき施設であると仮定し、耐用年数の1/2程度の年数が経過しているものには一定の改修を行い、耐用年数程度の年数が経過しているものについては更新を行うシナリオを想定した場合の対応の別を示したものです。なお、第2章「(1)施設の概要」の表内の健全性の欄については、経過年数が耐用年数の1/2以下である場合には「A」、経過年数が耐用年数の1/2を超え耐用年数以下である場合には「B」、経過年数が耐用年数を超える場合「C」と記載しています。なお、大規模改修を実施した施設については、実際の経過年数から耐用年数の1/2を差し引いた年数を経過年数とみなして健全性を記載しています。
指定管理者制度	市民サービスの向上や経費の節減を目的に、民間のスキルやノウハウを幅広く活用し、民間事業者やNPO団体などに公の施設の管理運営を委ねる制度をいいます。
使用料	施設を利用する際に利用者が本市に支払う使用料又は指定管理者に支払う施設利用料をいいます。
大規模改修	屋根・屋上、外壁、内壁、床、天井、電気設備、給排水設備、空調設備などを対象とした、広範な改修のことを大規模改修とします。なお、大規模改修を実施した施設については、「(1)施設の概要」の表内に実施年の欄を設け、実施年を記載しています。
耐震性	昭和56年6月以降の新耐震基準に基づく耐震性能をいいます。なお、第2章「(1)施設の概要」の表内においては、耐震性能がある施設を「○」、耐震診断調査が未実施で耐震性能の有無が不明の施設を「△」、耐震性能がない施設を「×」と記載しています。
構造	建物全体を支える構造、主体構造のことをいいます。なお、第2章「(1)施設の概要」の表内においては、鉄骨鉄筋コンクリート造を「SRC」、鉄筋コンクリート造を「RC」、鉄骨造を「S」、木造を「W」、コンクリートブロック造を「CB」と記載しています。
耐用年数	建物が使用に耐える期間をいいます。本計画のうち建物の健全性の判定においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定める事務用途での耐用年数を採用しており、鉄骨鉄筋コンクリート造は50年、鉄筋コンクリート造は50年、鉄骨造は38年、木造は24年、コンクリートブロック造は41年としています。なお、複合構造を持つ建物については、主な構造の耐用年数を採用しています。
単独施設	一つの建物に一つの機能がある施設のことをいいます。
複合施設	一つの建物に複数の機能がある施設のことをいいます。なお、第2章「(1)施設の概要」の表内においては、複合施設の欄を設け「○」と記載しています。
利用率	施設内の諸室の利用の度合いをいいます。本計画においては、諸室等を時間貸しする施設（いわゆる貸館）の諸室について、午前・午後・夜間の3つの時間帯における使用の有無を集計し、施設全体における使用の割合を計算しています。
利用の程度	施設の利用率に基づく利用の度合いをいい、第2章「(1)施設の概要」の表内においては、利用率が60%以上の施設を「A」、30%以上60%未満の施設を「B」、30%未満の施設を「C」と記載しています。

## 【施設毎の方向性に関する用語】

施設毎の方向性		説明
機能 (ソフト)	継続	施設が有する機能を継続することをいいます。
	新設	施設の機能を、新たに設置することをいいます。
	集約化	複数の類似又は同一の機能を一つの施設にまとめることをいいます。
	複合化	複数の異なる機能を一つの施設にまとめ、様々な用途に使用することをいいます。
	検討	施設の機能の方向性や在り方を検討することをいいます。
	協議	施設の運営を、団体（自治会）などに委ねていくことを協議することをいいます。
	廃止	施設の機能を、将来的に用途廃止することをいいます。
	民営化	民間活力による機能の維持・向上を図るため、公共施設としては廃止の上、民間事業者による運営に移行することをいいます。
建物 (ハード)	継続	施設の建物を存続させることをいいます。
	新設	施設の建物、設備などを、新たに整備することをいいます。
	改修	施設の建物に対して大規模改修、長寿命化改修などの工事を行うことをいいます。
	検討	施設の建物の方向性や在り方を検討することをいいます。
	建替	既存の建物を建て直す、又は移転して建て替えることをいいます。
	転用	既存の建物や敷地を他の用途や機能に転用することをいいます。
	協議	建物や敷地を団体（自治会など）に譲渡することなどを協議することをいいます。
	返還	建物や敷地を借り受けている団体や個人に、建物や土地を返還することをいいます。
	譲渡	施設を使用している団体（自治会など）に、有償、無償を問わず施設を譲渡することをいいます。
	処分	建物を除却又は敷地を含め売却することをいいます。
	除却	建物を取り壊すことをいいます。

## 津市個別施設計画

### 第2章. 個別施設計画



## 「第2章. 個別施設計画」の見方

### 【要旨】

・以下の(1)施設の概要から(3)施設毎の方向性までの記載内容を要約しています。

### (1) 施設の概要

- ・本文：施設の役割、目的、施設の総数、配置状況など施設区分における基本情報を記載しています。
- ・表：本計画の対象となる各施設の基本情報を記載しています。令和2年10月1日から令和4年3月31日までの廃止施設については、行を薄い網掛けにしています。

※施設の諸元等に関する情報は令和2年10月1日時点、経過年数、施設の利用、管理運営に関する情報は平成29年度3月末時点の情報となっています。

※総合管理計画で対象としていたものの令和2年10月1日までに廃止した施設については、参考情報として行を濃い網掛けにしています。

### 【記載例】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央公民館	○	SRC	S60	33	H24	A	2,149㎡	○	132人	39%	B	直営	36,213	2,139
17	河芸	上野	上野保育園(R4閉園)		RC	H5	25		A	594㎡	○	57人	88%	A	直営	24,462	13,256

令和2年10月1日時点 ←→ 平成29年度3月末時点

項目名	説明
地域	施設が所在する地域（合併前市町村区域）を示しています。
地区	施設が所在する地区（市町村合併時の小学校区を単位とする区域）を示しています。
施設名	令和2年10月1日時点で竣工済みの施設を記載しています。 なお、廃止した施設については、名称の先頭に「R」、末尾に「(HOO廃止)」を、休止している施設については、末尾に「(休止中)」を付記しています。
複合施設	他の機能と複合又は共用している施設に「○」を記載しています。
構造	建物の構造を示しており、鉄骨鉄筋コンクリート造を「SRC」、鉄筋コンクリート造を「RC」、鉄骨造を「S」、木造を「W」、コンクリートブロック造を「CB」と記載しています。なお、複数の棟で構成する施設については、主となる棟の構造を記載しています。
建築年	建物の建築年を示しています。
大規模改修	大規模改修や大掛かりな改修を実施した施設において、その実施年を示しています。
経過年数	平成29年度末を基準に算出した建築年からの経過年数です。
健全性	経過年数が耐用年数の1/2以下である場合には「A」、経過年数が耐用年数の1/2を超え耐用年数以下である場合には「B」、経過年数が耐用年数を超える場合「C」と記載しています。ただし、大規模改修を実施した施設については、実際の経過年数から耐用年数の1/2を差し引いた年数を経過年数とみなして健全性を記載しています。
延床面積	建物の総延床面積（屋外系の施設では管理棟等の面積）を示しています。なお、複合施設の場合、主たる施設に共用部分の面積を計上しています。
耐震性	耐震性能を満たす施設を「○」、耐震診断調査が未実施で耐震性能が不明の施設を「△」、耐震性能を満たさない施設を「×」と記載しています。
利用者数	利用者数（年間利用者数、日平均の利用者数など）を記載しています。 なお、一般市民が利用しない施設区分については、適宜個別に指標を設定するか「-」と記載しています。
利用率	施設内の諸室の利用の度合いをいいます。本計画においては、諸室等を時間貸しする施設（いわゆる貸館）の諸室について、午前・午後・夜間の3つの時間帯における使用の有無を集計し、施設全体における使用の割合を計算しています。ただし、一般市民が利用しない施設区分については、適宜個別に指標を設定するか「-」と記載しています。
利用の程度	利用率が60%以上の施設を「A」、30%以上60%未満の施設を「B」、30%未満の施設を「C」としています。
管理運営	管理運営形態を示しています。本市が直接管理運営している場合は「直営」、指定管理者制度を適用している場合は「指定管理」、それ以外の場合は「その他」と記載しています。 なお、警備、清掃、窓口業務など一部業務を委託している施設であっても、指定管理者制度を適用していない場合は「直営」としています。
管理運営費	光熱水費、委託料、臨時職員の賃金、修繕費等を含めた日常の管理運営に要した費用です。（改修等に伴う工事費、正規職員の人件費は含まれません。）なお、複合施設の場合は、施設機能別の面積按分などにより算出しています。
使用料	公の施設の使用料を示しており、指定管理者が利用料を受受している場合は「-」、使用料を定めていない施設については「*」としています。なお、庁舎編及び消防施設編については、当該項目は省略（対象外）としています。

## (2) 現状と課題の整理

- ・利用の状況（利用率、利用者数など）、建物の状況（健全性、耐震性など）、管理運営形態、収支の状況、総合管理計画の策定前後からの施設の整備や廃止の状況など、各施設区分又は各施設の現状と課題について記載しています。

※本文中に記載する数値情報は、特に注釈がある場合を除き、平成29年3月末時点（平成29年度）の情報となっています。

## (3) 施設毎の方向性

- ・本文：各施設区分の機能についての方向性（継続、集約化・複合化、廃止）、建物についての方向性（継続、改修、処分など）、管理運営の方向性など、施設区分に係る今後の全体方針や施設毎の方向性について記載しています。

- ・表：施設毎の方向性を記載しています。検討を行う施設は検討の優先度の欄に検討期間の目途（短期または中期）を示します。その他の具体策に取り組むものは、(4)に年次計画を記載しています。

※時期や期間については、特に記載があるものを除き、計画期間の10年間を目途に取り組むものであり、「改修」、「処分」などであっても、直ちに改修、処分を実施するものではありません。

### 【記載例】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
31	河芸	上野	上野小学校	継続	検討	◎	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎の長寿命化改修について具体化する。

項目名	説明
今後の方向性	機能(ソフト) 建物(ハード)
機能(ソフト)	機能(施設で実施する事業、活動など)についての方向性を示しています。
建物(ハード)	建物(物理的な建屋、空間など)についての方向性を示しています。
検討の優先度	今後の方向性(機能、建物)の欄のいずれかを「検討」とした場合に検討の優先度について記載しています。早急に対処すべき喫緊の課題がある場合などは短期的(令和5年度までの3年間を目途)に検討することとし「◎」、そうでない場合は中期的(令和8年度までの6年間を目途)に検討することを示す「○」と記載しています。
説明	今後の方向性(機能および建物)についての補足説明です。

## (4) 今後10年間の年次計画

- ・今後10年間において改修や建て替えなどの具体策に取り組む施設(検討を行う施設や継続する施設を除きます。)について、令和2年度から令和11年度までの年次計画を表で示しています。

※具体策への取り組みが完了した施設については、行を網掛けにしています。

### 【記載例】

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
修成小学校	継続	改修	設計	改修工事	計画的に保全								
上野小学校	継続	改修	設計	改修工事	計画的に保全								

## (5) 対策費用のシミュレーション

- ・建物の方向性において、工事を要するもの(新設、改修、増築、処分(除却))とした施設について、具体策の実行に伴う費用の試算結果を表で示しています。

※実施設計が未実施の施設については、構造が同種の建物における過去の工事実績による建築単価などを基に試算しているため、精緻な見積額や積算額を示すものではありません。

### 【記載例】

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
津市役所本庁舎(基幹設備等の改修)	27,028	-	1,759,000
工事費概算(合計)	27,028		1,759,000

## 第2章. 個別施設計画

### 第1項 集会施設編

#### 1 コミュニティセンター

##### 【要旨】

- ▶ 住民活動や交流の拠点を提供する役割を担う施設で 44 施設を設置
- ▶ 地区活動拠点施設
  - ・機能は複合化による多機能化を図りながら継続
  - ・建物は計画的な保全に努める
- ▶ その他の施設
  - ・機能は継続、建物は利用可能な間適切に維持。ただし、地区内で集会施設機能が重複しており、検討を必要とする施設は、施設の在り方について地域又は地区の施設の再編・再配置を検討する中で具体化
- ▶ 将来的には、自治会などの活動の場として自治会などの自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、合意形成のもと譲渡

##### (1) 施設の概要

コミュニティセンターは、主に地区内の住民活動や交流の拠点を提供する目的のほか一部の施設は、防災対策、産業振興、観光振興などの各種目的を併せ持つ施設として、国土交通省、経済産業省、農林水産省などの各国庫補助金を活用して、河芸地域、美里地域、香良洲地域及び白山地域を除く地域に 44 施設を設置しています。

津地域には概ね中学校区ごとに市民センター、地区ごとに会館があるほか、美杉地域の地域住民センターや多目的集会所などがあり、配置の単位、施設の規模、諸室や設備の水準などは地域及び施設により異なります。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	市民活動センター	○	RC	S60	33	H24	A	2,081㎡	○	195人	69%	A	指定管理	103,179	-
2	津	敬和	賢崎防災コミュニティセンター		RC	H18	12		A	335㎡	○	2人	5%	C	直営	1,941	1
3	津	育生	橋南市民センター		RC	S62	31		B	756㎡	○	83人	36%	B	指定管理	9,911	-
4	津	育生	橋南会館		RC	S54	39		B	239㎡	○	25人	25%	C	直営	830	356
5	津	育生	阿漕塚記念館		RC	S46	47		B	149㎡	○	8人	11%	C	直営	541	104
6	津	新町	新町会館	○	S	R2	-		A	651㎡	○	-	-	-	直営	-	-
7	津	高茶屋	高茶屋市民センター		RC	H17	13		A	824㎡	○	76人	45%	B	指定管理	10,803	-
8	津	高茶屋	城山会館		S	H7	23		B	276㎡	○	21人	22%	C	直営	1,188	378
9	津	神戸	西部市民センター	○	RC	H3	27		B	545㎡	○	45人	27%	C	指定管理	5,929	-
10	津	雲出	雲出地区防災コミュニティセンター		RC	H28	2		A	1,815㎡	○	13人	5%	C	直営	2,177	135
11	津	雲出	雲出市民センター		RC	H3	27		B	1,057㎡	○	59人	39%	B	指定管理	23,614	-
12	津	白塚	白塚市民センター		RC	H14	16		A	806㎡	○	76人	38%	B	指定管理	10,906	-

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
13	津	栗真	北部市民センター	○	RC	H1	29		B	420㎡	○	54人	33%	B	指定管理	6,524	-
14	津	西が丘	津西会館		S	H9	21		B	318㎡	○	49人	55%	B	直営	1,405	817
15	津	豊が丘	豊が丘会館		S	H2	28		B	318㎡	○	39人	33%	B	直営	1,395	249
16	津	豊が丘	豊が丘おおぞら会館		S	H29	1		A	436㎡	○	32人	15%	C	直営	574	27
17	津	南が丘	南が丘会館		S	H13	17		A	698㎡	○	170人	54%	B	直営	2,272	1,405
18	津	南が丘	津南防災コミュニティセンター		S	R1	-		A	733㎡	○	-	-	-	直営	-	-
19	久居	誠之	須ヶ瀬構造改善センター		S	H1	29		B	172㎡	○	5人	4%	C	指定管理	343	-
20	久居	成美	ポルタひさいふれあいセンター	○	SRC	H9	21	H25	A	987㎡	○	39人	31%	B	直営	8,416	1,595
21	久居	桃園	桃園情報センター	○	RC	S63	30		B	353㎡	○	不明	不明	不明	直営	0	0
22	久居	栗葉	七栗産業会館		S	H3	27		B	174㎡	○	11人	9%	C	指定管理	43	-
23	久居	立成	立成コミュニティセンター	○	RC	H7	23		A	389㎡	○	6人	2%	C	直営	934	2
24	芸濃	棕本	芸濃コミュニティセンター	○	RC	H16	14		A	789㎡	○	25人	5%	C	直営	3,038	0
25	安濃	安濃	安濃工業会館		S	S63	30		B	365㎡	○	3人	3%	C	指定管理	218	-
26	安濃	明合	サンヒルズ安濃(交流施設等)	○	RC	H8	22		A	2,103㎡	○	-	-	-	直営	-	-
27	安濃	明合	安濃交流会館(あもう温泉)		RC	S47	46		B	1,046㎡	○	-	-	-	直営	-	-
28	安濃	明合	安濃コミュニティセンター	○	RC	H17	13		A	153㎡	○	-	-	-	直営	-	-
29	一志	川合	コミュニティプラザ川合	○	S	H10	20		B	438㎡	○	13人	4%	C	直営	831	77
30	一志	波瀬	波瀬ふれあい会館	○	S	H8	22		B	329㎡	○	12人	4%	C	直営	1,319	14
31	美杉	美杉東	竹原地域住民センター	○	RC	S53	40		B	1,540㎡	○	27人	7%	C	直営	1,605	24
32	美杉	美杉東	竹原多目的集会所		W	S62	31		C	271㎡	○	4人	2%	C	直営	1,031	2
33	美杉	美杉東	竹原コミュニティ防災センター		W	H16	14		B	124㎡	○	6人	6%	C	直営	124	0
34	美杉	美杉南	八幡生活改善センター		S	S53	40		C	200㎡	×	0人	0%	C	直営	29	0
35	美杉	美杉南	八幡地域住民センター	○	W	H17	13		B	318㎡	○	12人	6%	C	直営	1,529	7
36	美杉	美杉南	美杉高齢者婦人センター(しゃくなげ会館)		S	H7	23		B	474㎡	○	6人	2%	C	指定管理	955	-
37	美杉	美杉南	下之川生活改善センター		S	S55	38		C	382㎡	○	3人	2%	C	直営	340	0
38	美杉	美杉南	下之川地域住民センター	○	W	H14	16		B	315㎡	○	9人	4%	C	直営	1,997	2
39	美杉	美杉南	下之川住民交流センター		W	H27	3		A	466㎡	○	54人	81%	A	直営	14,215	1,228
40	美杉	美杉南	伊勢地多目的集会所		S	S55	38		B	308㎡	○	2人	1%	C	直営	1,260	7
41	美杉	美杉南	伊勢地地域住民センター	○	W	H15	15		B	391㎡	○	15人	8%	C	直営	965	8
42	美杉	美杉南	多気地域住民センター	○	W	H13	17		B	448㎡	○	12人	7%	C	直営	1,133	16
43	美杉	美杉南	丹生俣多目的集会所		W	H4	26		C	228㎡	○	4人	3%	C	指定管理	290	-
44	美杉	太郎生	太郎生多目的集会所	○	S (一部W)	S56	37		B	337㎡	○	15人	6%	C	直営	1,400	7

※6：新町会館は令和2年7月に、18：津南防災コミュニティセンターは令和元年7月に、28：安濃コミュニティセンターは令和2年4月に供用を開始し、利用状況に関するデータがないため、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※26：サンヒルズ安濃(交流施設等)は、令和2年4月に名称、諸室の構成等を変更していますので、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※27：安濃交流会館(あもう温泉)は、令和2年1月に展示・会議施設機能を廃止し、温浴施設のみとなっていますので、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

【計画策定後に整備したコミュニティセンター】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	西が丘	津西ふれあい会館		S	R4	-		A	394㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	津	安東	安東コミュニティセンター		RC	S48	52		B	396㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄については、平成29年度の状況としているため「-」と記載しています。

※1：津西ふれあい会館は、令和4年6月に運営を開始しました。

※2：安東コミュニティセンターは旧安東幼稚園を改修し、令和6年7月に運営を開始しました。

(2) 現状と課題の整理

【各地区における集會施設等の配置状況（令和7年3月1日時点）（再掲）】

地域	地区	施設名	地域	地区	施設名	
津	養正	●中央公民館、市民活動センター	河芸	豊津	●豊津小学校	
	修成	●橋南公民館		上野	●上野公民館	
	南立誠	●橋北公民館		黒田	●河芸公民館	
	北立誠	●旧北立誠幼稚園		千里ヶ丘	●千里ヶ丘公民館	
	敬和	●敬和公民館、賢崎防災コミュニティセンター、愛宕会館、高洲会館、相生会館、大井会館、中央市民館、高洲町教育集会所	芸濃	明	●旧明村役場庁舎、明公民館	
	育生	●橋南市民センター、橋南会館、阿漕塚記念館		椋本	●芸濃コミュニティセンター、新横山集会所、西部ヶ丘集会所、藤ヶ丘団地集会所、殿町教育集会所、椋本公民館、芸濃公民館	
	新町	●新町会館		雲林院	●雲林院福祉会館、河原集会所、上ノ段集会所、南山集会所、新田教育集会所、青木団地教育集会所、雲林院公民館	
	藤水	*藤水出張所、*たるみ子育て交流館		安西※	安西公民館	
	高茶屋	●高茶屋市民センター、南郊公民館、城山会館	美里	高宮	●美里公民館(旧高宮公民館)、美里農業研修センター	
	神戸	●西部市民センター、神戸出張所		辰水	●旧辰水小学校	
	安東	●安東コミュニティセンター、安東出張所	安濃	長野	●中野文化会館、長野教育集会所、東山教育集会所	
	櫛形	●櫛形小学校、四軒町集会所、長谷山集会所、向井集会所、櫛形市民館、長谷山市民館、櫛形出張所		草生	●草生公民館、草生農村集落多目的共同利用施設	
	雲出	●雲出市民センター、雲出地区防災コミュニティセンター、殿木集会所、雲出市民館、雲出出張所		村主	●村主公民館、ファミリーステージ安濃集会所、リバーサイド集会所、村主農村集落多目的共同利用施設	
	一身田	●一身田公民館		安濃	●安濃公民館、安濃工業会館、花の木台集会所、レインボー安濃集会所、安濃農村集落多目的共同利用施設	
	白塚	●白塚市民センター、白塚公民館	洲香良	明合	●安濃中公民館、明合公民館、サンヒルズ安濃(交流施設等)、明合団地集会所、安濃農民研修センター	
	栗真	●北部市民センター、栗真出張所		香良洲	●サンデルタ香良洲、香良洲公民館	
	片田	●片田公民館、片田出張所	一志	川合	●川合公民館、コミュニティプラザ川合、川合文化会館、川合教育集会所、上垣内集会所、西屋敷集会所、本里集会所、中屋敷集会所、屋方集会所、小山集会所、庄村集会所、片野集会所、姫路集会所	
	大里	●豊里公民館、大里出張所		高岡	●一志高岡公民館、一志農村環境改善センター	
	高野尾	*転作促進技術研修所、*高野尾出張所		大井	●大井公民館	
	西が丘	●津西会館		波瀬	●波瀬公民館、波瀬ふれあい会館、岩垣内集会所、波瀬農村集落多目的共同利用施設	
	豊が丘	●豊が丘おぞら会館、豊が丘会館	川口	家城	*家城公民館、*元取公民館、元取集会所、家城農村集落多目的共同利用施設、家城文化センター	
	南が丘	●南が丘会館、津南防災コミュニティセンター		川口	●川口公民館、瀬古集会所、白山市民会館、白山農民研修所、大広教育集会所、白山公民館	
	久居	誠之	●久居総合福祉会館、久居公民館、須ヶ瀬構造改善センター、明神町1地区集会所、元町地区集会所、久居万町・中町・射場町地区集会所、西鷹跡地区集会所、東鷹跡地区集会所、明神教育集会所	白山	大三	●大三公民館、三ヶ野集会所、大三農村集落多目的共同利用施設
		成美	●ポルタひさいふれあいセンター、北口地区集会所、明神地区集会所、諸戸山・横山地区集会所、久居北口市民館、久居北口文化会館、北口教育集会所		倭	●倭公民館、佐田集会所、上ノ村集会所、上佐田教育集会所
		桃園	●桃園公民館、桃園情報センター、木造7区地区集会所、桃園地区集会所、桃園教育集会所	美杉	ハツ山	●ハツ山公民館、山田野上集会所、山田野下集会所、ハツ山農村集落多目的共同利用施設、八対野教育文化会館
		戸木	●戸木公民館、羽野地区集会所、狐塚地区集会所、戸木地区集会所、風早地区集会所、桃里団地集会所		美杉南	*八幡地域住民センター、*美杉高齢者婦人センター、*下之川住民交流センター、*伊勢地域住民センター、*多気地域住民センター、八幡生活改善センター、下之川生活改善センター、下之川地域住民センター、伊勢地多目的集会所、丹生俣多目的集会所、西ヶ広集会所、宇戸原集会所、越知集会所、白口集会所、漆集会所、八幡公民館、下之川公民館、伊勢地公民館、多気公民館
栗葉		*稲葉公民館、*七栗公民館、七栗産業会館、稲葉農村集落多目的共同利用施設、久居農村婦人の家、森教育集会所	美杉東	*八知公民館、*竹原地域住民センター、竹原多目的集会所、竹原コミュニティ防災センター、上平集会所、共栄集会所、美杉人権センター、美杉林業研修施設「グリーンハウス美杉」、梅ヶ広教育集会所、竹原公民館		
榊原		●榊原公民館、下垣内地区集会所、榊原地区集会所、榊原中央集会所、向ヶ広地区集会所、榊原市民館、榊原農研研修所、下村教育集会所、榊原上教育集会所	太郎生	●太郎生多目的集会所、太郎生公民館		
立成		●立成コミュニティセンター、久居新町中央集会所、相川地区集会所、久居団地・東町地区集会所、井戸山地区集会所、立成公民館				

※「●」は地区活動拠点施設を、「\*」は地区活動拠点施設の候補施設を示しています。建物の規模や健全性の点で地区活動拠点施設に位置付ける集會施設がない地区については、集會施設以外の施設類型で集會利用のできる施設を候補施設として記載しています。

※安西地区の地区活動拠点施設については、従来は旧安西小学校を位置付けていましたが、当該旧学校施設を集會施設に転用することについては建築基準法等の制約が判明したため、同地区における地区活動拠点施設の位置付けについて再検討します。

中学校区ごとに人口 1,000 人当たり 50 m<sup>2</sup>を基準に集会施設機能を確保することを目標に順次整備を進めており、令和元年 7 月に津南防災コミュニティセンターが、令和 2 年 4 月には安濃コミュニティセンター、令和 2 年 7 月には新たな新町会館が開館しています※。

※令和 4 年 6 月には津西ふれあい会館が開館しています。

コミュニティセンターは、設置の経緯、目的、施設の規模などが様々であることから、利用実態を踏まえ、本市が地区活動拠点施設として維持していく施設と、自治会活動のために使用していくその他の施設に分類し、今後の方向性を検討していく必要があります。

利用状況については、会議、研修会、サロン活動、趣味サークルなど地区内の住民活動に広く供していますが、利用率 30%未満の施設は、利用率不明の施設を除き 27 施設あり、同じ地区内で集会施設機能（類似機能を含みます。）の重複がある施設があることから、利用率の向上や施設総量の適正化に向け整理が必要となっています。

建物については、八幡生活改善センターを除き耐震性を確保していますが、建築後 20 年を超え経年劣化が進んでいる施設が 16 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 9 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 2 施設あります。

管理運営については、指定管理者制度を適用している施設が 12 施設あり、その他は直営となっています。また、使用料については、減額免除規定を適用した利用が多く、指定管理者が収受している施設を除き、管理運営費（人件費を除いています。）に占める使用料の割合は約 13%となっています。

主な利用者が、地域住民であることから、効果的・効率的な管理運営に向け、地域による自主的な管理運営への移行について検討が必要となっています。

なお、整備当時の国庫補助金については、制度が廃止されている、国の予算状況により配分が得られにくいなど、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどは困難となっています。

### (3) 施設毎の方向性

地区活動拠点施設とそれ以外の施設についてそれぞれ次のとおり取り組みます。

なお、将来的には、自治会などの活動拠点として自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、自治会などとの合意形成のもと譲渡を行います。

#### ア 地区活動拠点施設

地区活動拠点施設は、まちづくりの課題の解決や施策展開を図るため、本市と地区内の住民や活動団体から構成される自主運営組織が協働して取り組む拠点として、コミュニティ機能、公民館機能、行政機能など他の施設機能との複合化による多機能化を図りながら機能を継続します。

建物については、計画的な保全に努めます（複合施設等における施設については、複合している建物等にあわせて対応します）。ただし、温浴設備については、大規模な設備修繕が必要となったときに廃止について検討します。

管理運営については、自主運営組織による主体的かつ自立的な運営形態へと段階的な移行を図ります。

## イ その他の施設

地区活動拠点施設以外の施設は、機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持します（複合施設等における施設については、複合している建物等にあわせて対応します）。ただし、地区内で集会施設機能が重複しており、検討を必要とする施設については、施設の在り方について、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	養正	市民活動センター	継続	継続	-	-	市民活動の中間支援センターとして機能を継続し、建物は入居する津センターハルスビルにあわせて対応する。
2	津	敬和	賛岐防災コミュニティセンター	継続	継続	-	-	防災拠点でもあることから機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
3	津	育生	橋南市民センター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	津	育生	橋南会館	継続	検討	-	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
5	津	育生	阿漕塚記念館	継続	検討	-	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
6	津	新町	新町会館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	津	高茶屋	高茶屋市民センター	複合化	改修	●	-	機能は、現南郊公民館内に設置する高茶屋出張所の機能移転により複合化する。建物は、複合化のための改修を行い、その後は計画的な保全に努める。また、駐車場等の整備により施設水準の確保を図る。
8	津	高茶屋	城山会館	継続	継続	-	-	機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
9	津	神戸	西部市民センター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	津	雲出	雲出地区防災コミュニティセンター	継続	継続	-	-	防災拠点でもあることから機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
11	津	雲出	雲出市民センター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。なお、温浴設備は、大規模な設備修繕が必要となったときに廃止について検討する。
12	津	白塚	白塚市民センター	継続	検討	●	○	地区活動拠点施設として機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
13	津	栗真	北部市民センター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
14	津	西が丘	津西会館	継続	継続	-	-	機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
15	津	豊が丘	豊が丘会館	継続	継続	-	-	機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
16	津	豊が丘	豊が丘おぞら会館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
17	津	南が丘	南が丘会館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
18	津	南が丘	津南防災コミュニティセンター	継続	継続	-	-	防災拠点でもあることから機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
19	久居	誠之	須ヶ瀬構造改善センター	継続	検討	-	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
20	久居	成美	ポルタひさいふれあいセンター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は区分所有するポルタひさいビルにあわせて対応する。
21	久居	桃園	桃園情報センター	検討	検討	○	○	公民館としての利用が中心であることから、公民館機能への転用を含め、情報センター機能の在り方を検討し、検討結果に基づき具体策に取り組む。建物は共用する桃園公民館にあわせて対応する。
22	久居	栗葉	七栗産業会館	継続	検討	-	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
23	久居	立成	立成コミュニティセンター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
24	芸濃	椋本	芸濃コミュニティセンター	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は複合する芸濃庁舎にあわせて対応する。
25	安濃	安濃	安濃工業会館	継続	検討	-	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
26	安濃	明合	サンヒルズ安濃(交流施設等)	継続	継続	-	-	機能を継続し、建物は複合するサンヒルズ安濃(ハーモニーホール)にあわせて対応する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
27	安濃	明合	安濃交流会館(あのお温泉)	継続	継続		-	第3章に記載のとおり、集会施設機能については周辺の公共施設に集約し、温浴設備については継続することとした。建物については、余裕部分を民間事業者に貸し付けることにより温浴設備の利用率向上に努める。
28	安濃	明合	安濃コミュニティセンター	継続	継続		-	機能は継続し、建物は複合する安濃庁舎にあわせて対応する。
29	一志	川合	コミュニティプラザ川合	継続	継続	○	-	機能は継続し、建物は共用する川合公民館にあわせて対応する。
30	一志	波瀬	波瀬ふれあい会館	継続	継続	○	-	機能は継続し、建物は共用する波瀬公民館にあわせて対応する。
31	美杉	美杉東	竹原地域住民センター	継続	検討	*	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
32	美杉	美杉東	竹原多目的集会所	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
33	美杉	美杉東	竹原コミュニティ防災センター	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
34	美杉	美杉南	八幡生活改善センター	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
35	美杉	美杉南	八幡地域住民センター	継続	検討	*	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
36	美杉	美杉南	美杉高齢者婦人センター(しゃくなげ会館)	継続	検討	*	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
37	美杉	美杉南	下之川生活改善センター	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
38	美杉	美杉南	下之川地域住民センター	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
39	美杉	美杉南	下之川住民交流センター	継続	検討	*	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
40	美杉	美杉南	伊勢地多目的集会所	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
41	美杉	美杉南	伊勢地地域住民センター	継続	検討	*	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
42	美杉	美杉南	多気地域住民センター	継続	検討	*	○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
43	美杉	美杉南	丹生俣多目的集会所	継続	検討		○	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
44	美杉	太郎生	太郎生多目的集会所	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として、周辺の公共施設機能の複合化による多機能化を図りながら機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

※地区活動拠点欄において、地区活動拠点に位置付けている施設については「●」、複合する公民館を地区活動拠点に位置付けている施設については「○」、今後、地域又は地区の公共施設の再編・再配置において、地区活動拠点施設の候補となる施設については「\*」と記載しています。

※短期的(3年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的(6年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【計画策定後の新設コミュニティセンター】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	西が丘	津西ふれあい会館	新設	新設	●	-	西が丘地区の新たな地区活動拠点施設として、機能は継続し、建物は計画的に保全する。
2	津	安東	安東コミュニティセンター	新設	新設	●	-	安東地区の新たな地区活動拠点施設として、機能は継続し、建物は計画的に保全する。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
高茶屋市民センター	複合化	改修				設計 工事	工事	計画的に保全				
津西ふれあい会館	新設	新設	本体 設計	新築工事		計画的に保全						

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床 面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)	
高茶屋市民センター(高茶屋出張所の複合化、駐車場等の整備)		50	-	78,000
津西ふれあい会館		394	-	229,000
工事費概算(合計)		444		307,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※高茶屋市民センターの延床面積の欄は、高茶屋市民センター内の高茶屋出張所に転用する部分の面積を記載し、工事費概算の欄は、複合化に係る建築工事及び駐車場の整備工事の概算額の合計を記載しています。

## 2 集会所

### 【要旨】

- ▶ 主に自治会等の活動の場としての役割を担う施設で 67 施設を設置
- ▶ 利用可能な間又は国庫補助金の処分制限期間が到来するまでの間、機能は継続、建物は適切に維持。ただし、自治会等の利用意向がない施設については、機能の廃止及び跡施設の活用について検討
- ▶ 将来的には、自治会等の活動の場として自治会等の自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、合意形成のもと自治会等に譲渡

### (1) 施設の概要

本市の設置する集会所は、主に地区内の自治会等の活動拠点を提供する目的で設置しており、防衛省、厚労省等の国庫補助金等を受けて整備したもの、開発事業者から帰属を受けたものなど、設置の経緯は様々となっています。河芸地域、美里地域及び香良洲地域を除く地域に 67 施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	愛宕会館		RC	S54	39		B	228㎡	○	不明	不明	不明	直営	360	*
2	津	敬和	高洲会館		RC	S54	39		B	311㎡	○	不明	不明	不明	直営	1,298	*
3	津	敬和	相生会館		RC	S54	39		B	254㎡	○	不明	不明	不明	直営	205	*
4	津	敬和	大井会館		RC	S60	33		B	160㎡	○	不明	不明	不明	直営	655	*
5	津	橿形	四軒町集会所		S	S55	38		B	153㎡	△	不明	不明	不明	直営	378	*
6	津	橿形	長谷山集会所		S	S61	32		B	159㎡	○	不明	不明	不明	直営	379	*
7	津	橿形	向井集会所		S	S62	31		B	156㎡	○	不明	不明	不明	直営	834	*
8	津	雲出	殿木集会所		S	S59	34		B	152㎡	○	不明	不明	不明	直営	362	*
9	久居	誠之	明神町1地区集会所		S	H4	26		B	126㎡	○	不明	不明	不明	直営	37	*
10	久居	誠之	元町地区集会所		S	H15	15		A	157㎡	○	11人	25%	C	指定管理	26	-
11	久居	誠之	久居万町・中町・射場町地区集会所		S	H15	15		A	149㎡	○	4人	5%	C	指定管理	27	-
12	久居	誠之	西鷹跡地区集会所		S	H6	24		B	128㎡	○	4人	9%	C	指定管理	31	-
13	久居	誠之	東鷹跡地区集会所		S	H5	25		B	122㎡	○	4人	7%	C	指定管理	37	-
14	久居	成美	北口地区集会所		S	H4	26		B	180㎡	○	不明	不明	不明	直営	37	*
15	久居	成美	明神地区集会所		S	S62	31		B	124㎡	○	2人	2%	C	指定管理	23	-
16	久居	成美	諸戸山・横山地区集会所		S	H9	21		B	125㎡	○	2人	4%	C	指定管理	41	-
17	久居	桃園	木造7区地区集会所		S	S56	37		B	99㎡	△	不明	不明	不明	直営	37	*
18	久居	桃園	桃園地区集会所		S	H11	19		B	151㎡	○	5人	7%	C	指定管理	91	-
19	久居	戸木	羽野地区集会所		S	S58	35		B	108㎡	○	1人	1%	C	指定管理	23	-
20	久居	戸木	狐塚地区集会所		S	H3	27		B	124㎡	○	1人	4%	C	指定管理	103	-
21	久居	戸木	戸木地区集会所		S	H8	22		B	161㎡	○	6人	14%	C	指定管理	27	-
22	久居	戸木	風早地区集会所		S	H10	20		B	130㎡	○	5人	15%	C	指定管理	26	-
23	久居	戸木	桃里団地集会所		S	H9	21		B	92㎡	○	1人	2%	C	指定管理	0	-

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
24	久居	榊原	向ヶ広地区集会所		S	S56	37		B	99㎡	△	不明	不明	不明	直営	151	*
25	久居	榊原	旧落合地区集会所(R6廃止)		S	S56	37		B	103㎡	△	—	—	—	—	37	*
26	久居	榊原	下垣内地区集会所		S	H8	22		B	99㎡	○	不明	不明	不明	直営	86	*
27	久居	榊原	榊原地区集会所		S	H4	26		B	172㎡	○	1人	2%	C	指定管理	165	-
28	久居	榊原	榊原中央集会所		S	H13	17		A	155㎡	○	2人	5%	C	指定管理	27	-
29	久居	立成	久居新町中央集会所		S	S61	32		B	125㎡	○	2人	3%	C	指定管理	30	-
30	久居	立成	相川地区集会所		RC	S49	44		B	425㎡	○	6人	7%	C	指定管理	888	-
31	久居	立成	久居団地・東町地区集会所		S	H16	14		A	156㎡	○	14人	33%	B	指定管理	154	-
32	久居	立成	井戸山地区集会所		S	H2	28		B	124㎡	○	2人	3%	C	指定管理	86	-
33	芸濃	雲林院	河原集会所		W	S55	38		C	73㎡	△	不明	不明	不明	直営	5	*
34	芸濃	雲林院	上ノ段集会所		W	H4	26		C	129㎡	○	不明	不明	不明	直営	5	*
35	芸濃	雲林院	南山集会所		W	S54	39		C	89㎡	△	不明	不明	不明	直営	5	*
36	芸濃	棕本	新横山集会所		W	S61	32		C	99㎡	○	不明	不明	不明	直営	502	*
37	芸濃	棕本	西部ヶ丘集会所		W	H4	26		C	120㎡	○	不明	不明	不明	直営	5	*
38	芸濃	棕本	藤ヶ丘団地集会所		W	S53	40		C	109㎡	△	不明	不明	不明	直営	5	*
39	安濃	村主	ファミリーステージ安濃集会所		W	H14	16		B	50㎡	○	不明	不明	不明	直営	0	*
40	安濃	村主	リバーサイド集会所		W	S63	30		C	66㎡	○	不明	不明	不明	直営	0	*
41	安濃	安濃	花の木台集会所		W	H12	18		B	50㎡	○	不明	不明	不明	直営	0	*
42	安濃	安濃	レインボー安濃集会所		W	H9	21		B	48㎡	○	不明	不明	不明	直営	0	*
43	安濃	明合	明合団地集会所		S	S55	38		B	163㎡	△	不明	不明	不明	直営	0	*
44	一志	川合	上垣内集会所		S	H13	17		A	120㎡	○	14人	3%	C	指定管理	170	*
45	一志	川合	西屋敷集会所		W	S49	44		C	117㎡	△	13人	1%	C	直営	13	*
46	一志	川合	本里集会所		W	S62	31		C	118㎡	○	18人	0%	C	直営	13	*
47	一志	川合	中屋敷集会所		W	H9	21		B	130㎡	○	12人	2%	C	直営	392	*
48	一志	川合	屋方集会所		W	H13	17		B	147㎡	○	18人	0%	C	直営	13	*
49	一志	川合	小山集会所		S	H5	25		B	167㎡	○	12人	2%	C	指定管理	21	*
50	一志	川合	庄村集会所		S	S61	32		B	135㎡	○	22人	2%	C	指定管理	518	*
51	一志	川合	片野集会所		S	H11	19		B	119㎡	○	15人	3%	C	指定管理	20	*
52	一志	川合	姫路集会所		W	S57	36		C	289㎡	○	19人	0%	C	直営	181	*
53	一志	波瀬	岩垣内集会所		W	S50	43		C	117㎡	△	14人	0%	C	直営	26	*
54	白山	家城	元取集会所		S	S59	34		B	169㎡	○	1人	1%	C	指定管理	29	*
55	白山	川口	瀬古集会所		S	H4	26		B	159㎡	○	2人	3%	C	指定管理	107	*
56	白山	大三	三ヶ野集会所		S	H3	27		B	272㎡	○	2人	6%	C	指定管理	91	*
57	白山	倭	佐田集会所		S	H11	19		B	241㎡	○	4人	7%	C	指定管理	31	*
58	白山	倭	上ノ村集会所		S	H2	28		B	188㎡	○	7人	12%	C	指定管理	287	*
59	白山	八ツ山	山田野上集会所		S	S58	35		B	120㎡	○	1人	1%	C	指定管理	29	*
60	白山	八ツ山	山田野下集会所		S	H14	16		A	249㎡	○	2人	3%	C	指定管理	41	*
61	美杉	美杉東	上平集会所		W	S55	38		C	118㎡	△	不明	不明	不明	直営	4	*
62	美杉	美杉東	共栄集会所		W	S63	30		C	99㎡	○	不明	不明	不明	直営	5	*

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
63	美杉	美杉南	西ヶ広集会所		CB	S36	57	S56	B	169㎡	△	不明	不明	不明	直営	417	*
64	美杉	美杉南	宇戸原集会所		W	S59	34		C	98㎡	○	不明	不明	不明	直営	7	*
65	美杉	美杉南	越知集会所		W	S40	53		C	86㎡	△	不明	不明	不明	直営	75	*
66	美杉	美杉南	白口集会所		W	S55	38		C	118㎡	△	不明	不明	不明	直営	5	*
67	美杉	美杉南	漆集会所		W	S55	38		C	99㎡	△	不明	不明	不明	直営	4	*
68	久居	成美	旧新町文化財保管庫(H30廃止)		RC	S46	47		B	324㎡	○	-	-	-	-	-	-
69	安濃	安濃	旧清水築原垣内集会所(R1廃止)		W	S49	44		C	30㎡	△	-	-	-	-	-	-

※25：旧落合地区集会所は、令和7年3月に廃止しました。

※68：旧新町文化財保管庫は、平成30年2月に廃止し、同年3月から福祉団体に貸し付けています。

※69：旧清水築原垣内集会所は、令和元年12月に廃止しました。

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

## (2) 現状と課題の整理

本市では自治会等の区域に設置される集会所は、主に本市からの補助金の交付を受けて、自治会等が自ら施設整備を行います。自衛隊基地がある地域においては、基地周辺環境の整備を目的とした防衛省の国庫補助金を活用して設置したもの、地方改善事業の対象となる地域・地区にあつては、厚生労働省の国庫補助金を活用して設置したものが、その他、経済産業省や国土交通省の補助金を活用して設置したもの、団地開発事業者から帰属を受けたものなどがあります。

集会所は、本質的には自治会等の活動のための施設であることから、自治会等による自主的な管理運営に移行することが望ましく、これまでの経緯と現在の国庫補助制度の状況を踏まえ、整理が必要となっています。

利用状況については、主に自治会等の会議やイベント会場など自治会の自主的な活動の場となっていますが、詳細が不明な施設が多くあります。

建物については、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が21施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が28施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が5施設あります。なお、施設規模が小規模（延床面積が200㎡未満）で老朽化が進んでいる15施設については、耐震診断調査が未実施となっています。

管理運営については、久居地域、一志地域及び白山地域の29施設で指定管理者制度により実施しており、その他の38施設では直営ですが、実質的に自治会等が運営を行っています。

また、使用料を定めていない施設が49施設あり、指定管理者が利用料を収受している施設を除き使用料収入はありません。

なお、整備当時の国庫補助金については、制度が廃止されている、国の予算状況により配分が得られにくいなど、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替え等は困難となっています。また、過去に国庫補助金の交付を受けて整備した施設を国庫補助金の処分制限期間内で建て替えなどを行う場合についても、国への届け出などが必要であるなど一定の制約があります。

## (3) 施設毎の方向性

利用可能な間又は国県補助金の処分制限期間が到来するまでの間、自治会等の活動拠点として機能を継続し、建物は適切に維持します。ただし、自治会等の利用意向がない場合や建物の老朽化が顕著な場合などは、機能の廃止及び建物の処分又は活用について検討します。

なお、将来的には、建物の修繕、改修、除却についての補助制度など、譲渡に係る自治会等への支援の仕組みを構築し、自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、自治会等との合意形成のもと譲渡を行います。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	敬和	愛宕会館	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
2	津	敬和	高洲会館	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
3	津	敬和	相生会館	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
4	津	敬和	大井会館	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
5	津	橿形	四軒町集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
6	津	橿形	長谷山集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
7	津	橿形	向井集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
8	津	雲出	殿木集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
9	久居	誠之	明神町1地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
10	久居	誠之	元町地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
11	久居	誠之	久居万町・中町・射場町地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
12	久居	誠之	西鷹跡地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
13	久居	誠之	東鷹跡地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
14	久居	成美	北口地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
15	久居	成美	明神地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
16	久居	成美	諸戸山・横山地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
17	久居	桃園	木造7地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
18	久居	桃園	桃園地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
19	久居	戸木	羽野地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
20	久居	戸木	狐塚地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
21	久居	戸木	戸木地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
22	久居	戸木	風早地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
23	久居	戸木	桃里団地集会所	継続	継続		-	市営住宅の共同施設として、市営住宅に合わせて対応する。
24	久居	榊原	向ヶ広地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
25	久居	榊原	落合地区集会所	廃止	除却		-	地域に利用の意向がないことから機能を廃止し、建物は除却の上、借地は返還する。
26	久居	榊原	下垣内地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
27	久居	榊原	榊原地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
28	久居	榊原	榊原中央集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
29	久居	立成	久居新町中央集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
30	久居	立成	相川地区集会所	検討	検討		○	建物の老朽化が顕著であることから機能の廃止を検討し、建物の処分を検討する。
31	久居	立成	久居団地・東町地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
32	久居	立成	井戸山地区集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
33	芸濃	雲林院	河原集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
34	芸濃	雲林院	上ノ段集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
35	芸濃	雲林院	南山集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
36	芸濃	椋本	新横山集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
37	芸濃	椋本	西部ヶ丘集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
38	芸濃	椋本	藤ヶ丘団地集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
39	安濃	村主	ファミリーステージ安濃集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
40	安濃	村主	リバーサイド集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
41	安濃	安濃	花の木台集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
42	安濃	安濃	レインボー安濃集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
43	安濃	明合	明合団地集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
44	一志	川合	上垣内集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
45	一志	川合	西屋敷集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
46	一志	川合	本里集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
47	一志	川合	中屋敷集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
48	一志	川合	屋方集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
49	一志	川合	小山集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
50	一志	川合	庄村集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
51	一志	川合	片野集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
52	一志	川合	姫路集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
53	一志	波瀬	岩垣内集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
54	白山	家城	元取集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
55	白山	川口	瀬古集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
56	白山	大三	三ヶ野集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
57	白山	倭	佐田集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
58	白山	倭	上ノ村集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
59	白山	八ツ山	山田野上集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
60	白山	八ツ山	山田野下集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
61	美杉	美杉東	上平集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
62	美杉	美杉東	共栄集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
63	美杉	美杉南	西ヶ広集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
64	美杉	美杉南	宇戸原集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
65	美杉	美杉南	越知集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。
66	美杉	美杉南	白口集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
67	美杉	美杉南	漆集会所	継続	継続		-	利用可能な間又は補助金の処分制限が到来するまでの間、地区集会所として機能を継続し、建物は適切に維持する。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
落合地区集会所	廃止	除却							設計	解体		借地返還	

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	敷地面積(m <sup>2</sup> )	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
落合地区集会所	103	-	未定
工事費概算(合計)			

### 3 市営住宅内集会所

#### 【要旨】

- ▶ 市営住宅内集会所 7 施設については、市営住宅に附属する施設として市営住宅の在り方にあわせて整理を行うこととし、津市公営住宅等長寿命化計画においてその方向性を整理し、本計画の基本的な考え方との整合を図る

#### (1) 施設の概要

市営住宅内集会所については、市営住宅の建設に伴い公営住宅に附属する施設として、市営住宅団地の自治会等の活動場所を提供する目的で、主に国土交通省の国庫補助金を活用して 7 施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報								
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	管理運営
1	津	白塚	白塚団地集会所		RC	S59	34		B	70㎡	○	直営
2	津	神戸	ぜにやま団地集会所		RC	S51	42		B	98㎡	△	直営
3	津	高茶屋	西城山集会所		RC	S54	39		B	101㎡	△	直営
4	津	高茶屋	小森団地集会所		RC	H5	25		A	70㎡	○	直営
5	津	雲出	雲出2号館集会所		S	H15	15		A	74㎡	○	直営
6	久居	栗葉	森団地自治会集会所		S	H18	12		A	82㎡	○	直営
7	久居	成美	相川西団地集会所		S	S53	40		C	36㎡	△	直営

#### (2) 現状と課題の整理

建物については、建築後 20 年を超え経年劣化が進んでいる施設が 1 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 3 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 1 施設あります。

また、施設規模が小規模（延床面積が 200 ㎡未満）で老朽化が進んでいるぜにやま団地集会所、西城山集会所及び相川西団地集会所の 3 施設については、耐震診断調査が未実施となっています。

管理運営については、全て直営で実施しています。

市営住宅内集会所を補助金の処分制限期間内に処分する場合、国や県への届け出などが必要であるなど一定の制約がありますが、入居率や建物の老朽化の状況に応じて進める市営住宅の集約化にあわせ、市営住宅内集会所も今後の方向性を検討していく必要があります。

#### (3) 施設区分の方向性

津市公営住宅等長寿命化計画（計画期間は令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間）に基づき、市営住宅に附属する施設として市営住宅の在り方にあわせて整理を行い、本計画の基本的な考え方との整合を図ります。

## 4 隣保館

### 【要旨】

- ▶ 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として 12 施設を設置
- ▶ 地区活動拠点施設
  - ・複合化による多機能化を図りながら機能は継続、建物は計画的な保全に努める
- ▶ その他の施設
  - ・施設の果たす役割を終えるまで機能を継続、建物は適切に維持。ただし、役割を終えるまでに利用ができなくなった場合は、地区内の住民の意向を十分尊重し、改修又は建て替えを検討

### (1) 施設の概要

社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、主に厚生労働省の国庫補助金及び三重県補助金を活用して整備を行った施設であり、河芸地域、安濃地域及び香良洲地域を除く地域に12施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	中央市民館		RC	S50	43		B	965㎡	○	32人	23%	C	直営	8,786	*
2	津	橿形	橿形市民館		RC	S49	44		B	213㎡	○	9人	9%	C	直営	4,020	*
3	津	橿形	長谷山市民館		RC	S50	43		B	179㎡	○	10人	36%	B	直営	4,642	*
4	津	雲出	雲出市民館		RC	S51	42		B	197㎡	○	16人	19%	C	直営	4,238	*
5	久居	成美	久居北口市民館		RC	S52	41		B	547㎡	○	19人	14%	C	直営	10,131	0
6	久居	成美	久居北口文化会館		S	S55	38		B	484㎡	○	42人	27%	C	直営	11,248	19
7	久居	榊原	榊原市民館		RC	S53	40		B	353㎡	○	14人	15%	C	直営	6,753	0
8	芸濃	雲林院	雲林院福祉会館		RC	S49	44		B	937㎡	○	18人	2%	C	直営	6,363	3
9	美里	長野	中野文化会館		S	H16	14		A	603㎡	○	24人	30%	C	直営	7,059	0
10	一志	川合	川合文化会館		RC	S56	37		B	528㎡	○	13人	10%	C	直営	6,814	0
11	白山	川口	白山市民会館		RC	H3	27		B	911㎡	○	35人	20%	C	直営	12,444	0
12	美杉	美杉東	美杉人権センター	○	RC	H26	4		A	32㎡	○	-	-	-	直営	1,697	-

※12：美杉人権センターは、諸室等の時間貸しをしておらず、各種事業は美杉総合文化センターの諸室で実施していることから、利用者数、利用率、利用の程度及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、人権学習、研修会、サロン活動、趣味サークルなど地区内の住民活動に広く供していますが、利用率 30%未滿の施設が 9 施設あります。使用料を設定している施設については、市主催事業や、減額免除規定を適用した利用が多く、管理運営費（人件費を除きます。）に占める使用料の割合は、1%未滿となっています。

建物については、建築後 20 年を超え経年劣化が進んでいる施設が 1 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 3 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 6 施設あります。

また、久居北口文化会館については、耐震性能の不足が判明したため、耐震補強工事を令和元年度に実施（完了）しており、全ての施設で耐震性を確保しています。

管理運営については、全て直営により実施しており、人件費などに対して三重県補助金が交付されています。

なお、改修などを実施する場合には、国庫補助金及び三重県補助金に係る制度の活用を検討する必要があります。

### (3) 施設毎の方向性

機能及び建物については、地区活動拠点施設とそれ以外の施設についてそれぞれ次のとおり取り組みます。

#### ア 地区活動拠点施設

地区活動拠点施設は、まちづくりの課題の解決や施策展開を図るため、本市と地区内の住民や活動団体から構成される自主運営組織が協働して取り組む拠点として、隣保館機能に支障のない範囲で、コミュニティ機能、公民館機能、行政機能など他の施設機能との複合化による多機能化を図りながら機能を継続します。

建物については、計画的な保全に努めます。

#### イ その他の施設

地区活動拠点施設以外の施設は、施設の果たす役割を終えるまで機能を継続し、建物は適切に維持し、複合施設にあつては、複合している施設にあわせて対応します。

なお、役割を終えるまでに利用ができなくなった場合には、地区内の住民の意向を十分尊重し、補助金の活用による改修又は建て替えを検討します。

管理運営については、人権学習、生涯学習、放課後における児童生徒に対する学習などで、教育集会所や他の施設区分との事業の連携について検討するほか、隣保館運営審議会において運営方針を毎年見直すとともに、地区内の住民主体の運営委員会にて相談機能の強化や利用率の向上を検討していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	敬和	中央市民館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
2	津	橿形	橿形市民館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
3	津	橿形	長谷山市民館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
4	津	雲出	雲出市民館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
5	久居	成美	久居北口市民館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
6	久居	成美	久居北口文化会館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
7	久居	榊原	榊原市民館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
8	芸濃	雲林院	雲林院福祉会館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として集会施設機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	美里	長野	中野文化会館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として集会施設機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	一志	川合	川合文化会館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
11	白山	川口	白山市民会館	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続し、建物は適切に維持する。
12	美杉	美杉東	美杉人権センター	継続	継続		-	施設の果たす役割を終えるまで隣保館機能を継続する。建物については、複合する施設にあわせて対応する。

※地区活動拠点欄において、地区活動拠点に位置付けている施設については「●」と記載しています。

## 5 農民研修センター

### 【要旨】

- ▶ 農業振興、農業・農村環境の維持発展及び農村地域のコミュニティの形成を目的に16施設を設置
- ▶ 公民館やコミュニティセンターとしての利用実態が主であることから、機能の見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で、地区内の住民との合意形成のもと具体化

### (1) 施設の概要

農業振興、農業・農村環境の維持発展及び農村地域のコミュニティの形成を目的に、農林水産省の国庫補助金を活用して整備を行った施設であり、河芸地域、芸濃地域及び香良洲地域を除く地域に16施設を設置しています。また、美杉地域の施設は、林業振興を目的とした研修施設となっています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	高野尾	転作促進技術研修所		S (一部W)	S56	37		B	145㎡	○	4人	7%	C	直営	730	*
2	久居	栗葉	稲葉農村集落多目的共同利用施設	○	S	H9	21		B	299㎡	○	0人	0%	C	直営	423	0
3	久居	栗葉	久居農村婦人の家	○	RC	S60	33		B	198㎡	○	3人	1%	C	直営	1,280	0
4	久居	榊原	榊原農民研修所	○	RC	S53	40		B	383㎡	○	21人	13%	C	直営	2,673	0
5	美里	高宮	美里農業研修センター		RC	S53	40		B	505㎡	○	5人	4%	C	直営	1,293	5
6	安濃	草生	草生農村集落多目的共同利用施設	○	S	H8	22		B	272㎡	○	14人	7%	C	直営	939	0
7	安濃	村主	村主農村集落多目的共同利用施設	○	S	H4	26		B	298㎡	○	24人	12%	C	直営	737	0
8	安濃	安濃	安濃農村集落多目的共同利用施設	○	S	H6	24		B	315㎡	○	11人	13%	C	直営	1,110	0
9	安濃	明合	安濃農民研修センター		RC	S55	38		B	510㎡	○	2人	1%	C	直営	0	0
10	一志	高岡	一志農村環境改善センター	○	RC	S62	31		B	831㎡	○	106人	21%	C	直営	6,735	906
11	一志	波瀬	波瀬農村集落多目的共同利用施設	○	W	H2	28		C	224㎡	○	1人	3%	C	直営	1,402	0
12	白山	家城	家城農村集落多目的共同利用施設	○	S	H1	29		B	324㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
13	白山	川口	白山農民研修所	○	RC	S49	44		B	767㎡	○	1人	2%	C	直営	294	78
14	白山	大三	大三農村集落多目的共同利用施設	○	S	H10	20		B	328㎡	○	9人	3%	C	直営	328	1
15	白山	八ツ山	八ツ山農村集落多目的共同利用施設	○	S	H9	21		B	341㎡	○	9人	2%	C	直営	174	4
16	美杉	美杉東	美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」		W	H1	29		C	292㎡	○	4人	1%	C	指定管理	2,517	-

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、全ての施設で利用率が30%未満となっています。また、公民館などと複合又は共用している施設では、当初の設置目的である農林業の振興などのための利用は少なく、公民館などでの利用が主となっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後 20 年を超え経年劣化が進んでいる施設が 8 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 6 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 1 施設あります。

管理運営については、転作促進技術研修所を除き使用料を設定していますが、減額免除規定を適用した利用が多く、指定管理者が収受している施設を除き、管理運営費（人件費を除きます。）に占める使用料の割合は、約 5%となっています。

なお、整備当時の国庫補助金については、国の予算状況により配分が得られにくいなど、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどは困難となっています。

### (3) 施設毎の方向性

当初の設置目的である農林業の振興などのための利用が少ないことから、公民館、コミュニティセンターなどの主な利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区内の公共施設の再編・再配置を検討する中で、地区内の住民との合意形成のもと具体化します。なお、公民館などと複合又は共用している施設については、複合又は共用している公民館などにあわせて対応します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	高野尾	転作促進技術研修所	検討	検討		○	地区集会所としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
2	久居	栗葉	稲葉農村集落多目的共同利用施設	検討	検討		○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
3	久居	栗葉	久居農村婦人の家	検討	検討		○	出張所としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、複合する出張所にあわせて対応する。
4	久居	榊原	榊原農民研修所	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館及び出張所にあわせて対応する。
5	美里	高宮	美里農業研修センター	検討	検討		○	施設の利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
6	安濃	草生	草生農村集落多目的共同利用施設	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
7	安濃	村主	村主農村集落多目的共同利用施設	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
8	安濃	安濃	安濃農村集落多目的共同利用施設	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
9	安濃	明合	安濃農民研修センター	廃止	処分		-	エリア再編により周辺の公共施設へ集会施設機能を集約したうえで、農民研修センターの機能を廃止する。なお、跡施設は国・県と補助金返還の免除に係る手続きを行ったうえで処分(解体)する。
10	一志	高岡	一志農村環境改善センター	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
11	一志	波瀬	波瀬農村集落多目的共同利用施設	検討	検討		○	出張所としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、複合する出張所にあわせて対応する。
12	白山	家城	家城農村集落多目的共同利用施設	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
13	白山	川口	白山農民研修所	検討	検討		○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
14	白山	大三	大三農村集落多目的共同利用施設	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
15	白山	ハツ山	ハツ山農村集落多目的共同利用施設	検討	検討	○	○	公民館としての利用が主であることから、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。建物については、共用する公民館にあわせて対応する。
16	美杉	美杉東	美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」	検討	検討		○	施設の利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能への見直しについて、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。

※地区活動拠点欄において、複合する公民館を地区活動拠点に位置付けている施設については「○」、今後、地域又は地区の公共施設の再編・再配置において、地区活動拠点施設の候補となる施設については「\*」と記載しています。  
 ※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
安濃農民研修センター	廃止	処分	補助金返還の免除に係る手続き及び処分（解体）									

## 6 教育集会所

### 【要旨】

- ▶ 地区内の社会教育や人権啓発を目的に 18 施設を設置
- ▶ 利用可能な間は施設の果たす役割（機能）を継続、建物は適切に維持
- ▶ 役割を終えるまでに利用ができなくなった場合は、地区内の住民との合意を図りながら他の施設での事業実施について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

### (1) 施設の概要

地区内の社会教育や人権啓発を目的に、人権相談、生活相談、人権学習会などの事業を実施するため、主に文部科学省の国庫補助金及び三重県補助金を活用して整備を行った施設であり、河芸地域、安濃地域及び香良洲地域を除く地域に 18 施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	高洲町教育集会所		RC	S49	44	H29	A	554㎡	○	43人	68%	A	直営	8,076	*
2	久居	誠之	明神教育集会所		W	S53	40		C	160㎡	△	3人	8%	C	直営	1,015	*
3	久居	成美	北口教育集会所		W	S45	48		C	126㎡	△	3人	5%	C	直営	702	*
4	久居	桃園	桃園教育集会所		S	H13	17		A	170㎡	○	8人	11%	C	直営	1,385	*
5	久居	栗葉	森教育集会所		W	S54	39		C	99㎡	△	1人	0%	C	直営	991	*
6	久居	榊原	下村教育集会所		W	S53	40		C	99㎡	△	3人	8%	C	直営	1,340	*
7	久居	榊原	榊原上教育集会所		W	S62	31		C	132㎡	○	4人	6%	C	直営	1,220	*
8	芸濃	雲林院	新田教育集会所		W	S62	31		C	130㎡	○	2人	3%	C	直営	18	*
9	芸濃	雲林院	青木団地教育集会所		W	S52	41		C	106㎡	△	1人	1%	C	直営	89	*
10	芸濃	椋本	殿町教育集会所		W	S54	39		C	133㎡	△	4人	10%	C	直営	188	*
11	美里	長野	長野教育集会所		S	S49	44		C	299㎡	○	11人	57%	B	直営	3,840	*
12	美里	長野	東山教育集会所		W	S52	41		C	39㎡	△	1人	1%	C	直営	426	*
13	一志	川合	川合教育集会所		S	H7	23		B	150㎡	○	12人	39%	B	直営	4,417	*
14	白山	家城	家城文化センター		S	H14	16		A	145㎡	○	11人	45%	B	直営	2,497	*
15	白山	川口	大広教育集会所		S	S62	31		B	162㎡	○	8人	32%	B	直営	2,308	*
16	白山	倭	上佐田教育集会所		S	S62	31		B	132㎡	○	7人	32%	B	直営	2,255	*
17	白山	八ツ山	八対野教育文化会館		S	H4	26		B	185㎡	○	6人	31%	B	直営	2,425	*
18	美杉	美杉東	梅ヶ広教育集会所		S	H24	6		A	137㎡	○	1人	4%	C	直営	570	*

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、会議室や研修室など多目的に使える部屋の利用率が高い反面、調理実習室や和室など使用目的が限られる部屋については利用率が低くなっており、利用率 30%未満の施設が 11 施設あります。

建物については、建築後 20 年を超え経年劣化が進んでいる施設が 2 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 8 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 4 施設（大規模改修を実施済みの高洲町教育集会所を除きます。）あります。

また、施設規模が小規模（延床面積が 200 m<sup>2</sup>未満）で老朽化が進んでいる 7 施設については、耐震診断調査が未実施となっています。

管理運営については、全て直営により実施しており、使用料は徴収していません。

なお、整備当時の国庫補助金及び三重県補助金に係る制度は、いずれも廃止されており、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどはできません。

### (3) 施設毎の方向性

教育集会所は、利用可能な間は施設の果たす役割（機能）を継続し、本市が管理運営を行います。役割を終えるまでに利用ができなくなった場合は、人権学習、生涯学習、放課後における児童生徒に対する学習などで、隣保館や他の施設区分との事業の連携について検討するとともに、地区内の住民との合意形成を図りながら他の施設での事業実施についても検討していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	敬和	高洲町教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
2	久居	誠之	明神教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
3	久居	成美	北口教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
4	久居	桃園	桃園教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
5	久居	栗葉	森教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
6	久居	榊原	下村教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
7	久居	榊原	榊原上教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
8	芸濃	雲林院	新田教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
9	芸濃	雲林院	青木団地教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
10	芸濃	椋本	殿町教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
11	美里	長野	長野教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
12	美里	長野	東山教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
13	一志	川合	川合教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
14	白山	家城	家城文化センター	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
15	白山	川口	大広教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
16	白山	倭	上佐田教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
17	白山	八ツ山	八対野教育文化会館	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。
18	美杉	美杉東	梅ヶ広教育集会所	継続	継続		-	利用可能な間は施設の果たす役割(機能)を継続し、建物は適切に維持する。

## 7 公民館

### 【要旨】

- ▶ 生涯学習の拠点として公民館講座や自主講座などを実施するため 53 施設を設置
- ▶ 地区活動拠点施設
  - ・機能は複合化による多機能化を図りながら継続、建物は計画的な保全に努める
- ▶ その他の施設
  - ・機能は継続、建物は利用可能な間適切に維持。ただし、公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応
  - ・建物の老朽化が進行しており地区内で集会施設機能が重複している施設、利用率が著しく低い施設などは、再編・再配置を検討
- ▶ 将来的には地域単位に再編し、地区活動拠点施設等の諸室を活用した講座展開などによる公民館事業の充実を図る

### (1) 施設の概要

社会教育法に基づき、住民の教養の向上、健康の増進等を目的に、生涯学習の拠点として公民館講座や自主講座などを実施するため、主に文部科学省の補助金を活用して整備を行った施設であり、市内全域に 53 施設を配置していますが、施設の配置、規模、諸室や設備の内容等は施設により異なります。

また、コミュニティセンター等と同様に地域又は地区の集会施設としての役割を果たしています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央公民館	○	SRC	S60	33	H24	A	2,149㎡	○	132人	39%	B	直営	36,213	2,139
2	津	修成	橋南公民館		RC	H2	28	R2	A	876㎡	○	-	-	-	直営	-	-
3	津	南立誠	橋北公民館	○	S	H13	17		A	927㎡	○	153人	42%	B	直営	14,976	4,567
4	津	敬和	敬和公民館		RC	S53	40		B	1,086㎡	○	97人	27%	C	直営	10,494	723
5	津	高茶屋	南郊公民館	○	RC	S47	46		B	525㎡	○	46人	14%	C	直営	5,146	244
6	津	一身田	一身田公民館	○	RC	H31	-		A	350㎡	○	-	-	-	直営	-	-
7	津	白塚	白塚公民館	○	RC	S49	44		B	495㎡	○	25人	14%	C	直営	5,724	345
8	津	片田	片田公民館		RC	S52	41		B	491㎡	○	29人	11%	C	直営	6,058	309
9	津	大里	豊里公民館		RC	S49	44		B	469㎡	○	25人	10%	C	直営	6,420	232
10	久居	誠之	久居公民館		RC	S52	41		B	1,410㎡	○	115人	35%	B	直営	12,561	2,471
11	久居	桃園	桃園公民館	○	RC	S63	30		B	353㎡	○	28人	8%	C	直営	4,727	83
12	久居	戸木	戸木公民館		RC	S57	36		B	287㎡	○	15人	8%	C	直営	4,674	129
13	久居	栗葉	稲葉公民館	○	S	H9	21		B	299㎡	○	24人	11%	C	直営	4,434	146
14	久居	栗葉	七栗公民館		RC	H2	28		B	357㎡	○	25人	7%	C	直営	3,511	168
15	久居	榊原	榊原公民館	○	S	S53	40		C	50㎡	○	9人	3%	C	直営	3,641	7
16	久居	立成	立成公民館	○	RC	H7	23		A	389㎡	○	64人	22%	C	直営	5,089	275
17	河芸	豊津	豊津公民館(R5廃止)	※	RC	S40	53		C	48㎡	○	1人	0%	C	直営	0	0

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
18	河芸	上野	上野公民館		RC	H1	29		B	394㎡	○	24人	8%	C	直営	5,119	131
19	河芸	黒田	河芸公民館		RC	S53	40		B	3,586㎡	○	177人	16%	C	直営	20,242	1,788
20	河芸	黒田	黒田公民館(R5廃止)	※	RC	S44	49		B	73㎡	○	1人	0%	C	直営	0	0
21	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘公民館	○	RC	S61	32		B	581㎡	○	51人	16%	C	直営	5,133	510
22	芸濃	明	明公民館	※	RC	S55	38		B	80㎡	○	1人	0%	C	直営	0	0
23	芸濃	雲林院	雲林院公民館	※	RC	S54	39		B	30㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
24	芸濃	椋本	椋本公民館	※	RC	S49	44		B	65㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
25	芸濃	椋本	芸濃公民館	○	RC	H8	22		A	57㎡	○	14人	2%	C	直営	3,766	48
26	芸濃	安西	安西公民館	※	RC	S29	64		C	32㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
27	美里	高宮	美里公民館(旧高宮公民館)		RC	H2	28		B	275㎡	○	20人	8%	C	直営	5,572	86
28	美里	辰水	辰水公民館(R6廃止)	※	RC	S62	31		B	94㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
29	美里	長野	長野公民館(R6廃止)	※	RC	H1	29		B	94㎡	○	0人	0%	C	直営	0	0
30	安濃	草生	草生公民館	○	S	H8	22		B	272㎡	○	14人	7%	C	直営	2,988	20
31	安濃	村主	村主公民館	○	S	H4	26		B	298㎡	○	24人	7%	C	直営	2,722	15
32	安濃	安濃	安濃公民館	○	S	H6	24		B	315㎡	○	11人	4%	C	直営	3,125	51
33	安濃	明合	安濃中公民館	○	RC	H17	13		A	2,244㎡	○	82人	22%	C	直営	17,234	564
34	安濃	明合	明合公民館		S	H2	28		B	390㎡	○	20人	7%	C	直営	3,755	20
35	香良洲	香良洲	香良洲公民館		RC	S52	41		B	773㎡	○	14人	3%	C	直営	2,412	110
36	一志	川合	川合公民館	○	S	H10	20		B	408㎡	○	42人	10%	C	直営	6,220	13
37	一志	高岡	一志高岡公民館	○	RC	S62	31		B	657㎡	○	19人	5%	C	直営	3,493	0
38	一志	大井	大井公民館		S	H5	25		B	671㎡	○	31人	9%	C	直営	5,357	37
39	一志	波瀬	波瀬公民館	○	S	H8	22		B	329㎡	○	11人	3%	C	直営	15,972	0
40	白山	家城	元取公民館		S	H26	4		A	600㎡	○	10人	3%	C	直営	4,766	20
41	白山	家城	家城公民館	○	RC	H1	29		B	32㎡	○	9人	3%	C	直営	4,272	53
42	白山	川口	白山公民館	○	RC	S49	44		B	468㎡	○	6人	8%	C	直営	6,521	118
43	白山	川口	川口公民館		RC	S52	41	H22	A	418㎡	○	20人	7%	C	直営	4,051	32
44	白山	大三	大三公民館	○	S	H10	20		B	28㎡	○	24人	6%	C	直営	4,276	119
45	白山	倭	倭公民館		S	H2	28		B	418㎡	○	14人	4%	C	直営	4,468	0
46	白山	八ツ山	八ツ山公民館	○	S	H9	21		B	31㎡	○	24人	6%	C	直営	4,348	92
47	美杉	美杉東	竹原公民館	○	RC	S53	40		B	1,540㎡	○	1人	0%	C	直営	19	0
48	美杉	美杉東	八知公民館	○	RC	H26	4		A	88㎡	○	8人	2%	C	直営	349	6
49	美杉	美杉南	八幡公民館	○	W	H17	13		B	315㎡	○	1人	0%	C	直営	24	0
50	美杉	美杉南	下之川公民館	○	W	H14	16		B	382㎡	○	1人	0%	C	直営	0	0
51	美杉	美杉南	伊勢地公民館	○	W	H15	15		B	448㎡	○	1人	0%	C	直営	19	0
52	美杉	美杉南	多気公民館	○	W	H13	17		B	479㎡	○	1人	0%	C	直営	25	0
53	美杉	太郎生	太郎生公民館	○	S-W	S56	37		B	391㎡	○	1人	0%	C	直営	19	0

※複合施設欄の「※」は、学校施設（旧学校施設を含みます。）の一室を公民館に位置付ける、いわゆる学校借用施設（合計8施設）を示しています。

※2：橋南公民館については、令和2年10月に旧修成幼稚園を改修した新施設が供用を開始していますので、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。

- ※6：一身田公民館については、平成31年4月に建て替え後の新施設が供用を開始していますので、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。
- ※17：豊津公民館及び20：黒田公民館については、河芸地域の公民館再編により令和5年3月に廃止しました。
- ※27：高宮公民館は令和6年4月から美里公民館に名称変更、28：辰水公民館及び29：長野公民館については、美里地域の公民館再編により令和6年3月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、利用率30%未満の施設が48施設あり、このうち6施設がコミュニティセンターなどに併設している美杉地域の公民館、8施設が学校施設（旧学校施設を含みます。）内の一室を公民館に位置付ける、いわゆる学校借用施設となっています。

建物については、耐震性を確保しているものの、建築後20年を超え経年劣化が進んでいる施設が17施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が11施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が11施設あります（いずれも改修済みの施設を除きます。）。

管理運営については、全て直営で実施しており、公民館講座の講座受講料及び貸館の使用料を徴収していますが、減額免除規定を適用した利用が多く、管理運営費（人件費を除きます。）に対する使用料の割合は約6%となっています。

また、新しい時代の津市公民館検討委員会の提言<sup>※</sup>及び総合管理計画の趣旨を受け、地区内のまちづくりの課題に対応していくための学習の場としての役割を公民館が担っていく必要があり、平成31年4月には一身田公民館、令和2年10月には、津みどりの森こども園の整備により閉園となった旧修成幼稚園を改修し、新たな橋南公民館を開館しています。

なお、整備当時の国庫補助金に係る制度は平成9年度に廃止されたため、現在ではこの補助金の活用による施設の建て替えなどはできません。

<sup>※</sup>新しい時代の津市公民館検討委員会の提言：本市の公民館の在り方を協議する同委員会において、平成28年に示された、従来の学習センター機能に加え、今後は地域と学校の協働、地域の人材育成、家庭教育の支援などの機能を推進していくとする提言をいいます。

## (3) 施設毎の方向性

地区活動拠点施設とそれ以外の施設についてそれぞれ次のとおり取り組みます。

なお、将来的には地域単位に公民館機能を再編し、地区活動拠点施設等の諸室を活用した講座展開などによる公民館事業の充実を図ります。

### ア 地区活動拠点施設

地区活動拠点施設は、まちづくりの課題の解決や施策展開を図るため、本市と地区内の住民や活動団体から構成される自主運営組織が協働して取り組む拠点として、コミュニティ機能、行政機能など他の施設機能との複合化による多機能化を図りながら機能を継続します。ただし、施設内に利用率の低い諸室がある場合には、市民ニーズに合わせた多機能化等を検討します。

建物については、計画的な保全に努めます。なお、複合施設等における施設については、複合している建物等にあわせて対応します。

管理運営については、自主運営組織による主体的かつ自立的な運営形態へと段階的な移行を図ります。

## イ その他の施設

地区活動拠点施設以外の施設は、生涯学習の拠点や地区内のまちづくりの課題に対応していくための学習の場として機能を継続します。

建物については、利用可能な間適切に維持します。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応します。

また、建物の老朽化が進行しており地区内で集会施設機能が重複している施設、利用率が著しく低い施設は、次のとおり検討し、具体策に取り組みます。

### (7) 地区内で集会施設機能が重複している施設

機能は継続しますが、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で建物の在り方を具体化します。

#### (1) 利用率が著しく低い施設

他の集会施設に併設している施設及び学校借用施設については、利用実態を精査した上で、地域において拠点となる公民館に機能集約し、跡施設は利活用などについて検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
1	津	養正	中央公民館	継続	継続	●	-	中央公民館及び地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は区分所有する津センターハルスビルにあわせて対応する。
2	津	修成	橋南公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	津	南立誠	橋北公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は区分所有するアスト津ビルにあわせて対応する。
4	津	敬和	敬和公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	津	高茶屋	南郊公民館	複合化	建替		-	機能は継続し、建物は、老朽化が顕著であることから、高茶屋保育園敷地を活用し、消防団詰所・車庫、水防倉庫等とあわせて南郊公民館の建て替えを行う。 なお、現南郊公民館敷地については、売却処分により歳入の確保を図る。
6	津	一身田	一身田公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	津	白塚	白塚公民館	継続	継続		-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
8	津	片田	片田公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	津	大里	豊里公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	久居	誠之	久居公民館	継続	継続		-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
11	久居	桃園	桃園公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
12	久居	戸木	戸木公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
13	久居	栗葉	稲葉公民館	継続	継続	*	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
14	久居	栗葉	七栗公民館	継続	継続	*	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
15	久居	榊原	榊原公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
16	久居	立成	立成公民館	継続	継続	○	-	機能は継続し、建物は共用する立成コミュニティセンターにあわせて対応する。
17	河芸	豊津	豊津公民館(R5廃止)	集約化	継続		-	公民館としての機能を果たせていないことから、機能は地域において拠点となる河芸公民館に集約化し、建物は学校施設として継続する。
18	河芸	上野	上野公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
19	河芸	黒田	河芸公民館	集約化	改修	●	-	豊津公民館及び黒田公民館の機能を地域において拠点となる河芸公民館に集約化し、建物は、施設の老朽化が進んでいることから改修を行い、その後は計画的な保全に努める。
20	河芸	黒田	黒田公民館(R5廃止)	集約化	継続		-	公民館としての機能を果たせていないことから、機能は地域において拠点となる河芸公民館に集約化し、建物は学校施設として継続する。
21	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		地区活動拠点	検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)			
22	芸濃	明	明公民館	検討	検討		◎	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
23	芸濃	雲林院	雲林院公民館	検討	検討		◎	旧学校施設の転用について建築基準法等の制約が判明したため、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
24	芸濃	椋本	椋本公民館	検討	検討		◎	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
25	芸濃	椋本	芸濃公民館	検討	検討		◎	芸濃地域の各地区公民館の機能を集約化するため、芸濃地域において拠点となる施設への移転について検討する。
26	芸濃	安西	安西公民館	検討	検討		◎	旧学校施設の転用について建築基準法等の制約が判明したため、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
27	美里	高宮	美里公民館(旧高宮公民館)	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
28	美里	辰水	辰水公民館(R6廃止)	集約化	継続		-	利用率が著しく低いことから、機能は地域の拠点である美里公民館に集約化し、跡施設は地域振興施設である体育館の一部として管理する。
29	美里	長野	長野公民館(R6廃止)	集約化	継続		-	利用率が著しく低いことから、機能は地域の拠点である美里公民館に集約化し、跡施設は地域振興施設である体育館の一部として管理する。
30	安濃	草生	草生公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
31	安濃	村主	村主公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
32	安濃	安濃	安濃公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
33	安濃	明合	安濃中公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
34	安濃	明合	明合公民館	継続	継続		-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
35	香良洲	香良洲	香良洲公民館	継続	継続		-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
36	一志	川合	川合公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
37	一志	高岡	一志高岡公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
38	一志	大井	大井公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
39	一志	波瀬	波瀬公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
40	白山	家城	元取公民館	継続	継続	*	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
41	白山	家城	家城公民館	継続	継続	*	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
42	白山	川口	白山公民館	継続	継続		-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区内で公共施設の再編・再配置を行う場合は、再編結果に応じて対応する。
43	白山	川口	川口公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
44	白山	大三	大三公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
45	白山	倭	倭公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
46	白山	ハツ山	ハツ山公民館	継続	継続	●	-	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
47	美杉	美杉東	竹原公民館	検討	検討		○	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
48	美杉	美杉東	八知公民館	継続	継続	*	-	機能は継続し、建物は複合する美杉庁舎にあわせて対応する。
49	美杉	美杉南	八幡公民館	検討	検討		○	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
50	美杉	美杉南	下之川公民館	検討	検討		○	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
51	美杉	美杉南	伊勢地公民館	検討	検討		○	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
52	美杉	美杉南	多気公民館	検討	検討		○	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。
53	美杉	太郎生	太郎生公民館	検討	検討		○	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。

※地区活動拠点欄において、地区活動拠点に位置付けている施設については「●」、複合する他の公共施設を地区活動拠点に位置付けている施設については「○」、今後、地域又は地区の公共施設の再編・再配置において、地区活動拠点施設の候補となる施設については「\*」と記載しています。

※短期的(3年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的(6年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
南郊公民館	複合化	建替					設計	建替工事（未定）				
豊津公民館	集約化	継続					集約化					
河芸公民館	集約化	改修		改修工事	集約化 計画的に保全							
黒田公民館	集約化	継続					集約化					

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床 面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
南郊公民館	571	-	499,000
河芸公民館	3,118	-	123,000
工事費概算（合計）	3,689		622,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※河芸公民館の延床面積の欄には、工事対象部分として本館のうち3階の諸室以外の部分の面積を記載しています。

## 第2項 文化施設編

### 1 文化センター

#### 【要旨】

- ▶ 文化センターは12施設を設置（令和2年10月に開館した久居アルスプラザ及びホールを有する類似の2施設を含む）
- ▶ 文化芸術の重点施策を担う施設（文化ホール及び創造ホールを有する施設）については、機能を継続、建物は長寿命化
- ▶ 地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設（地域ホールを有する施設）については、機能は継続、建物は改修・修繕内容を検討しながら、利用可能な間は計画的に維持
- ▶ 企業活動、市民活動をはじめ多目的な利用に供する施設（その他のホールを有する施設）については、機能は継続、建物は区分所有する建物にあわせて対応

#### (1) 施設の概要

文化センターは、舞台や客席を有するホールを中心とし、ギャラリー、会議室などの附帯諸室を備えた施設であり、市民の文化芸術活動の場や機会を提供すること、質の高い文化芸術に触れる機会を提供することを通じて、市民の活動を支援する役割を担っています。文化芸術作品の鑑賞・創作・発表、地域文化や郷土芸能の継承のほか、社会教育や産業振興など、多目的な利用があります。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	津リージョンプラザ(お城ホール及び附帯施設)	○	SRC	S62	31		B	5,753㎡	○	260人	58%	B	直営	73,365	19,167
2	津	養正	センターハルスホール(R6廃止)	○	SRC	S60	33	H24	A	1,120㎡	○	105人	29%	C	直営	21,284	6,270
3	津	南立誠	アストプラザ(アストホール及び附帯施設)	○	S	H13	17		A	3,633㎡	○	250人	48%	B	直営	58,800	23,041
4	久居	誠之	久居アルスプラザ(ときの風ホール及び附帯施設)	○	S (一部RC)	R2	-		A	6,061㎡	○	-	-	-	指定管理	-	-
5	芸濃	棕本	芸濃総合文化センター(市民ホール及び附帯施設)	○	RC	H8	22		A	8,842㎡	○	30人	15%	C	直営	10,185	1,376
6	美里	高宮	美里文化センター(文化ホール及び附帯施設)	○	RC	H6	24		A	1,549㎡	○	32人	15%	C	直営	5,723	306
7	安濃	明合	サンヒルズ安濃(ハーモニーホール及び附帯施設)	○	RC	H8	22	R1	A	4,187㎡	○	34人	22%	C	直営	22,344	2,507
8	香良洲	香良洲	サンデルタ香良洲(多目的ホール及び附帯施設)	○	RC	H6	24		A	1,148㎡	○	41人	24%	C	直営	23,027	800
9	白山	大三	白山総合文化センター(しらすぎホール及び附帯施設)	○	RC	H16	14	H30	A	5,538㎡	○	62人	21%	C	直営	33,345	3,177
10	美杉	美杉東	美杉総合文化センター(多目的ホール及び附帯施設)	○	RC (一部S)	H26	4		A	1,229㎡	○	60人	26%	C	直営	7,639	174

#### 【類似の施設(再掲)】

11	河芸	黒田	河芸公民館(大ホール及び附帯施設)		RC	S53	40		B	3,586㎡	○	177人	16%	C	直営	20,242	1,788
12	一志	高岡	一志高岡公民館(一志農村環境改善センター多目的ホール及び附帯施設)	○	RC	S62	31		B	657㎡	○	19人	5%	C	直営	3,493	0

※4：久居アルスプラザについては、令和2年10月に開館していることから、利用者数、利用率、管理運営費、使用料などの欄を「-」と記載しています。

## (2) 現状と課題の整理

文化センターの多くは、ホール機能のほか、図書館機能、資料館機能、体育館機能、保健センター機能、行政窓口機能などを複合する大規模施設です。

利用状況については、市民の文化芸術に関する練習や発表の場として活用している一方、ホールや附帯会議施設などの利用率が30%未満の施設もあり、利用方法や管理運営手法の見直しなど、効果的・効率的な管理運営の在り方について検討が必要となっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が4施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が4施設（類似の施設を含みます。）あるほか、設備等の老朽化対策やつり天井対策が必要な施設もあり、既に白山総合文化センターは平成30年度に、サンヒルズ安濃は令和元年度に、津リージョンプラザは令和2年度に改修を行っています。

管理運営については、指定管理者制度を導入している久居アルスプラザを除き、全て直営により実施しています。また、令和2年10月に開館した久居アルスプラザを除き平成29年度の管理運営費の総額は279,447千円、使用料収入の総額は58,606千円、管理運営費に占める使用料収入の割合は20.9%となっており、使用料収入の増加に向けて、情報発信など利用促進の取り組みが課題となっています。

### 【ホールの分類】

ホールの分類	利用圏域	位置付け	文化センターの名称
文化ホール	市域	・劇場法の趣旨を踏まえた質の高い文化芸術鑑賞機会等を提供する場	津リージョンプラザ、久居アルスプラザ、白山総合文化センター
創造ホール	市域	・文化芸術活動の創造の場	サンヒルズ安濃
地域ホール	地域	・地域活動の発表の場 ・地域文化・郷土芸能の継承の場	河芸公民館、芸濃総合文化センター、美里文化センター、サンデルタ香良洲、一志高岡公民館、美杉総合文化センター
その他のホール	市域	・企業活動や市民活動など多目的な利用に供する場 ・文化・芸術活動の補完機能	アストプラザ、センターパレスホール

※上表の施設のほかに、コミュニティセンター、公民館、福祉会館など多目的に利用されているホールがあります。

### 【文化センターの開館日・開館時間】

番号	施設名	開館日	開館時間
1	津リージョンプラザ	月曜日※1及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
2	センターパレスホール	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
3	アストプラザ	年末年始（12月29日から翌年1月2日）を除く毎日	9-22時
4	久居アルスプラザ	火曜日※2及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
5	芸濃総合文化センター	火曜日※1及び年末年始（12月28日から翌年1月4日）を除く毎日	9-22時
6	美里文化センター	年末年始（12月28日から翌年1月4日）を除く毎日	9-22時
7	サンヒルズ安濃	火曜日※2及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
8	サンデルタ香良洲	祝日、休日及び年末年始（12月28日から翌年1月4日）を除く毎日	9-21時
9	白山総合文化センター	火曜日※1及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
10	美杉総合文化センター	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
11	河芸公民館	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時
12	一志高岡公民館	年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日	9-22時

※1：祝日、振替休日の場合はその翌日。※2：祝日、振替休日の場合はその翌平日

## 【文化センターの機能構成等】

ホール分類	番号	地域	施設名	ホール名称	ホール仕様		附帯諸室	複合機能							
					座席	客席数		ホール	図書館	資料館	体育館	センター 保健	行政窓口	その他	
文化ホール	1	津	津リージョンプラザ	お城ホール	固定	605	・展示室 ・会議室 6 室* ・リハーサル室 ・ギャラリー ・楽屋 3 室	○	○				○		
	4	久居	久居アルスプラザ	ときの風ホール	固定	720	・ギャラリー ・アートスペース ・楽屋 6 室 ・アトリエ ・ピアノルーム ・情報ラウンジ ・カルチャールーム 3 室 ・ミュージックルーム 2 室 ・ミーティングルーム 2 室 ・バンドルーム	○						○	
	9	白山	白山総合文化センター	しらすぎホール	固定	595	・研修室 3 室 ・和室 2 室 ・多目的室 ・まちのギャラリー ・屋外ステージ ・楽屋 4 室	○	○						
創造ホール	7	安濃	サンヒルズ安濃	ハーモニーホール	固定	600	・ミュージックルーム 2 室 ・アートスペース ・会議室 4 室 ・相談室 2 室 ・教養娯楽室 ・カルチャールーム 3 室	○	○	○			○		
地域ホール	5	芸濃	芸濃総合文化センター	市民ホール	可動	445	・リハーサル室 ・大研修室 ・会議室 ・和室	○	○	○	○				
	6	美里	美里文化センター	文化ホール	固定	336	-	○	○						
	8	香良洲	サンデルタ香良洲	多目的ホール	可動	400	・教養娯楽室 ・控室	○	○				○		○
	10	美杉	美杉総合文化センター	多目的ホール	可動	300	・楽屋 ・会議室 2 室 ・シャワー室	○	○				○	○	○
	11	河芸	河芸公民館	大ホール	固定	504	・料理教室 ・大広間 ・和室 2 室 ・研修室 3 室* ・会議室 3 室* ・多目的室* ・創作室・陶芸室 ・茶室	○							
	12	一志	一志高岡公民館	一志農村環境改善センター 多目的ホール	可動	370	・会議室 2 室 ・農業研修室 ・和室 ・調理実習室 ・健康管理室	○							○
その他のホール	2	津	センターパレスホール	センターパレスホール	その他*	550*	-	○							○
	3	津	アストプラザ	アストホール	可動	270	・ギャラリー2 室 ・会議室 4 室 ・レクリエーション室 ・スタジオ ・楽屋 3 室	○						○	○

※1：津リージョンプラザの会議室数は、令和 3 年 4 月 1 日に第 7 会議室（3 階）が新設されたことに伴い、現在 7 室となっています。

※2：センターパレスホールは固定又は可動の客席はなく、椅子使用時の収容人数を記載しています。

※11：河芸公民館の附帯諸室は、改修工事に伴い 3 階部分の研修室 1 室、会議室 1 室及び多目的室を廃止し、1 階部分に会議室 2 室を新設したことにより、令和 5 年 4 月以降、研修室 2 室、会議室 4 室、多目的室 0 室となっています。

※複合機能のその他の欄は、隣保館、公民館、児童館、老人福祉センターなどの機能を指しています。

### (3) 施設毎の方向性

機能については、文化ホール及び創造ホールは、文化・芸術の重点施策を担う施設であることから、機能を継続します。地域ホール及びその他のホールについては、地域文化や地域芸能の活動の場のほか多目的な利用があることから、機能を継続します。

建物については、文化ホール及び創造ホールは、令和2年度までに全ての施設の改修が完了することから、改修後の計画的な保全に努めます。地域ホールは、必要な設備等の改修や経年劣化に伴う修繕の内容などを検討し、利用可能な間は計画的に維持します。また、利用できなくなった後は、他の施設への機能移転を検討します。その他のホールは、区分所有する建物にあわせて対応し、設備等の必要な修繕を行います。

管理運営については、津市文化センター等整備運営方針※に基づき、文化ホールでは、質の高い鑑賞事業等を立案する企画力やホールの機材操作に係る技術力等の高度な専門性が求められることから、久居アルスプラザにおける指定管理者制度の導入状況を踏まえながら民間活力の導入を含めた整理を進めます。創造ホール、地域ホール及びその他のホールでは、例えば久居アルスプラザの鑑賞事業や普及育成事業等をこれらの施設でも展開するなど、それぞれの施設が連携し総合的に施策を展開することで本市の文化芸術の更なる振興を図っていきます。

※津市文化センター等整備運営方針：本市には、合併前市町村において整備した文化センター及びホールを有する類似の施設が全10地域にあることなどから、これら施設の役割について「文化ホール」、「創造ホール」、「地域ホール」及び「その他のホール」として位置付け、各施設間でノウハウや情報の共有と連携を行いながら、文化芸術活動の更なる振興を図ろうとする方針をいいます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	津リージョンプラザ(お城ホール及び附帯施設)	継続	改修	-	文化芸術の重点施策を担う施設として機能は継続する。建物は天井、受変電設備、空調設備等について改修を行い、その後は計画的な保全に努める。
2	津	養正	センターハルスホール(R6廃止)	民営化	処分	-	民間活力による機能の向上を図るため、公共ホールとしては廃止し、民間事業者に運営を移行する。建物は区分所有建物として売却する。
3	津	南立誠	アストプラザ(アストホール及び附帯施設)	継続	継続	-	多目的な利用に供する施設として機能は継続する。建物は区分所有するアスト津ビルにあわせて対応し、設備等の必要な修繕を行う。
4	久居	誠之	久居アルスプラザ(ときの風ホール及び附帯施設)	継続	継続	-	文化芸術の重点施策を担う施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	芸濃	椋本	芸濃総合文化センター(市民ホール及び附帯施設)	継続	検討	○	地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続し、建物は改修・修繕内容を検討しながら、利用可能な間は計画的に維持する。
6	美里	高宮	美里文化センター(文化ホール及び附帯施設)	継続	検討	○	地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続し、建物は改修・修繕内容を検討しながら、利用可能な間は計画的に維持する。
7	安濃	明合	サンヒルズ安濃(ハーモニーホール及び附帯施設)	継続	継続	-	文化芸術の重点施策を担う施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	香良洲	香良洲	サンデルタ香良洲(多目的ホール及び附帯施設)	継続	検討	○	地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続する。建物は改修・修繕内容を検討しながら、利用可能な間は計画的に維持するが、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、あらかじめ在り方を検討する。
9	白山	大三	白山総合文化センター(しらさぎホール及び附帯施設)	継続	継続	-	文化芸術の重点施策を担う施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	美杉	美杉東	美杉総合文化センター(多目的ホール及び附帯施設)	継続	継続	-	地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続し、建物は複合する美杉庁舎にあわせて対応する。
11	河芸	黒田	河芸公民館(大ホール及び附帯施設)	集約化	改修	-	豊津公民館及び黒田公民館の機能を地域において拠点となる河芸公民館に集約化し、建物は、施設の老朽化が進んでいることから改修を行い、その後は計画的な保全に努める。
12	一志	高岡	一志高岡公民館(一志農村環境改善センター多目的ホール及び附帯施設)	継続	検討	○	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は改修・修繕内容を検討しながら、利用可能な間は計画的に維持する。

※短期的に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

※中期的(6年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【類似の施設（再掲）】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
11	河芸	黒田	河芸公民館(大ホール及び附属施設)	集約化	改修	-	豊津公民館及び黒田公民館の機能を地域において拠点となる河芸公民館に集約化し、建物は、施設の老朽化が進んでいることから改修を行い、その後は計画的な保全に努める。
12	一志	高岡	一志高岡公民館(一志農村環境改善センター多目的ホール及び附属施設)	継続	検討	○	地区活動拠点施設として機能は継続し、建物は改修・修繕内容を検討しながら、利用可能な間は計画的に維持する。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール											
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
津リージョンプラザ(お城ホール及び附属施設)	継続	改修	改修工事	計画的に保全										
センターパレスホール	民営化	処分				廃止	売却							

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

※令和2年度に実施した特定天井・トイレ洋式化などの改修工事で対象としていなかった舞台関連設備や消防設備の更新、共用部分トップライト雨漏り対策について、令和4年度以降、計画的な改修を検討しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
津リージョンプラザ(お城ホール及び附属施設)	5,753	-	437,000
工事費概算(合計)	5,753		437,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 2 図書館

### 【要旨】

- ▶ 図書館は 11 施設（うち 9 施設は文化センター等との複合施設）を設置
- ▶ 図書館サービス等の在り方について、中央図書館及び地域図書館の位置付け、施設総量、配置、管理運営などを検討
- ▶ 建物は計画的な保全に努め、複合施設にあつては、複合している施設の在り方にあわせて対応

### (1) 施設の概要

図書館は、図書、資料、情報等を広く提供する社会教育施設で、本市に 11 施設（9 館 2 室）あります。

各図書館では、それぞれが地域の利用特性を考慮し、図書・雑誌等の紙媒体、データベース等の電子媒体資料、CD、DVD 等の視聴覚資料を収集し、これらの貸し出し・閲覧を行っているほか、講座、読書会、おはなし会等のイベントを開催しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	津図書館	○	SRC	S62	31		B	3,068㎡	○	1,316人	35%	B	直営	55,667	*
2	久居	誠之	久居ふるさと文学館		RC	H4	26		B	2,031㎡	○	526人	20%	C	直営	18,430	*
3	久居	成美	久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室	○	SRC	H9	21	H25	A	76㎡	○	60人	-	-	直営	6,806	*
4	河芸	黒田	河芸図書館		RC	S62	31		B	1,399㎡	○	271人	-	-	直営	14,097	*
5	芸濃	椋本	芸濃図書館	○	RC	H8	22		A	576㎡	○	132人	-	-	直営	6,437	*
6	美里	高宮	美里図書館	○	RC	H6	24		A	145㎡	○	44人	-	-	直営	3,767	*
7	安濃	明合	安濃図書館	○	RC	H8	22		A	1,018㎡	○	102人	-	-	直営	12,659	*
8	香良洲	香良洲	きらめき図書館	○	RC	H6	24		A	518㎡	○	52人	-	-	直営	4,410	*
9	一志	大井	一志図書館	○	RC	H9	21		A	782㎡	○	276人	-	-	直営	22,850	*
10	白山	大三	うぐいす図書館	○	RC	H16	14		A	1,030㎡	○	154人	-	-	直営	14,346	*
11	美杉	美杉東	津図書館美杉図書室	○	RC	H26	4		A	65㎡	○	8人	-	-	直営	2,906	*

※利用者数については、貸出、返却、閲覧などで図書館に来館した人の数を示しています。

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※利用率及び利用の程度は、図書館内にある視聴覚室・会議室等の利用状況を示しています。（図書館主催事業を除きます。）

※7：安濃図書館については、資料室を令和元年 8 月 1 日に安濃郷土資料館に転用しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、全館合計で年間に延べ約 82 万人が来館しており、延べ約 140 万点の蔵書を延べ約 40 万人に貸し出しているほか、講座、読書会、おはなし会等のイベントを開催し、年間に延べ約 8,000 人が参加していますが、今後、一層の利用促進を図るため、図書館サービス等の在り方についての検討を進める必要があります。

建物については、全ての施設で耐震性を確保しており、建築後 20 年を超え経年劣化が進む施設が 6 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 2 施設あります（改修済みの施設を除きます。）。

管理運営については、合併前市町村が整備した図書館又は図書室を引き継いで設置しており、中央図書館と地域図書館の区別はなく、各図書館がそれぞれ蔵書の選定やイベントの企画などを行っており、機能の重複や運営の効率化などが課題となっています。また、全て直営により実施しており、管理運営費の総額は162,375千円（使用料については、法令により無料となっています。）となっています。

なお、市民サービスの向上を目的として、令和2年3月1日から全施設でマイナンバーカードを利用した図書の貸し出しを開始しています。

【各図書館の概要（蔵書冊数順）】

番号	地域	施設名	蔵書冊数	貸出点数	開館時間	休館日
1	津	津図書館	391,599	612,997	月・水～金曜日 9-19時 土・日、祝休日 9-17時	毎週火曜日 館内整理日 (毎月最終木曜日) 年末年始 (12月28日～翌年 1月4日) 特別整理期間 (毎年1回14日以内)
2	久居	久居ふるさと文学館	183,859	249,012	月・水～金曜日 9-18時 土・日、祝休日 9-17時	
4	河芸	河芸図書館	96,710	126,857	10-18時	
9	一志	一志図書館	92,056	80,189	10-18時(7・8月の月・水～金曜日は、10-19時)	
10	白山	うぐいす図書館	90,830	69,212	月・水～金曜日 10-18時 土・日、祝休日 9-17時	
7	安濃	安濃図書館	90,180	65,309	10-18時	
5	芸濃	芸濃図書館	63,911	67,215	9-17時	
6	美里	美里図書館	43,096	47,728	9-17時	
8	香良洲	きらめき図書館	41,864	31,488	9-17時(7・8月の月・水～金曜日は、9-18時)	
11	美杉	津図書館美杉図書室	6,724	2,865	9-17時	
3	久居	久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室	0*	12,040	月・水～金曜日 10-21時 土・日、祝休日 10-18時	

※3：久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室については、視聴覚資料のみで蔵書はありません。（他の図書館の蔵書の取り寄せ及び返却のための窓口はあります。）

### (3) 施設毎の方向性

機能は、従来からある生涯学習などを目的とした図書の貸し出し、学習機会の提供等に加え、多様化する地域課題を解決するため、その支援策として調査研究に必要な資料を提供することが求められています。

このことから、こうした公共図書館の新たな役割を踏まえ、管理運営については、中央図書館と地域図書館の位置付け、事業体制、運営形態などを含め、図書館サービス等の在り方について津市図書館協議会等において検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

また、マイナンバーカードを利用した図書の貸出サービスについては、本市図書館での利用に留まらず、広域での利便性の向上を図ることができるため、県立図書館などにおいても利用できるように、各関係図書館との連携や手法の研究に取り組みます。

建物については、計画的な保全に努め、複合施設にあつては、複合している施設の在り方にあわせて対応します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	津図書館	検討	改修	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合する津リージョンプラザにあわせて改修する。
2	久居	誠之	久居ふるさと文学館	検討	増設	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。また、久居アルスプラザとの連携や展示ギャラリーの機能向上を進めることにより利用者の増加が見込まれることから駐車場の増設を行い、建物も含めて計画的な保全に努める。
3	久居	成美	久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は区分所有するポルタひさいビルにあわせて対応する。
4	河芸	黒田	河芸図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は計画的な保全に努める。
5	芸濃	椋本	芸濃図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合する芸濃総合文化センターにあわせて対応する。
6	美里	高宮	美里図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合する美里文化センターにあわせて対応する。
7	安濃	明合	安濃図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合するサンヒルズ安濃にあわせて対応する。
8	香良洲	香良洲	きらめき図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合するサンデルタ香良洲にあわせて対応する。
9	一志	大井	一志図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合するとことめの里一志全体の在り方にあわせて対応する。
10	白山	大三	うぐいす図書館	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合する白山総合文化センターにあわせて対応する。
11	美杉	美杉東	津図書館美杉図書室	検討	継続	○	図書館サービス等の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。建物は複合する美杉総合文化センターにあわせて対応する。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール												
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
津図書館	検討	改修	改修工事	計画的に保全											
久居ふるさと文学館	検討	増設	土地取得	増設工事	計画的に保全										

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価 (千円)	工事費概算 (千円)
久居ふるさと文学館(駐車場整備)	-	-	29,000
工事費概算(合計)	-	-	29,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※津図書館については、津図書館が複合する津リージョンプラザの改修工事費に含まれることから、1文化センター区分の津リージョンプラザ（お城ホール及び附帯施設）の工事費概算に含めて記載しています。

### 3 資料館等

#### 【要旨】

- ▶ 資料館 6 施設、歴史的建造物 4 施設、文化財収蔵庫 2 施設及び埋蔵文化財施設 2 施設の合計 14 施設を設置
- ▶ 各地域の多様な歴史、文化、民俗等の資料を保存し、広く紹介する役割を担っていることから、機能はいずれも継続
- ▶ 人文系資料館は、利用可能な間適切に維持し、他の施設に複合化
- ▶ テーマ資料館及びガイダンス施設は、計画的な保全に努める
- ▶ 歴史的建造物は、関係法令に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る
- ▶ 文化財収蔵庫は、用途廃止施設等に集約化
- ▶ 埋蔵文化財施設は、中核となる施設については、計画的な保全に努め、他の施設については資料館に複合化

#### (1) 施設の概要

資料館、歴史的建造物、文化財収蔵庫等の施設（以下「資料館等」といいます。）は、各地域の多様な歴史、文化、民俗等の資料を保存し、広く市民等に紹介する役割を担っています。

また、地域学習の場、歴史街道の散策や史跡などの文化財を巡るイベントの拠点施設としても活用しており、生涯学習のみならずボランティアガイド会等の活動場所として地域交流や地域振興の役割も担っています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	歴史民俗資料収蔵庫	○	S	S52	41	H9	B	445㎡	○	-	-	-	直営	1,159	0
2	津	新町	谷川士清旧宅		W	1775年頃	-	S54	-	209㎡	△	8人	-	-	直営	3,151	0
3	津	安東	埋蔵文化財センター		S	H6	24		B	1,739㎡	○	-	-	-	直営	7,360	0
4	津	雲出	雲出小学校旧校舎玄関		W	M28	-		-	73㎡	△	-	-	-	直営	23	0
5	津	一身田	一身田寺内町の館		W	H14	16		B	291㎡	○	36人	-	-	指定管理	4,086	0
6	久居	誠之	子午の鐘		W	M2	-		-	27㎡	△	-	-	-	直営	89	0
7	河芸	上野	河芸文化財収蔵庫		S	S63	30		B	195㎡	○	-	-	-	直営	3	0
8	芸濃	明	旧明村役場庁舎		W	T5	-	H30	-	327㎡	○	-	-	-	直営	205	0
9	芸濃	椋本	芸濃郷土資料館	○	SRC(一部RC)	H8	22		A	231㎡	○	4人	-	-	直営	797	0
10	美里	長野	美里ふるさと資料館		S	H1	29		B	481㎡	○	9人	-	-	直営	3,058	0
11	安濃	明合	安濃郷土資料館	○	RC	H8	22		A	71㎡	○	-	-	-	直営	-	-
12	香良洲	香良洲	香良洲歴史資料館		RC	S55	38	H23	A	669㎡	○	15人	-	-	直営	4,653	0
13	美杉	美杉南	埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室		W	S29	64		C	456㎡	○	-	-	-	直営	2,533	0
14	美杉	美杉南	美杉ふるさと資料館		S	H2	28		B	765㎡	○	5人	-	-	指定管理	6,310	0
15	久居	誠之	埋蔵文化財センター久居分室(R1廃止)		RC	S49	44		B	755㎡	○	-	-	-	-	-	-
16	白山	倭	白山郷土資料館(H31廃止)		W	S30	63	H6	C	553㎡	×	-	-	-	-	-	-

※歴史的建造物については、健全性の評価を「-」（対象外）としています。

※文化財収蔵庫や利用者数の把握が困難な歴史的建造物については、利用者数の欄を「-」（対象外）と記載しています。

※11：安濃郷土資料館は、令和元年8月1日に安濃図書館内に移転しています。このため、利用者数、利用率、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※15：埋蔵文化財センター久居分室は、令和元年7月1日に廃止しました。

※16：白山郷土資料館は、平成31年3月31日に公の施設としての機能を廃止しました。

### 【各資料館の概要（分類別）】

分類	番号	地域	施設名	資料点数 /収蔵量	概要・収蔵資料等	開館曜日	開館時間	
資料館	人文系資料館	9	芸濃	芸濃郷土資料館	284点	芸濃地域の文化財を紹介。考古資料や街道関係資料等を展示。	火曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時
		10	美里	美里ふるさと資料館	218点	美里地域の文化財を紹介。映像展示や民話を紹介する影絵等も設置。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時
		11	安濃	安濃郷土資料館	258点	安濃地域の文化財を紹介。考古資料や民具等を展示。	火曜、毎月最終木曜、年末年始、安濃図書館の特別整理期間を除く毎日	10-18時
	テーマ資料館	12	香良洲	香良洲歴史資料館	1,278点	「戦争と平和」をテーマに、三重海軍航空隊（予科練）の他、市内の戦争被害、戦時下の市民生活に関わる資料などを展示。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時
		14	美杉	美杉ふるさと資料館	865点	多気北畠氏やその遺跡に関する資料を中心に展示。美杉地域の文化財を紹介。木工体験等ができる創作館を併設。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時
	ガイダンス施設	5	津	一身田寺内町の館	0点	寺内町の歴史・文化を主にパネル・模型展示で紹介。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9時30分-16時
歴史的建造物	2	津	谷川士清旧宅	-	国指定史跡。	月曜（祝日、振替休日の場合はその翌日）及び年末年始を除く毎日	9-17時	
	4	津	雲出小学校旧校舎玄関	-	市指定有形文化財。	屋外施設	屋外施設	
	6	久居	子午の鐘	-	市指定有形文化財。	屋外施設	屋外施設	
	8	芸濃	旧明村役場庁舎	-	国登録有形文化財。	年末年始を除く土曜、日曜	9-17時	
文化財収蔵庫	1	津	歴史民俗資料収蔵庫	27,252点	指定文化財を含む古文書等歴史資料及び生活用具、農機具等の民俗資料を収蔵。	非公開	非公開	
	7	河芸	河芸文化財収蔵庫	109点	主に河芸地域の生活用具、農機具等の民俗資料を収蔵。	非公開	非公開	
埋蔵文化財施設	3	津	埋蔵文化財センター	7,122箱	市内遺跡の出土資料を収蔵。	土曜、日曜、祝日、年末年始を除く毎日	8時30分-17時15分	
	13	美杉	埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室	531箱	多気北畠氏遺跡の出土資料を収蔵。	土曜、日曜、祝日、年末年始を除く毎日	8時30分-17時15分	

※埋蔵文化財施設の収蔵量については整理箱換算で集計しています。

## (2) 現状と課題の整理

資料館のうちテーマ資料館及びガイダンス施設については、各館において特色のある展示を行い、多くの来館があります。

資料館のうち人文系資料館については、常設展示が中心で展示内容に変化が乏しく固定化していることから、来館者が少なく、近年では生涯学習や地域振興との連携を図るため、図書館や公民館などへの機能の複合化を進めています。

歴史的建造物については、国及び本市の指定・登録文化財となっていることから、その文化財的価値を守り、後世に継承していく必要があります。

文化財収蔵庫など資料の保管機能については、令和元年度に旧雲林院小学校への集約化を図りましたが、現在もなお各資料館、文化財収蔵庫、埋蔵文化財センターなどに資料が分散していることから、さらなる集約化が必要です。

埋蔵文化財施設については、令和元年度に埋蔵文化財センター久居分室の機能を埋蔵文化財センターに集約化し、同分室の展示資料の一部は久居ふるさと文学館 2 階展示ギャラリーに展示していますが、発掘調査によって明らかになった郷土の歴史を広く市民に紹介していくため、資料の展示機能の強化が課題となっています。

建物については、歴史的建造物を除き耐震性を確保していますが、改修済みの施設を除き、建築後 20 年を超え経年劣化が進む施設が 6 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 2 施設あります。

なお、歴史民俗資料収蔵庫は、平成 9 年に耐震補強その他の改修を行っていますが、屋上防水、空調設備などに不具合が生じています。

管理運営については、2 施設は指定管理者制度により、他の施設は直営で実施しています。いずれの施設においてもより魅力的な企画や効果的な情報発信に取り組む必要があります。

### (3) 施設毎の方向性

資料館のうちテーマ資料館及びガイダンス施設については、唯一無二の情報提供機能を担っていることから機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

資料館のうち人文系資料館については、利用可能な間適切に維持し、生涯学習や地域振興の観点から引き続き他の施設への複合化を図ります。複合施設にあっては、複合している建物にあわせて対応します。

歴史的建造物については、関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図ります。

文化財収蔵庫など資料の保管機能については、十分な収蔵スペースと資料に応じた保管環境を確保したうえで、用途廃止施設等への集約化を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

埋蔵文化財施設については、重要な調査研究機能を担っていることから機能を継続し、中核となる施設については、建物は計画的な保全に努めます。その他の施設については、資料館等への複合化を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、これまでの収蔵・展示機能に加え、体験・交流型の機能展開が求められています。久居ふるさと文学館 2 階展示ギャラリーについては、今後新たに市全域の文化財などを紹介する場として活用を図るほか、公民館など他の公共施設での出張展示、企画展示、講座などの実施などにより、幅広い年齢層の市民が本市の歴史や文化などに触れる機会を提供するため、学芸員の役割を明確にしたうえで、施設の管理運営については、ボランティアガイド会など民間活力の活用を含め検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	敬和	歴史民俗資料収蔵庫	継続	検討	◎	機能は継続し、旧明幼稚園舎を改修して新たに文化財収蔵庫に転用した施設に収蔵品を移転する。廃止後の施設の処分等については、引き続き検討する。
2	津	新町	谷川士清旧宅	継続	継続	-	歴史的建造物として公開を継続し、建物は関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
3	津	安東	埋蔵文化財センター	継続	継続	-	中核的な埋蔵文化財施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	津	雲出	雲出小学校旧校舎玄関	継続	継続	-	歴史的建造物として公開を継続し、建物は関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
5	津	一身田	一身田寺内町の館	継続	継続	-	テーマ資料館として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	久居	誠之	子午の鐘	継続	継続	-	歴史的建造物として公開を継続し、建物は関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
7	河芸	上野	河芸文化財収蔵庫	集約化	検討	◎	機能を集約し、新たな歴史民俗資料収蔵庫に収蔵品を移転する。廃止後の施設の処分等については、引き続き検討する。
8	芸濃	明	旧明村役場庁舎	継続	継続	-	資料展示のほか、地区活動拠点、放課後子供教室として複合的に活用を行う。建物は歴史的建造物として関係法令等に基づき必要な修繕等を行い、保存・活用を図る。
9	芸濃	椋本	芸濃郷土資料館	継続	継続	-	人文系資料館として機能を継続し、建物は複合する芸濃総合文化センターにあわせ対応する。
10	美里	長野	美里ふるさと資料館	継続	継続	-	人文系資料館として機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
11	安濃	明合	安濃郷土資料館	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合するサンヒルズ安濃にあわせ対応する。
12	香良洲	香良洲	香良洲歴史資料館	継続	継続	-	テーマ資料館として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
13	美杉	美杉南	埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室	継続	検討	○	埋蔵文化財収蔵施設として機能を継続し、建物は近接する美杉ふるさと資料館への複合化を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
14	美杉	美杉南	美杉ふるさと資料館	継続	継続	-	テーマ資料館として機能を継続し、建物は近接する埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室を複合化し、計画的な保全に努める。

※中期的（6年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
歴史民俗資料収蔵庫 (新施設・旧明幼稚園)	新設	転用								設計	工事	保全	
歴史民俗資料収蔵庫 (現施設・敬和)	集約化	検討									廃止	処分等検討	
河芸文化財収蔵庫	集約化	検討									廃止	処分等検討	

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
歴史民俗資料収蔵庫（旧明幼稚園舎の改修）		未定	-
工事費概算（合計）		未定	未定

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 第3項 スポーツ施設編

### 1 体育館・武道場

#### 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全国・全県レベルまでの各種大会等の開催場所及びレクリエーション活動の場として、体育館 21 施設、武道場 4 施設を設置
- ▶ 基幹施設・地域施設 8 施設は、機能を継続、建物は計画的な保全に努め、補完施設 5 施設は、機能を継続、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る
- ▶ その他の 12 施設は、利用実態や老朽化の状況を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

#### (1) 施設の概要

本市の体育館・武道場は、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全国・全県レベルまでの各種大会等の開催場所及びレクリエーション活動の場としての役割を果たしており、体育館 21 施設（閉校した学校の体育館を含みます。）、武道場 4 施設を設置しています。

インターハイ、三重とこわか国体・三重とこわか大会など全国・全県レベルの大会を開催できる基幹施設としてサオリーナ、三重武道館（サオリーナに併設しており全国大会が開催可能）及び三重武道館弓道遠的場（県大会が開催可能）を設置しています。

また、基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる補完施設として体育館 4 施設、武道場 1 施設、日常のスポーツ活動に利用できる地域施設として体育館 4 施設、武道場 1 施設を設置しています。

さらに、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用できるその他の体育館として 12 施設を設置しています。

なお、これら 25 施設のほか、コミュニティセンターや公民館などにおいても、スポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる諸室があり、市立小・中・義務教育学校では、体育館（68 施設）を地域住民等に対し、休日や夜間に開放しています。

また、体育館の多くは、災害時等における避難所及び防災拠点としての役割を担っています。

#### 【スポーツ施設の分類】

分類	位置付け	施設名（体育館・武道場の場合）
基幹施設	全国・県レベルの大会開催ができる施設	サオリーナ、三重武道館、三重武道館弓道遠的場（3 施設）
補完施設	基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる施設	久居体育館、芸濃総合文化センター内アリーナ（剣道場含む）、安濃中央総合公園内体育館、一志体育館（5 施設）
地域施設	日常のスポーツ活動に利用できる施設	河芸体育館（武道場含む）、美里体育館、香良洲体育館、白山体育館（5 施設）
上記以外	市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる施設	美杉地域の各体育館（旧学校施設）、閉校した学校の体育館（12 施設）

## 【基幹施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	安東	サオリーナ(アリーナ、ジム)	○	RC	H29	1		A	17,632㎡	○	1,122人	74%	A	指定管理	107,414	-
2	津	安東	三重武道館	○	RC	H29	1		A	2,246㎡	○	89人	37%	B	指定管理	13,683	-
3	津	栗真	三重武道館弓道遠の場		S	H30	-		A	203㎡	○	3人	18%	C	直営	1,473	226
4	津	修成	旧津市体育館(H29廃止)		RC	S41	52		C	5,119㎡	×	-	-	-	-	-	-

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※1：サオリーナ、2：三重武道館については、平成29年10月供用開始のため、通年での比較ができるよう、平成30年度のデータとしています。管理運営費については、平成30年度指定管理料177,709千円の按分額（サオリーナ（アリーナ、ジム）、三重武道館、サオリーナ（プール）及びメッセウイング・みえに係る面積按分）を計上しています。

※3：三重武道館弓道遠の場については、平成30年4月供用開始のため、平成30年度のデータを記載しています。

※4：津市体育館については、サオリーナの供用開始に伴い、平成29年9月に廃止し、建物を除却のうえ、令和2年度に、跡地を活用して津球場公園駐車場を整備しています。

## 【基幹施設の設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開館日	開館時間
1	サオリーナ(アリーナ、ジム)	メインアリーナ 3,174㎡ サブアリーナ 1,702㎡	バスケットボール 2面 バレーボール(6人制) 3面 バドミントン 8面 テニス 2面 ハンドボール 1面 など	大規模災害時の広域防災拠点(駐車場)	年末年始を除く毎日	9-22時
2	三重武道館	柔道場 剣道場 弓道場(近的)	柔道場 2面 剣道場 2面 弓道場(近的) 10人立ち		年末年始を除く毎日	9-22時
3	三重武道館弓道遠の場	弓道場(遠的) 60m 弓道場(近的) 28m	弓道場(遠的) 6人立ち 夜間照明設備有		年末年始を除く毎日	9-21時

## 【補完施設・地域施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	立成	久居体育館		RC	S59	34		B	3,847㎡	○	151人	88%	A	直営	16,268	2,464
2	河芸	黒田	河芸体育館	○	RC	S53	40		B	1,785㎡	○	123人	78%	A	直営	10,115	4,137
3	河芸	黒田	河芸体育館内武道場	○	RC	S53	40		B	135㎡	○	7人	30%	B	直営		
4	芸濃	椋本	芸濃総合文化センター内アリーナ	○	RC	H8	22		A	3,582㎡	○	81人	55%	B	直営	796	3,886
5	芸濃	椋本	芸濃総合文化センター内剣道場	○	RC	H8	22		A	638㎡	○	16人	62%	A	直営		
6	美里	高宮	美里体育館		RC	S53	40		B	1,487㎡	○	28人	42%	B	直営	4,712	1,011
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内体育館		RC(一部S)	H12	18		A	5,999㎡	○	160人	39%	B	指定管理	2,219	-
8	香良洲	香良洲	香良洲体育館		RC	S58	35		B	1,318㎡	○	48人	52%	B	直営	5,890	1,332
9	一志	高岡	一志体育館		RC	H1	29		B	2,832㎡	○	62人	65%	A	直営	13,560	2,478
10	白山	ハツ山	白山体育館		RC	S60	33		B	2,775㎡	○	36人	50%	B	直営	9,861	823

※2：河芸体育館及び3：河芸体育館内武道場並びに4：芸濃総合文化センター内アリーナ及び5：芸濃総合文化センター内剣道場については、一体的に管理している施設のため、管理運営費及び使用料をあわせて記載しています。

※7：安濃中央総合公園内体育館の管理運営費については、平成29年度指定管理料19,663千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか7施設に係る面積按分）を計上しています。

※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費について、賃金は主要施設へ、他の費用（光熱水費、委託料等）は延床面積等による按分額を各施設へ計上しています。

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

## 【補完施設・地域施設の設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開館日	開館時間
1	久居体育館	1階競技場 1,457㎡ 2階観覧席 688席 卓球室 100㎡ 会議室 30席 指導員室 15席	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 テニス 2面 など 放送設備有	避難所	年末年始を除く毎日	9-21時半
2	河芸体育館	1階 1,599㎡ 2階 329㎡	バスケットボール 2面 バレーボール(6人制) 2面 バドミントン 6面 テニス 1面 など 会議室有	避難所	年末年始を除く毎日	9-21時半
3	河芸体育館内武道場	約70畳			年末年始を除く毎日	9-21時半
4	芸濃総合文化センター内アリーナ	アリーナ観覧席 472席 会議室 15席 役員室 20席 来賓室 8席 母子室有	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 など 放送設備有	避難所	年末年始を除く毎日	9-21時半
5	芸濃総合文化センター内剣道場	剣道場 432㎡ 器具庫 27㎡ 倉庫 17㎡	剣道場 卓球台 11台		年末年始を除く毎日	9-21時半
6	美里体育館	1階競技場 1,200㎡ 2階卓球場 235㎡	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 など	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-21時半
7	安濃中央総合公園内体育館	メインアリーナ 1,702㎡ サブアリーナ 829㎡	(メインアリーナ) バスケットボール 2面 バレーボール(6人制) 3面 バドミントン 8面 (サブアリーナ) テニス 1面、剣道 2面、柔道 1面、バレーボール 1面 など	避難所	年末年始を除く毎日	9-21時半
8	香良洲体育館	競技場 1,256㎡	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面 など	避難所 各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-21時半
9	一志体育館	メインアリーナ 1,088㎡ サブアリーナ 245㎡ 観覧席	バスケットボール 1面 バレーボール(6人制) 2面 バドミントン 6面 卓球 など	避難所 投票所	年末年始を除く毎日	9-21時半
10	白山体育館	1階体育フロア 1,198㎡ 2階観覧席 240㎡	バスケットボール 2面 バレーボール(6人制) 2面 バドミントン 6面 インディアカ 6面 ソフトバレー 6面 剣道、空手道 各2面 など	避難所	年末年始を除く毎日	9-21時半

## 【その他の施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	旧雲林院小学校体育館		RC	S55	38		B	616㎡	○	1人	3%	C	直営	807	*
2	芸濃	安西	旧安西小学校体育館		SRC	S53	40		B	614㎡	○	1人	6%	C	直営	456	*
3	美里	高宮	旧高宮小学校体育館		RC	H2	28		B	1,133㎡	○	不明	-	-	直営	1,582	*
4	美里	辰水	旧辰水小学校体育館		RC	S62	31		B	989㎡	○	不明	-	-	直営	1,613	*
5	美里	長野	旧長野小学校体育館		RC	H1	29		B	1,133㎡	○	不明	-	-	直営	1,261	*
6	一志	大井	旧大井小学校体育館		RC	S52	41		B	650㎡	○	1人	33%	B	直営	502	*
7	一志	波瀬	旧波瀬小学校体育館		RC	S52	41		B	648㎡	○	1人	18%	C	直営	1,241	*
8	美杉	美杉東	美杉竹原体育館		RC	S59	34		B	617㎡	○	9人	7%	C	直営	784	*
9	美杉	美杉南	美杉下之川体育館		RC	S62	31		B	798㎡	○	5人	5%	C	直営	645	*
10	美杉	美杉南	美杉伊勢地体育館		RC	S64	29		B	702㎡	○	6人	8%	C	直営	836	*
11	美杉	美杉南	美杉多気体育館		RC	S56	37		B	591㎡	○	4人	1%	C	直営	183	*

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
12	美杉	太郎生	旧太郎生小学校体育館		RC	S63	30		B	901㎡	○	9人	10%	C	直営	584	*

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※8：美杉竹原体育館、9：美杉下之川体育館、10：美杉伊勢地体育館及び11：美杉多気体育館については、令和4年4月以降地域振興施設に位置付けています。したがって、その他の体育館は、令和4年4月以降いずれも津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱に基づく手続きにより利用ができます。

#### 【その他の施設の設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開館日	開館時間
1	旧雲林院小学校体育館	616㎡	バスケットボール1面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
2	旧安西小学校体育館	614㎡	バスケットボール1面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
3	旧高宮小学校体育館	644㎡	バレーボール2面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
4	旧辰水小学校体育館	644㎡	バレーボール2面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
5	旧長野小学校体育館	644㎡	バレーボール2面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
6	旧大井小学校体育館	650㎡	バレーボール2面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
7	旧波瀬小学校体育館	648㎡	バレーボール2面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時
8	美杉竹原体育館	617㎡	バレーボール1面 など	避難所、各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
9	美杉下之川体育館	798㎡	バスケットボール1面 バレーボール1面 など	避難所、各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
10	美杉伊勢地体育館	702㎡	バレーボール1面 など	避難所、各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
11	美杉多気体育館	591㎡	バスケットボール1面 バレーボール1面 など	避難所、各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
12	旧太郎生小学校体育館	901㎡	バレーボール2面 バスケットボール1面 など	避難所(通常時は地域振興施設)	年末年始を除く毎日	9-22時

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、基幹施設、補完施設及び地域施設の体育館の利用率は9施設のうち7施設で50%以上となっている一方、その他の体育館の利用率は、12施設のうち8施設で30%未満、3施設で不明となっています。武道場の利用者数は施設ごとに大きく異なり、三重武道館が最多で年間約32,000人（三重武道館は平成29年10月1日供用開始のため、平成30年度の利用者数を記載しています。）、河芸体育館武道場が最少で年間約2,000人となっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が7施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が12施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が2施設あります。

管理運営については、サオリーナ（三重武道館を含みます。）及び安濃中央総合公園内体育館は指定管理者制度により、その他は直営により実施しています。管理運営費は、全体で196,485千円、直営の施設で73,169千円、そのうち使用料収入が占める割合は、指定管理者が管理運営している施設を除き22%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

本市では、平成22年度に策定した津市スポーツ施設整備基本構想（計画期間は令和2年度まで）に基づき、老朽化していた津市体育館及び津市民プールなどの機能を複合して東海地方トップクラスの屋内総合スポーツ施設であるサオリーナを新設したほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、体育館や野球場をはじめとするスポーツ施設の改修整備に優先的に取り組んできました。

令和2年度をもってこれらの施設の整備を完了し、令和3年度に三重とこわか国体・三重とこわか大会を迎えます<sup>※</sup>が、大会開催後においても、利用者の動向を踏まえた新たな計画を策定し、今後のスポーツ施設の方向性について示していく必要があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりました。

### (3) 施設毎の方向性

津市スポーツ施設整備計画<sup>※</sup>の対象施設とそれ以外の施設の機能及び建物について、それぞれ次のとおり取り組みます。

※三重とこわか国体・三重とこわか大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりましたが、令和3年度以降、利用者の動向を踏まえた新たな計画の策定により今後の津市のスポーツ施設の方向性を示すことに取り組み、令和4年12月に津市スポーツ施設整備計画を策定しました。

#### ア 津市スポーツ施設整備計画の対象施設

サオリーナほか2施設については、基幹施設の体育館・武道場として機能は継続し、建物は計画的な保全に努めます。

久居体育館ほか4施設については、補完施設の体育館・武道場として機能を継続、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図ります。

※久居体育館については、令和7年度から具体策として長寿命化改修に着手することとしています。

河芸体育館ほか4施設については、地域施設の体育館・武道場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

#### イ ア以外の施設

津市スポーツ施設整備計画の対象施設以外の施設については、利用実態や老朽化の状況を精査したうえで、コミュニティセンターや公民館等への機能移転など地域住民の日頃の活動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、受益者負担の適正化について検討するとともに、利便性や利用率の向上のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

#### 【基幹施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	安東	サオリーナ(アリーナ、ジム)	継続	継続	-	基幹施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	安東	三重武道館	継続	継続	-	基幹施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	津	栗真	三重武道館弓道遠の場	継続	継続	-	基幹施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 【補完施設・地域施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	久居	立成	久居体育館	継続	改修	-	補完施設として機能を継続し、建物は設備等の改修により使用目標年数を60年とする長寿命化改修に取り組む。
2	河芸	黒田	河芸体育館	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	河芸	黒田	河芸体育館内武道場	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	芸濃	椋本	芸濃総合文化センター内アリーナ	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
5	芸濃	椋本	芸濃総合文化センター内剣道場	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
6	美里	高宮	美里体育館	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内体育館	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
8	香良洲	香良洲	香良洲体育館	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	一志	高岡	一志体育館	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る。
10	白山	ハツ山	白山体育館	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 【その他の体育館】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	芸濃	雲林院	旧雲林院小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	芸濃	安西	旧安西小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	美里	高宮	旧高宮小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
4	美里	辰水	旧辰水小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
5	美里	長野	旧長野小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
6	一志	大井	旧大井小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	一志	波瀬	旧波瀬小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
8	美杉	美杉東	美杉竹原体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
9	美杉	美杉南	美杉下之川体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
10	美杉	美杉南	美杉伊勢地体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
11	美杉	美杉南	美杉多気体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
12	美杉	太郎生	旧太郎生小学校体育館	検討	検討	○	利用実態を精査したうえで、利用実態に応じた機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
久居体育館	継続	改修						改修	計画的に保全				

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
久居体育館	3,847	-	21,000
工事費概算(合計)	3,847		21,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 2 サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場

### 【要旨】

- ▶ 住民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図ることを目的に、サッカー場 1 施設、野球場・グラウンド 25 施設、陸上競技場 1 施設、フットサルコート 1 施設を設置
- ▶ 津球場公園内野球場は、機能を継続、建物等は計画的な保全に努める
- ▶ 海浜公園内陸上競技場は、機能は継続し、建物等は計画的な保全に努めるほか、機能向上を図る
- ▶ 補完施設・地域施設 15 施設は、機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める
- ▶ 西部運動広場、乙部公園内運動広場、安濃グラウンド、白山家城運動場の 4 施設は、集約化及び跡施設の利活用を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
- ▶ その他の 7 施設については、地域・団体による自主的な運営形態（使用貸借）への移行を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

### (1) 施設の概要

本市のサッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場は、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全市レベルまでの各種大会等の開催場所及びレクリエーション活動の場としての役割を果たしています。

野球場及び多目的に利用可能なグラウンドを全地域に配置しており、そのうち津球場公園内野球場、安濃中央総合公園内野球場及び一志野球場はスタンド付きで専用の野球場となっています。この他、香良洲サッカー場、海浜公園内陸上競技場、安濃中央総合公園内フットサルコートを設置しています。

運動施設として設置している施設が 21 施設あるほか、都市公園内に設置している白塚海浜公園グラウンド、斎場に併設しているいつくしみの杜グラウンド及び焼却処理施設に併設しているクリーンセンターおおたかグラウンドがあります。

さらに、その他の施設として美杉地域の各グラウンド（旧学校施設）4 施設を設置しており、地域住民やスポーツ団体等の活動の場として提供しています。

### 【スポーツ施設の分類】

分類	位置付け	施設名 (サッカー場・野球場・グラウンド・陸上競技場の場合)
基幹施設	全国・県レベルの大会開催ができる施設	津球場公園内野球場、海浜公園内陸上競技場（2 施設）
補完施設	基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる施設	安濃中央総合公園内野球場（1 施設）
地域施設	日常のスポーツ活動に利用できる施設	香良洲サッカー場、一志野球場、北部運動広場、南部緑地公園内運動広場、久居グラウンド、河芸第 1 グラウンド、河芸第 2 グラウンド、芸濃グラウンド、美里グラウンド、安濃中央総合公園内多目的グラウンド、香良洲グラウンド、白山運動場、フットパーク美杉内多目的グラウンド、安濃中央総合公園内フットサルコート（14 施設）
上記以外	市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる施設	西部運動広場、乙部公園内運動広場、安濃グラウンド、白山家城運動場、白塚海浜公園グラウンド、いつくしみの杜グラウンド、クリーンセンターおおたかグラウンド、美杉地域の各グラウンド（旧学校施設）（11 施設）

なお、これら 28 施設のほか、市立小・中・義務教育学校のグラウンド（68 施設）を地域住民等に対し、休日や夜間に開放しています。

## 【サッカー場】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	香良洲	香良洲	香良洲サッカー場		-	H6	24		-	-	-	50人	38%	B	直営	1,865	358

※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費について、賃金は主要施設へ、他の費用（光熱水費、委託料等）は延床面積等による按分額を各施設へ計上しています。

## 【サッカー場の設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開場日	開場時間
1	香良洲サッカー場	8,260 m <sup>2</sup>	少年サッカー場 1面 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	8-21 時半

## 【野球場・グラウンド】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	修成	津球場公園内野球場		RC	S34	59		C	1,689m <sup>2</sup>	○	78人	52%	B	指定管理	10,911	-
2	津	敬和	乙部公園内運動広場		-	S44	49		-	-	-	2人	5%	C	指定管理	5,118	-
3	津	高茶屋	南部緑地公園内運動広場		-	S55	38		-	-	-	6人	15%	C	指定管理	7,520	-
4	津	楯形	西部運動広場		-	S55	38		-	-	-	4人	11%	C	指定管理	4,035	-
5	津	白塚	白塚海浜公園グラウンド		-	H14	16		-	-	-	不明	不明	不明	直営	1,008	*
6	津	栗真	北部運動広場		S	S54	39		C	27m <sup>2</sup>	△	21人	41%	B	指定管理	5,738	-
7	津	南が丘	いつしみの杜グラウンド		-	H26	4		-	-	-	不明	不明	不明	直営	0	*
8	久居	誠之	久居グラウンド		-	S45	48		-	-	-	12人	27%	C	直営	4,411	822
9	久居	栗葉	クリーンセンターおおたかグラウンド		-	H11	19		-	-	-	11人	29%	C	直営	0	*
10	河芸	黒田	河芸第1グラウンド		-	S55	38		-	-	-	42人	26%	C	直営	5,978	1,110
11	河芸	黒田	河芸第2グラウンド		-	H8	22		-	-	-	99人	53%	B	直営	5,680	2,364
12	芸濃	明	芸濃グラウンド		RC	S56	37		B	252m <sup>2</sup>	○	16人	16%	C	直営	5,396	921
13	美里	高宮	美里グラウンド		-	S56	37		-	-	-	13人	7%	C	直営	2,271	191
14	安濃	明合	安濃グラウンド		CB	S53	40		B	47m <sup>2</sup>	△	7人	14%	C	指定管理	2,887	-
15	安濃	明合	安濃中央総合公園内野球場		RC	H6	24		A	1,712m <sup>2</sup>	○	29人	29%	C	指定管理	5,057	-
16	安濃	明合	安濃中央総合公園内多目的グラウンド		-	H1	29		-	-	-	54人	34%	B	指定管理	6,085	-
17	香良洲	香良洲	香良洲グラウンド		-	S58	35		-	-	-	21人	14%	C	直営	5,889	282
18	一志	大井	一志野球場		RC	S55	38		B	200m <sup>2</sup>	△	7人	12%	C	直営	5,739	266
19	白山	家城	白山家城運動場		RC	S56	37		B	101m <sup>2</sup>	○	1人	2%	C	直営	1,759	7
20	白山	八ツ山	白山運動場		-	S60	33		-	-	-	11人	17%	C	直営	6,119	284
21	美杉	美杉東	美杉竹原多目的グラウンド(旧学校施設)		-	S59	34		-	-	-	16人	16%	C	直営	108	*
22	美杉	美杉南	美杉下之川多目的グラウンド(旧学校施設)		-	S62	31		-	-	-	21人	33%	B	直営	170	*
23	美杉	美杉南	フットパーク美杉内多目的グラウンド		-	H13	17		-	-	-	7人	13%	C	直営	3,790	62
24	美杉	美杉南	美杉伊勢地多目的グラウンド(旧学校施設)		-	S64	29		-	-	-	3人	7%	C	直営	107	*
25	美杉	美杉南	美杉多気多目的グラウンド(旧学校施設)		-	S56	37		-	-	-	12人	13%	C	直営	456	*

- ※1：津球場公園内野球場、2：乙部公園内運動広場、3：南部緑地公園内運動広場、4：西部運動広場及び6：北部運動広場の管理運営費については、平成29年度指定管理料74,249千円の按分額（津球場公園内野球場ほか11施設に係る管理面積按分）を計上しています。
- ※14：安濃グラウンド、15：安濃中央総合公園内野球場及び16：安濃中央総合公園内多目的グラウンドの管理運営費については、平成29年度指定管理料19,663千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか7施設に係る管理面積按分）を計上しています。
- ※5：白塚海浜公園グラウンドは自由利用が原則のため、7：いつくしみの杜グラウンドは地元自治会が管理しているため、利用者数、利用率及び利用の程度は不明となっています。
- ※21：美杉竹原多目的グラウンド、22：美杉下之川多目的グラウンド、24：美杉伊勢地多目的グラウンド及び25：美杉多気多目的グラウンドについては、令和4年4月以降地域振興施設に位置づけており、これらは津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱に基づく手続きにより利用ができます。
- ※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費について、賃金は主要施設へ、他の費用（光熱水費、委託料等）は延床面積等による按分額を各施設へ計上しています。
- ※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

## 【野球場・グラウンドの設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開場日	開場時間
1	津球場公園内野球場	グラウンド 11,854 m <sup>2</sup> 両翼 91m 中央 119 m	硬式野球 1面 軟式野球 1面 ソフトボール 1面 夜間照明設備、放送設備、 会議室等有		年末年始を 除く毎日	5時半-21時半 ※夜間は4月1日 から11月30日まで の間
2	乙部公園内運動広場	グラウンド 6,500 m <sup>2</sup> 両翼 65 m 中央 92 m	ソフトボール 1面		年末年始を 除く毎日	9-17時
3	南部緑地公園内運動 広場	グラウンド 9,550 m <sup>2</sup> 両翼 80m 中央 92m	軟式野球 1面 ソフトボール 1面		年末年始を 除く毎日	5時半-17時
4	西部運動広場	グラウンド 5,124 m <sup>2</sup> 両翼 70m 中央 70m	ソフトボール 1面		年末年始を 除く毎日	5時半-17時
5	白塚海浜公園グラウンド	多目的グラウンド 9,974 m <sup>2</sup>	軟式野球 1面 ソフトボール 1面 少年サッカー場 1面		毎日	指定なし
6	北部運動広場	グラウンド 7,260 m <sup>2</sup> 両翼 80m 中央 84m	軟式野球 1面 ソフトボール 1面 夜間照明設備有		年末年始を 除く毎日	5時半-21時半 ※夜間は4月1日 から11月30日まで の間
7	いつくしみの杜グラウンド	グラウンド 5,406 m <sup>2</sup>	ソフトボール場 1面	地元自治会との間で 覚書を締結し、利用 者(自治会)側が維持 管理を行っている。他 の利用希望者がある 場合は本市が調整	毎日	指定なし
8	久居グラウンド	競技場 11,875 m <sup>2</sup>	軟式野球 1面 ソフトボール 1面 夜間照明設備有		年末年始を 除く毎日	9-21時 ※夜間は4月1日 から11月30日まで の間
9	クリーンセンターおおたか グラウンド	グラウンド 7,790 m <sup>2</sup>	軟式野球 1面	基大災害時の廃棄物 仮置き場所	年末年始を 除く毎日	8時半-17時
10	河芸第1グラウンド	グラウンド 12,000 m <sup>2</sup>	野球場 1面 ソフトボール場 4面 陸上 200mトラック 夜間照明設備有		年末年始を 除く毎日	6-22時
11	河芸第2グラウンド	12,460 m <sup>2</sup>	ソフトボール場 2面 サッカー場 1面 少年サッカー場 2面	各種地域行事に使用	年末年始を 除く毎日	6-22時
12	芸濃グラウンド	グラウンド 11,769 m <sup>2</sup> 左翼 102m 右翼 90m 中央 120m	野球 1面 ソフトボール 2面 200mトラック 100m直走 路 夜間照明設備、放送設備 有		年末年始を 除く毎日	6-22時

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開場日	開場時間
13	美里グラウンド	グラウンド 12,229 ㎡	軟式野球 1面、ソフトボール 2面 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	6-22時 ※夜間は5月1日から10月31日までの間
14	安濃中央総合公園内野球場	グラウンド 11,960 ㎡ 両翼 91m 中央 119m	硬式野球 1面 軟式野球 1面 ソフトボール 1面 夜間照明設備、放送設備、会議室等有		年末年始を除く毎日	9-21時半 ※夜間は4月1日から10月31日までの間
15	安濃グラウンド	両翼 80m 中央 92m	夜間照明設備有		年末年始を除く毎日	9-21時半 ※夜間は4月1日から10月31日までの間
16	安濃中央総合公園内多目的グラウンド	20,000 ㎡(300mトラック)	サッカー場 1面 陸上トラック	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-17時
17	香良洲グラウンド	グラウンド 11,854 ㎡ 両翼 91m 中央 119m	軟式野球 1面 ソフトボール 2面 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	8-21時半
18	一志野球場	グラウンド 8,840 ㎡ 左翼 90m 右翼 76m 中央 115m	硬式野球不可 軟式野球 1面 ソフトボール 1面 夜間照明設備有		年末年始を除く毎日	8時半-21時
19	白山家城運動場	グラウンド 8,277 ㎡ 両翼 80m 中央 90m	野球場 1面 ソフトボール場 1面 夜間照明設備有		年末年始を除く毎日	5-22時
20	白山運動場	グラウンド 10,400 ㎡ 両翼 92m 中央 120m	野球場 1面 ソフトボール場 1面 夜間照明設備有		年末年始を除く毎日	8時半-22時
21	美杉竹原多目的グラウンド(旧学校施設)	グラウンド 2,562 ㎡	軟式野球(硬式野球不可) 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
22	美杉下之川多目的グラウンド(旧学校施設)	グラウンド 4,795 ㎡	軟式野球(硬式野球不可) 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
23	フットパーク美杉内多目的グラウンド	グラウンド 8,236 ㎡	サッカー場 1面 ソフトボール 2面等	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	8-17時
24	美杉伊勢地多目的グラウンド(旧学校施設)	グラウンド 3,268 ㎡	軟式野球(硬式野球不可) 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時
25	美杉多気多目的グラウンド(旧学校施設)	グラウンド 5,116 ㎡	軟式野球(硬式野球不可) 夜間照明設備有	各種地域行事に使用	年末年始を除く毎日	9-22時

## 【陸上競技場】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	海浜公園内陸上競技場		RC	H1	29		B	508㎡	○	56人	43%	B	指定管理	25,406	-

※管理運営費については、平成29年度指定管理料74,249千円の按分額(津球場公園内野球場ほか11施設に係る管理面積按分)を計上しています。

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

## 【陸上競技場の設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開場日	開場時間
1	海浜公園内陸上競技場	トラック1周400m・8コース クレー系舗装	サッカー場 1面 会議室等の施設有		年末年始を除く毎日	9-17時

## 【フットサルコート】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	安濃	明合	安濃中央総合公園内フットサルコート		-	H18	12		-	-	-	21人	39%	B	指定管理	467	-

※管理運営費については、平成29年度指定管理料19,663千円の按分額(安濃中央総合公園内体育館ほか7施設に係る管理面積按分)を計上しています。

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

## 【フットサルコートの設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	通常時以外の施設の利用	開場日	開場時間
1	安濃中央総合公園内フットサルコート	1,260 m <sup>2</sup> (44m×22m)	フットサル 1面		年末年始を除く毎日	9-21時半

## (2) 現状と課題の整理

全体の利用率は23%で、種類別の平均利用率については、利用率が不明の施設を除き、サッカー場が38%、野球場・グラウンドが21%、陸上競技場が43%、フットサルコートが39%となっています。

建物については、スタンド棟を有する施設（津球場公園内野球場、芸濃グラウンド、安濃中央総合公園内野球場、一志野球場及び海浜公園内陸上競技場）が5施設あり、一志野球場は耐震診断調査が未実施となっています。また、これらスタンド棟のうち建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が3施設あります。

なお、津球場公園内野球場については、令和3年度三重とこわか国体において競技会場となっていることから、令和2年度にメインスタンド棟の防水、外壁、内外装等及び内外野スタンド棟の観客席などの改修を実施しています。

また、津球場公園についても、除却した旧津市体育館跡地を活用し、三重とこわか国体終了後も全県・全市レベルの大会に対応できるよう既存の駐車場を含め、約500台の駐車場整備を実施しています。

管理運営については、津地域の6施設（白塚海浜公園グラウンドを除きます。）及び安濃地域の4施設は指定管理者制度により実施しています。津地域の屋外運動施設は一括して指定管理者を選定し、安濃地域は屋内体育館と屋外運動施設を一括して指定管理者を選定しています。その他の地域の屋外運動施設は、直営で運営を行っています。管理運営費は、全体で123,670千円、直営の施設で50,746千円、そのうち使用料収入が占める割合は、指定管理者が管理運営している施設を除き13%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

本市では、平成22年度に策定した津市スポーツ施設整備基本構想（計画期間は令和2年度まで）に基づき、老朽化していた津市体育館及び津市民プールなどの機能を複合して東海地方トップクラスの屋内総合スポーツ施設であるサオリーナを新設したほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、体育館や野球場をはじめとするスポーツ施設の改修整備に優先的に取り組んできました。

令和2年度をもってこれらの施設の整備を完了し、令和3年度に三重とこわか国体・三重とこわか大会を迎えます<sup>\*</sup>が、大会開催後においても、利用者の動向を踏まえた新たな計画を策定し、今後のスポーツ施設の方向性について示していく必要があります。

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりました。

## (3) 施設毎の方向性

津市スポーツ施設整備計画<sup>\*</sup>の対象施設とそれ以外の施設の機能及び建物について、それぞれ次のとおり取り組みます。

※三重とこわか国体・三重とこわか大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりましたが、令和3年度以降、利用者の動向を踏まえた新たな計画の策定により今後の津市のスポーツ施設の方向性を示すことに取り組み、令和4年12月に津市スポーツ施設整備計画を策定しました。

## ア 津市スポーツ施設整備計画の対象施設

津球場公園内野球場及び海浜公園内陸上競技場については、基幹施設として機能は継続し、建物は計画的な保全に努め、このうち海浜公園内陸上競技場については、機能向上を図ります。

安濃中央総合公園内野球場については、補完施設として、香良洲サッカー場ほか13施設については、地域施設として、機能は継続し、建物は計画的な保全に努めま

す。西部運動広場、乙部公園内運動広場、安濃グラウンド及び白山家城運動場の4施設については、機能の集約化及び跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

## イ ア以外の施設

白塚海浜公園グラウンド、いつくしみの杜グラウンド及びクリーンセンターおおたかグラウンド3施設については、市民の身近な運動の場として機能は継続し、主な利用者が地域団体となっていることから、地域団体への使用貸借など、自主的な運営形態への移行を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

美杉地域の旧学校施設であるグラウンド4施設については、地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、指定管理者が管理運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、利便性や利用率の向上のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

### 【サッカー場】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	香良洲	香良洲	香良洲サッカー場	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。

### 【野球場・グラウンド】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	修成	津球場公園内野球場	継続	改修	-	基幹施設として機能は継続し、建物等は改修後も計画的な保全に努める。
2	津	敬和	乙部公園内運動広場	検討	検討	◎	機能の集約化及び跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	津	高茶屋	南部緑地公園内運動広場	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
4	津	楯形	西部運動広場	検討	検討	◎	機能の集約化及び跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
5	津	白塚	白塚海浜公園グラウンド	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
6	津	栗真	北部運動広場	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
7	津	南が丘	いつくしみの杜グラウンド	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
8	久居	誠之	久居グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
9	久居	栗葉	クリーンセンターおおたかグラウンド	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
10	河芸	黒田	河芸第1グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
11	河芸	黒田	河芸第2グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
12	芸濃	明	芸濃グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
13	美里	高宮	美里グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
14	安濃	明合	安濃中央総合公園内野球場	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
15	安濃	明合	安濃グラウンド	検討	検討	◎	機能の集約化及び跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
16	安濃	明合	安濃中央総合公園内多目的グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
17	香良洲	香良洲	香良洲グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
18	一志	大井	一志野球場	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
19	白山	家城	白山家城運動場	検討	検討	◎	機能の集約化及び跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
20	白山	ハツ山	白山運動場	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
21	美杉	美杉東	美杉竹原グラウンド(旧学校施設)	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
22	美杉	美杉南	美杉下之川グラウンド(旧学校施設)	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
23	美杉	美杉南	フットパーク美杉内多目的グラウンド	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。
24	美杉	美杉南	美杉伊勢地グラウンド(旧学校施設)	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
25	美杉	美杉南	美杉多気グラウンド(旧学校施設)	検討	検討	○	地域住民の日頃の運動の場としての機能の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【陸上競技場】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	敬和	海浜公園内陸上競技場	継続	改修	-	市レベルの陸上競技の大会や記録会が開催可能な公認陸上競技場として、また多目的なスポーツが実施できるフィールドを備えた施設として、必要な整備を実施する。

#### 【フットサルコート】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	安濃	明合	安濃中央総合公園内フットサルコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める。

### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津球場公園内野球場	継続	改修	改修	計画的に保全								
海浜公園内陸上競技場	継続	改修					設計・解体	工事			保全	

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
津球場公園内野球場	1,689	-	332,000
海浜公園内陸上競技場	未定	-	未定
工事費概算（合計）	1,689		332,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

### 3 プール

#### 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、夏季におけるレクリエーション活動の場として5施設を設置（他に休止中の3施設あり）
- ▶ サオリーナ内プール、久居中央スポーツ公園内プール及び香良洲プールは、機能を継続、建物は計画的な保全に努める
- ▶ その他のプール5施設については、利用実態を精査した上で、必要性を含めて検討（休止中のプールにあつては廃止・処分を検討）し、検討結果に基づく具体策に取り組む

#### (1) 施設の概要

本市のプールは、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、夏季におけるレクリエーション活動の場としての役割を果たしています。

運動施設として設置しているプールとしてサオリーナ内プール、久居中央スポーツ公園内プール、香良洲プールの3施設があるほか、保健センターに附帯している美里保健センタープール、観光施設に附帯している青山高原保健休養地プールがあります。

また、美里幼児プールは利用者数の著しい減少により令和元年度から、白山元取プールは利用者数の減少により平成21年度から、白山川口プールは施設の老朽化により平成19年度から休止中です。

なお、香良洲プールについては香良洲地域の浜っ子幼児園及び香良洲小学校の水泳授業にも利用しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	安東	サオリーナ(プール)	○	RC	H29	1		A	826㎡	○	267人	-	-	指定管理	5,032	-
2	久居	戸木	久居中央スポーツ公園内プール		S	H2	28		B	725㎡	○	738人	-	-	直営	25,349	11,222
3	美里	高宮	美里保健センタープール	○	RC	H17	13		A	273㎡	○	不明	-	-	直営	5,250	4,693
4	香良洲	香良洲	香良洲プール		RC	H6	24		A	645㎡	○	175人	-	-	直営	9,307	797
5	白山	ハツ山	青山高原保健休養地プール		CB	S48	45		C	102㎡	△	-	-	-	指定管理	-	-
6	美里	高宮	美里幼児プール(休止中)		-	S58	35		-	-	-	-	-	-	直営	-	-
7	白山	家城	白山元取プール(休止中→R4廃止)		RC	S42	51		C	16㎡	△	-	-	-	直営	-	-
8	白山	川口	白山川口プール(休止中)		CB	S56	37		B	78㎡	△	-	-	-	直営	-	-
9	津	櫛形	旧津市民プール(H29廃止)		RC	S48	45		B	2,664㎡	○	-	-	-	-	-	-

※諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率、利用の程度について集計対象外とし、「-」と記載しています。

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※休止中の施設については、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※1：サオリーナ（プール）の管理運営費については、平成30年度指定管理料177,709千円の按分額（サオリーナ（アリーナ、ジム）、三重武道館、サオリーナ（プール）及びメッセウイング・みえに係る面積按分）を計上しています。

※3：美里保健センタープールは、保健センターに附帯する施設であり、美里保健センター利用者のうちプール利用者の人数を把握していないため、利用者数の欄を「不明」と記載しています。

※5：青山高原保健休養地プールは、平成29年度及び平成30年度は施設運営の方向性の検討及び改修のため休業していました。

※6：美里幼児プールは、利用者の著しい減少により令和元年度から休止中となっています。

※7：白山元取プールは、利用者の減少により平成21年度から休止中となっており、令和4年3月に廃止しました。

※8：白山川口プールは、施設の老朽化により平成19年度から休止中となっています。

※9：津市民プールについては、サオリーナの供用開始に伴い、平成29年9月に廃止し、建物等を除却のうえ、跡地に令和3年の供用開始に向け、跡地に津市民テニスコートを整備しています。

## 【設備等】

番号	施設名	施設内容	通常時以外の施設の利用	開場日	開場時間
1	サオリーナ(プール)	幼児用プール 水深0.6m 25mプール 7コース 水深1.1m ジャグジー		年末年始および毎月第二火曜日を 除く毎日	9-22時
2	久居中央スポーツ公園内プール	幼児用プール 水深0.3-0.5m 水面積168㎡ 流水プール 水深0.9m 長さ123m スライダープール 長さ52m、50m 高さ5m 50mプール 9コース 水面積951㎡ 水深1.1-1.3m	・開館期間前に県立久居高等学校(スポーツ科学コースの水泳実習)へ施設開放 ・開館期間前に消防本部へ施設開放(水難救助訓練)	6月1日から9月30日の間において定める期間	9-17時
3	美里保健センタープール	歩行用プール(水深最大1.3m) 可動床式 16m×6m		月曜、年末年始を除く毎日	10-20時 (日曜、祝日は-17時)
4	香良洲プール	幼児用プール 水深0.4-0.5m 25mプール 水深1.0-1.2m 低学年用プール 水深0.7m ウォータースライダー付	・開館期間前に香良洲浜っ子幼稚園及び香良洲小学校へ施設開放	7月20日から8月31日の間において定める期間	10-16時
5	青山高原保健休養地プール	幼児用プール 水深0.3m 低学年用プール 水深0.7m 一般プール 水深1.2-1.3m		7月20日から8月31日の間において定める期間	9-16時
6	美里幼児プール(休止中)	水深0.5m 水面積 63㎡		7月1日から8月31日までの間において定める期間	10-15時
7	白山元取プール(休止中→R4廃止)	幼児用プール 20m 水深0.6m 普通プール 20m 水深1.1m		7月1日から8月31日まで (7月1日から20日までの期間は、土・日曜日に限り開場)	10-16時
8	白山川口プール(休止中)	703㎡(25m×8レーン) 水深1.2m		7月20日から8月31日の間において定める期間	10-15時まで(専用で使用する場合に限る。)

## (2) 現状と課題の整理

サオリーナ内プール及び美里保健センタープールは屋内プール、それ以外のプールは屋外プールとなっており、屋外プールは7月下旬から8月末までの夏季のみ開館しています。

利用状況については、屋内プールで通年開館しているサオリーナ内プールが最多で年間約92,000人、比較的小規模で夏季のみ開場している香良洲プールが最少で年間約7,500人となっています。

建物については、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が2施設、建築後40年を超え老朽化が顕著である施設が1施設あります。なお、久居中央スポーツ公園内プールは平成26年度にスライダープールの一部、幼児用プール、休憩施設、機械装置などを改修しました。

管理運営については、サオリーナ内プール及び青山高原保健休養地プールは指定管理者制度により、その他の施設は直営により実施しています。管理運営費は、全体で44,938千円、直営の施設で39,906千円、そのうち使用料収入が占める割合は、指定管理者が管理運営している施設を除き42%となっています。

本市では、平成 22 年度に策定した津市スポーツ施設整備基本構想（計画期間は令和 2 年度まで）に基づき、老朽化していた津市体育館及び津市民プールなどの機能を複合して東海地方トップクラスの屋内総合スポーツ施設であるサオリーナを新設したほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、体育館や野球場をはじめとするスポーツ施設の改修整備に優先的に取り組んできました。

令和 2 年度をもってこれらの施設の整備を完了し、令和 3 年度に三重とこわか国体・三重とこわか大会を迎えます<sup>※</sup>が、大会開催後においても、利用者の動向を踏まえた新たな計画を策定し、今後のスポーツ施設の方向性について示していく必要があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりました。

### (3) 施設毎の方向性

サオリーナ内プールについては、津市スポーツ施設整備計画<sup>※</sup>の方針に基づき、通年利用が可能な健康づくり、スポーツ活動の場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

※三重とこわか国体・三重とこわか大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりましたが、令和 3 年度以降、利用者の動向を踏まえた新たな計画の策定により今後の津市のスポーツ施設の方向性を示すことに取り組み、令和 4 年 12 月に津市スポーツ施設整備計画を策定しました。

久居中央スポーツ公園内プール及び香良洲プールについても、同整備計画の方針に基づき、レクリエーション活動の場として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

美里保健センタープールについては、利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

休止中のプールは廃止・処分を早期に検討し、それぞれ検討結果に基づく具体策に取り組みます。

なお、青山高原保健休養地プールの今後の方向性については、観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化します。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、受益者負担の適正化について検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	安東	サオリーナ(プール)	継続	継続	-	通年利用が可能な健康づくり、スポーツ活動の場として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	久居	戸木	久居中央スポーツ公園内プール	検討	検討	◎	主要設備に致命的な不具合が生じていることから、施設の存廃について早急に検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	美里	高宮	美里保健センタープール	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
4	香良洲	香良洲	香良洲プール	継続	継続	-	夏季レクリエーション活動の場として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	白山	八ツ山	青山高原保健休養地プール	検討	検討	◎	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。
6	美里	高宮	美里幼児プール(休止中)	検討	検討	◎	既に休止中であることから、機能は廃止し、施設の処分について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	白山	家城	白山元取プール(休止中→R4廃止)	廃止	検討	○	既に休止中であることから、機能は廃止し、跡施設の処分について検討する。
8	白山	川口	白山川口プール(休止中)	検討	検討	◎	既に休止中であることから、機能は廃止し、施設の処分について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。  
 ※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール																	
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11								
白山元取プール (休止中→R4廃止)	廃止	検討			廃止															

## 4 テニスコート

### 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全市レベルまでの各種大会等の開催場所として 20 施設を設置
- ▶ 1 施設で全市レベルの大会が開催できるよう津市民プール跡地に 12 面の津市民テニスコートを整備し、これに伴い、入江公園内テニスコート及び安濃テニスコートの機能を廃止
- ▶ 補完施設・地域施設 9 施設は、機能は継続し、建物等は計画的な保全に努める
- ▶ 海浜公園内テニスコート、美里テニスコート、香良洲テニスコート、フットパーク美杉内テニスコートの 4 施設は、集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
- ▶ 榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコートは、新施設整備に伴い廃止
- ▶ 青山高原保健休養地テニスコートは、観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で今後の方向性を具体化
- ▶ その他のテニスコートについては、利用実態を精査した上で、必要性を含めて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

### (1) 施設の概要

本市のテニスコートは、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、全市レベルまでの各種大会などの開催場所としての役割を果たしています。

運動施設として各地域に設置しているほか、コミュニティセンター、勤労会館及び観光施設に附帯しているテニスコートがあります。

### 【スポーツ施設の分類】

分類	位置付け	施設名（テニスコートの場合）
基幹施設	全国・県レベルの大会開催ができる施設	津市民テニスコート（R3 新設）（1 施設）
補完施設	基幹施設を補完し大会活動にも日常のスポーツ活動にも利用できる施設	古道公園内テニスコート、久居スポーツ公園内テニスコート、一志テニスコート（3 施設）
地域施設	日常のスポーツ活動に利用できる施設	古河公園内テニスコート、庄司庵公園内テニスコート、河芸テニスコート、芸濃テニスコート、安濃中央総合公園内テニスコート、白山テニスコート（6 施設）
上記以外	市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として利用できる施設	入江公園内テニスコート（R3 廃止）、美里テニスコート、安濃テニスコート（R3 廃止）、フットパーク美杉内テニスコート、海浜公園内テニスコート、香良洲テニスコート、勤労者福祉センターテニスコート、雲出市民センターテニスコート、榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート（R4 廃止）、錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート、青山高原保健休養地テニスコート（11 施設）

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営(千円)	使用料(千円)	
1	津	修成	古道公園内テニスコート		RC	S42	51		C	421㎡	○	108人	75%	A	指定管理	3,952	-
2	津	南立誠	勤労者福祉センターテニスコート		-	S58	35		-	-	-	5人	29%	C	指定管理	0	-
3	津	敬和	海浜公園内テニスコート		-	H1	29		-	-	-	6人	25%	C	指定管理	1,804	-
4	津	敬和	入江公園内テニスコート(R3廃止)		-	S47	46		-	-	-	6人	23%	C	指定管理	1,078	-

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	修成	古道公園内テニスコート	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
2	津	南立誠	勤労者福祉センターテニスコート	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	津	敬和	海浜公園内テニスコート	廃止	転用		海浜公園内陸上競技場の改修にあわせ機能を廃止し、跡地は駐車場に転用する。
4	津	敬和	入江公園内テニスコート(R3廃止)	廃止	転用	-	津市民テニスコートの供用開始にあわせ機能を廃止し、跡地は公園として整備する。
5	津	新町	古河公園内テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
6	津	雲出	雲出市民センターテニスコート	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	久居	栗葉	庄司庵公園内テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
8	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート(R3廃止)	廃止	転用	-	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の再整備にあわせ、テニスコートは廃止し、跡地に新たな温浴施設の整備を行う。
9	久居	立成	久居スポーツ公園内テニスコート	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
10	河芸	黒田	河芸テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
11	芸濃	明	芸濃テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
12	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	美里	高宮	美里テニスコート	検討	検討	◎	集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
14	安濃	明合	安濃テニスコート(R3廃止)	廃止	転用	-	津市民テニスコートの供用開始にあわせ機能を廃止し、跡地は公園として整備する。
15	安濃	明合	安濃中央総合公園内テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
16	香良洲	香良洲	香良洲テニスコート	検討	検討	◎	集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
17	一志	大井	一志テニスコート	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
18	白山	ハツ山	青山高原保健休養地テニスコート	検討	検討	◎	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。
19	白山	ハツ山	白山テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
20	美杉	美杉南	フットパーク美杉内テニスコート	検討	検討	◎	集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費については、賃金は主要施設へ、他の費用（光熱水費、委託料等）は延床面積等による按分額を各施設へ計上するなどしています。

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※1：古道公園内テニスコート、3：海浜公園内テニスコート、4：入江公園内テニスコート及び5：古河公園内テニスコートの管理運営費については、平成29年度指定管理料74,249千円の按分額（津球場公園内野球場ほか11施設に係る管理面積按分）を計上しています。

※14：安濃テニスコート及び15：安濃中央総合公園内テニスコートの管理運営費については、平成29年度指定管理料19,663千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか7施設に係る管理面積按分）を計上しています。

※4：入江公園内テニスコート及び14：安濃テニスコートについては、津市民テニスコートの供用開始に伴い、令和3年5月に廃止しました。（跡地については、それぞれ入江公園及び明合地区東部近隣公園として整備する予定となっています。）

※8：榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコートについては、榊原温泉湯の瀬として再整備することに伴い、令和3年12月に廃止しました。

#### 【設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	開場日	開場時間
1	古道公園内テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 6面	夜間照明設備、会議室等有	年末年始を除く毎日	9-21時
2	勤労者福祉センターテニスコート	ハードテニスコート 1面		火曜日、祝日、年末年始を除く毎日	9-18時
3	海浜公園内テニスコート	ハードテニスコート 3面	会議室等有	年末年始を除く毎日	9-17時
4	入江公園内テニスコート(R3廃止)	クレイテニスコート 2面		年末年始を除く毎日	9-17時
5	古河公園内テニスコート	クレイテニスコート 4面		年末年始を除く毎日	9-17時

番号	施設名	施設内容	設備概要	開場日	開場時間
6	雲出市民センターテニスコート	クレイテニスコート 2 面		月曜日、年末年始を除く毎日	9-17 時
7	庄司庵公園内テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 2 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	9-21 時
8	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート (R3 廃止)	ハードテニスコート 2 面	夜間照明設備有	火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始を除く毎日	9-21 時
9	久居スポーツ公園内テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 5 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	9-21 時
10	河芸テニスコート	クレイテニスコート 3 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	6-22 時
11	芸濃テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 2 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	6-22 時
12	錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート	ハードテニスコート 1 面		火曜日、年末年始を除く毎日	9-17 時
13	美里テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 2 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	6-22 時 ※夜間は 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間
14	安濃テニスコート (R3 廃止)	ハードテニスコート 2 面		年末年始を除く毎日	9-17 時
15	安濃中央総合公園内テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 4 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	9-21 時半
16	香良洲テニスコート	ハードテニスコート 2 面		年末年始を除く毎日	8-17 時
17	一志テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 6 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	8 時半-21 時
18	青山高原保健休養地テニスコート	ハードテニスコート 2 面		木曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始を除く毎日	9-15 時
19	白山テニスコート	クレイテニスコート 4 面	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	8 時半-22 時
20	フットパーク美杉内テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 5 面		年末年始を除く毎日	8-17 時

## 【計画策定後の新設テニスコート】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	橿形	津市民テニスコート		S	R3	0		A	829㎡	○	-	-	-	指定管理	-	-

※管理運営費、保育料、利用児童数、利用児童数/定員数、利用の程度の欄については、平成 29 年度の状況としているため「-」と記載しています。

※1：津市民テニスコートについては、令和 3 年 5 月に供用を開始しています。

## 【設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	開場日	開場時間
1	津市民テニスコート	砂入り人工芝テニスコート 12 面	夜間照明設備、会議室等有	年末年始を除く毎日	9-21 時

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、利用率は全体で 32%となっており、市民団体の定期的活動での利用が多い古道公園内テニスコート及び久居スポーツ公園内テニスコートにおいて利用者が特に多くなっています。

建物や設備等については、管理棟を有する古道公園内テニスコート及び安濃中央総合公園内テニスコートはいずれも耐震性を確保していますが、コート面の劣化など老朽化が進行している施設が多数あります。

本市が保有するテニスコートは、コート面数が最大でも 6 面といずれも規模は小さく、全市レベルの大会開催が困難であったことから、津市民プール跡地に砂入り人工芝コート 12 面からなる津市民テニスコートの整備に取り組んでいます<sup>※1</sup>。

管理運営については、9 施設は指定管理者制度により、11 施設は直営により実施しています。管理運営費は、全体で 22,169 千円、直営の施設で 10,942 千円、そのうち使用料収入が占める割合は、指定管理者が管理運営している施設を除き 98%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

本市では、平成 22 年度に策定した津市スポーツ施設整備基本構想（計画期間は令和 2 年度まで）に基づき、老朽化していた津市体育館及び津市民プールなどの機能を複合して東海地方トップクラスの屋内総合スポーツ施設であるサオリーナを新設したほか、三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、体育館や野球場をはじめとするスポーツ施設の改修整備に優先的に取り組んできました。

令和 2 年度をもってこれらの施設の整備を完了し、令和 3 年度に三重とこわか国体・三重とこわか大会を迎えます<sup>※2</sup>が、大会開催後においても、利用者の動向を踏まえた新たな計画を策定し、今後のスポーツ施設の方向性について示していく必要があります。

※1 令和 3 年 5 月に供用を開始しました。

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりました。

### (3) 施設毎の方向性

津市スポーツ施設整備計画<sup>※</sup>の対象施設とそれ以外の施設の機能及び建物については、それぞれ次のとおり取り組みます。

※三重とこわか国体・三重とこわか大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりましたが、令和 3 年度以降、利用者の動向を踏まえた新たな計画の策定により今後の津市のスポーツ施設の方向性を示すことに取り組み、令和 4 年 12 月に津市スポーツ施設整備計画を策定しました。

#### ア 津市スポーツ施設整備計画の対象施設

津市民テニスコートについては、基幹施設として機能は継続し、建物等は計画的な保全に努めます。また、津市民テニスコートの供用開始にあわせ、入江公園内テニスコート及び安濃テニスコートの機能の廃止及び跡地の利活用等について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

古道公園内テニスコートほか 2 施設は、補完施設として、古河公園内テニスコートほか 5 施設は、地域施設として、機能は継続し、建物等は計画的な保全に努めます。

海浜公園内テニスコート、美里テニスコート、香良洲テニスコート、フットパーク美杉内テニスコートの 4 施設は、集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

#### イ 榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート

観光施設である榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の再整備にあわせ、テニスコートは廃止し、跡地に新たな温浴施設の整備を行います<sup>※</sup>。

※新施設である榊原温泉湯の瀬は、令和 4 年 8 月に運営を開始しました。

#### ウ 青山高原保健休養地テニスコート

観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化します。

## エ ア、イ、ウ以外のテニスコート

利用実態を精査したうえで、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

機能を継続する施設については、受益者負担の適正化について検討するとともに、利便性の向上や運営の効率化のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	修成	古道公園内テニスコート	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
2	津	南立誠	勤労者福祉センターテニスコート	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	津	敬和	海浜公園内テニスコート	廃止	転用	-	海浜公園内陸上競技場の改修にあわせ機能を廃止し、跡地は駐車場に転用する。
4	津	敬和	入江公園内テニスコート(R3廃止)	廃止	転用	-	津市民テニスコートの供用開始にあわせ機能を廃止し、跡地は公園として整備する。
5	津	新町	古河公園内テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
6	津	雲出	雲出市民センターテニスコート	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	久居	栗葉	庄司庵公園内テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
8	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート(R3廃止)	廃止	転用	-	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の再整備にあわせ、テニスコートは廃止し、跡地に新たな温浴施設の整備を行う。
9	久居	立成	久居スポーツ公園内テニスコート	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
10	河芸	黒田	河芸テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
11	芸濃	明	芸濃テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
12	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘ふれあい公園テニスコート	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	美里	高宮	美里テニスコート	検討	検討	◎	集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
14	安濃	明合	安濃テニスコート(R3廃止)	廃止	転用	-	津市民テニスコートの供用開始にあわせ機能を廃止し、跡地は公園として整備する。
15	安濃	明合	安濃中央総合公園内テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
16	香良洲	香良洲	香良洲テニスコート	検討	検討	◎	集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
17	一志	大井	一志テニスコート	継続	継続	-	補完施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
18	白山	ハツ山	青山高原保健休養地テニスコート	検討	検討	◎	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。
19	白山	ハツ山	白山テニスコート	継続	継続	-	地域施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
20	美杉	美杉南	フットパーク美杉内テニスコート	検討	検討	◎	集約化、転用等跡施設の利活用について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

### 【計画策定後の新設テニスコート】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	櫛形	津市民テニスコート	継続	継続	-	基幹施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
入江公園内テニスコート	廃止	転用		廃止	公園 整備	公園として維持						
榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」テニスコート	廃止	転用		廃止	施設 整備	(新施設の底地)						
安濃テニスコート	廃止	転用		廃止	公園 整備	公園として維持						
海浜公園内テニスコート	廃止	転用				設計・ 解体	工事		保全			

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## 【計画策定後の新設テニスコート】

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津市民テニスコート	継続	継続	新設 工事	計画的に保全								

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価 (千円)	工事費概算 (千円)
入江公園内テニスコート	未定	-	11,000
安濃テニスコート	未定	-	13,000
津市民テニスコート	829	-	981,000
工事費概算(合計)	829		1,005,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※延床面積は、管理棟、屋外トイレなどの床面積の合計面積を記載しています。

※海浜公園テニスコートについては、海浜公園内の主要施設である海浜公園内陸上競技場の改修と一体的であることから、2 陸上競技場の海浜公園内陸上競技場の工事費概算に含めて記載しています。

## 5 その他運動施設

### 【要旨】

- ▶ 市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、日常のレクリエーションの場として13施設を設置
- ▶ 河芸マレットゴルフ場及び香良洲パターゴルフ場については、機能は継続、施設は計画的な保全に努める
- ▶ ゲートボール場5施設については、廃止及び跡施設の利活用、貸付け、処分等を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
- ▶ その他の5施設については、利用実態を精査した上で、必要性を含めて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

### (1) 施設の概要

本市のゲートボール場などその他運動施設については、市民の健康づくりやスポーツの機会を提供するほか、日常のレクリエーションの場としての役割を果たしています。

各地域にゲートボール場を配置しているほか、河芸地域にはマレットゴルフ場、香良洲地域、一志地域、白山地域にはパターゴルフ場があり、単独施設のほか、市民センターや観光施設等の他の公共施設に附帯している施設もあります。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	雲出	雲出市民センターグラウンドゴルフ場		-	H3	27		-	-	9人	14%	C	指定管理	0	*	
2	津	白塚	白塚海浜公園ゲートボール場		-	H14	16		-	-	不明	不明	不明	直営	0	*	
3	久居	栗葉	庄司庵公園内ゲートボール場(R6廃止)		-	H8	22		-	-	不明	不明	不明	直営	50	0	
4	河芸	黒田	河芸マレットゴルフ場		-	H25	5		-	-	26人	-	-	直営	4,535	944	
5	美里	高宮	美里ゲートボール場(R6廃止)		-	H4	26		-	-	3人	7%	C	直営	9	0	
6	美里	長野	長野教育集会所ゲートボール場		-	S49	44		-	-	不明	不明	不明	直営	0	*	
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内ゲートボール場(R7廃止)		-	S62	31		-	-	不明	不明	不明	指定管理	1,121	-	
8	香良洲	香良洲	香良洲パターゴルフ場		-	H6	24		-	-	14人	-	-	直営	3,655	509	
9	一志	大井	とことめの里一志パターゴルフ場(R5廃止)		-	H9	21		-	-	2人	不明	不明	直営	1,976	232	
10	白山	川口	白山川口ゲートボール場(R6廃止)		-	S61	32		-	-	不明	不明	不明	直営	3	1	
11	白山	大三	白山大三ゲートボール場(R3廃止)		-	H2	28		-	-	不明	不明	不明	直営	3	0	
12	白山	ハツ山	白山ゲートボール場(R6廃止)		-	S61	32		-	-	不明	不明	不明	直営	3	0	
13	白山	ハツ山	青山高原保健休養地パターゴルフ場(休止中)		W	H2	28		C	40㎡	○	4人	不明	不明	指定管理	3	-
14	津	栗真	旧北部市民センターゲートボール場(H30廃止)		-	H1	29		-	-	-	-	-	-	-	-	
15	津	神戸	旧西部市民センターゲートボール場(H30廃止)		-	H3	27		-	-	-	-	-	-	-	-	
16	久居	立成	旧久居スポーツ公園内ゲートボール場(H29廃止)		-	S59	34		-	-	-	-	-	-	-	-	
17	白山	倭	旧白山倭ゲートボール場(H29廃止)		-	H2	28		-	-	-	-	-	-	-	-	

- ※団体等が自主的に管理し、使用している施設については、利用者数、利用率及び利用の程度が不明となっています。
- ※他の施設と一体的に管理している施設の管理運営費については、資金は主要施設へ、他の費用(光熱水費、委託料等)は延床面積等による按分額を各施設へ計上するなどしています。
- ※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を受受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

- ※休止中の施設については、利用者数、利用率、利用の程度、管理運営費及び使用料の欄を「-」と記載しています。
- ※2：白塚海浜公園ゲートボール場は、ゲートボール場としての利用がないことが判明したため、令和4年度以降は、白塚海浜公園の一部として取り扱うこととしています。
- ※6：長野教育集会所ゲートボール場は、ゲートボール場としての利用がなく、長野教育集会所の駐車スペースとして利用されていることが判明したため、令和4年度以降は、長野教育集会所の一部として取り扱うこととしています。
- ※7：安濃中央総合公園内ゲートボール場の管理運営費については、平成29年度指定管理料19,663千円の按分額（安濃中央総合公園内体育館ほか7施設に係る管理面積按分）を計上しています。
- ※9：とことめの里一志パターゴルフ場は、利用者数の著しい減少により、令和5年3月に廃止しています。
- ※11：白山大三ゲートボール場は、地権者から土地貸借の解約の申出があったことから令和3年3月に廃止しています。
- ※13：青山高原保健休養地パターゴルフ場は、利用者の著しい減少により、令和2年4月から休止中となっています。
- ※16：久居スポーツ公園内ゲートボール場及び17：旧白山倭ゲートボール場は平成29年に、14：旧北部市民センターゲートボール場及び15：旧西部市民センターゲートボール場は平成30年に、3：庄司庵公園内ゲートボール場、5：美里ゲートボール場、10：白山川口ゲートボール場、12：白山ゲートボール場は令和6年に、安濃中央総合公園内ゲートボール場は令和7年に、高齢者スポーツの需要変化に伴う利用者の減少などにより廃止しました。

## 【設備等】

番号	施設名	施設内容	設備概要	開場日	開場時間
1	雲出市民センターグラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場 1面		月曜日、年末年始を除く毎日	9-17時
2	白塚海浜公園ゲートボール場	ゲートボール場 1面		毎日	指定なし
3	庄司庵公園内ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 1面		年末年始を除く毎日	9-17時
4	河芸マレットゴルフ場	マレットゴルフ場 36ホール		年末年始を除く毎日	9-17時
5	美里ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 2面		年末年始を除く毎日	6-17時
6	長野教育集会所ゲートボール場	ゲートボール場 1面		指定なし	指定なし
7	安濃中央総合公園内ゲートボール場(R7 廃止)	ゲートボール場 3面		年末年始を除く毎日	9-17時
8	香良洲パターゴルフ場	パターゴルフ場 18ホール	夜間照明設備有	年末年始を除く毎日	9-21時 ※夜間は4月16日から10月31日までの間
9	とことめの里一志パターゴルフ場(R5 廃止)	パターゴルフ場 18ホール		火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始を除く毎日	10-17時 ※10月～3月は16時まで
10	白山川口ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 2面		年末年始を除く毎日	8時半-16時半
11	白山大三ゲートボール場(R3 廃止)	ゲートボール場 1面		年末年始を除く毎日	8時半-16時半
12	白山ゲートボール場(R6 廃止)	ゲートボール場 2面		年末年始を除く毎日	8時半-16時半
13	青山高原保健休養地パターゴルフ場(休止中)	パターゴルフ場 18ホール		木曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始を除く毎日	9-17時

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、雲出市民センターグラウンドゴルフ場の年間利用者が約2,700人、河芸マレットゴルフ場の年間利用者が約9,000人、香良洲パターゴルフ場の年間利用者が約5,000人、一志パターゴルフ場の年間利用者が約500人となっています。

ゲートボール場については、県内のゲートボール競技者数の推計値が平成18年度から平成28年度までにかけて約半数に減少していることから（総務省統計局社会生活基本調査より）、高齢者スポーツの需要変化に対応した在り方を検討する必要があります。

なお、建物を有する青山高原保健休養地パターゴルフ場は、令和2年度から休止中となっています。

建物や設備等については、設置から30年を超える施設が4施設あります。

管理運営については、指定管理者が管理運営している安濃中央総合公園内ゲートボール場と青山高原保健休養地パターゴルフ場を除き、全て直営により実施しています。管

理運営費は、全体で 11,359 千円、直営の施設で 10,234 千円、そのうち使用料収入が占める割合は、指定管理者が管理運営している施設を除き 16%となっています。

また、予約の受付・申請、鍵の貸出場所など利用方法が施設により異なっており、利便性の向上を図る必要があります。

本市では、平成 22 年度に策定した津市スポーツ施設整備基本構想に基づき、スポーツ施設の改修整備に優先的に取り組んできましたが、構想期間が令和 2 年度をもって終了することから、利用者の動向を踏まえた新たな計画を策定し、今後のスポーツ施設の方向性について示していく必要があります。

### (3) 施設毎の方向性

河芸マレットゴルフ場及び香良洲パターゴルフ場については、津市スポーツ施設整備計画※の方針に基づき、地域ニーズを満たす施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努めます。

※三重とこわか国体・三重とこわか大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け中止となりましたが、令和 3 年度以降、利用者の動向を踏まえた新たな計画の策定により今後の津市のスポーツ施設の方向性を示すことに取り組み、令和 4 年 12 月に津市スポーツ施設整備計画を策定しました。

その他のゲートボール場 6 施設については、同計画の方針に基づき、廃止及び跡施設の利活用、貸付け、処分などについて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

とことめの里一志パターゴルフ場については、機能を廃止し、跡地については、民間事業者が整備・運営する新たなコスモス作業所の整備用地として譲渡を行います。

青山高原保健休養地パターゴルフ場については、観光施設である青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化します。

雲出市民センターグラウンドゴルフ場、白塚海浜公園ゲートボール場及び長野教育集会所ゲートボール場については、利用実態を精査したうえで、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、指定管理者が管理運営している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図ります。直営の施設では、周辺の他のスポーツ施設との一体的な運用を含め、指定管理者制度の導入を検討します。

また、受益者負担の適正化について検討するとともに、利便性や利用率の向上のため、施設の予約・貸出方法について見直しを検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	雲出	雲出市民センターグラウンドゴルフ場	検討	検討	○	利用実態を精査した上で、附帯する本体施設の在り方にあわせて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	津	白塚	白塚海浜公園ゲートボール場	(廃止)	継続	-	ゲートボール場としての利用がないことが判明したため、令和 3 年度以降は、白塚海浜公園の一部として取り扱う。
3	久居	栗葉	庄司庵公園内ゲートボール場(R6 廃止)	廃止	転用	-	利用が無いことから機能を廃止し、跡地は庄司庵公園として活用する。
4	河芸	黒田	河芸マレットゴルフ場	継続	継続	-	地域ニーズを満たす施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
5	美里	高宮	美里ゲートボール場(R6 廃止)	廃止	転用	-	利用が無いことから機能を廃止し、跡地は隣接する美里グラウンドのウォーミングアップ場等として活用する。
6	美里	長野	長野教育集会所ゲートボール場	(廃止)	継続	-	ゲートボール場としての利用がなく、長野教育集会所の駐車スペースとして利用されていることが判明したため、令和 3 年度以降は、長野教育集会所の一部として取り扱う。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
7	安濃	明合	安濃中央総合公園内ゲートボール場(R7廃止)	廃止	転用	-	利用が無いことから機能を廃止し、跡地は安濃中央総合公園として活用する。
8	香良洲	香良洲	香良洲パターゴルフ場	継続	継続	-	地域ニーズを満たす施設として機能は継続し、施設は計画的な保全に努める。
9	一志	大井	とことめの里一志パターゴルフ場(R5廃止)	廃止	譲渡	-	機能を廃止し、跡地は民間事業者が整備・運営する新たなコスモス作業所の整備用地として譲渡を行う。
10	白山	川口	白山川口ゲートボール場(R6廃止)	廃止	転用	-	利用が無いことから機能を廃止し、跡地は多目的広場として自治会等に貸し付ける。
11	白山	大三	白山大三ゲートボール場	廃止	返還	-	機能は廃止し、地権者に土地を返還する。
12	白山	ハツ山	白山ゲートボール場(R6廃止)	廃止	転用		利用が無いことから機能を廃止し、跡地は周辺施設の駐車場として活用、貸付等する。
13	白山	ハツ山	青山高原保健休養地パターゴルフ場(休止中)	検討	検討	◎	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。

※短期的（3年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。  
 ※中期的（6年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。  
 ※白塚海浜公園ゲートボール場、長野教育集会所ゲートボール場については、従前よりゲートボール場としての利用がないことが判明したことにより対象外となった施設であるため、機能の欄を「（廃止）」として記載しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
とことめの里一志パターゴルフ場	廃止	譲渡				入札	譲渡						
庄司庵公園内ゲートボール場	廃止	転用				廃止	公園として活用						
美里ゲートボール場	廃止	転用				廃止	グラウンドと一体で活用						
安濃中央総合公園内ゲートボール場	廃止	転用					廃止	公園として活用					
白山川口ゲートボール場	廃止	転用				廃止	多目的広場として貸付						
白山大三ゲートボール場	廃止	返還	廃止	返還									
白山ゲートボール場	廃止	転用				廃止	検討	駐車場に活用・貸付等					

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。  
 ※白塚海浜公園ゲートボール場、長野教育集会所ゲートボール場については、対象外の施設として記載していません。

## 第4項 観光施設編

### 1 キャンプ場・河川公園

#### 【要旨】

- ▶ キャンプ場 8 施設、河川公園 2 施設の合計 10 施設を設置
- ▶ 建築後 30 年を超える施設が 3 施設
- ▶ 使用料収入等により経営的に自立している施設はない
- ▶ 利用実績などを精査し、在り方を検討

#### (1) 施設の概要

本市のキャンプ場・河川公園は、自然環境や地域資源等を活用し、市内外の観光誘客のほか、観光、移住促進等に関する情報発信を行う役割があります。（落合の郷については、地区の集会施設としての利用もあります。）

いずれの施設も自然環境が豊かな山間地を中心に配置しており、複数の木造建築物と広大な敷地を有しています。

また、季節により需要に差があることから、多くの施設でハイシーズンのみ営業しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	落合の郷		W	H5	25		C	420㎡	○	1,081人	8%	C	直営	956	327
2	芸濃	雲林院	錫杖湖畔キャンプ場		W	H5	25		C	462㎡	○	686人	3%	C	直営	2,027	1,617
3	一志	波瀬	矢頭中宮キャンプ場(R6廃止)		W	S61	32		C	145㎡	○	479人	13%	C	直営	968	52
4	白山	ハツ山	青山高原保健休養地		RC	S48	45		B	1,055㎡	△	4,795人	不明	-	指定管理	12,626	-
5	白山	家城	わかすぎ城立		W	S62	31		C	2,020㎡	○	1,085人	2%	C	指定管理	1,181	-
6	白山	家城	わかすぎ小杉		W	H8	22		B	185㎡	○	-	-	-	指定管理	658	-
7	白山	家城	わかすぎ大原		W	H9	21		B	61㎡	○	-	-	-	指定管理	646	-
8	白山	家城	真見河川公園(リバーパーク真見)		W	H13	17		B	623㎡	○	12,000人	73%	A	指定管理	2,144	-
9	美杉	美杉東	スカイランドおおぼら		W	H7	23		B	646㎡	○	1,564人	7%	C	直営	7,340	1,458
10	美杉	美杉南	ヒストリーパーク塚原		W	H14	16		B	352㎡	○	7,108人	17%	C	指定管理	1,734	-

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※3：矢頭中宮キャンプ場は、敷地周辺での倒木など安全確保が困難であることなどから、令和6年3月に廃止しました。

※4：青山高原保健休養地のプール、テニスコート、バターゴルフ場は、スポーツ施設類型に記載しています。利用者数は、貸別荘、バンガロー及びキャンプ場の利用者数を示しており、利用率は、利用件数に関するデータを記録していないため「不明」となっています。

※5：わかすぎ城立、6：わかすぎ小杉、7：わかすぎ大原については、利用に関するデータを合計して記録しているため、管理施設を有するわかすぎ城立に集約し、わかすぎ小杉及びわかすぎ大原の利用者数、利用率は「-」と記載しています。

※5：わかすぎ城立については、利用者数は、キャンプ場、ログハウス及び釣り堀の合計利用者数を示しており、利用率は、各設備の稼働日数を営業日数で除して算出しています。

※8：リバーパーク真見については、利用者数は多目的広場（BBQ場）の利用者数を示しており、利用率は滞在型施設の入居戸数を総戸数で除して算出しています。

## 【計画策定後の新設キャンプ場】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬	○	W	R4	-		A	164㎡	○	-	-	-	指定管理	-	-

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

※年間利用者数、利用率、利用の程度及び管理運営費の欄については、平成29年度の状況としているため「-」と記載しています。

※1：榊原温泉湯の瀬は、令和4年8月に運営を開始しました。

## 【利用形態、附帯機能等】

番号	施設名	利用形態	附帯機能	営業期間	職員等の常駐の有無
1	落合の郷	日帰り	屋外工房、親水公園	通年	無
2	錫杖湖畔キャンプ場	キャンプ	オートキャンプ場、バンガロー、コテージ(休止中*)	4月-10月	有
3	矢頭中宮キャンプ場(R6廃止)	キャンプ	キャンプ場、ログハウス	5月-9月	無
4	青山高原保健休養地	キャンプ、貸別荘	キャンプ場、オートキャンプ場、バンガロー、BBQ場	通年	有
			貸別荘	4月-10月	
5	わかすぎ城立	キャンプ	ログハウス、釣り堀	通年	無
6	わかすぎ小杉	コテージ	コテージ	通年	無
7	わかすぎ大原	キャンプ	オートキャンプ場	通年	無
8	真見河川公園	滞在型施設	滞在型施設(22戸)、貸し農園、BBQ場、親水公園	通年	有
9	スカイランドおおぼら	キャンプ	キャンプ場、オートキャンプ場	4/27-9/30	有
			天文台	4/27-9/30 金・土曜日のみ	
			バターゴルフ	4/1-11/30	
10	ヒストリーパーク塚原	キャンプ	オートキャンプ場	4月-10月	有

※2：錫杖湖畔キャンプ場のコテージは、老朽化のため平成26年から休止しています。

## 【計画策定後の新設キャンプ場の利用形態、附帯機能等】

番号	施設名	利用形態	附帯機能	営業期間	職員等の常駐の有無
1	榊原温泉湯の瀬	キャンプ	オートキャンプ場、キャンプ場、BBQ場	通年	有

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、近年のアウトドアブームによる利用者の増加を期待していますが、落合の郷及びヒストリーパーク塚原を除き利用者数は減少傾向にあり、平成29年度の利用実績は、不明である青山高原保健休養地及び滞在型施設である真見河川公園を除きいずれも20%未満となっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が5施設、建築後30年を超え老朽化が進行している施設が2施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あります。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設であっても使用料収入等により自立的に経営している施設はなく、本市が維持費、修繕費、土地賃借料などを負担しています。

いずれの施設も地域振興などの側面があるものの、民間と競合する部分もあることから、本市が設置、管理運営していく必要性についての検討が必要です。

## (3) 施設毎の方向性

いずれの施設も利用実績などを精査し在り方を検討します。

在り方検討においては、収支の改善に向け、外部有識者等の知見を活用する仕組みを検討するとともに、民間提案制度の仕組みを構築するなど、民間活力の導入を進め、民間事業者等による運営が望ましいものは、民間によるサービス提供に移行するため、売却、譲渡等を含め検討します。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、情報発信の強化、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	芸濃	雲林院	落合の郷	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	芸濃	雲林院	錫杖湖畔キャンプ場	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	一志	波瀬	矢頭中宮キャンプ場(R6廃止)	廃止	除却		敷地周辺での倒木など安全確保が困難であることなどから機能は廃止、施設の大部分は除却のうえ保安林として維持する。トイレ及び駐車場の一部は、登山客用施設として維持する。
4	白山	家城	青山高原保健休養地	検討	検討	◎	建物の老朽化が顕著であり、利用者の減少に伴い収支が悪化していることに加え、管理運営の財源としている基金残高が0となったことから、経営改善について早期に検討し、具体策に取り組む。
5	白山	家城	わかすぎ城立	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
6	白山	家城	わかすぎ小杉	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	白山	家城	わかすぎ大原	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
8	白山	家城	真見河川公園(リバーパーク真見)	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
9	美杉	美杉東	スカイランドおおぼら	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。
10	美杉	美杉南	ヒストリーパーク塚原	検討	検討	○	利用実績などを精査した上で、キャンプ場等の総量及び配置等の在り方について検討した上で、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【計画策定後の新設キャンプ場】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬	継続	継続	-	機能を継続し、建物は官民連携手法による計画的かつ効果的な保全に努める。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
矢頭中宮キャンプ場	廃止	除却					設計	工事	保安林及び登山客用施設として維持				

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
矢頭中宮キャンプ場(ログハウス2棟、炊事棟、トイレ、池の解体)	未定	-	未定
工事費概算(合計)	0		0

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 2 温浴施設・宿泊施設・レストラン

### 【要旨】

- ▶ 温浴施設 2 施設（湯の瀬、一志温泉やすらぎの湯）、宿泊施設 2 施設（錫杖湖水荘、レークサイド君ヶ野）、レストラン 3 施設（レストハウス秋桜、レストハウスすまぐち、美し郷霧山）の合計 7 施設を設置
- ▶ 老朽化の進行により運営に支障をきたす施設もあり、本市が設置・運営していく必要があるかどうかについて検討が必要
- ▶ 榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」については、官民連携手法により建て替え
- ▶ その他の施設については、利用実績及び地域振興への寄与の度合いなどを精査し、在り方を検討
- ▶ 長期休止中の施設については、機能を廃止、建物等は処分

### (1) 施設の概要

本市の温浴施設・宿泊施設・レストランは、市内外の観光誘客や滞在・休憩場所の提供のほか、地域振興等の役割を担っています。

主に山間地を中心に、観光名所の付近などに合計 7 施設を設置しています。

#### 【温浴施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)		RC	S63	30		B	1,195㎡	○	163,384人	-	-	直営	73,783	52,492
2	一志	大井	とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」	○	RC	H9	21		A	1,334㎡	○	314,011人	-	-	直営	62,611	66,336

※いずれも諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※1：榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」は、新施設「榊原温泉湯の瀬」の整備に伴い、令和 3 年 12 月に廃止しました。

※2：とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」に併設するパターゴルフ場については、スポーツ施設類型に記載しています。

#### 【計画策定後の新設温浴施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬	○	S	R4	-		A	1,976㎡	○	-	-	-	指定管理	-	-

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

※諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※年間利用者数及び管理運営費の欄については、平成 29 年度の状況としているため「-」と記載しています。

なお、令和 4 年度時点の指定管理料支出は 0 円となっています。

※1：榊原温泉湯の瀬は、令和 4 年 8 月に運営を開始しました。

#### 【温浴施設の機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3 廃止)	温浴施設、軽食、土産物販売等	大人 550 円
2	とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」	温浴施設	大人 550 円

#### 【計画策定後の新設温浴施設の機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	榊原温泉湯の瀬	温浴施設、福祉型滞在施設※、レストラン、土産販売等	大人 550 円 1 室 1 泊 8,000 円～ 30,000 円

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や要介護・要支援認定を受けている人及びその介護者を主な対象者としています。

### 【宿泊施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘		RC	S31	62	H3	B	1,341㎡	○	12,201人	15%	C	直営	22,771	2,258
2	美杉	美杉東	レークサイド君ヶ野(宿泊休止中)		RC	S49	44		B	1,055㎡	○	7,674人	-	C	直営	15,217	12

※1：錫杖湖水荘に併設するテニスコートについては、スポーツ施設類型に記載しています。

※年間利用者数については、レストラン等の利用を含む利用者の数を記載しています。

※1：錫杖湖水荘の利用率については、宿泊機能について、客室数に関わらず利用があった日数を営業日数で除して算出しています。

※2：レークサイド君ヶ野は、建物の著しい老朽化等に併し平成28年11月より宿泊機能は休止中です。このため、利用率の欄を「-」と記載しています。なお、令和2年3月からレストランは再開しています。

### 【宿泊施設の機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	錫杖湖水荘	宿泊施設、レストラン等	一般1泊4,250円
2	レークサイド君ヶ野	宿泊施設、レストラン等	宿泊施設休止中

### 【レストラン】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	一志	大井	とことめの里一志「レストハウス秋桜」	○	RC	H9	21		A	143㎡	○	不明	-	-	直営	12,845	10,934
2	美杉	美杉南	美し郷霧山		W	H4	26		C	354㎡	○	5,472人	-	-	指定管理	1,800	-
3	白山	倭	レストハウスすまぐち(休止中→R5廃止)		S	H3	27		B	240㎡	○	-	-	-	直営	9	0

※指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※いずれの施設も諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※2：とことめの里一志「レストハウス秋桜」は、利用者数の把握ができていないため、年間利用者数は不明となっています。

※3：レストハウスすまぐちは、利用客減少に伴い、平成20年頃から休止中でしたが、令和5年3月に廃止しました。

### 【レストランの機能及び料金】

番号	施設名	機能	料金
1	とことめの里一志「レストハウス秋桜」	レストラン	-
2	美し郷霧山	コテージ、レストラン	-
3	レストハウスすまぐち	BBQ場、休憩所	休止中→R5廃止

## (2) 現状と課題の整理

いずれの施設も、地域振興等の側面があるものの、民間と競合する部分もあることから、本市が設置、管理運営していく必要性についての検討が必要です。

### ア 温浴施設

利用状況については、主な利用者は高齢の地域住民となっており、利用者数は減少傾向（10年前比70～80%）にあります。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」は、建築後20年を超え経年劣化が進んでおり、榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」は、建築後30年を超え老朽化が進行しているほか、いずれも温浴設備の経年劣化が課題で、故障時には営業停止期間も発生しています。

管理運営については、直営で行っています。

なお、榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」については、官民連携手法による新施設の整備を進めています※。

※新施設である榊原温泉湯の瀬は、令和4年8月に運営を開始しました。

## イ 宿泊施設

利用状況については、夏季に利用が集中する傾向にあり、錫杖湖水荘では、利用率が15%となっています。

なお、レークサイド君ヶ野は、建物の著しい老朽化等に伴い平成28年11月より宿泊機能は休止しています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、建築後40年を超え老朽化が顕著となっています。

管理運営については、直営で行っていますが、両施設とも恒常的な支出超過となっており、利用者数の増加及び収支の改善が課題となっています。

## ウ レストラン

利用状況については、桜や紅葉などの時期に利用が集中する傾向にあります。年間利用者は、美し郷霧山では約5,000人となっているほか、とことめの里一志「レストハウス秋桜」では不明となっています。

なお、レストハウスすまぐちは、利用客減少に伴い平成20年頃から休止しています※。

※令和5年3月に廃止しました。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進んでいます。

管理運営については、美し郷霧山で指定管理者制度を導入しているほかは、直営で行っています。

### (3) 施設毎の方向性

榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」については、本市を代表する観光拠点である榊原温泉の魅力向上のため、機能を継続し、官民連携手法による新施設の整備を進めます※。

※新施設である榊原温泉湯の瀬は、令和4年8月に運営を開始しました。

その他の施設については、利用者数の増加及び収支の改善に向け、利用実績及び地域振興への寄与の度合いなどを精査のうえ、施設の総量や配置等の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。在り方検討は、外部有識者などの知見を活用する仕組みや民間提案制度の構築を含めて行います。

また、長期休止中の施設については、機能を廃止し、建物を処分します。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を行い、情報発信の強化、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

## 【温浴施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	久居	榊原	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)	廃止	建替	-	観光拠点である榊原温泉の魅力向上のため、官民連携手法による新施設整備を進める。
2	一志	大井	とことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」	検討	検討	○	利用者数が減少しており、収支が悪化していることから、在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【計画策定後の新設温浴施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	久居	榊原	榊原温泉湯の瀬	継続	継続	-	機能を継続し、建物は官民連携手法による計画的かつ効果的な保全に努める。

## 【宿泊施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	芸濃	雲林院	錫杖湖水荘	検討	検討	○	建物の老朽化が顕著であり、利用率も低いことから、在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	美杉	美杉東	レークサイド君ヶ野(宿泊休止中)	検討	検討	◎	建物の老朽化が顕著であり宿泊機能が既に休止中で、収支も悪化していることなどから、存廃を含め抜本的に経営方針を見直すため、関係団体や民間事業者の意見を徴取(サウンディング)し、早急に方向性を検討する。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【レストラン】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	一志	大井	とことめの里一志「レストハウス秋桜」	検討	検討	○	利用者数が減少しており、収支が悪化していることから、在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	美杉	美杉南	美し郷霧山	検討	検討	○	建物の経年劣化が進んでおり、利用者数も少ないことから、在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	白山	倭	レストハウスすまぐち(休止中→R5廃止)	廃止	処分	-	既に長期休止中であり、地域振興への寄与の度合いも低いと考えられることから、機能を廃止し、建物等は処分する。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール								
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」(R3廃止)	廃止	建替	設計・建替工事								
レストハウスすまぐち(休止中→R5廃止)	廃止	処分	処分方法の検討		廃止	処分					

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## (5) 対策費用の[シミュレーション]

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」	1,976	-	1,192,000
工事費概算(合計)	1,976		1,192,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

### 3 観光センター

#### 【要旨】

- ▶ 観光センターは、道の駅 2 施設、観光案内施設 1 施設の合計 3 施設を設置
- ▶ 道の駅津かわげと伊勢奥津駅前観光案内交流施設は指定管理者制度により、道の駅美杉は直営により管理運営
- ▶ 地域の特産品の加工・販売や雇用の場の提供など、地域振興に寄与できていることから機能を継続、建物は計画的な保全に努める

#### (1) 施設の概要

本市の観光センターは、地域の農林水産及び商業の振興並びに情報発信等を行う物産等の販売所機能とともに、道路や鉄道利用者のための休憩所機能を有する施設で、河芸地域の国道 23 号中勢バイパス沿いに設置している道の駅津かわげ、美杉地域の国道 368 号沿いに設置している道の駅美杉、JR 名松線の伊勢奥津駅に隣接している伊勢奥津駅前観光案内交流施設の合計 3 施設があります。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	河芸	黒田	道の駅津かわげ		S	H28	2		A	537㎡	○	778,896人	-	-	指定管理	9	*
2	美杉	美杉南	伊勢奥津駅前観光案内交流施設		W	H26	4		A	92㎡	○	24,907人	-	-	指定管理	2,500	*
3	美杉	美杉南	道の駅美杉(美杉地域産物加工販売施設)		W	H11	19		B	549㎡	○	30,178人	-	-	直営	9,360	360

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※いずれも諸室等の時間貸しをする施設でないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、1 年間の来客者数が道の駅津かわげで約 780,000 人、伊勢奥津駅前観光案内交流施設で約 25,000 人、道の駅美杉で約 30,000 人となっており、地域振興に寄与しています。

建物については、老朽化等の問題はなく、全ての施設で耐震性を確保しています。

管理運営については、道の駅津かわげ及び伊勢奥津駅前観光案内交流施設の 2 施設で指定管理者制度を導入しており、このうち伊勢奥津駅前観光案内交流施設で指定管理委託料を負担しています。道の駅美杉は直営により管理運営しています。

なお、道の駅津かわげでは、指定管理者から指定管理者納付金として毎年 200 万円が本市に納入されており、基金への積み立てを行っています。

いずれの施設においても、本市及び地域のさらなる魅力発信に努めていく必要があります。

#### (3) 施設毎の方向性

いずれの施設も比較的新しく、地域の特産品の加工・販売や雇用の場の提供など、地域振興に寄与できていることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書(仕様書)に基づくモニタリング評価を実施し、情報発信の強化、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	河芸	黒田	道の駅津かわげ	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	美杉	美杉南	伊勢奥津駅前観光案内交流施設	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	美杉	美杉南	道の駅美杉(美杉地域産物加工販売施設)	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 第 5 項 産業施設編

### 1 勤労会館・労働会館

#### 【要旨】

- ▶ 勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の高揚を図るための施設で、勤労者福祉センター及び労働会館の合計 2 施設を設置
- ▶ 両施設とも建築後 30 年を超え老朽化が進行
- ▶ 両施設とも事業内容や役割等、必要性を含めて在り方を検討

#### (1) 施設の概要

勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の高揚を図ることを目的に、津地域内に勤労者福祉センター及び労働会館の 2 施設を設置しています。

勤労者福祉センターでは、主に企業、労働者向けの会議、研修のための貸館事業を行うとともに、市直営事業として若年勤労者の余暇の充実と交流の促進のため、勤労青少年講座を実施しています。

労働会館は、労働全般に係る相談業務及び労働教育を実施する労働関係団体の事務所の用に供しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	勤労者福祉センター(サン・ワーク津)		SRC	S58	35		B	1,395㎡	○	146人	34%	B	指定管理	6,109	-
2	津	南立誠	労働会館		RC	S60	33		B	304㎡	○	-	-	-	指定管理	0	*

※1：勤労者福祉センターのテニスコートについては、スポーツ施設類型にて記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

※2：労働会館は、労働関係団体が入居しているため、利用者数、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。また、施設利用料を定めていない施設であるため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

勤労者福祉センターは、会議室、研修室、和室等の諸室を備え、主に企業等の会議や研修のほか、勤労青少年講座、県外大学等の入試会場などに利用されており、利用率は約 34%となっています。

労働会館は、管理室、事務所を備えており、労働全般に係る相談業務及び労働教育を実施する労働関係団体（5 団体）が入居しています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、建築後 30 年を超えて老朽化が進行しており、バリアフリーに対応していない状況です。

管理運営については、両施設とも指定管理者制度により行っていますが、勤労者福祉センターに関しては管理運営費が利用料を上回り、本市から指定管理料を支出していることから、施設利用料の増収に向けて検討が必要です。

#### (3) 施設毎の方向性

労働会館及び労働会館機能としての事業内容や役割など、必要性を含めて在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営の面では、勤労者福祉センターについては、指定管理者との連携のもと、幅広い利用の促進を図り、使用料の増収に努めます。労働会館については、施設の設置目的、利用実態を踏まえ、利用団体と管理運営方法について協議していきます。

また、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を行い、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南立誠	勤労者福祉センター(サン・ワーク津)	検討	検討	○	勤労会館・労働会館機能としての事業内容や役割等、必要性を含めて在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	津	南立誠	労働会館	検討	検討	○	勤労会館・労働会館機能としての事業内容や役割等、必要性を含めて在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 2 コンベンション施設

### 【要旨】

- ▶ 市内外の企業等の展示や交流等による産業振興を目的として、1施設（メッセウイング・みえ）を設置
- ▶ 施設は経年劣化が進んでおり、設備等に不具合が生じている
- ▶ 広域コンベンション施設として機能は継続、建物は計画的な保全に努める

### (1) 施設の概要

本市のコンベンション施設は、市内外の企業等の展示や交流等による産業振興を目的として、県内で最大の規模を有するメッセウイング・みえを設置しています。

メッセウイング・みえは、サオリーナ及び三重武道館を含む産業・スポーツセンターとして一体的に運用しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	安東	メッセウイング・みえ		RC	H5	25		B	8,467㎡	○	590人	31%	B	指定管理	51,581	-

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

※管理運営費については、平成30年度指定管理料177,709千円の按分額（サオリーナ（アリーナ、ジム）、三重武道館、サオリーナ（プール）及びメッセウイング・みえに係る面積按分）を計上しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況の面では、企業の展示会等に利用されていますが、約31%（展示ホールが約28%、研修室等が約34%）の利用率となっています。

建物については、耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化により空調等の設備に不具合が生じています。

管理運営については、指定管理者制度を導入し、産業・スポーツセンターとして一体的に管理運営していますが、利用の促進を図るための検討が必要です。

#### 【コンベンション施設の概要】

施設名	施設内容	備考
メッセウイング・みえ	展示場（縦39.7m、横81.4m） 研修室7室 ギャラリー	展示場は2分割、3分割可能

### (3) 施設毎の方向性

県内最大規模の広域コンベンション施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図るとともに、さまざまな分野の催事・イベント、展示・販売会等を誘致する等、利用の促進を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	安東	メッセウイング・みえ	継続	継続	-	広域コンベンション施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

### 3 産業振興施設

#### 【要旨】

- ▶ 津市ビジネスサポートセンターは、第三セクター法人が所有する中勢北部サイエンスシティの産業業務機能支援中核施設であるあのとピアの一部を賃貸借し設置
- ▶ 本市に進出しようとする企業、市内企業、市内で創業しようとする人のためのワンストップ窓口として事業を行っている
- ▶ 経営相談等の業務での実績を得ていることから、さらなる利用者数の増加を目指し、機能及び現施設への入居を継続

#### (1) 施設の概要

本市の産業振興施設である津市ビジネスサポートセンターは、本市に進出しようとする企業、市内企業、市内で創業しようとする人のためのワンストップ窓口として中勢北部サイエンスシティの産業業務機能支援中核施設あのとピア内に、津市産業振興センターを再編して平成 29 年に設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	大里	津市ビジネスサポートセンター		RC	H14	16		A	420㎡	○	-	-	-	直営	14,142	*

※諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。また、施設利用料を定めていないため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

職員執務室、相談ルーム及びセミナールームを配置し、企業誘致のほか、ものづくりを中心とした市内中小企業者に対する専門家等による経営相談、起業・創業に係る支援、セミナーの開催による人材育成に係る支援などを実施しています。

利用状況については、創業相談が約 300 件、経営相談が約 150 社、セミナー参加者が約 100 名、創業者等による商品販売・交流イベント来場者が約 1,000 名となっており、一定の実績があります。(いずれも平成 30 年度実績)

建物については、第三セクター法人が所有するあのとピアの一部を賃貸借して使用しています。

#### (3) 施設毎の方向性

産業振興施設としての効果が発揮できていることから機能を継続し、建物についても、企業誘致及び各種相談窓口としての支援拠点の機能を発揮できる立地、諸室などを備えていることから、現在の施設への入居を継続し、さらなる利用者の増加を目指します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	大里	津市ビジネスサポートセンター	継続	継続	-	機能を継続し、あのとピアに引き続き入居する。

## 4 加工場

### 【要旨】

- ▶ 農林業や地域の振興、生活の改善等を目的に合計 14 施設を設置
- ▶ 保管庫や作業所として農家組合等が利用する施設のほか、農作物の加工及び商品化の時期に利用される施設（美里地域の各施設）、主にイベント時に利用される集会施設併設の施設（ごんぼ会館）がある
- ▶ 農林業者の自主的な運営形態に移行するため、農家組合等に段階的に譲渡
- ▶ 未利用施設、不要と判断される施設は機能を廃止、建物は転用又は処分

### (1) 施設の概要

本市の加工場は、農林業や地域の振興、生活の改善等を目的に国の補助金を活用して主に農村地域に整備しています。

地域の農家組合や地域団体等に各種設備を共同利用できる環境を提供しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	芸濃	雲林院	上ノ段共同作業所		S	S56	37		B	558㎡	○	-	-	-	直営	4	*
2	芸濃	雲林院	河原新田共同作業所		S	S59	34		B	320㎡	○	-	-	-	直営	2	*
3	芸濃	雲林院	南山共同作業所		S	S50	43		C	222㎡	○	-	-	-	直営	2	*
4	芸濃	安西	北山共同作業所		S	S60	33		B	174㎡	○	-	-	-	直営	1	*
5	美里	長野	美里農産物加工センター		S	H4	26		B	326㎡	○	-	-	-	指定管理	665	-
6	美里	長野	北長野共同ライスセンター		S	S62	31		B	256㎡	○	-	-	-	指定管理	4,796	-
7	美里	長野	北長野共同育苗センター		S	H3	27		B	222㎡	○	-	-	-	指定管理	2	-
8	美里	長野	北長野共同初穀炭化施設		S	H5	25		B	40㎡	○	-	-	-	指定管理	2	-
9	一志	波瀬	岩垣内共同作業所		S	S55	38		B	507㎡	○	-	-	-	直営	13	*
10	美杉	美杉東	美杉農産物加工センターごんぼ会館		W	H11	19		B	298㎡	○	3人	4%	C	直営	274	78
11	美杉	美杉東	木材処理加工施設		W (一部S)	H10	20		B	672㎡	○	-	-	-	直営	-	-
12	久居	誠之	大型共同作業所(休止中)		S	S52	41		C	236㎡	△	-	-	-	直営	-	-
13	芸濃	雲林院	林業センター(休止中→R5廃止)		S	S54	39		C	68㎡	○	-	-	-	直営	-	-
14	白山	家城	大原農業集出荷場(休止中)		W	S51	42		C	87㎡	○	-	-	-	直営	-	-
15	津	藤水	旧のり人工採苗施設(H30廃止)		S	S41	52		C	299㎡	△	-	-	-	-	-	-
16	安濃	明合	旧安濃交流会館農産物加工施設(R2廃止)		RC	S47	46		B	106㎡	○	-	-	-	-	-	-

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※諸室等の時間貸しをする 10：美杉農産物加工センターごんぼ会館以外の各施設については、組合等が特定の時期に農産物を加工する、通年で器具等を保管する等の利用形態であることから、利用率及び利用者数の欄を「-」と記載しています。

※11：木材処理加工施設は、第三セクター法人の解散に伴う残余財産の分配により本市が取得した施設で、令和元年 6 月から供用を開始しています。

※12：大型共同作業所は、経済環境の変化により利用がなくなったため、昭和 60 年から休止中です。

※13：林業センターは、利用者数の減少のため、平成 15 年から休止中でしたが、令和 5 年 3 月に廃止しました。

※14：大原農業集出荷場は、利用者数の減少のため休止中で、地区の集会施設としての利用があります。

※15：旧のり人工採苗施設は、平成 30 年に廃止しました。

※16：旧安濃交流会館農産物加工施設は、安濃庁舎周辺公共施設整備事業に伴い令和 2 年 1 月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、保管庫や作業所として地元農家組合等が利用している施設のほか、美里地域の各施設は、農作物の生産、加工、商品化など施設の用途に応じて不定期に利用があります。

また、利用者数の減少や経済環境の変化により役割を終え、休止中の施設が3施設あります。

建物については、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が3施設、建築後30年を超え老朽化が進行している施設が6施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が3施設あります。

管理運営については、美里地域の施設は、指定管理者制度により農家組合等が管理運営しており、管理運営費を利用料金で賄っています。その他は直営で管理運営していますが、美杉農産物加工センターごんぼ会館及び木材処理加工施設を除き、地元農家組合が日常的な維持管理を担っているほか、光熱水費など管理運営費の一部を直接負担しています。このことから、利用の実態に沿った運営形態への移行や支援の仕組みづくりが課題となっています。

### 【用途、利用圏域、利用状況等】

施設名	用途	利用圏域	利用状況	利用主体	設備管理
上ノ段共同作業所、河原新田共同作業所、南山共同作業所、北山共同作業所	農業機械の保管・作業	地区	農業用共同機械（コンバイン、トラクター、草刈機等）の保管及び作業（乾燥機）	農家組合	市
北長野共同ライスセンター、北長野共同育苗センター、北長野共同籾殻炭化施設、岩垣内共同作業所（ライスセンター）	米に特化した工程作業	地区	毎年、各工程の作業時期に稼働（播種プラント、籾摺り機等）	農家組合	組合
美里農産物加工センター	地場産農産物の加工及び商品化	地区	梅ジャム、タケノコ水煮、タケノコ缶詰、味噌の加工及び商品化	農産物加工組合	組合
木材処理加工施設	木材加工	地域	木材加工作業	木材協同組合	組合
美杉農産物加工センターごんぼ会館	地域食材の調理	地区	ごぼうなどイベントでの地場産料理等の振舞（美杉ごんぼ祭）	地域団体	市

## (3) 施設毎の方向性

農家組合等の生業としての利用実態を鑑み、農家組合等による主体的な運営形態に移行するため、受け入れ態勢が整った施設から順次譲渡していきませんが、譲渡にあたっては農家組合等への支援の仕組みを検討します。

また、管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、譲渡までの間、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を行い、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

休止中の施設については機能を廃止し、建物は転用又は処分します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能（ソフト）	建物（ハード）		
1	芸濃	雲林院	上ノ段共同作業所	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
2	芸濃	雲林院	河原新田共同作業所	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
3	芸濃	雲林院	南山共同作業所	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
4	芸濃	安西	北山共同作業所	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
5	美里	長野	美里農産物加工センター	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
6	美里	長野	北長野共同育苗センター	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
7	美里	長野	北長野共同ライスセンター	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
8	美里	長野	北長野共同籾殻炭化施設	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
9	一志	波瀬	岩垣内共同作業所	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
10	美杉	美杉東	美杉農産物加工センターごんぼ会館	継続	継続	-	農林業者の自主的な運営形態に移行するまで機能を継続し、建物は適切に維持する。
11	美杉	美杉東	津市木材処理加工施設	継続	継続	-	機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
12	久居	誠之	大型共同作業所(休止中)	廃止	検討	◎	既に休止状態となっていることから機能を廃止し、建物は倉庫等、他の用途への転用を検討の上、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	芸濃	雲林院	林業センター(休止中→R5廃止)	廃止	処分	-	既に休止状態となっていることから機能を廃止し、建物は処分する。
14	白山	家城	大原農業集出荷場(休止中)	廃止	処分	-	既に休止状態となっていることから機能を廃止し、建物は処分する。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
林業センター(休止中→R5廃止)	廃止	処分	休止		廃止	処分	処分準備	処分					
大原農業集出荷場(休止中)	廃止	処分	廃止		処分								

## 第6項 教育児童施設編

### 1 小学校・中学校・義務教育学校

#### 【要旨】

- ▶ 学校施設は、小学校 48 校、中学校 19 校、義務教育学校 1 校の合計 68 校を設置
- ▶ 複式学級（7 校）の解消が課題
- ▶ 学校施設の適正規模・適正配置に向けて次の共通対応事項（ア～オ）を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
  - ・ア 教室数の基準設定と適正化
  - ・イ 学校の統廃合および学校施設への他の公共施設機能の複合化
  - ・ウ 校舎棟の長寿命化改修等
  - ・エ 体育館及びプールの老朽化対策
  - ・オ 余裕教室等の地域開放

#### (1) 施設の概要

本市の学校施設は、小学校 48 校及び中学校 19 校、美里地域に義務教育学校 1 校を配置しており、合計 68 校（校舎、学校体育館、給食棟等 259 棟）あります。

学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、生涯学習、文化、スポーツ、交流活動など、地域住民も利用する最も身近な施設です。また、災害時には避難所として、地域防災における重要な役割を担っています。

#### 【小学校】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改造	健全性	延床面積	耐震性	児童・生徒数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	養正小学校	○	RC	S58	35		B	5,730㎡	○	261人	-	-	直営	11,349	-
2	津	修成	修成小学校		RC	S44	49		B	6,506㎡	○	362人	-	-	直営	15,611	-
3	津	南立誠	南立誠小学校		RC	S56	37		B	6,797㎡	○	459人	-	-	直営	14,909	-
4	津	北立誠	北立誠小学校		RC	S47	46		B	5,308㎡	○	514人	-	-	直営	11,911	-
5	津	敬和	敬和小学校	○	RC	S41	52		C	5,682㎡	○	252人	-	-	直営	15,559	-
6	津	育生	育生小学校		RC	S53	40		B	7,339㎡	○	373人	-	-	直営	18,185	-
7	津	新町	新町小学校	○	RC	S43	50	H28-R1	A	7,293㎡	○	460人	-	-	直営	18,351	-
8	津	藤水	藤水小学校		RC	S46	47	H29-R1	A	4,769㎡	○	309人	-	-	直営	14,966	-
9	津	高茶屋	高茶屋小学校		RC	S59	34		B	7,933㎡	○	554人	-	-	直営	24,499	-
10	津	神戸	神戸小学校	○	RC	S48	45	H24-H26	A	7,862㎡	○	221人	-	-	直営	13,564	-
11	津	安東	安東小学校		RC	S54	39		B	4,612㎡	○	106人	-	-	直営	8,171	-
12	津	櫛形	櫛形小学校		RC	S55	38		B	4,922㎡	○	76人	-	-	直営	9,738	-
13	津	雲出	雲出小学校		RC	S59	34		B	5,430㎡	○	214人	-	-	直営	12,157	-
14	津	一身田	一身田小学校		RC	S54	39		B	7,267㎡	○	663人	-	-	直営	21,960	-
15	津	白塚	白塚小学校	○	RC	S45	48	H24-H26	A	6,676㎡	○	330人	-	-	直営	13,887	-
16	津	栗真	栗真小学校		RC	S53	40		B	4,647㎡	○	81人	-	-	直営	10,484	-

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改造	健全性	延床面積	耐震性	児童・生徒数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
17	津	片田	片田小学校		RC	S51	42		B	6,052㎡	○	142人	-	-	直営	11,171	-
18	津	大里	大里小学校	○	RC	S55	38		B	5,717㎡	○	209人	-	-	直営	9,638	-
19	津	高野尾	高野尾小学校	○	RC	S63	30		B	4,618㎡	○	69人	-	-	直営	10,497	-
20	津	西が丘	西が丘小学校		RC	S49	44	H30-R2	A	7,623㎡	○	794人	-	-	直営	19,673	-
21	津	豊が丘	豊が丘小学校		RC	S57	36		B	5,405㎡	○	388人	-	-	直営	17,913	-
22	津	南が丘	南が丘小学校		RC	H3	27		B	8,331㎡	○	750人	-	-	直営	24,425	-
23	久居	誠之	誠之小学校		RC	S51	42		B	6,610㎡	○	365人	-	-	直営	18,856	-
24	久居	成美	成美小学校		RC	S53	40		B	7,520㎡	○	428人	-	-	直営	20,674	-
25	久居	桃園	桃園小学校		RC	S55	38		B	3,943㎡	○	352人	-	-	直営	14,659	-
26	久居	戸木	戸木小学校		RC	S53	40		B	5,158㎡	○	400人	-	-	直営	14,337	-
27	久居	栗葉	栗葉小学校		RC	S57	36		B	5,828㎡	○	492人	-	-	直営	18,574	-
28	久居	榊原	榊原小学校		RC	S57	36		B	3,483㎡	○	57人	-	-	直営	6,888	-
29	久居	立成	立成小学校		RC	S47	46		B	5,920㎡	○	637人	-	-	直営	19,494	-
30	河芸	豊津	豊津小学校		RC	S41	52		C	4,635㎡	○	234人	-	-	直営	5,324	-
31	河芸	上野	上野小学校		RC	S38	55		C	5,095㎡	○	250人	-	-	直営	8,303	-
32	河芸	黒田	黒田小学校		RC	S45	48		B	4,211㎡	○	124人	-	-	直営	5,544	-
33	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘小学校		RC	S45	48		B	6,350㎡	○	547人	-	-	直営	8,151	-
34	芸濃	明	明小学校		RC	S55	38		B	3,082㎡	○	62人	-	-	直営	6,554	-
35	芸濃	椋本	芸濃小学校		RC	S49	44		B	4,171㎡	○	371人	-	-	直営	6,538	-
36	安濃	草生	草生小学校		RC	S58	35		B	2,898㎡	○	67人	-	-	直営	10,036	-
37	安濃	村主	村主小学校		RC	S56	37		B	3,393㎡	○	137人	-	-	直営	7,950	-
38	安濃	安濃	安濃小学校		RC	S29	64		C	4,851㎡	○	204人	-	-	直営	13,480	-
39	安濃	明合	明合小学校		RC	S34	59		C	3,016㎡	○	95人	-	-	直営	10,886	-
40	香良洲	香良洲	香良洲小学校	○	RC	H9	21		A	5,018㎡	○	227人	-	-	直営	9,519	-
41	一志	川合	一志東小学校	○	RC	H16	14		A	7,538㎡	○	392人	-	-	直営	11,993	-
42	一志	高岡	一志西小学校		RC	S51	42		B	5,929㎡	○	387人	-	-	直営	12,222	-
43	白山	家城	家城小学校	○	RC	S51	42		B	4,047㎡	○	64人	-	-	直営	4,405	-
44	白山	川口	川口小学校	○	RC	S52	41		B	4,339㎡	○	102人	-	-	直営	5,344	-
45	白山	大三	大三小学校		RC	S57	36		B	4,278㎡	○	168人	-	-	直営	6,814	-
46	白山	倭	倭小学校		RC	H2	28		B	4,062㎡	○	86人	-	-	直営	5,857	-
47	白山	八ツ山	八ツ山小学校		RC	S61	32		B	4,106㎡	○	48人	-	-	直営	5,349	-
48	美杉	美杉南	美杉小学校		W	H11	19		B	3,757㎡	○	55人	-	-	直営	7,125	-
49	美里	高宮	旧高宮小学校(H29廃止)		S	S47	46		C	2,753㎡	○	-	-	-	-	-	-
50	美里	辰水	旧辰水小学校(H29廃止)		RC	S62	31		B	3,826㎡	○	-	-	-	-	-	-
51	美里	長野	旧長野小学校(H29廃止)		RC	H1	29		B	3,218㎡	○	-	-	-	-	-	-

※構造、建築年及び経過年数については、主たる校舎棟の情報を記載しています。

※教育施設のため、いずれも利用率、利用の程度及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※49：旧高宮小学校、50：旧辰水小学校及び51：旧長野小学校は、義務教育学校のみさとの丘学園の開校に伴い、平成29年3月に閉校しました。

## 【中学校】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改造	健全性	延床面積	耐震性	児童・生徒数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	西橋内中学校		RC	S43	50		B	8,235㎡	○	340人	-	-	直営	11,829	-
2	津	南立誠	橋北中学校		RC	S51	42		B	8,108㎡	○	544人	-	-	直営	11,710	-
3	津	敬和	東橋内中学校		RC	S47	46		B	7,001㎡	○	117人	-	-	直営	15,361	-
4	津	育生	橋南中学校		RC	S44	49		B	7,578㎡	○	496人	-	-	直営	16,859	-
5	津	高茶屋	南郊中学校		RC	S39	54	H29-R1	A	6,946㎡	○	345人	-	-	直営	14,672	-
6	津	安東	西郊中学校		RC	S46	47		B	9,087㎡	○	411人	-	-	直営	12,371	-
7	津	一身田	一身田中学校		RC	S49	44	H24-H26	A	9,083㎡	○	532人	-	-	直営	12,487	-
8	津	大里	豊里中学校		RC	S58	35		B	7,594㎡	○	314人	-	-	直営	10,310	-
9	津	南が丘	南が丘中学校		RC	H3	27		B	7,133㎡	○	375人	-	-	直営	12,651	-
10	久居	誠之	久居中学校		RC	S49	44	H30-R2	A	9,385㎡	○	524人	-	-	直営	18,698	-
11	久居	栗葉	久居西中学校		RC	S51	42		B	5,306㎡	○	314人	-	-	直営	8,035	-
12	久居	立成	久居東中学校		RC	S59	34		B	7,431㎡	○	473人	-	-	直営	16,038	-
13	河芸	上野	朝陽中学校		RC	S43	50		B	10,363㎡	○	584人	-	-	直営	15,642	-
14	芸濃	椋本	芸濃中学校		RC	H17	13		A	6,397㎡	○	183人	-	-	直営	11,864	-
15	安濃	村主	東観中学校		RC	S43	50		B	7,080㎡	○	277人	-	-	直営	23,335	-
16	香良洲	香良洲	香海中学校		RC	H14	16		A	5,385㎡	○	120人	-	-	直営	6,742	-
17	一志	高岡	一志中学校		RC	S47	46	H26-H28	A	8,271㎡	○	400人	-	-	直営	15,399	-
18	白山	川口	白山中学校		RC	S37	56		C	5,902㎡	○	224人	-	-	直営	7,267	-
19	美杉	美杉東	美杉中学校		RC	S49	44		B	7,768㎡	○	49人	-	-	直営	8,167	-
20	美里	高宮	旧美里中学校(H29廃止)		RC	H15	15		A	6,485㎡	○	-	-	-	-	-	-

※20：旧美里中学校は、義務教育学校のみさとの丘学園の開校に伴い、平成29年3月に閉校しました。

## 【義務教育学校】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改造	健全性	延床面積	耐震性	児童・生徒数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美里	高宮	みさとの丘学園(前期課程)		RC	H15	15		A	6,689㎡	○	210人	-	-	直営	12,173	-
			みさとの丘学園(後期課程)		RC	H28	2		A		○	85人					

## (2) 現状と課題の整理

本市の学校の全学級数は、特別な支援が必要とされる児童・生徒の増加やきめ細やかな少人数教育等、ニーズに柔軟に対応できる学級編成が可能となったことから、平成20年度の905から平成30年度の922と増加傾向にあります。

一方、複式学級の編制が7校※で生じている状況にあり、平成19年の津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会の答申で基本的に6学級以上18学級以下を適正規模としていることから、複式学級の解消に向け取り組む必要があります。

※複式学級の編制は、令和6年度時点で9校となっています。

また、老朽化が進む校舎が多数あることから、建設からの経過年数を基本として対象校を定めて、平成24年度から計画的な大規模改造事業に取り組む中、平成30年7月には、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする津市学校施設長寿命化計画の

第 1 期計画（以下「長寿命化計画（第 1 期）」といいます。）を作成し、令和 2 年度までの大規模改修事業※を進めています。

※令和 2 年度以降は、令和 2 年度から令和 12 年度までの期間を計画期間（前期は令和 2 年度から令和 6 年度まで、後期は令和 7 年度から令和 12 年度までの期間）として津市学校施設長寿命化計画の第 2 期計画を作成し、長寿命化改修事業を進めています。

## ア 校舎棟

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、校舎棟については、改修済みのものを除き、建築後 20 年を超え経年劣化が進む施設が 5 校、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 23 校、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 26 校あります。

平成 24 年度以降、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう、現在整備を進めている 2 校を含め、老朽化が著しい 9 校を対象に大規模改修を実施してきましたが、なお老朽化のため長寿命化改修を実施しなければならない学校施設が多数あります。

あわせて、児童・生徒数の増加、プレハブ校舎の解消、小中一貫義務教育学校の整備などの目的で増築工事についても進めてきたほか、現在整備を進めている 2 校を含め小学校 6 校で給食共同化受け入れに伴う改修を実施しました。

また、学習の場・生活の場として快適な環境とするため、熱中症対策として普通教室・特別教室へのエアコンの設置を令和元年度までに完了したほか、平成 24 年度以降、トイレ快適化計画に基づき校舎棟のトイレ洋式化を進めるとともに、必要に応じて体育館のトイレ洋式化にも取り組んできました。

さらに、令和 2 年度には、避難所に活用する学校施設の新型コロナウイルス感染症対策として体育館のトイレ洋式化を進めており、また体育館の避難者が過密となるのを避けるため、校舎棟を使用することを想定してさらなる校舎棟のトイレ洋式化に取り組んでいます。

### 【大規模改修・増築工事等の実績（平成 24 年度から令和 2 年度まで）】

施設名	事業 [目的]	実施年度	施設名	事業 [目的]	実施年度
白塚小学校	校舎の大規模改修 (長寿命化計画(第1期)策定前)	H24-H26	南が丘小学校	増築	H27-H28
神戸小学校		H24-H26	西が丘小学校	[プレハブ校舎の解消]	H28
一身田中学校		H24-H26	美里中学校 (みさとの丘学園)	増築 [小中一貫義務教育学校への移行]	H27-H28
一志中学校		H26-H28	立成小学校	増築 [給食室]	H29
新町小学校	校舎の大規模改修 (長寿命化計画(第1期))	H28-R1	一志西小学校	改修 [学校再編への対応]	H25
藤水小学校		H29-R1	栗真小学校	改修 [給食共同化受け入れ]	H30
南郊中学校		H29-R1	片田小学校		H30
西が丘小学校		H30-R2	檜形小学校		H30
久居中学校		H30-R2	安東小学校		R1
久居東中学校		H25	雲出小学校		R2
戸木小学校	増築 [児童・生徒数の増加への対応]	H27	桃園小学校		R2
芸濃小学校		R1			

## イ 体育館及びプール

体育館については、建築後 20 年を超え経年劣化が進む施設が 12 校、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 30 校、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 17 校あり、プールについては、築造から 20 年を超え経年劣化が進む施設が 7 校、

築造から 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 19 校、築造から 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 28 校あり、いずれも老朽化対策が課題となっています。

なお、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所となる体育館のトイレ洋式化に取り組んでいます。

#### 【体育館及びプールの経過年数】

建築又は築造からの経過年数	体育館	プール
20 年以下のもの	7	7
20 年を超え 30 年以下のもの	12	7
30 年を超え 40 年以下のもの	30	19
40 年を超えるもの	17	28
合計	66	61

※育生小学校及び新町小学校の体育館については、校舎棟の最上階にあるため、上の表に含めていません。

※みさとの丘学園（後期課程）のプールについては、使用を取りやめているため、上の表に含めていません。

### ウ 余裕教室等

なお、児童・生徒数の減少により余裕教室が生じている学校の一部では、余裕教室等を転用し、小学校 9 校では放課後児童クラブとして使用しているほか、小学校 3 校ではコミュニティルームとして、地域活動などに利用されています。

### (3) 施設毎の方向性

いずれの施設も義務教育の場として機能を継続しますが、建物については、児童・生徒数の将来の推移を精査し、国の示す指針及び子供たちの教育環境の向上並びに社会性の確保の観点から、保護者や地域の意向を聞きながら、学校規模の適正化と通学区域制度の弾力的な運用を含めた適正配置を図るため、各校の実情に応じて、次の共通対応事項（ア～オ）を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

#### ア 教室数の基準設定と適正化

文部科学省の補助基準等を参考に、適正教室数の基準を設定し、教室数の適正化を図るとともに、余裕教室を把握します。

#### イ 学校の統廃合および学校施設への他の公共施設機能の複合化

適正教室数の基準に基づく学校の統廃合（小中一貫校への移行を含みます。）や改修等の時期を見据えた公共施設機能の複合化（余裕教室の転用による放課後児童クラブ、公民館、コミュニティセンター、出張所、地域体育館等の複合化など）といった将来実施する再編案を検討します。

※白山地域においては、学校運営の適正化を図れるように小学校の再編を検討します。

※閉校後の旧学校施設については、まず本市による転用の意向を調査し、法規上の用途制限を確認のうえ、利活用等について検討します。

#### ウ 校舎棟の長寿命化改修等

長寿命化計画（第 1 期）における校舎棟の大規模改造事業については、令和 2 年度に実施中の西が丘小学校及び久居中学校にて事業を完了します。

今後は、これまで以上に老朽化対策を迅速に進める必要があることから、平成 30 年 12 月における国の国土強靱化基本計画の見直しを踏まえ、児童・生徒の学習・生活の場として今後も継続して使用する校舎棟について、長寿命化計画（第 2 期）を作成し、外壁塗装や屋上防水などにより機能維持を図る長寿命化改修事業に取り組んでいきます。

まず、令和3年度に修成小学校、安濃小学校及び朝陽中学校の長寿命化改修を行い、その後も毎年度3棟程度を目途として順次長寿命化改修を実施<sup>※</sup>していきます。

※令和4年度から令和6年度までに、合計9校の長寿命化改修を実施しました。令和7年度は、栗真小学校、豊が丘小学校、千里ヶ丘小学校、桃園小学校、東観中学校の長寿命化改修を実施します。

## エ 体育館及びプールの老朽化対策

体育館については、校舎棟の長寿命化改修との整合を図りながら老朽化対策を検討します。また、プールについては、集約化、市営プールや民間プールの活用など水泳授業の在り方について検討を進めます<sup>※</sup>。

※令和4年度から令和6年度までに、延べ26校で水泳指導の民間委託や学校プールの共用化などに取り組みました。令和7年度には、12校で水泳指導の民間委託や学校プールの共用化などに取り組みます。

## オ 余裕教室等の地域開放

学校施設は地域住民の利便の増進に寄与する施設としても活用しており、学校体育施設開放事業においては、体育館や運動場を開放しています。今後、集会施設が不足する地域では余裕教室等の地域開放を検討します。

### 【小学校】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	養正小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	津	修成	修成小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
3	津	南立誠	南立誠小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和8年度以降に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
4	津	北立誠	北立誠小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
5	津	敬和	敬和小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
6	津	育生	育生小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
7	津	新町	新町小学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	津	藤水	藤水小学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	津	高茶屋	高茶屋小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
10	津	神戸	神戸小学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
11	津	安東	安東小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
12	津	櫛形	櫛形小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	津	雲出	雲出小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
14	津	一身田	一身田小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
15	津	白塚	白塚小学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
16	津	栗真	栗真小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
17	津	片田	片田小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
18	津	大里	大里小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
19	津	高野尾	高野尾小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
20	津	西が丘	西が丘小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について平成30年度から令和2年度にかけて大規模改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
21	津	豊が丘	豊が丘小学校	継続	改修		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
22	津	南が丘	南が丘小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は経年劣化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
23	久居	誠之	誠之小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
24	久居	成美	成美小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
25	久居	桃園	桃園小学校	継続	改修		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。また、校舎棟を増築し、児童数の増加への対応を図る。
26	久居	戸木	戸木小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
27	久居	栗葉	栗葉小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
28	久居	榊原	榊原小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
29	久居	立成	立成小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和8年度以降に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
30	河芸	豊津	豊津小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。また、小学校敷地内の旧豊津幼稚園敷地部分を活用して駐車場を整備し、来客の駐車スペースの確保を図る。
31	河芸	上野	上野小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和4年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
32	河芸	黒田	黒田小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
33	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘小学校	継続	改修		機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
34	芸濃	明	明小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
35	芸濃	椋本	芸濃小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
36	安濃	草生	草生小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
37	安濃	村主	村主小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
38	安濃	安濃	安濃小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
39	安濃	明合	明合小学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
40	香良洲	香良洲	香良洲小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は経年劣化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
41	一志	川合	一志東小学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
42	一志	高岡	一志西小学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
43	白山	家城	家城小学校	検討	検討	◎	白山地域における小学校の統合に向けて保護者や地域住民等と協議を行い、協議結果に基づく具体策に取り組む。
44	白山	川口	川口小学校	検討	検討	◎	白山地域における小学校の統合に向けて保護者や地域住民等と協議を行い、協議結果に基づく具体策に取り組む。
45	白山	大三	大三小学校	検討	検討	◎	白山地域における小学校の統合に向けて保護者や地域住民等と協議を行い、協議結果に基づく具体策に取り組む。
46	白山	倭	倭小学校	検討	検討	◎	白山地域における小学校の統合に向けて保護者や地域住民等と協議を行い、協議結果に基づく具体策に取り組む。
47	白山	八ツ山	八ツ山小学校	検討	検討	◎	白山地域における小学校の統合に向けて保護者や地域住民等と協議を行い、協議結果に基づく具体策に取り組む。
48	美杉	美杉南	美杉小学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【中学校】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	西橋内中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和4年度及び令和5年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
2	津	南立誠	橋北中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
3	津	敬和	東橋内中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和5年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
4	津	育生	橋南中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和4年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
5	津	高茶屋	南郊中学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	津	安東	西郊中学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	津	一身田	一身田中学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	津	大里	豊里中学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
9	津	南が丘	南が丘中学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は経年劣化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
10	久居	誠之	久居中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について平成30年度から令和2年度にかけて大規模改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
11	久居	栗葉	久居西中学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
12	久居	立成	久居東中学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	河芸	上野	朝陽中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
14	芸濃	椋本	芸濃中学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
15	安濃	村主	東観中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和7年度以降に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
16	香良洲	香良洲	香海中学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
17	一志	高岡	一志中学校	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
18	白山	川口	白山中学校	継続	改修	-	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和6年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
19	美杉	美杉東	美杉中学校	継続	検討	○	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、共通対応事項について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【義務教育学校】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	美里	高宮	みさとの丘学園(前期・後期課程)	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

※各表とも、現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## ア 長寿命化計画（第 1 期）に基づく大規模改造

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
西が丘小学校	継続	改修	改修工事	計画的に保全									
久居中学校	継続	改修	改修工事	計画的に保全									

## イ 長寿命化計画（第 2 期：前期）に基づく長寿命化改修

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
修成小学校	継続	改修	設計	改修工事	計画的に保全							
育生小学校	継続	改修				設計	改修工事	計画的に保全				
片田小学校	継続	改修				設計	改修工事	計画的に保全				
上野小学校	継続	改修		設計	改修工事	計画的に保全						
安濃小学校	継続	改修	設計	改修工事	計画的に保全							
明合小学校	継続	改修				設計	改修工事	計画的に保全				
橋北中学校	継続	改修				設計	改修工事	計画的に保全				
東橋内中学校	継続	改修				設計	改修工事	計画的に保全				
西橋内中学校	継続	改修		設計	改修工事	計画的に保全						
橋南中学校	継続	改修		設計	改修工事	計画的に保全						
朝陽中学校	継続	改修	設計	改修工事	計画的に保全							
白山中学校	継続	改修				設計	改修工事	計画的に保全				

## ウ 長寿命化計画（第 2 期：後期）に基づく長寿命化改修

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
栗真小学校	継続	改修					設計	改修工事	計画的に保全				
豊が丘小学校	継続	改修					設計	改修工事	計画的に保全				
桃園小学校	継続	改修					設計	改修工事	計画的に保全				
千里ヶ丘小学校	継続	改修					設計	改修工事	計画的に保全				
東観中学校	継続	改修					設計	改修工事	計画的に保全				
南立誠小学校	継続	改修					設計	改修工事（未定）					
立成小学校	継続	改修					設計	改修工事（未定）					

## エ その他

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
桃園小学校（普通教室棟等の増設）	継続	改修	検討		増築工事								計画的に保全
豊津小学校（園舎解体・駐車場整備等）	継続	改修	検討		園舎解体	整備工事	計画的に保全						
西郊中学校（バリアフリー化改修事業）	継続	改修					設計	改修工事	計画的に保全				

**(5) 対策費用のシミュレーション**

※各表とも、工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

**ア 長寿命化計画（第1期）に基づく大規模改造**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
西が丘小学校	7,623	-	1,382,000
久居中学校	9,385	-	1,136,000
工事費概算（合計）	17,008		2,518,000

**イ 長寿命化計画（第2期：前期）に基づく長寿命化改修**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
修成小学校(普通教室棟)	2,626	-	157,000
育生小学校(普通教室棟)	2,509	-	185,000
片田小学校(普通教室棟、管理棟・昇降口)	3,343	-	153,000
上野小学校(管理普通教室棟、普通教室棟)	2,023	-	116,000
安濃小学校(教室・特別教室管理棟、便所棟)	1,471	-	125,000
明合小学校(教室・特別教室・管理棟)	1,256	-	143,000
橋北中学校(普通教室棟)	3,145	-	150,000
東橋内中学校(普通教室棟)	1,789	-	109,000
西橋内中学校(普通・特別教室棟、管理棟)	6,340	-	237,000
橋南中学校(普通教室・管理棟)	3,982	-	235,000
朝陽中学校(管理普通教室棟)	2,546	-	184,000
白山中学校(教室棟、管理教室棟)	2,821	-	185,000
工事費概算（合計）	33,851		1,979,000

※工事費概算は実績額を記載しています。

**ウ 長寿命化計画（第2期：後期）に基づく長寿命化改修**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
栗真小学校(管理・普通教室棟)	2,555	-	193,000
豊が丘小学校(普通教室棟)	2,458	-	197,000
桃園小学校(管理教室棟)	2,449	-	114,000
千里ヶ丘小学校(普通特別教室棟、普通教室棟)	3,195	-	264,000
東観中学校(管理・教室・特別教室棟)	2,860	-	203,000
南立誠小学校(普通教室棟)	2,607	-	未定
立成小学校(普通教室棟)	1,605	-	未定
工事費概算（合計）	17,729		未定

※栗真小学校、豊が丘小学校、桃園小学校、千里ヶ丘小学校、東観中学校の工事費概算は予定額又は見込額を記載しています。

**エ その他**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
桃園小学校(普通教室棟等の増設)	299	-	190,000
豊津小学校(旧豊津幼稚園敷地への駐車場整備等)	-	-	21,000
西郊中学校(バリアフリー化改修事業)	108	-	129,000
工事費概算（合計）	407		340,000

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

※桃園小学校の延床面積は、増設を行ったエレベーター棟 62㎡と普通教室棟 237㎡の合計面積を記載しています。

※豊津小学校、西郊中学校の工事費概算は予算額を記載しています。

## 2 給食センター

### 【要旨】

- ▶ 学校給食法に基づく学校給食施設は、自校方式、共同化方式及びセンター方式の3方式があり、そのうち、センター方式としては3施設を設置
- ▶ 一志学校給食センターについては、安定した給食提供のため、使用目標年数を45年とする長寿命化事業に取り組む。その他の2施設については、機能を継続、建物は計画的な保全に努める

### (1) 施設の概要

本市では、全ての小学校、中学校及び義務教育学校において、児童・生徒に給食を提供するため、自校方式、共同化方式及びセンター方式の3種類の施設を設置しており、ここでは、センター方式の3施設を対象としています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	調理食数(日平均)	稼働率	稼働の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	栗葉	中央学校給食センター		S	H23	7		A	3,319㎡	○	5,200食	96%	A	直営	229,272	-
2	香良洲	香良洲	香良洲学校給食センター	○	S	H9	21		B	316㎡	○	400食	80%	A	直営	10,095	-
3	一志	高岡	一志学校給食センター		S	H3	27		B	932㎡	○	1,430食	110%	B	直営	29,818	-

※稼働率については、調理食数(日平均)を標準想定調理食数(1:中央学校給食センター 5,400食、2:香良洲学校給食センター 500食、3:一志学校給食センター 1,300食)で除して算出しています。

※標準想定調理食数とは、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理のもと、栄養バランスや食の安全・安心などに配慮した手作り給食を実施する場合の標準的な調理食数です。

※教育施設のため、いずれも使用料の欄について「-」としています。

### 【学校給食施設の分類】

方式	説明	調理施設	配送先施設
自校方式	各学校の給食施設で調理し提供する方式	下記以外	
共同化方式(複数校)	1つの学校の給食施設で調理した給食を近隣の学校に配送、配膳する方式	神戸小学校	→櫛形小学校及び片田小学校
		白塚小学校	→栗真小学校
		新町小学校	→安東小学校
		藤水小学校	→雲出小学校
		戸木小学校	→桃園小学校
センター方式	給食センターで調理した給食を各学校に配送、配膳する方式	中央学校給食センター	→津地域及び久居地域の12中学校
		香良洲学校給食センター	→香良洲小学校及び香海中学校
		一志学校給食センター	→一志東小学校、一志西小学校、一志中学校及び川合幼稚園

### 【給食センターの業務時間等】

施設名	年間調理日数	各工程の業務時間			
		調理	清掃	打合せ	食器洗浄
中央学校給食センター	185日	7:30~10:50	10:50~12:00	13:00~14:00	14:00~17:15
		調理	清掃	打合せ	食器洗浄
香良洲学校給食センター	185日	8:00~11:10	11:10~12:00	13:00~15:00	15:00~16:45
		調理	片付け	食器洗浄	清掃・打合せ
一志学校給食センター	185日	8:00~11:10	11:10~12:00	13:00~15:00	15:00~16:45
		調理	片付け	食器洗浄	清掃・打合せ

## (2) 現状と課題の整理

中央学校給食センターは、津地域及び久居地域の12中学校に、香良洲学校給食センターは、香良洲小学校及び香海中学校に、一志学校給食センターは、一志東小学校、一志西小学校、一志中学校及び川合幼稚園に対し、給食を調理・配送しています。

稼働率は、標準想定調理食数によると、中央学校給食センターで96%、香良洲学校給食センターで80%、一志学校給食センターで110%となっています。特に中央学校給食センターは、各学校への配送時間の制約、排水設備や調理設備の処理能力の制約がある中、調理余剰能力は約200食で、敷地や建物内に増築や設備更新を行う余裕部分がなく、現在よりも調理能力を向上することは極めて困難となっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が2施設あり、このうち一志学校給食センターでは、床下配管の腐食、床塗装の剥がれ、屋上の防水シートの破れやたるみ、外壁のひび割れといった建物の経年劣化のほか、調理設備の老朽化が進み、更新が必要となっています。

なお、香良洲学校給食センターは香良洲小学校との複合施設です。

管理運営については、中央学校給食センターは、直営により建物の維持管理を行っており、給食調理、配送等の業務については民間事業者に委託しています。香良洲及び一志の学校給食センターは直営です。

## (3) 施設毎の方向性

給食センターの方向性については次のとおり対応を進めます。

中央学校給食センターについては、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、他の学校給食施設の修繕時における補助的な学校給食施設として調理余剰能力の活用を図ります。

香良洲学校給食センターは、調理設備について更新を行うなど、設備の適切な保全に努め、機能を継続します。建物については、複合する香良洲小学校とあわせて対応します。

一志学校給食センターについては、安定した給食提供のため、機能を継続し、床下配管、調理室の床、屋根・外壁等の改修及び調理設備の更新を行うほか、調理員の労働環境改善のため空調設備の設置を行うことにより、使用目標年数を45年とする長寿命化事業に取り組みます。

また、いずれの給食センターについても、児童数・生徒数の推移を注視しながら、配食対象校について柔軟な運用を図っていきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	久居	栗葉	中央学校給食センター	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努めるほか、他の学校給食施設の修繕時における補助的な学校給食施設として調理余剰能力の活用を図る。
2	香良洲	香良洲	香良洲学校給食センター	継続	継続	-	機能を継続し、建物は複合する香良洲小学校とあわせて対応する。
3	一志	高岡	一志学校給食センター	継続	改修	-	機能を継続し、建物は、使用目標年数を45年とする長寿命化改修に取り組みます。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一志学校給食センター	継続	改修			設計	設計 改修	改修	改修	計画的に保全			

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床 面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
一志学校給食センター	932	-	199,000
工事費概算 (合計)	932		199,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

※床下配管、調理室の床、屋根・外壁等の改修、調理設備の更新、空調設備の設置を行います。

### 3 教育研究所

#### 【要旨】

- ▶ 教育研究所は教育に関する調査・研究、図書及び資料の整備・活用、教育相談、適応指導等を行うことを目的に設置している施設
- ▶ 津市立教育研究所は老朽化が顕著
- ▶ 機能は継続し、津市立教育研究所で行っている教育相談及び適応指導（ほほえみ教室）業務は、今後三重大学・津市子ども教育センターで実施
- ▶ 建物は、津市立教育研究所は、跡施設の転用等について検討し、ふれあい教室は、利用可能な間適切に維持

#### (1) 施設の概要

本市の教育研究所は、教育に関する調査・研究、図書及び資料の整備・活用、教育相談、適応指導等を行うことを目的に設置しています。

津地域においては、津市立教育研究所内において、教育相談、適応指導（ほほえみ教室）を行うほか、教育委員会庁舎内において教育に関する調査・研究、図書及び資料の整備・活用を行っています。

また、久居地域においては、教育研究所の事業のうち適応指導を行う施設としてふれあい教室を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	津市立教育研究所(ほほえみ教室)(R5位置変更)	○	S	S52	41	H9	B	272㎡	○	13人	-	-	直営	6,367	-
2	久居	成美	ふれあい教室		W	S63	30		C	112㎡	○	8人	-	-	直営	4,483	-

※教育施設のため、利用率、利用の程度及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※1：津市立教育研究所は、令和5年4月に教育委員会庁舎内に位置を変更しています。

#### 【適応指導教室の実績（平成29年度実績）】

教室名称	年間相談件数 (来所及び電話)	通所人数(実人数)	
		通所人数	うち復学した人数
ほほえみ教室	1,029件	52人	24人
ふれあい教室	405件	42人	28人
合計	1,434件	94人	52人

#### (2) 現状と課題の整理

適応指導教室であるほほえみ教室及びふれあい教室では、不登校児童・生徒及び保護者に対し、小学校、中学校及び義務教育学校、専門の関係機関、医療機関等と協力して指導支援を行っており、来所及び電話にて年間約1,400件を超える教育相談があるほか、年間を通じて94人が通所しており（平成29年度実績）、このうち52人が復学をしています。（登校しながら通所する児童・生徒を含みます。）

建物については、両施設とも耐震性を確保していますが、津市立教育研究所は、建築後40年を超え老朽化が顕著（平成9年に耐震補強、躯体、外壁、内装等の改修を行っていますが、空調設備や改修未実施である屋上防水に不具合が生じています。）となっ

ており、ふれあい教室は、大きな不具合はないものの建築後 30 年を超え老朽化が進んでいます。

管理運営については、全て直営で実施しています。

### (3) 施設毎の方向性

機能については、児童・生徒や保護者等への支援、教職員に対する指導・助言等重要な役割を果たしていることから継続し、津市立教育研究所で行っている教育相談、適応指導（ほほえみ教室）事業は、今後、三重大学教育学部附属学校敷地内（津市観音寺町 359 番地）の三重大学・津市子ども教育センターで実施します。

建物については、津市立教育研究所は、跡建物の転用等について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組み、ふれあい教室は、利用可能な間適切に維持します。

管理運営（ふれあい教室）については、現在の管理運営方法を継続します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	敬和	津市立教育研究所(ほほえみ教室)(R5位置変更)	継続	検討	○	機能は継続し、現在施設内で実施している教育相談、適応指導(ほほえみ教室)事業は、今後、三重大学教育学部附属学校敷地内の三重大学・津市子ども教育センターで実施する。建物については、跡施設の転用等について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	久居	成美	ふれあい教室	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。

※中期的（6 年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 4 短期大学

### 【要旨】

- ▶ 高等教育機関として、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的に設置
- ▶ 教育及び研究だけでなく、地域貢献、市民還元等の観点から、本市に必要な高等教育機関として機能を継続
- ▶ 建物は、学生の学習環境の改善のため、使用目標年数を 80 年とする長寿命化事業に取り組む
- ▶ 附帯設備についても、順次長寿命化事業に取り組む

### (1) 施設の概要

本市では、高等教育機関として、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的に津市立三重短期大学（令和 7 年 4 月 1 日名称変更）を設置しています。

昭和 27 年に法経科第 2 部と家政科で発足し、昭和 43 年に現校舎（一身田）へ移転、幾度かの学科等の改編を経て、現在は法経科（第 1 部・第 2 部）、食物栄養学科※、生活科学科（生活科学専攻）の構成となっています。

施設は、校舎棟、研究棟、管理棟、屋内運動場（体育館）、ホール棟（大学ホール）、クラブハウス等で構成しています。

※これまで生活科学科の専攻であった食物栄養学専攻については、令和 3 年 4 月から食物栄養学科となっています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	学生数	学生数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	一身田	津市立三重短期大学		RC	S43	50		B	8,502㎡	○	688人	86%	-	直営	94,326	-

※構造、建築年及び経過年数については、校舎棟の情報を記載しています。

※教育施設のため、利用の程度及び使用料の欄を「-」と記載しています。

### 【建物の構成】

棟名称	建築年	構造	延床面積	主な諸室機能
校舎棟	S43	RC 造 4 階建	3,872 ㎡	調理実習室 3 室 理化学実験室 2 室 情報処理演習室 1 室 大小講義教室 9 室
研究棟	S55	RC 造 2 階建	827 ㎡	附属図書館、教員研究室
管理棟	S43	RC 造一部 S 造 2 階建	1,132 ㎡	学長室、事務室、地域連携センター室
屋内運動場	S46	RC 造屋根軸組みトラス	1,520 ㎡	
ホール棟	S49	RC 造 2 階建	1,033 ㎡	食堂、学生自治会室
クラブハウス	H27	S 造 1 階建	195 ㎡	部活動部室

### (2) 現状と課題の整理

津市立三重短期大学には約 700 名の学生が在籍しており、法経科第 1 部（定員 200 名）及び生活科学科（定員 300 名）の学生数は、ほぼ定員を満たしていますが、法経科第 2 部（定員 300 名）の学生数は 170 名前後で近年推移しています※。近年は、18

歳人口の減少傾向が著しく学生の確保が難しくなっているほか、公立の短期大学に求められるニーズも変化しています。

このため、大学の運営に係る在り方について検討を進めており、まずは法経科第2部について、令和3年度から長期履修学生制度<sup>※</sup>を創設し、リカレント教育<sup>※</sup>の場として再構築しています。

建物については、クラブハウス（平成27年建築）以外の棟は建築後40年から50年を超え、これまでに修繕や耐震補強工事を実施しているものの老朽化が顕著であり、屋上の防水シートの破れやたるみ、外壁のひび割れ、窓枠部分のコーキング素材のひび割れや収縮といった経年劣化が見られ、雨漏りや空調設備が作動しないなどの不具合が生じているほか、附帯設備についても、設備の耐用年数を超え老朽化が顕著であり、経年劣化による故障や破損による不具合が生じています。

※学科構成、定員数及び学生数は、令和2年度までの情報によります。

※長期履修学生制度：学生が個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する仕組みのことをいいます。

※リカレント教育：社会人が学校等で学び直しを行うことをいい、職業上必要な知識や技術を習得することのほか、生きがいや人生の豊かさを目的とした生涯学習などを含む幅広い概念を指します。

### (3) 施設毎の方向性

機能については、教育及び研究だけでなく、地域貢献、市民還元などの観点から本市に必要な高等教育機関として機能を継続のもと、社会情勢の変化を見据えた大学の運営について検討を常に行い、市内在住の学生をはじめ多くの学生が入学したいと思う魅力的な高等教育機関を目指します。

建物については、学生の学習環境の改善のため、各棟について、屋上、外壁、窓枠等の老朽化対策に取り組むなど必要な機能回復、機能更新等を段階的に図ることを検討し、使用目標年数を80年とする長寿命化事業に取り組めます。

また、附帯設備（建物外に設置している電気設備、機械設備、配管設備等の附帯設備を含みます。）についても、順次、長寿命化事業に取り組めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	一身田	津市立三重短期大学	継続	改修	-	社会情勢の変化を見据えた大学の運営についての検討を常に行い、機能を継続する。建物は、使用目標年数を80年とする長寿命化改修に取り組み、各建物及び附帯設備について、順次、長寿命化事業に取り組む。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津市立三重短期大学 (校舎棟外壁等改修)	継続	改修		設計	改修	計画的に保全						
(校舎棟等空調設備改修)					改修	計画的に保全						
(消防設備改修)						設計	改修	計画的に保全				
(受変電設備等改修)								改修	計画的に保全			
(照明設備LED化改修)								改修	計画的に保全			

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床 面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
津市立三重短期大学(校舎棟外壁等改修)	-	-	150,000
(校舎棟等空調設備改修)	-	-	91,000
(消防設備改修)	-	-	38,000
(受変電設備等改修)	-	-	49,000
(照明設備LED化改修)	-	-	55,000
工事費概算(合計)			383,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

※附帯設備の改修工事のため、延床面積の欄を「-」と記載しています。

※校舎棟外壁等の改修工事では、屋上におけるシート防水の施工、サッシ窓の取り替え、外壁のひび割れ箇所のコーキング、壁面塗装による防水工事、耐震ブレースの防水塗装、避難階段の取り替えなどを行います。

## 5 放課後児童クラブ

### 【要旨】

- ▶ 放課後児童クラブは、公設民営方式 47 施設を設置
- ▶ 専用区画の面積基準（児童 1 人につき概ね 1.65 ㎡）を下回る施設が 16 施設
- ▶ 単独の建物で運営している公設民営方式のクラブ 38 施設のうち建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 6 施設
- ▶ 機能は継続、建物は、単独施設では計画的に保全、学校施設内のクラブは学校の在り方にあわせて対応
- ▶ 施設の整備においては、まず学校の余裕教室を利用した学校施設内への設置を検討し、学校施設内への設置が困難である場合は他の近隣の公共施設の利用を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

### (1) 施設の概要

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する施設です。

本市で建物を整備し、保護者会等により運営を行っているクラブ（公設民営方式）が 47 施設あるほか、民間事業者等が民間施設で運営を行っているクラブ（民設民営方式）が 18 施設あります。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	登録児童数	登録児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費（千円）	使用料（千円）
1	津	養正	養正地区放課後児童クラブきのこ	○	RC	S60	33		B	135㎡	○	73人	104%	A	その他	0	-
2	津	修成	修成地区放課後児童クラブしいのみ会		S	H5	25		B	133㎡	○	57人	95%	A	その他	0	-
3	津	南立誠	観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会		S	H31	-		B	153㎡	○	-	-	-	その他	-	-
4	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会ハッピー		S	H12	18		A	142㎡	○	46人	85%	A	その他	0	-
5	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会スマイル		S	H22	8		A	97㎡	○	47人	96%	A	その他	0	-
6	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつ		S	H6	24		B	127㎡	○	71人	118%	A	その他	621	-
7	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこ		RC	S61	32		B	150㎡	○	-	-	-	その他	-	-
8	津	敬和	敬和地区放課後児童クラブえのき会	○	RC	S52	41		B	114㎡	○	26人	65%	A	その他	0	-
9	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会1		S	H12	18		A	130㎡	○	41人	59%	B	その他	234	-
10	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会2		S	H22	8		A	97㎡	○	41人	82%	A	その他	234	-
11	津	新町	新町地区放課後児童クラブわかば会	○	RC	S49	44	H28-R1	A	216㎡	○	-	-	-	その他	-	-
12	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会藤		S	H11	19		B	130㎡	○	46人	87%	A	その他	0	-
13	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会水		S	H22	8		A	97㎡	○	45人	87%	A	その他	0	-
14	津	高茶屋	高茶屋地区放課後児童クラブさくら会		S	H7	23		B	175㎡	○	46人	61%	A	その他	517	-
15	津	神戸	神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	○	RC	H29	1		A	190㎡	○	22人	55%	B	その他	266	-
16	津	櫛形	櫛形地区放課後児童クラブしがた会		S	H1	29		B	143㎡	○	12人	60%	A	その他	0	-
17	津	雲出	雲出地区放課後児童クラブASKIDSくらぶ		S	H16	14		A	131㎡	○	34人	52%	B	その他	0	-
18	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつし会北		S	S63	30		B	98㎡	○	46人	102%	A	その他	25	-
19	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつし会南		S	H22	8		A	97㎡	○	47人	85%	A	その他	204	-

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	登録児童数	登録児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
20	津	白塚	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会		S	H9	21		B	117㎡	○	57人	114%	A	その他	0	-
21	津	片田	片田地区放課後児童クラブ青空会		RC	S62	31		B	95㎡	○	53人	69%	A	その他	0	-
22	津	大里	大里地区放課後児童クラブびーだまクラブ	○	RC	S55	38		B	66㎡	○	-	-	-	その他	-	-
23	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会1		S	H12	18		A	172㎡	○	56人	71%	A	その他	249	-
24	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会2		S	H22	8		A	97㎡	○	46人	88%	A	その他	249	-
25	津	豊が丘	豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会		S	H8	22		B	116㎡	○	46人	123%	A	その他	10	-
26	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ1丁目		S	H7	23		B	126㎡	○	58人	114%	A	その他	498	-
27	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ2丁目		S	H18	12		A	117㎡	○	68人	110%	A	その他	498	-
28	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ3丁目		S	H25	5		A	98㎡	○	63人	124%	A	その他	498	-
29	久居	誠之	誠之放課後児童クラブ		S	H15	15		A	148㎡	○	70人	88%	A	その他	43	-
30	久居	成美	成美放課後児童クラブ		S	H13	17		A	148㎡	○	68人	170%	A	その他	361	-
31	久居	桃園	桃園放課後児童クラブ		S	H16	14		A	126㎡	○	55人	138%	A	その他	0	-
32	久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ		S	H13	17		A	95㎡	○	72人	103%	A	その他	270	-
33	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっず1棟		S	H13	17		A	113㎡	○	42人	105%	A	その他	105	-
34	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっず2棟		S	H17	13		A	107㎡	○	37人	93%	A	その他	105	-
35	河芸	上野	上野放課後児童クラブ上野どんぐり会	○	RC	S58	35		B	79㎡	○	-	-	-	その他	-	-
36	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘放課後児童クラブひまわり会		S	H26	4		A	99㎡	○	48人	96%	A	その他	480	-
37	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS(現1番地)		S	H23	7		A	97㎡	○	101人	144%	A	その他	740	-
38	安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐりんクラブ		S	H29	1		A	35㎡	○	20人	95%	A	その他	0	-
39	安濃	安濃	安濃放課後児童クラブひまわりクラブ		S	S60	33		B	61㎡	○	40人	108%	A	その他	0	-
40	安濃	明合	明合放課後児童クラブさくらんぼクラブ		W	H8	22		B	87㎡	○	27人	79%	A	その他	264	-
41	香良洲	香良洲	香良洲放課後児童クラブなかよしキッズ		S	H25	5		A	97㎡	○	41人	77%	A	その他	0	-
42	一志	川合	アドバンスキッズくらぶ	○	RC	H16	14		A	192㎡	○	-	-	-	その他	-	-
43	一志	高岡	一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ(R7移転)		S	H17	13		A	106㎡	○	41人	186%	A	その他	0	-
44	白山	家城	家城地区放課後児童クラブいえキッズくらぶ	○	RC	S51	42		B	62㎡	○	6人	16%	C	その他	0	-
45	白山	川口	川口放課後児童クラブかわぐちの学童	○	RC	S54	39		B	56㎡	○	27人	90%	A	その他	0	-
46	白山	大三	大三放課後児童クラブWAIWAIくらぶ		S	H3	27		B	657㎡	○	17人	43%	B	その他	0	-
47	白山	倭	倭放課後児童クラブみんなの倭		S	H1	29		B	410㎡	○	24人	60%	A	その他	103	-

※民設民営方式の放課後児童クラブについては記載していません。

※管理運営費については、運営委員会による負担分を除く本市から支出した修繕費等を記載しています。

※運営委員会は、本市からの補助金及び保護者からの費用負担によりクラブの運営を行っていることから、本市の歳入となる使用料の欄を「-」と記載しています。

※平成29年4月以降に運営を開始した施設については、登録児童数、登録児童数/定員数、利用の程度及び管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※3：観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会は、狭あい化を解消するため附属小学校敷地内へ新築整備し、平成31年4月に移転しました。

※6：北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつは、狭あい化に対応するため、旧北立誠幼稚園の保育室等を転用し、令和2年4月に、7：北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこのとして、2クラブ体制に移行しました。このため、登録児童数、登録児童数/定員数、利用の程度及び管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※11：新町地区放課後児童クラブは、平成31年4月から新町小学校内に移転しています。

※22：大里地区放課後児童クラブびーだまクラブは、令和元年10月から大里小学校内で供用を開始しています。

※32：栗葉放課後児童クラブは、狭あい化を解消するため栗葉小学校屋内運動場のミーティングルームを改修整備したことにより、令和3年9月からは、従前からの施設とあわせて2箇所で開催を行っています。

※35：上野放課後児童クラブ上野どんぐり会は、令和元年9月から上野小学校内に移転しています。

※37：椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDSは、狭あい化に対応するため、芸濃こども園整備後に解体した芸濃保育園跡地に新築し、令和3年4月に椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS2番地が運営を開始したことに伴い、従前の施設については、現在「椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS1番地」として運営を行っています。なお、椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDSは、令和4年3月に椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS3番地が運営を開始したことにより、令和4年4月時点で3クラブ体制となっています。

※42：アドバンスキッズくらぶは、平成30年10月に一志東小学校内に移転しています。

※43：一志高岡学童クラブは、令和5年11月から、とことめの里一志内に移転しています。

【計画策定後新たに整備等した放課後児童クラブ】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	登録児童数	登録児童数/定員数	利用の程度	管理運営費(千円)	使用料(千円)	
1	津	安東	安東地区放課後児童クラブひだまり		RC	S48	45		B	146㎡	○	-	-	-	その他	-	-
2	津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目		S	R5	-		A	84㎡	○	-	-	-	その他	-	-
3	津	南が丘	南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ5丁目		S	R5	-		A	98㎡	○	-	-	-	その他	-	-
4	久居	成美	成美放課後児童クラブひまわり	○	RC	H13	17		A	136㎡	○	-	-	-	その他	-	-
5	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地		S	R2	-		A	89㎡	○	-	-	-	その他	-	-
6	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 3番地		S	R2	-		A	89㎡	○	-	-	-	その他	-	-
7	安濃	草生	草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS	○	S	S54	39		B	126㎡	○	-	-	-	その他	-	-
8	一志	一志西	一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ	○	RC	H9	21		A	184㎡	○	-	-	-	その他	-	-

※計画策定後新たに運営を開始した施設については、登録児童数、登録児童数/定員数、利用の程度及び管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※1：安東地区放課後児童クラブひだまりは、旧安東幼稚園舎を活用し令和3年4月から運営を開始しています。

※2：南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目は、令和5年4月から運営を開始しています。

※3：南が丘放課後児童クラブたんぼぼクラブ5丁目は、令和5年4月から運営を開始しています。

※4：成美放課後児童クラブひまわりは、令和5年4月から運営を開始しています。

※5：椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS2 番地は、令和3年4月から運営を開始しています。

※6：椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS3 番地は、令和4年3月から運営を開始しています。

※7：草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS は、旧草生幼稚園舎を活用し、令和4年4月から運営を開始しています。

※8：一志西とことめキッズは、とことめの里一志内へ移転し、令和5年11月から運営を開始しています。

【放課後児童クラブ施設の形態（令和7年3月時点）】

方式	施設の形態	施設数
公設民営方式	学校施設内に設置	9 施設（養正、敬和、新町、神戸、大里、上野、一志東、家城、川口）
	単独の建物	38 施設
民設民営方式	民間施設に設置	18 施設

【放課後児童クラブの開設曜日・開設時間】

番号	施設名	開設曜日	開設時間	長期休暇期間中の開設
1	養正地区放課後児童クラブきの子	月～金（土）	18時まで（16時30分）	○
2	修成地区放課後児童クラブしいのみ会	月～土	18時15分まで	○
3	観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会	月～土	18時45分まで	○
4	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会ハッピー	月～金（土）	18時40分まで（17時30分）	○
5	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会スマイル	月～金（土）	18時40分まで（17時30分）	○
6	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつ	月～土	19時00分まで	○
7	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこ	月～土	19時00分まで	○
8	敬和地区放課後児童クラブえのき会	月～土	19時00分まで	○
9	育生地区放課後児童クラブくるみ会1	月～金（土）	19時00分まで（17時30分）	○
10	育生地区放課後児童クラブくるみ会2	月～金（土）	19時00分まで（17時30分）	○
11	新町地区放課後児童クラブわかば会	月～金（土）	19時00分まで（17時00分）	○
12	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会藤	月～土	18時40分まで	○
13	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会水	月～土	18時40分まで	○
14	高茶屋地区放課後児童クラブさくら会	月～土	19時00分まで	○
15	神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	月～金（土）	18時45分まで（17時30分）	○
16	櫛形地区放課後児童クラブくしがた会	月～金（土）	19時00分まで（18時30分）	○
17	雲出地区放課後児童クラブASKIDSくらぶ	月～土	19時00分まで	○
18	一身田地区放課後児童クラブつくし会北	月～金（土）	18時30分まで（17時00分）	○
19	一身田地区放課後児童クラブつくし会南	月～金（土）	18時30分まで（17時00分）	○
20	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	月～土	19時30分まで	○

番号	施設名	開設曜日	開設時間	長期休暇期間中の開設
21	片田地区放課後児童クラブ青空会	月～金（土）	19時00分まで（17時00分）	○
22	大里地区放課後児童クラブビーだまクラブ	月～金（土）	19時00分まで（17時00分）	○
23	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会1	月～金（土）	18時00分まで（16時30分）	○
24	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会2	月～金（土）	18時00分まで（16時30分）	○
25	豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会	月～金（土）	18時40分まで（16時00分）	○
26	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ1丁目	月～土	18時30分まで	○
27	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ2丁目	月～土	18時30分まで	○
28	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ3丁目	月～土	18時30分まで	○
29	誠之放課後児童クラブ	月～金（土）	18時45分まで（17時00分）	○
30	成美放課後児童クラブ	月～土	21時30分まで	○
31	桃園放課後児童クラブ	月～金（土）	18時45分まで（17時00分）	○
32	栗葉放課後児童クラブ	月～金（土）	18時45分まで（17時00分）	○
33	立成放課後児童クラブげんきっず1棟	月～金（土）	18時00分まで（17時00分）	○
34	立成放課後児童クラブげんきっず2棟	月～金（土）	18時00分まで（17時00分）	○
35	上野放課後児童クラブ上野どんぐり会	月～土	20時00分まで	○
36	千里ヶ丘放課後児童クラブひまわり会	月～土	20時00分まで	○
37	椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS（現1番地）	月～金（土）	19時00分まで（18時30分）	○
38	村主放課後児童クラブすぐりんクラブ	月～土	18時45分まで	○
39	安濃放課後児童クラブひまわりクラブ	月～金（土）	19時00分まで（17時00分）	○
40	明合放課後児童クラブさくらんぼクラブ	月～金（土）	18時45分まで（17時00分）	○
41	香良洲放課後児童クラブなかよしキッズ	月～金（土）	18時30分まで（17時30分）	○
42	アドバンスキッズくらぶ	月～土	18時40分まで	○
43	一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ（R7廃止）	月～土	18時30分まで	○
44	家城地区放課後児童クラブいえキッズくらぶ	月～土	18時00分まで	○
45	川口放課後児童クラブかわぐちの学童	月～土	19時00分まで	○
46	大三放課後児童クラブ WAIWAI くらぶ	月～土	19時00分まで	○
47	倭放課後児童クラブみんなの倭	月～金（土）	19時00分まで（16時00分）	○

※開設曜日、開設時間の欄の括弧書きは、時間短縮で開設している曜日及び時間を示しています。

#### 【計画策定後新たに整備等した放課後児童クラブ】

番号	施設名	開設曜日	開設時間	長期休暇期間中の開設
1	安東地区放課後児童クラブひだまり	月～土	19時00分まで	○
2	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目	月～土	18時30分まで	○
3	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ5丁目	月～土	18時30分まで	○
4	成美放課後児童クラブひまわり	月～土	21時30分まで	○
5	椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS 2番地	月～金（土）	19時00分まで（18時30分）	○
6	椋本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS 3番地	月～金（土）	19時00分まで（18時30分）	○
7	草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS	月～金	19時10分まで	○
8	一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ	月～土	18時40分まで	○

※開設曜日、開設時間の欄の括弧書きは、時間短縮で開設している曜日及び時間を示しています。

## (2) 現状と課題の整理

放課後児童クラブの登録児童数は、保護者の就労機会の増加により全体的に増加傾向にあります。

また、放課後児童クラブ施設の専用区画の面積は、津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例において児童1人につき概ね1.65㎡と規定しています。

この基準を下回る施設については、総合管理計画を受けて作成した放課後児童クラブに係る整備指針に基づき平成 29 年度以降、神戸地区放課後児童クラブ、アドバンスキッズくらぶ、新町地区放課後児童クラブ、観音寺地区放課後児童クラブ、上野放課後児童クラブ、大里地区放課後児童クラブ及び北立誠地区放課後児童クラブで整備を順次行い、施設の狭あい化解消に取り組んできましたが、一方で登録児童数の増加もあり、令和 2 年 4 月時点で基準を下回る施設が 16 施設あります。

建物については、単独の建物で運営している公設民営方式のクラブ 38 施設のうち建築後 20 年を超え経年劣化が進む施設が 11 施設、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 3 施設あります。

なお、学校施設内に設置しているクラブ 9 施設のうち建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 4 施設、建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 3 施設（うち新町小学校校舎内に設置している新町地区放課後児童クラブは、校舎大規模改造事業に伴い改修整備済）あります。

管理運営については、保護者等で構成する運営委員会が利用者からの負担金及び本市からの補助金により行っています。一方、登録児童数の減少等に伴い持続的な運営が課題となっているクラブもあります。

なお、放課後児童クラブが設置されていない未設置校区が 6 校区あり、地域のニーズに基づき放課後児童クラブの設置を検討しますが、クラブの運営に必要な最小限の児童数（10 人）を確保できないなど、クラブの組織化が困難な校区では、公共施設を提供するなどして放課後子供教室<sup>※</sup>の実施に係る支援を行っており、既に明小学校区、みさとの丘学園校区、草生小学校区及び美杉小学校区で放課後子供教室を実施<sup>※</sup>しています。

※放課後子供教室：放課後や週末等に、公共施設等を活用して子供たちの安全・安心な活動場所を確保するとともに、地域と学校が連携・協働して学習、体験活動、交流活動等の様々なプログラムを定期的・継続的に提供していく事業をいいます。

※高野尾小学校区においても令和 4 年 4 月から高野尾小学校内（旧高野尾幼稚園部分）で放課後子供教室を実施しています。

#### 【狭あい化の状況（令和 2 年 1 0 月時点）】

施設名（面積順）	一人当たりの専用区画面積
棕本地区放課後児童クラブ芸濃 KIDS（現 1 番地）	0.79 m <sup>2</sup>
南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ 3 丁目	1.09 m <sup>2</sup>
豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会	1.10 m <sup>2</sup>
南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ 1 丁目	1.10 m <sup>2</sup>
成美放課後児童クラブ	1.13 m <sup>2</sup>
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ	1.27 m <sup>2</sup>
誠之放課後児童クラブ	1.33 m <sup>2</sup>
新町地区放課後児童クラブわかば会	1.39 m <sup>2</sup>
白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	1.42 m <sup>2</sup>
南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ 2 丁目	1.42 m <sup>2</sup>
養正地区放課後児童クラブきの子	1.43 m <sup>2</sup>
栗葉放課後児童クラブ	1.45 m <sup>2</sup>
西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会 2	1.45 m <sup>2</sup>
修成地区放課後児童クラブしいのみ会	1.46 m <sup>2</sup>

施設名（面積順）	一人当たりの専用区画面積
高茶屋地区放課後児童クラブさくら会	1.51 m <sup>2</sup>
一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ	1.55 m <sup>2</sup>

※津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める面積基準（1人当たりの専用区画面積 1.65 m<sup>2</sup>）を下回る施設について記載しています。

### (3) 施設毎の方向性

放課後児童クラブ機能については、少子化傾向にあるものの、共働き世帯の増加等により登録児童数が増加しており、子育て支援の一環として、放課後における児童の居場所として継続します。

建物については、単独施設は計画的な保全に努め、学校施設内に設置しているクラブは学校の在り方とあわせて対応します。

また、狭あい化及び老朽化への対応など、施設の整備にあたっては、まず学校の余裕教室の利用を検討し、余裕教室の利用が困難な場合には、近隣の公共施設の余裕部分の利用を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、運営委員会による方式を継続し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の設置・運営に係る支援を継続していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	養正地区放課後児童クラブさくら会	継続	検討	○	今後の登録児童数の推移にともなう狭あい化の程度を踏まえ、施設の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。現施設の建物は複合する養正小学校にあわせて対応する。
2	津	修成	修成地区放課後児童クラブしいのみ会	継続	建替	-	修成小学校敷地内での施設整備により建替を行い、現施設の老朽化及び狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	津	南立誠	観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会ハッピー	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	津	南立誠	南立誠地区放課後児童クラブひまわり会スマイル	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会①たつ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	津	北立誠	北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②のこ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	津	敬和	敬和地区放課後児童クラブえのき会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する敬和小学校にあわせて対応する。
9	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会1	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	津	育生	育生地区放課後児童クラブくるみ会2	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
11	津	新町	新町地区放課後児童クラブわかば会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する新町小学校にあわせて対応する。
12	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会藤	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
13	津	藤水	藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会水	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
14	津	高茶屋	高茶屋地区放課後児童クラブさくら会	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、高茶屋小学校敷地内への増設を行い、狭あい化の解消を図る。
15	津	神戸	神戸地区放課後児童クラブみどりっ子	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する神戸小学校にあわせて対応する。
16	津	櫛形	櫛形地区放課後児童クラブくしがた会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
17	津	雲出	雲出地区放課後児童クラブASKIDSくらぶ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
18	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつくし会北	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
19	津	一身田	一身田地区放課後児童クラブつくし会南	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
20	津	白塚	白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、旧白塚幼稚園（白塚小学校）の一部の活用により増設を行い、狭あい化の解消を図る。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
21	津	片田	片田地区放課後児童クラブ青空会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
22	津	大里	大里地区放課後児童クラブびーだまクラブ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する大里小学校にあわせて対応する。
23	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会1	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
24	津	西が丘	西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会2	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
25	津	豊が丘	豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会	継続	継続	-	狭あい化に対応するため、民間による新施設の増設を支援する。現施設の建物は計画的な保全に努める。
26	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ1丁目	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
27	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ2丁目	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
28	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ3丁目	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、南が丘小学校敷地内への増設を行い、狭あい化の解消を図る。
29	久居	誠之	誠之放課後児童クラブ	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、誠之小学校敷地内への増設を行い、狭あい化の解消を図る。
30	久居	成美	成美放課後児童クラブ	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、成美小学校内の余裕教室の改修により増設を行い、狭あい化の解消を図る。
31	久居	桃園	桃園放課後児童クラブ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
32	久居	栗葉	栗葉放課後児童クラブ	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、栗葉小学校の体育館ミーティングルームの改修により増設を行い、狭あい化の解消を図る。
33	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっず1棟	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
34	久居	立成	立成放課後児童クラブげんきっず2棟	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
35	河芸	上野	上野放課後児童クラブ上野どんぐり会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する上野小学校にあわせて対応する。
36	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘放課後児童クラブひまわり会	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
37	芸濃	椋本	椋本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS(現1番地)	継続	増設	-	機能は継続する。現施設の建物は計画的な保全に努めつつ、芸濃保育園跡地に増設を行い、狭あい化の解消を図る。
38	安濃	村主	村主放課後児童クラブすぐりんクラブ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
39	安濃	安濃	安濃放課後児童クラブひまわりクラブ	継続	改修	-	安濃小学校の余裕教室の改修により新施設を整備し、狭あい化の解消を図る。現施設として借り受けている建物については返還する。
40	安濃	明合	明合放課後児童クラブさくらんぼクラブ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
41	香良洲	香良洲	香良洲放課後児童クラブなかよしキッズ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
42	一志	川合	アドバンスキッズくらぶ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する一志東小学校にあわせて対応する。
43	一志	高岡	一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ	複合化	検討	○	機能を継続し、とことめの里一志内へ移転整備を行い、狭あい化の解消を図る。現施設は令和6年度に廃止し、利活用等を検討する。
44	白山	家城	家城地区放課後児童クラブいえキッズくらぶ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する家城小学校にあわせて対応する。
45	白山	川口	川口放課後児童クラブかわぐちの学童	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する川口小学校にあわせて対応する。
46	白山	大三	大三放課後児童クラブWAIWAIくらぶ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
47	白山	倭	倭放課後児童クラブみんなの倭	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

※31：桃園放課後児童クラブは、計画策定後、運営団体による建て増しにより狭あい化が解消されたため、今後の方向性の建物（ハード）の欄を「継続」と修正しています。（令和4年3月修正）

## 【計画策定後新たに整備等した放課後児童クラブ】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	安東	安東地区放課後児童クラブひだまり	新設	転用	-	旧安東幼稚園舎の一部を活用し、新たに放課後児童クラブを設置する。なお、旧安東幼稚園舎全体については、地区活動拠点施設に転用し、公共施設機能(コミュニティセンター、放課後児童クラブ、出張所及び消防団施設)の複合化を図る。
2	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目	継続	増設	-	南が丘小学校敷地内での施設整備により増設を行い、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	津	南が丘	南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ5丁目	継続	増設	-	南が丘小学校敷地内での施設整備により増設を行い、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	久居	成美	成美放課後児童クラブひまわり	継続	増設	-	成美小学校内の余裕教室の改修により増設を行い、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は複合する成美小学校にあわせて対応する。
5	芸濃	棕本	棕本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地	継続	増設	-	芸濃保育園跡地での施設整備により増設を行い、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	芸濃	棕本	棕本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 3番地	継続	増設	-	芸濃保育園跡地での施設整備により増設を行い、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	安濃	草生	草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS	新設	転用	-	旧草生幼稚園舎の一部を活用し、新たに放課後児童クラブを設置する。なお、旧草生幼稚園舎全体については、消防団施設、シルバー人材センター、放課後子供教室及び放課後児童クラブの複合化を図る。
8	一志	一志西	一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ	継続	転用	-	とことめの里一志に移転整備し、狭あい化の解消を図る。機能は継続し、建物は入居するとことめの里一志にあわせて対応する。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ (新施設：安濃小学校)	継続	転用						設計	工事	計画的に保全		
安濃放課後児童クラブひまわりクラブ (現施設：借受施設)	廃止	返還								廃止	返還	
修成地区放課後児童クラブしいのみ会	継続	建替						設計	工事	計画的に保全		
高茶屋地区放課後児童クラブさくら会2	継続	増設						設計	工事	計画的に保全		
誠之放課後児童クラブ	継続	増設						設計	工事	計画的に保全		
栗葉放課後児童クラブ	継続	増設	設計	工事	計画的に保全							
一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ (新施設)	継続	転用				設計	工事	計画的に保全				
一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ (跡施設)	廃止	検討						廃止	活用検討			

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

※一志放課後児童クラブ高岡学童クラブについては、とことめの里一志内旧一志デイサービスセンター・旧一志在宅介護支援センター部分を活用し、狭あい化の解消を図ります。このため、令和4年度に旧一志デイサービスセンター・旧一志在宅介護支援センター部分の改修工事設計を行います。

## 【計画策定後新たに整備等した放課後児童クラブ】

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
白塚地区放課後児童クラブはまっ子会	継続	増設					設計	工事	計画的に保全			
南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目及び5丁目	継続	増設		設計	工事	計画的に保全						
成美放課後児童クラブひまわり	継続	増設	設計	工事	計画的に保全							
棕本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地及び3番地	継続	増設	工事	計画的に保全								

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

※安東地区放課後児童クラブひだまりについては、旧安東幼稚園舎(旧職員室棟)を放課後児童クラブとして活用しているため、施設整備を特に行っていません。

※草生放課後児童クラブ KUSAWA KIDS については、旧草生幼稚園舎で放課後子供教室の運営に使用していた部分を放課後児童クラブとして活用しているため、施設整備を特に行っていません。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
修成地区放課後児童クラブしいのみ会 (修成小学校の敷地内で建替)	271	-	143,000
高茶屋地区放課後児童クラブさくら会2 (高茶屋小学校の敷地内へ増設)	238	-	120,000
白塚地区放課後児童クラブはまっ子会 (旧白塚幼稚園の職員室及びトイレを転用)	74	-	20,000
南が丘地区放課後児童クラブたんぼぼクラブ4丁目及び5丁目 (南が丘小学校の敷地内へ増設)	182	-	87,000
成美放課後児童クラブひまわり (成美小学校校舎1階多目的スペースを転用)	136	-	21,000
誠之放課後児童クラブ (誠之小学校の敷地内へ増設)	151	-	77,000
栗葉放課後児童クラブ (栗葉小学校の体育館ミーティングルームを転用)	106	-	11,000
一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ (とことめの里一志の未利用諸室の活用)	219	-	30,000
棕本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS 2番地及び3番地 (新築)	177	-	47,000
工事費概算 (合計)	1,555		556,000

※工事費概算は、これまでの本市における放課後児童クラブに係る工事実績を参考に算出し、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

## 6 保育所・幼稚園・こども園

### 【要旨】

- ▶ 保育所・幼稚園・こども園は、乳児や幼児に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育ての支援等を目的に、保育所 23 園、幼稚園 26 園、こども園 5 園の合計 54 園を設置
- ▶ 保育所・こども園
  - ・児童受入枠の拡大を図りながら機能を継続、建物は計画的な保全に努める
  - ・市立保育所・こども園の役割を明確にしたうえで、民間活力の活用を図りながら、保育提供体制を構築
- ▶ 幼稚園
  - ・利用者数の減少から、幼児教育に必要な適正規模の集団が確保できない場合は、混合学級編成や近隣幼稚園との合同保育を実施し、統廃合や幼保連携型認定こども園への移行による再編を検討
  - ・継続する施設では、建物の計画的な保全に努め、統廃合に伴い廃止する施設では、他の施設への転用又は処分を検討

### (1) 施設の概要

本市では乳児や幼児に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援等を行うため、保育所・幼稚園・こども園を合計 54 園設置しています。

まず、保育所については、保護者の就労や病気等の理由により、保育を必要とする小学校就学前の子ども（0 歳から 5 歳）に対し、保護者に代わって保育を提供することを目的に合計 23 園（発達に心配のある就学前の子どもを対象とする児童発達支援センターつうぼっぼを含みます。）を設置しています。

次に幼稚園については、3 歳以上の小学校就学前の子どもに教育を提供することを目的に合計 26 園を設置しています。

また、幼保連携型認定こども園（以下「こども園」といいます。）については、0 歳から 5 歳の子どもを対象とし、3 歳以上の子どもに対しては保育の必要性の有無を問わずに教育及び保育を提供する保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設で、合計 5 園を設置しています。

なお、この他民間事業者の運営する保育所が 22 園、幼稚園が 6 園、こども園が 15 園、地域型保育事業所が 2 園、国立の幼稚園が 1 園あります。

### 【保育所】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
1	津	養正	中央保育園		RC	S48	45		B	1,150㎡	○	110人	92%	A	直営	33,407	27,792
2	津	南立誠	観音寺保育園		RC	S46	47		B	519㎡	○	77人	91%	A	直営	30,818	21,961
3	津	南立誠	立誠保育園		RC	S50	43		B	880㎡	○	80人	89%	A	直営	33,448	20,275
4	津	敬和	高洲保育園		RC	S50	43		B	638㎡	○	34人	76%	A	直営	12,714	1,095
5	津	敬和	乙部保育園		RC	S47	46		B	502㎡	○	51人	102%	A	直営	24,901	7,505

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
6	津	敬和	相愛保育園		RC	S43	50		B	582㎡	○	52人	116%	A	直営	16,461	6,362
7	津	育生	橋南保育園		RC	S50	43		B	584㎡	○	89人	99%	A	直営	30,048	14,300
8	津	高茶屋	高茶屋保育園(R7閉園)		RC	S52	41		B	967㎡	○	143人	102%	A	直営	46,629	26,532
9	津	雲出	雲出保育園		RC	S49	44		B	860㎡	○	-	-	-	直営	-	-
10	津	栗真	栗真保育園		RC	S44	49		B	491㎡	○	66人	88%	A	直営	17,565	12,214
11	津	櫛形	児童発達支援センター つうぼっぼ		RC	H2	28	H26	A	947㎡	○	113人	51%	A	直営	37,349	3,111
12	久居	成美	北部保育園		S	S51	42		C	499㎡	○	83人	119%	A	直営	19,598	20,061
13	久居	成美	北口保育園		RC	H23	7		A	1,255㎡	○	165人	110%	A	直営	50,842	41,112
14	久居	桃園	こべき保育園		S	S50	43		C	730㎡	○	134人	99%	A	直営	38,643	30,165
15	久居	栗葉	ひとみね保育園		S	S49	44		C	937㎡	○	117人	90%	A	直営	30,902	30,192
16	久居	立成	野村保育園		S	S48	45		C	828㎡	○	128人	107%	A	直営	40,605	32,725
17	河芸	上野	上野保育園(R4閉園)		RC	H5	25		A	594㎡	○	57人	88%	A	直営	24,462	13,256
18	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘保育園		RC	H3	27		B	644㎡	○	75人	94%	A	直営	27,936	16,011
19	安濃	安濃	安濃保育園		S	H13	17		A	1,614㎡	○	165人	97%	A	直営	50,870	44,277
20	一志	川合	川合保育園		S	H14	16		A	1,389㎡	○	147人	98%	A	直営	41,213	37,772
21	美杉	美杉東	八知保育園		S	S56	37		B	541㎡	○	22人	49%	B	直営	18,666	7,020
22	一志	波瀬	波瀬保育園(休園中→R4閉園)		S	S60	33		B	395㎡	○	-	-	-	直営	-	-
23	美杉	太郎生	太郎生保育園(休園中→R4閉園)		S	S58	35		B	369㎡	○	-	-	-	直営	-	-
24	津	新町	旧新町保育園(H30閉園)		RC	S47	46		B	511㎡	○	-	-	-	-	-	-
25	芸濃	椋本	旧芸濃保育園(R2閉園)		S	S61	32		B	733㎡	○	-	-	-	-	-	-
26	香良洲	香良洲	旧香良洲保育園(H30閉園)		RC	H12	18		A	434㎡	○	-	-	-	-	-	-
27	一志	高岡	旧高野保育園(H31閉園)		S	S63	30	H30	A	1,048㎡	○	-	-	-	-	-	-
28	白山	倭	旧白山保育園(H30閉園)		S	H17	13		A	860㎡	○	-	-	-	-	-	-

- ※保育料とは津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則に定める利用者負担額のことです。  
 ※利用児童数は平成29年4月1日時点の状況です。管理運営費、保育料は平成29年度の状況です。  
 ※8：高茶屋保育園は、高茶屋地区における新たな幼保連携型認定こども園開園に伴い、令和7年3月に閉園しました。  
 ※9：雲出保育園は、令和2年6月に新施設（旧雲出幼稚園舎を改修した建物）に移転しているため、利用児童数、利用児童数/定員数、利用の程度、管理運営費及び保育料の欄を「-」と記載しています。  
 ※11：児童発達支援センターつうぼっぼは、利用児童数について年間延べ利用者数を年間開園日数で除して得た数、利用児童数/定員数について利用児童数を1日あたりの利用定員数40人で除して得た数としています。  
 ※17：上野保育園は河芸こども園開園に伴い、令和4年3月に閉園しました。  
 ※22：波瀬保育園は利用児童数の減少のため、平成10年4月から休園中でしたが、令和4年3月に閉園しました。  
 ※23：太郎生保育園は利用児童数の減少のため、平成26年4月から休園中でしたが、令和4年3月に閉園しました。  
 ※24：旧新町保育園は津みどりの森こども園開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。（園舎は令和3年度に除却完了しました。）  
 ※25：旧芸濃保育園は芸濃こども園開園に伴い、令和2年3月に閉園しました。（園舎は令和2年度に除却し、跡地を芸濃こども園の園庭及び駐車場に整備しました。）  
 ※26：旧香良洲保育園は香良洲浜っ子幼児園（こども園）開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。  
 ※27：旧高野保育園は一志こども園開園に伴い、平成31年3月に閉園しました。  
 ※28：旧白山保育園は白山こども園開園に伴い、平成30年3月に閉園しました。

## 【こども園】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
1	津	神戸	津みどりの森こども園		RC	H2	28	H29	A	1,937㎡	○	222人	99%	A	直営	-	-
2	芸濃	椋本	芸濃こども園		S	R2	-		A	2,325㎡	○	-	-	-	直営	-	-

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
3	香良洲	香良洲	香良洲浜っ子幼児園		RC	H12	18		A	1,606㎡	○	143人	74%	A	直営	-	-
4	一志	高岡	一志こども園		S	S63	30	H30	A	1,983㎡	○	226人	92%	A	直営	-	-
5	白山	倭	白山こども園		S	H17	13		A	3,248㎡	○	208人	62%	A	直営	-	-

※利用児童数は、1：津みどりの森こども園、3：香良洲浜っ子幼児園及び5：白山こども園については、平成30年4月1日時点、4：一志こども園については、平成31年4月1日時点の状況です。

※管理運営費及び保育料の欄は、平成29年度の状況としているため、1：津みどりの森こども園、3：香良洲浜っ子幼児園及び5：白山こども園（平成30年4月開園）、4：一志こども園（平成31年4月開園）、2：芸濃こども園（令和2年4月開園）については「-」と記載しています。2：芸濃こども園については令和2年度開園のため利用児童数、利用児童数/定員数、利用の程度の欄についても「-」と記載しています。

※1：津みどりの森こども園は、旧新町保育園、旧新町幼稚園、旧修成幼稚園及び旧神戸幼稚園を再編し、旧神戸幼稚園舎を改修・増築し、平成30年4月に開園しています。

※2：芸濃こども園は、旧芸濃保育園、旧椋本幼稚園及び旧安西・雲林院幼稚園を再編し、旧芸濃保育園跡地に新施設を整備し、令和2年4月に開園しています。

※3：香良洲浜っ子幼児園は、旧香良洲保育園及び旧香良洲幼稚園を再編し、平成30年4月に開園しています。

※4：一志こども園は、旧高野保育園及び旧高岡幼稚園を再編し、平成31年4月に開園しています。

※5：白山こども園は、旧白山保育園及び旧白山幼稚園を再編し、平成30年4月に開園しています。

#### 【計画策定後の新設こども園】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
1	河芸	上野	河芸こども園		RC	H5	25		B	1,446㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※管理運営費、保育料、利用児童数、利用児童数/定員数、利用の程度の欄については、平成29年度の状況としているため「-」と記載しています。

※1：河芸こども園は、旧上野保育園、旧豊津幼稚園及び旧上野幼稚園を再編し、旧上野保育園舎及び旧上野幼稚園舎を活用し、令和4年4月に開園しています。

#### 【幼稚園】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
1	津	南立誠	南立誠幼稚園		RC	H3	27		B	821㎡	○	19人	32%	B	直営	1,894	1,336
2	津	敬和	敬和幼稚園		RC	H1	29		B	564㎡	○	8人	13%	C	直営	1,577	366
3	津	育生	育生幼稚園(休園中→R5閉園)		RC	S48	45		B	919㎡	○	-	-	-	直営	-	-
4	津	藤水	藤水幼稚園		RC	S52	41		B	1,045㎡	○	51人	57%	B	直営	4,687	3,599
5	津	高茶屋	高茶屋幼稚園(R7閉園)		RC	S54	39		B	1,244㎡	○	60人	67%	A	直営	6,131	4,486
6	津	大里	大里幼稚園(休園中→R7閉園)		RC	H4	26		B	756㎡	○	35人	39%	B	直営	4,640	2,128
7	久居	誠之	巽ヶ丘幼稚園		S	S56	37		B	530㎡	○	81人	81%	A	直営	6,014	6,246
8	久居	成美	密柑山幼稚園		S	S56	37		B	530㎡	○	37人	62%	A	直営	4,801	2,776
9	久居	桃園	桃園幼稚園		S	S61	32		B	473㎡	○	73人	81%	A	直営	6,946	5,395
10	久居	戸木	戸木幼稚園		S	S60	33		B	473㎡	○	72人	69%	A	直営	9,555	4,522
11	久居	栗葉	栗葉幼稚園(休園中)		S	S53	40		C	571㎡	○	41人	68%	A	直営	7,061	2,714
12	久居	榊原	榊原幼稚園		S	S62	31		B	473㎡	○	15人	21%	C	直営	3,758	1,134
13	久居	立成	のむら幼稚園		S	S53	40		C	573㎡	○	56人	47%	B	直営	7,032	4,234
14	河芸	豊津	豊津幼稚園(R4閉園)		RC	S52	41		B	752㎡	○	-	-	-	直営	-	-
15	河芸	上野	上野幼稚園(R4閉園)		RC	H1	29		B	852㎡	○	-	-	-	直営	-	-
16	河芸	黒田	黒田幼稚園		S	S49	44		C	460㎡	○	50人	56%	B	直営	1,595	3,927
17	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘幼稚園		RC	S52	41		B	979㎡	○	37人	62%	A	直営	1,671	2,897
18	芸濃	明	明幼稚園(休園中→R7閉園)		S	S58	35		B	637㎡	○	17人	34%	B	直営	6,372	988

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用児童数	利用児童数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	保育料(千円)
19	美里	辰水	みさと幼稚園		S	S63	30		B	341㎡	○	35人	44%	B	直営	1,666	2,111
20	安濃	村主	村主幼稚園		S	S51	42		C	700㎡	○	41人	51%	B	直営	6,377	2,468
21	安濃	安濃	安濃幼稚園		S	H17	13		A	905㎡	○	68人	68%	A	直営	8,593	4,671
22	安濃	明合	明合幼稚園		S	H12	18		A	583㎡	○	43人	72%	A	直営	6,630	3,090
23	一志	川合	川合幼稚園		S	H3	27		B	1,037㎡	○	80人	50%	B	直営	8,902	5,729
24	津	安東	安東幼稚園(休園中→R3閉園)		RC	S48	45		B	570㎡	○	-	-	-	直営	-	-
25	津	白塚	白塚幼稚園(休園中→R6閉園)	○	RC	S58	35	H24	B	361㎡	○	-	-	-	直営	-	-
26	津	高野尾	高野尾幼稚園(休園中→R4閉園)	○	RC	H1	29		B	605㎡	○	-	-	-	直営	-	-
27	津	修成	旧修成幼稚園(H30閉園)		RC	H2	28		B	872㎡	○	-	-	-	-	-	-
28	津	北立誠	旧北立誠幼稚園(H31閉園)		RC	S61	32		B	814㎡	○	-	-	-	-	-	-
29	津	新町	旧新町幼稚園(H30閉園)		RC	S45	48		B	600㎡	○	-	-	-	-	-	-
30	津	神戸	旧神戸幼稚園(H30閉園)		RC	S52	41		B	1,039㎡	○	-	-	-	-	-	-
31	津	雲出	旧雲出幼稚園(H31閉園)		RC	S49	44		B	759㎡	○	-	-	-	-	-	-
32	芸濃	椋本	旧椋本幼稚園(R2閉園)		S	H2	28		B	552㎡	○	-	-	-	-	-	-
33	芸濃	安西	旧安西・雲林院幼稚園(R2閉園)		S	S59	34		B	468㎡	○	-	-	-	-	-	-
34	安濃	草生	旧草生幼稚園(H30閉園)		S	S54	39		C	486㎡	○	-	-	-	-	-	-
35	香良洲	香良洲	旧香良洲幼稚園(H30閉園)		RC	H12	18		A	699㎡	○	-	-	-	-	-	-
36	一志	高岡	旧高岡幼稚園(H31閉園)		S	S63	30	H30	A	699㎡	○	-	-	-	-	-	-
37	一志	大井	旧大井幼稚園(H30閉園)		S	S52	41		C	295㎡	○	-	-	-	-	-	-
38	一志	波瀬	旧波瀬幼稚園(H30閉園)		S	S60	33		B	354㎡	○	-	-	-	-	-	-
39	白山	倭	旧白山幼稚園(H30閉園)		S	H17	13		A	1,587㎡	○	-	-	-	-	-	-

※利用児童数は、平成 29 年 5 月 1 日時点の状況です。

※3：育生幼稚園は、令和 3 年 4 月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和 5 年 3 月に閉園しました。

※5：高茶屋幼稚園は、高茶屋地区における新たな幼保連携型認定こども園の開園に伴い、令和 7 年 3 月に閉園しました。

※6：大里幼稚園は、令和 5 年 4 月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和 7 年 3 月に閉園しました。

※11：栗葉幼稚園は、令和 6 年 4 月から利用児童数の減少のため休園しています。

※14：豊津幼稚園及び 15：上野幼稚園は、河芸こども園の開園に伴い、令和 4 年 3 月に閉園しました。

※18：明幼稚園は、令和 3 年 4 月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和 7 年 3 月に閉園しました。

※24：安東幼稚園は、令和 2 年 4 月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和 3 年 3 月に閉園しました。

※25：白塚幼稚園は、令和 2 年 4 月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和 6 年 3 月に閉園しました。

※26：高野尾幼稚園は、平成 31 年 4 月から利用児童数の減少のため休園中でしたが、令和 4 年 3 月に閉園しました。

※27：旧修成幼稚園、29：旧新町幼稚園及び 30：旧神戸幼稚園は、津みどりの森こども園開園に伴い、平成 30 年 3 月に閉園しました。（旧修成幼稚園は、園舎を改修の上、令和 2 年 10 月に橋南公民館に転用、旧新町幼稚園は、園舎を除却の上、新たな新町会館を整備し、令和 2 年 7 月に機能移転しました。）

※28：旧北立誠幼稚園及び 31：旧雲出幼稚園は、利用児童数の減少のため、平成 31 年 3 月に閉園しました。（旧北立誠幼稚園は、園舎を令和 2 年 4 月から北立誠地区放課後児童クラブたつの子会②に転用し、旧雲出幼稚園は、園舎を改修し、令和 2 年 6 月に雲出保育園に転用しました。）

※32：旧椋本幼稚園及び 33：旧安西・雲林院幼稚園は、芸濃こども園開園に伴い、令和 2 年 3 月に閉園しました。（旧椋本幼稚園は、園舎を令和 2 年度に除却し、跡地を芸濃こども園の園庭及び駐車場に整備しました。）

※34：旧草生幼稚園、37：旧大井幼稚園及び 38：旧波瀬幼稚園は、利用児童数の減少のため、平成 30 年 3 月に閉園しました。（旧草生幼稚園は、園舎を令和元年 9 月に草生分団詰所・車庫及び放課後子供教室草生キッズひろばに、旧波瀬幼稚園は、園舎を改修し、令和 2 年 1 月に一志方面団第 2 分団詰所・車庫に転用しました。）

※35：旧香良洲幼稚園は、香良洲浜っ子幼児園（こども園）の開園に伴い、平成 30 年 3 月に閉園しました。

※36：旧高岡幼稚園は、一志こども園の開園に伴い、平成 31 年 3 月に閉園しました。

※39：旧白山幼稚園は、白山こども園の開園に伴い、平成 30 年 3 月に閉園しました。

## (2) 現状と課題の整理

保育所及び幼稚園については、近年の就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴う子育て世帯の保育ニーズの高まりから、保育所の利用児童数が増加する一方で、幼稚園の利用児童数は全ての園で定員を下回り、休園や閉園も発生しています。

## ア 保育所・こども園

保育所については、年々増加する保育ニーズに対応するため、平成18年度から平成26年度までの間は、民間保育所の施設整備支援や市立及び民間の既存施設の有効活用などにより定員の拡大を図り、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度からは、民間の保育所及び幼稚園の幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）への移行支援や市立認定こども園5園（津みどりの森こども園、芸濃こども園、香良洲浜っ子幼児園、一志こども園及び白山こども園）の整備を行いながら保育定員の拡大を進めるなど、既存施設の集約化や有効活用を基本としながら市立と民間の保育所等が連携して定員の確保に取り組んできたことにより、平成18年度は、市立・民間の合計で5,095人であった定員を、令和2年度までに6,501人に拡大し、1,406人分の定員を確保してきました。

また、令和2年6月には、閉園となった旧雲出幼稚園舎を改修して雲出保育園を移転し、新たに24人の定員を確保しました。

これらのことから、市立保育施設全体の利用率は90%程度（休園中の波瀬保育園、太郎生保育園及び日によって利用者数変動する児童発達支援センターつうぽっぽを除いて、定員を上回っている園が6園、定員を下回っている園が19園となっています。）で推移しているものの、なお年度途中で待機児童が発生することからその解消が課題となっています。このため、一層の児童受入枠の拡大に向けて、施設の拡充や保育士の確保をはじめとする各種の基盤整備が、市立・民間を問わず必要となっています。

建物については、耐震性は確保していますが、改修済みのものを除き、建築後20年を超え経年劣化が進む園が2園、建築後30年を超え老朽化が進んでいる園が3園、建築後40年を超え老朽化が顕著な園が14園（休園中の園を含みます。）あります。また、一部の保育所及びこども園では、施設の一部を子育て支援センターと共用しています。

管理運営については、全て直営で実施しており、人件費を含む全体の管理運営費は約3,499百万円、保育料は約563百万円で、管理運営費に占める保育料の割合は約16%となっています。（令和元年10月から3歳児以上及び2歳児以下で住民税非課税世帯の児童の保育料については無償となっています。）

また、土曜保育を全園で実施しているほか、保育所及びこども園における19時までの延長保育を11園で、こども園における16時までの預かり保育を5園で実施していますが、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園の拡充が必要となっています。

なお、民間の保育所・こども園の令和元年度（令和2年3月1日時点）の受入児童数は1号認定子どもを含め4,388人で、延長保育を24園で実施、こども園での預かり保育が15園で実施されています。

## 【保育所・こども園の運営状況（令和7年3月時点）】

施設名	定員数 (人)	実施事業	保育 年齢 (歳)	開園時間	延長保育 (2・3号 認定)	預かり保育 (1号認定)	一時預かり	子育て支援 センター	土曜保育	給食提供	通園バス
中央保育園	120	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
観音寺保育園	85	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
立誠保育園	90	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
高洲保育園	45	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
乙部保育園	50	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
相愛保育園	45	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
橋南保育園	90	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
高茶屋保育園	140	保育所	0～5	7時半-18時				○	○	自園調理	
雲出保育園	70	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
栗真保育園	75	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
児童発達支援センター つうぼっぼ	40	児童発達 支援センター	0～5	8時半-17時 15分							
北部保育園	70	保育所	0～5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
北口保育園	150	保育所	0～5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
こべき保育園	135	保育所	0～5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
ひとみね保育園	130	保育所	0～5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
野村保育園	120	保育所	0～5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
上野保育園	65	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
千里ヶ丘保育園	80	保育所	0～5	7時半-18時					○	自園調理	
安濃保育園	170	保育所	0～5	7時半-18時	-19時		○		○	自園調理	
川合保育園	150	保育所	0～5	7時半-18時				○	○	自園調理	
八知保育園	45	保育所	0～5	7時半-18時			○		○	自園調理	○
津みどりの森こども園	225	こども園	0～5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理	
芸濃こども園	240	こども園	0～5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理	
香良洲浜っ子幼児園	192	こども園	0～5	7時半-18時	-19時	○	○	○	○	自園調理	
一志こども園	245	こども園	0～5	7時半-18時	-19時	○	○		○	自園調理	
白山こども園	300	こども園	0～5	7時半-18時	-19時	○	○	○	○	自園調理	○

## イ 幼稚園

幼稚園については、利用児童数の減少に伴い、平成18年度において6,890人であった定員数を、令和2年度までに4,248人に削減してきており、公立・民間の合計で2,642人分の定員数を減じて、保護者のニーズにあわせた適正な定員管理を行ってきました。現状は休園中の3園を除き、全ての園で定員を下回っており、さらに、開園している23園中10園で利用率が50%を下回り、利用児童数が10人未満の園も2園あります。このことから、幼稚園では、教育目的を達成するための適正な集団規模の確保が課題となっています。

建物については、耐震性は確保していますが、改修済みのものを除き、建築後20年を超え経年劣化が進む園が7園、建築後30年を超え老朽化が進んでいる園が9園、

建築後 40 年を超え老朽化が顕著な園が 7 園（休園中の園を含みます。）あります。

また、白塚幼稚園は白塚小学校、高野尾幼稚園は高野尾小学校との複合施設です。

管理運営については、全て直営で実施しており、全体の管理運営費（人件費を含みます。）は 1,034 百万円、保育料は 98 百万円で管理運営費に占める保育料の割合は 9.5%となっています。（令和元年 10 月から児童の保育料については無償です。）

また、16 時までの預かり保育を 5 園で実施しているほか、給食提供を 11 園で実施していますが、地域の実情及び保護者のニーズを反映した幼稚園の運営が課題となっています。

なお、民間の幼稚園 6 園の令和元年度（令和 2 年 3 月 1 日時点）の受入児童数は 1,034 人で、預かり保育、給食提供、3 歳児保育を 6 園で実施、国立の幼稚園 1 園の受入児童数は 122 人で、3 歳児保育が実施されています。

【幼稚園の運営状況（令和 7 年 3 月時点）】

施設名	定員数 (人)	実施事業	保育年齢 (歳)	開園時間	延長保育 (2・3号認定)	預かり保育 (2号認定)	一時預かり	子育て支援 センター	土曜保育	給食提供	通園バス
南立誠幼稚園	60	幼稚園	4～5※	8時半-14時						※	
敬和幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時						※	
育生幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時							
藤水幼稚園	90	幼稚園	4～5※	8時半-14時						※	
高茶屋幼稚園	90	幼稚園	4～5	8時半-14時							
大里幼稚園	90	幼稚園	4～5	8時半-14時						搬入	
巽ヶ丘幼稚園	100	幼稚園	3～5	8時半-14時							
密柑山幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時							
桃園幼稚園	90	幼稚園	3～5	8時半-14時							
戸木幼稚園	105	幼稚園	3～5	8時半-14時							
栗葉幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時							
榊原幼稚園	70	幼稚園	3～5	8時半-14時							
のむら幼稚園	120	幼稚園	4～5	8時半-14時							
豊津幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時						搬入	
上野幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時						搬入	
黒田幼稚園	90	幼稚園	3～5	8時半-14時						搬入	
千里ヶ丘幼稚園	60	幼稚園	4～5	8時半-14時						搬入	
みさと幼稚園	80	幼稚園	3～5	8時半-14時		○				搬入	○
明幼稚園	50	幼稚園	3～5	8時半-14時		○				搬入	
村主幼稚園	80	幼稚園	3～5	8時半-14時		○				搬入	
安濃幼稚園	100	幼稚園	3～5	8時半-14時		○				搬入	
明合幼稚園	60	幼稚園	3～5	8時半-14時		○				搬入	
川合幼稚園	160	幼稚園	3～5	8時半-14時						搬入	

※南立誠幼稚園及び敬和幼稚園では令和 3 年 4 月から、藤水幼稚園では令和 4 年 4 月から、それぞれ隣接する小学校で給食の提供を行っています。

※南立誠幼稚園及び藤水幼稚園では、令和 7 年 4 月から保育年齢（歳）が 3～5 となります。

## (3) 施設毎の方向性

## ア 保育所・こども園

保育所・こども園については、共働き世帯の増加などにより保育ニーズが高まっていることから、待機児童が発生しないよう引き続き児童受入枠の拡大を図りながら、子育て支援の一環として機能を継続し、建物については、計画的な保全に努めます。

管理運営については、一時預かり、延長保育など保育ニーズの拡大と多様化を受け、保育提供体制の拡充を進めます。

地域の保育ニーズの動向を注視し、幼稚園との統合を含め、こども園への移行について引き続き検討していきます。

また、市立と同水準の保育を提供している民間保育施設には国・県・市から運営費に係る公費補助があるため、本市の負担はあるものの、運営費のほぼ全てを市の財政で賄う市立と比べると本市の財政負担は軽くなっています。こうした本市の財政負担も勘案しながら、市立保育所・こども園の役割を明確にするとともに、民間保育所又は民間幼稚園のこども園化の支援や民間を含めた施設の適正配置の検討を行ったうえで、民間活力の活用を図りながら、提供体制の構築を図ります。

## イ 幼稚園

幼稚園については、適正な集団規模の維持・確保に向けた方策を講じることにより機能の継続を図るとともに、利用児童数の減少傾向や地域の実情を考慮し、混合学級での運営、近隣幼稚園との合同保育の実施、保育所機能との統廃合や、こども園への移行について検討し、集団規模の確保を図るとともに質の高い幼児教育をめざし、本市の伝統ある幼児教育を継承していきます。

建物については、継続する施設は、計画的な保全に努め、統廃合に伴い廃止する施設は他の施設への転用又は処分を検討します。

また、管理運営については、子どもの数の推移、保護者のニーズ、地域の実情等を考慮し、3歳児保育の拡充、給食の提供、預かり保育の実施など新たな幼児教育についての検討を進めます。

## 【保育所】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	中央保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	津	南立誠	観音寺保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	津	南立誠	立誠保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
4	津	敬和	高洲保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
5	津	敬和	乙部保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
6	津	敬和	相愛保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
7	津	育生	橋南保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
8	津	高茶屋	高茶屋保育園	廃止	除却	-	高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園に代わるこども園を整備・運営することを条件に高茶屋市民センター南側土地を民間事業者に貸し付ける。跡施設については、建物を除却したうえで南郊公民館、消防団詰所・車庫、水防倉庫等整備用地として活用する。
9	津	雲出	雲出保育園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
10	津	栗真	栗真保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
11	津	櫛形	児童発達支援センター つうぼつぼ	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
12	久居	成美	北部保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	久居	成美	北口保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
14	久居	桃園	こべき保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
15	久居	栗葉	ひとみね保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
16	久居	立成	野村保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
17	河芸	上野	上野保育園(R4閉園)	集約化	改修	-	河芸地域におけるこども園の再編に伴い、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園の機能を集約化する。建物は、新たなこども園の園舎とするため上野保育園及び上野幼稚園の園舎を改修する。
18	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
19	安濃	安濃	安濃保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
20	一志	川合	川合保育園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
21	美杉	美杉東	八知保育園	検討	検討	○	機能は継続し、建物は計画的な保全に努めるとともに、地域に幼稚園が存在しないことから、単独でのこども園移行を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
22	一志	波瀬	波瀬保育園(休園中→R4閉園)	廃止	処分	-	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設は、売却処分により蔵入の確保を図る。
23	美杉	太郎生	太郎生保育園(休園中→R4閉園)	廃止	検討	○	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設は、転用又は処分について中期的に検討する。

※短期的（3年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【こども園】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	神戸	津みどりの森こども園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	芸濃	椋本	芸濃こども園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	香良洲	香良洲	香良洲浜っ子幼児園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	一志	高岡	一志こども園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	白山	倭	白山こども園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

#### 【計画策定後の新設こども園】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	河芸	上野	河芸こども園	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

#### 【幼稚園】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南立誠	南立誠幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	津	敬和	敬和幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	津	育生	育生幼稚園(休園中→R5閉園)	廃止	処分	-	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設は、売却処分により蔵入の確保を図る。
4	津	藤水	藤水幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
5	津	高茶屋	高茶屋幼稚園(R7閉園)	廃止	検討	◎	高茶屋地区における新たなこども園の開園に伴い、高茶屋幼稚園の機能を廃止する。跡施設の活用については引き続き検討する。
6	津	大里	大里幼稚園(休園中→R7閉園)	廃止	検討	○	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設の活用については、引き続き検討する。
7	久居	誠之	巽ヶ丘幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
8	久居	成美	密柑山幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
9	久居	桃園	桃園幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
10	久居	戸木	戸木幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
11	久居	栗葉	栗葉幼稚園(休園中)	検討	検討	○	既に休園中であることから、廃止について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
12	久居	榊原	榊原幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
13	久居	立成	のむら幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
14	河芸	豊津	豊津幼稚園(R4閉園)	集約化	除却	-	河芸地域におけるこども園の再編に伴い、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園の機能を集約化する。建物は、除却のうえ跡地を豊津小学校駐車場として整備する。
15	河芸	上野	上野幼稚園(R4閉園)	集約化	改修	-	河芸地域におけるこども園の再編に伴い、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園の機能を集約化する。建物は、新たなこども園の園舎とするため上野保育園及び上野幼稚園の園舎を改修する。
16	河芸	黒田	黒田幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
17	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
18	芸濃	明	明幼稚園(休園中→R7閉園)	廃止	転用	○	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設は文化財倉庫に転用する。
19	美里	辰水	みさと幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
20	安濃	村主	村主幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
21	安濃	安濃	安濃幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
22	安濃	明合	明合幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
23	一志	川合	川合幼稚園	検討	検討	○	地域の教育・保育ニーズを把握し、こども園への再編を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
24	津	安東	安東幼稚園(休園中→R3閉園)	廃止	転用	-	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設は、地区活動拠点施設に転用し、公共施設機能の複合化を図る。
25	津	白塚	白塚幼稚園(休園中→R6閉園)	廃止	転用	-	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設部分は、放課後児童クラブに転用する。
26	津	高野尾	高野尾幼稚園(休園中→R4閉園)	廃止	継続	-	既に休止中であることから、機能を廃止する。跡施設部分は、一体となっている高野尾小学校に位置付けて保有しつつ、高野尾小学校の今後の方向性に係る記載内容により対応する。

※短期的（3年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
高茶屋保育園(民間事業者による新たなこども園の整備)	廃止	除却			土地貸付	民間整備	民間運営					
高茶屋幼稚園(民間事業者による新たなこども園の整備)	廃止	検討			土地貸付	民間整備	民間運営					
芸濃こども園(園庭・駐車場等の整備)	継続	継続	整備	計画的に保全								
河芸こども園(上野保育園及び上野幼稚園園舎等改修)	継続	継続	設計	改修工事	計画的に保全							

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。  
 ※こども園整備運営を条件とする土地貸付けの入札による応札者との協議の結果、こども園の運営開始時期が令和7年4月1日となっています。

### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
芸濃こども園（園庭・駐車場等整備）	2,325	-	167,000
河芸こども園（上野保育園及び上野幼稚園園舎等改修）	1,446	-	73,000
工事費概算（合計）	3,771		240,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。  
 ※実際の施工にあたっては、実施設計を行い、経費を積算します。

## 7 子育て支援センター

### 【要旨】

- ▶ 子育て支援センターは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、8施設を設置
- ▶ 安心して子育てできる環境づくりへの取り組みを進める必要があるため、今後も機能を継続、建物は、単独施設では計画的な保全に努め、複合施設では入居する施設にあわせて対応
- ▶ 保健センターとの連携を強化し、保健センターとともに子育て世代包括支援センターとしての役割を担う

### (1) 施設の概要

子育て支援センターは、子育ての不安感を緩和するとともに子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流する場所を提供するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、8施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南立誠	桜橋子育て支援センター		S	H9	21		B	599㎡	○	83人	-	-	直営	3,615	*
2	津	南が丘	たるみ子育て支援センター「かるがも」	○	RC	S53	40		B	158㎡	○	-	-	-	直営	-	*
3	津	高茶屋	高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)(R6廃止)	○	RC	S52	41		B	50㎡	○	8人	-	-	直営	1,240	*
4	芸濃	棕本	芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	○	S	H27	3		A	50㎡	○	62人	-	-	直営	2,099	*
5	安濃	明合	安濃子育て支援センター「わくわくランド」	○	SRC	H8	22		A	81㎡	○	40人	-	-	直営	3,163	*
6	香良洲	香良洲	浜っ子幼児園子育て支援センター	○	RC	H13	17		A	73㎡	○	17人	-	-	直営	3,525	*
7	一志	川合	川合子育て支援センター「かんのールーム」	○	S	H14	16		A	126㎡	○	32人	-	-	直営	4,348	*
8	白山	倭	白山子育て支援センター「どんぐり」	○	RC	H17	13		A	96㎡	○	20人	-	-	直営	3,325	*
9	津	南が丘	旧南が丘子育て広場(H30閉所)	○	S	H27	3		A	97㎡	○	31人	-	-	-	-	-

※いずれも諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※いずれの施設も使用料を定めていないため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※3：高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)は、地区内の他の子育て支援センターにより機能代替されるため、廃止しました。

※8：たるみ子育て支援センター「かるがも」については、平成30年10月の供用開始であることから、利用者数(日平均)及び管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※9：南が丘子育て広場は、8：たるみ子育て支援センター「かるがも」に機能を移転し、平成30年9月に閉所しました。

### 【子育て支援センターの開設状況(令和7年3月時点)】

番号	施設名	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
			うち子育て支援コーディネーター			
1	桜橋子育て支援センター	4人	1人	月水金	10-16時	-
2	たるみ子育て支援センター「かるがも」	3人	1人	月水木金	10-12時/13-16時	たるみ子育て交流館
3	高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)	2人	0人	火※	10-12時/13-16時	高茶屋保育園

番号	施設名	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
			うち子育て支援コーディネーター			
4	芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	3人	1人	月火水金	10-12時/13-16時	げいのうわんぱーく
5	安濃子育て支援センター「わくわくランド」	3人	1人	月火水木	10-12時/13-16時	サンヒルズ安濃
6	浜っ子幼児園子育て支援センター	2人	1人	月火水木金	9-15時	香良洲浜っ子幼児園
7	川合子育て支援センター「かんがるールーム」	2人	0人	月火水木金	9-12時/13-15時	川合保育園
8	白山子育て支援センター「どんぐり」	2人	0人	月火水木金	9-12時/13-15時	白山こども園

※高茶屋子育て支援センターは、たるみ子育て支援センターの開設に伴い、平成30年10月から週1回、出張での開催となっています。

## (2) 現状と課題の整理

主に0歳から2歳までの未就園の子どもとその保護者が利用しており、利用実績は、下表のとおり年々増加傾向にあります。

また、妊娠・出産期から子育て期までの様々な相談等に対応するため、本市では、子育て支援コーディネーターを配置している子育て支援センターと保健センターの両方を子育て世代包括支援センターと位置付けており、保健センターが実施する利用者支援事業（母子保健型）とのさらなる相互連携等が求められています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が2施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が1施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あります。なお、8施設のうち7施設が複合施設です。

管理運営については、いずれも直営で使用料は無料となっており、管理運営費は国県補助金及び一般財源により負担しています。

### 【子育て支援センターの利用者数（年度別）】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数 (日平均)	179人	261人	330人	293人	345人

## (3) 施設毎の方向性

子育て支援センターは、引き続き地域の子育て支援の重要な拠点として機能を継続し、それぞれの地域において、子育て支援活動を行う支援者や団体の支援を行い、子育て広場や未就園児の会などとの連携も図ります。

また、子育て世代包括支援センターとして、子育て支援コーディネーター（専門職員）を配置している5施設については、子育て家庭の悩みを総合的に相談できる体制を構築するため、専門機関への的確な橋渡しや、子育て支援サービスに係る情報提供を行うとともに、保健センター等との連携を強化し、子育て家庭への切れ目のない支援を実施していきます。

建物については、単独施設では計画的な保全に努め、複合施設では入居する施設にあわせて対応します。

なお、安濃子育て支援センター「わくわくランド」については、現在のサンヒルズ安濃交流施設等（旧交流館2階）から同施設のレクリエーション室（旧安濃保健センターの運動指導室）を改修のうえ移転し、引き続き安濃地域において機能を継続することが決定しています。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南立誠	桜橋子育て支援センター	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	南が丘	たるみ子育て支援センター「かるがも」	継続	継続	-	機能を継続し、建物は入居するたるみ子育て交流館にあわせて対応する。
3	津	高茶屋	高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)(R6廃止)	廃止	除却		高茶屋地区内の子育て支援センターにより代替できることから、機能は令和6年度で廃止する。跡施設は、入居する高茶屋保育園の対応として、高茶屋地区における公共施設等の再編・再配置の一貫で除却する。
4	芸濃	棕本	芸濃子育て支援センター「ぶちぶち」	継続	継続	-	機能を継続し、建物は入居するげいのうわんぱーくにあわせて対応する。
5	安濃	明合	安濃子育て支援センター「わくわくランド」	継続	移転	-	機能は継続し、建物はサンヒルズ安濃交流施設等のレクリエーション室を改修のうえ移転する。現施設は同交流施設等の多目的室に転用する。
6	香良洲	香良洲	浜っ子幼児園子育て支援センター	継続	継続	-	機能を継続し、建物は入居する香良洲浜っ子幼児園にあわせて対応する。
7	一志	川合	川合子育て支援センター「かんがるールーム」	継続	継続	-	機能を継続し、建物は入居する川合保育園にあわせて対応する。
8	白山	倭	白山子育て支援センター「どんぐり」	継続	継続	-	機能を継続し、建物は入居する白山こども園にあわせて対応する。

※短期的（高茶屋地区で民間事業者が新たなこども園の運営を開始する予定時期（令和7年4月1日）を目途とします。）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール										
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
高茶屋子育て支援センター「かるがも」(出張広場)	廃止	除却							廃止				
安濃子育て支援センター「わくわくランド」	継続	移転	改修・移転										移転後は、入居するサンヒルズ安濃にあわせて対応

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積(m <sup>2</sup> )	工事費単価(千円)	工事費概算(千円)
安濃子育て支援センター「わくわくランド」 (サンヒルズ安濃交流施設等のレクリエーション室を転用)	197	-	15,000
工事費概算(合計)	197		15,000

※工事費概算は、令和元年度に実施した実施設計業務に基づき算出しています。

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

## 8 児童館

### 【要旨】

- ▶ 児童館は18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に児童館5施設、類似施設2施設（げいのうわんぱーく及びたるみ子育て交流館）を設置
- ▶ 子どもを中心に多様な世代が交流できる場として機能を継続
- ▶ まん中こども館及び川合児童館は、区分所有又は複合する建物にあわせて対応
- ▶ たるみ子育て交流館は、利用可能な間適切に維持。げいのうわんぱーく及びその他の児童館は、施設の果たす役割を終えるまで計画的に保全

### (1) 施設の概要

本市の児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に5施設を設置しています。

各施設には2名以上の児童厚生員を配置し、日常の子ども遊びや学習等の居場所の提供に加え、学習会、軽運動、地域交流等の行事の開催等、子どもの育ちと子育てに関する支援を行っています。

また、類似施設として、げいのうわんぱーく及びたるみ子育て交流館を設置しています。なお、両施設は児童福祉法に定める児童厚生施設ではないため、児童厚生員を配置していません。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	まん中こども館	○	RC	S60	33	H24	A	528㎡	○	49人	-	-	指定管理	25,944	*
2	津	敬和	さくら児童館		RC	S50	43		B	320㎡	○	19人	-	-	直営	7,554	*
3	津	南が丘	たるみ子育て交流館	○	RC	S53	40		B	1,567㎡	○	-	-	-	直営	-	*
4	久居	成美	久居児童センター		S	S56	37		B	300㎡	○	44人	-	-	直営	8,866	*
5	芸濃	椋本	げいのうわんぱーく	○	S	H27	3		A	404㎡	○	103人	-	-	直営	10,270	*
6	一志	川合	川合児童館	○	S	H10	20		B	167㎡	○	18人	-	-	直営	3,172	*
7	一志	高岡	一志児童館		RC	S58	35		B	204㎡	○	14人	-	-	直営	3,238	*

※いずれも諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※いずれの施設も使用料を定めていないため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※3：たるみ子育て交流館については、平成30年10月の供用開始であることから、利用者数（日平均）及び管理運営費の欄を「-」と記載しています。

### 【運営状況一覧】

番号	施設名	児童厚生施設	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
			児童厚生員数	うち児童厚生員数			
1	まん中こども館	○	2人	2人	月火木金土日	10-19時	中央公民館、まん中老人福祉センター等（津センターパレスビル内）
2	さくら児童館	○	3人	2人	月火水木金	9-17時	-
3	たるみ子育て交流館 <sup>※</sup>		2人	0人	月水木金土日	9時半-16時半	たるみ子育て支援センター

番号	施設名	児童厚生施設	配置職員数		開設曜日	開所時間	複合している施設名
			うち児童厚生員数				
4	久居児童センター	○	3人	3人	月火水木金土	9-17時	-
5	げいのうわんぱーく※		4人	3人※	月火水金土日	10-17時※	芸濃子育て支援センター
6	川合児童館	○	2人	2人	月火水木金土	10-17時	川合公民館
7	一志児童館	○	2人	2人	月火水木金土	10-17時	-

※3：たるみ子育て交流館は18歳未満の子ども（未就学児は保護者同伴）を対象としている施設、5：げいのうわんぱーくは、乳児から小学6年生までの子どもと保護者を対象としている施設で、児童福祉法に基づく児童厚生施設ではありません。また、児童厚生員ではなく保育士を配置しています。なお、げいのうわんぱーくでは、子育て支援センター開設日は配置職員のうち2人または3人が子育て支援センター業務を担当しています。

※5：げいのうわんぱーくは、10月から3月までの期間は、16時に閉館します。

#### 【利用状況一覧（平成29年度実績）】

番号	施設名	利用者数の状況（利用者数は1日あたり平均）					
		乳幼児・未就学児		小学生		中学生・高校生	
			主な利用内容		主な利用内容		主な利用内容
1	まん中こども館	15人	親子遊び	7人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	12人	卓球等、子どもの居場所・語り場
2	さくら児童館	1人	親子遊び	5人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	0人	卓球等、子どもの居場所
3	たるみ子育て交流館	-	親子遊び	-	放課後・休日の居場所	-	読書・学習
4	久居児童センター	11人	親子遊び	22人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	1人	卓球等、子どもの居場所
5	げいのうわんぱーく	45人	親子遊び	12人	放課後・休日の遊び場	-	利用対象外
6	川合児童館	6人	親子遊び	8人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	1人	卓球等、子どもの居場所
7	一志児童館	1人	親子遊び	8人	放課後学習、子どもの居場所・遊び場	3人	卓球等、子どもの居場所

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、小学生の利用が多く、子どもたちの放課後及び休日の居場所となっている一方で、中高生については、終業時間、部活動参加等の理由から利用者数は少数に留まっていますが、まん中こども館では中高生のための企画を開催するなど一定の利用者数があります。また、未就学の年齢層では親子遊びを中心に利用されています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が4施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あります。また7施設のうち4施設が複合施設となっています。

管理運営については、指定管理者制度を導入しているまん中こども館を除き、全ての施設が直営です。

## (3) 施設毎の方向性

児童館（類似の施設を含みます。）の機能については、子どもの遊び場や居場所、地域における子どもの健全育成の場に加え、多様な年代が交流出来る場として継続していきます。また、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て広場等と連携して機能充実を図ります。

建物については、まん中こども館及び川合児童館は、区分所有又は複合する建物にあわせて対応します。また、たるみ子育て交流館は、利用可能な間適切に維持し、げいの

うわんぱーく及びその他の児童館については、施設の果たす役割を終えるまで計画的な保全に努めます。

管理運営については、現在の管理運営方法を継続し、指定管理者制度により実施しているまん中こども館では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、さらなるサービスの向上及び運営の効率化を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	まん中こども館	継続	継続	-	機能を継続し、建物は区分所有するセンター・パレスビルにあわせて対応する。
2	津	敬和	さくら児童館	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	津	南が丘	たるみ子育て交流館	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
4	久居	成美	久居児童センター	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	芸濃	椋本	げいのうわんぱーく	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	一志	川合	川合児童館	継続	継続	-	機能を継続し、建物は複合する川合公民館にあわせて対応する。
7	一志	高岡	一志児童館	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## 第 7 項 福祉施設編

### 1 老人福祉センター・デイサービスセンター (生活支援ハウス及び在宅介護支援センターを含む)

#### 【要旨】

- ▶ 老人福祉センター・デイサービスセンターは、高齢者福祉の増進を担う施設で、老人福祉センター7施設、デイサービスセンター3施設、生活支援ハウス2施設、在宅介護支援センター2施設の合計14施設を設置
- ▶ 老人福祉センターは、機能は継続、建物は利用可能な間適切に維持
- ▶ デイサービスセンター及び在宅介護支援センターは、いずれも休止中となっていることから廃止に向け検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
- ▶ 生活支援ハウスは、将来的に1施設に集約化を図る

#### (1) 施設の概要

老人福祉センター・デイサービスセンターは、高齢者福祉の増進を担う施設で、14施設を設置しています。

##### ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康増進、機能回復訓練、教養の向上、レクリエーションなどを行う施設で、津地域に4施設、久居地域に1施設、類似の施設として河芸地域及び香良洲地域に1施設ずつ合計7施設を配置しています。

##### イ デイサービスセンター

デイサービスセンターは、日中の生活介護、機能回復訓練、レクリエーションなどを提供する通所型の介護施設で、香良洲地域、一志地域及び白山地域に1施設ずつ合計3施設を配置しています。

##### ウ 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、居住機能、デイサービス機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、美里地域及び美杉地域に1施設ずつ合計2施設を配置しています。

また、高齢者の生活・健康相談、介護サービス利用手続きの支援なども行っています。

##### エ 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、介護が必要な高齢者のニーズに対応して、関係機関や介護サービス実施機関、居宅介護支援事業者などとの連絡調整の役割を担う施設で、一志地域及び白山地域に1施設ずつ合計2施設を配置しています。

#### 【老人福祉センター】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	まん中老人福祉センター	○	RC	S60	33	H24	A	272㎡	○	87人	-	-	指定管理	11,077	*
2	津	栗真	北部老人福祉センター	○	RC	H1	29		B	986㎡	○	116人	-	-	指定管理	20,915	*

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
3	津	神戸	西部老人福祉センター	○	RC	H3	27		B	956㎡	○	146人	-	-	指定管理	22,435	*
4	津	南が丘	たるみ老人福祉センター		RC	S56	37		B	1,228㎡	○	121人	-	-	指定管理	25,497	*
5	久居	誠之	久居老人福祉センター		S	H16	14		A	1,343㎡	○	158人	43%	B	指定管理	40,486	-
6	河芸	黒田	河芸ほほえみセンター		RC	H8	22		A	1,882㎡	○	54人	22%	C	直営	16,224	68
7	香良洲	香良洲	香良洲老人福祉センター	○	RC(一部S)	H6	24		A	550㎡	○	8人	11%	C	直営	2,220	112

※使用料を定めていない施設については、使用料の欄を「\*」と記載しています。また、指定管理者が施設利用料を収受している場合、使用料の欄を「-」と記載しています。

※1：まん中老人福祉センター、2：北部老人福祉センター、3：西部老人福祉センター、4：たるみ老人福祉センターについては、諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

### 【デイサービスセンター】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	香良洲	香良洲	香良洲デイサービスセンター(休止中→R4廃止)	○	RC(一部S)	H6	24		A	539㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	一志	大井	一志デイサービスセンター(休止中→R4廃止)	○	RC	H9	21		A	526㎡	○	-	-	-	直営	-	-
3	白山	川口	白山デイサービスセンター(休止中→R4廃止)	○	S	H11	19		B	384㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。

### 【生活支援ハウス】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	入居者数(日平均)	入居者数/定員数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美里	辰水	美里高齢者生活福祉センター(R4廃止)		RC(一部S)	H4	26	H11	A	753㎡	○	1人	20%	C	直営	10,873	120
2	美杉	美杉南	美杉高齢者生活福祉センター	○	S	H5	25		B	1,938㎡	○	6人	35%	B	直営	20,445	980

※1：美里高齢者生活福祉センターについては、令和4年3月に廃止しました。

### 【在宅介護支援センター】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	一志	大井	一志在宅介護支援センター(休止中→R4廃止)	○	RC	H9	21		A	104㎡	○	-	-	-	直営	-	-
2	白山	川口	白山在宅介護支援センター(休止中→R4廃止)	○	S	H11	19		B	106㎡	○	-	-	-	直営	-	-

※いずれの施設も令和4年3月に廃止しました。

## (2) 現状と課題の整理

### ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康相談室、機能回復訓練室、調理実習室、浴室などを備えており、高齢者の趣味や生きがいの場として地域の高齢者が利用しています。

利用状況については、諸室等の時間貸しを行う3施設で利用率が50%を超える施設はありません。また、会議室、教養娯楽室など機能の一部が集会施設等と同様の施設となっています。

建物については、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が4施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が2施設あるほか、各施設の温浴設備について老朽化

が進んでいます。

管理運営については、河芸ほほえみセンター及び香良洲老人福祉センターは直営により、その他は指定管理者制度により実施しています。

【利用対象者、開館曜日等（令和元年度末時点）】

番号	施設名	主な利用対象者	開館曜日	開館時間	温浴設備
1	まん中老人福祉センター	60歳以上の市内在住者	月～土	9時-17時	
2	北部老人福祉センター	60歳以上の者	火～日	9時-17時	○
3	西部老人福祉センター	60歳以上の者	火～日	9時-17時	○
4	たるみ老人福祉センター	60歳以上の市内在住者	月～土	9時-16時	○
5	久居老人福祉センター	60歳以上の市内在住者	月～金	8時半-17時	○
6	河芸ほほえみセンター	(制限なし)	月～日	9時-21時半	○
7	香良洲老人福祉センター	65歳以上の市内在住者	月～日	9時-21時 (火曜日のみ17時まで)	○

### イ デイサービスセンター

建物については、いずれの施設も健全性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が2施設あります。

香良洲デイサービスセンター及び白山デイサービスセンターは両施設とも休止中となっています。一志デイサービスセンターについては、公共施設としては休止中となっていますが、社会福祉法人にデイサービス事業を実施する場として無償で提供しています。

### ウ 生活支援ハウス

主な利用対象者は、いずれの施設も65歳以上の市内在住者とその介護者、ボランティア団体で、利用状況については、入居者が美里高齢者生活福祉センターで1人（定員5人）、美杉高齢者生活福祉センターで6人（定員17人）となっており、両施設とも入居率が40%未満となっています。

建物については、いずれの施設も経年劣化が進んでいますが、健全性は確保しています。

### エ 在宅介護支援センター

建物については、いずれの施設も経年劣化が進んでいますが、健全性は確保しています。

白山在宅介護支援センターは休止中となっています。一志在宅介護支援センターについては、公共施設としては休止中となっていますが、社会福祉法人にデイサービス事業を実施する場として無償で提供しています。

## (3) 施設毎の方向性

### ア 老人福祉センター

機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持します。ただし、機能の適正配置や受益者負担の観点などから、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止を検討します。また、集会施設と類似していることから、建物については、他の福祉施設、集会施設への転用等を検討します。

管理運営については、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上、運営の効率化を図ります。

## イ デイサービスセンター

いずれも休止中となっていることから、機能を廃止し、跡施設を社会福祉法人などの民間事業者へ賃貸借することや公民館やコミュニティセンターなどの集会施設に転用することなどについて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

## ウ 生活支援ハウス

機能は継続しますが、いずれの施設も居室に余裕があることから、将来的に生活支援ハウスの機能の集約化を図ります。

建物は、民間事業者と生活支援事業の継続に係る協議を行い、譲渡を図ります。

※令和7年時点の入居者は美杉高齢者生活福祉センターの2名のみとなっていることなどから、生活支援事業の存廃について検討することとします。

## エ 在宅介護支援センター

いずれも休止中となっていることから、機能を廃止し、跡施設を社会福祉法人などの民間事業者へ賃貸借することや公民館やコミュニティセンターなどの集会施設に転用することなどについて検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

### 【老人福祉センター】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	まん中老人福祉センター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は区分所有する津センターパレスビルにあわせて対応する。
2	津	栗真	北部老人福祉センター	継続	継続	-	機能は継続する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止及び集会施設等への転用等を検討する。建物については、複合する北部市民センターにあわせて対応する。
3	津	神戸	西部老人福祉センター	継続	継続	-	機能は継続する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止及び集会施設等への転用等を検討する。建物については、複合する西部市民センターにあわせて対応する。
4	津	南が丘	たるみ老人福祉センター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止及び集会施設等への転用等を検討する。
5	久居	誠之	久居老人福祉センター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止及び他の福祉施設、集会施設等への転用等を検討する。
6	河芸	黒田	河芸ほほえみセンター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止及び他の福祉施設、集会施設等への転用等を検討する。
7	香良洲	香良洲	香良洲老人福祉センター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合するサンデルタ香良洲にあわせて対応する。ただし、温浴設備については、大規模な修繕が必要となった時点で、廃止及び集会施設等への転用等を検討する。

### 【デイサービスセンター】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	香良洲	香良洲	香良洲デイサービスセンター (休止中→R4廃止)	廃止	検討	○	民間事業者により十分にサービスを提供できる見通しであることから、機能を廃止する。跡施設部分の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
2	一志	大井	一志デイサービスセンター (休止中→R4廃止)	廃止	転用	-	民間事業者により十分にサービスを提供できる見通しであることから、機能を廃止する。跡施設部分については、放課後児童クラブに転用し、放課後児童クラブの狭あい化解消を図る。
3	白山	川口	白山デイサービスセンター (休止中→R4廃止)	廃止	検討	○	民間事業者により十分にサービスを提供できる見通しであることから、機能を廃止する。跡施設部分の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【生活支援ハウス】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	美里	辰水	美里高齢者生活福祉センター (R4廃止)	集約化	転用	-	機能は、美杉高齢者生活福祉センターに集約する。跡施設については、消防団美里方面団第3分団詰所・車庫に転用し、地区内の消防団施設機能の集約化を図る。
2	美杉	美杉南	美杉高齢者生活福祉センター	検討	検討	○	入居者が著しく減少していること、大浴槽の設備に問題があることなどから、生活支援事業の存廃(休止含む)について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目途）に協議を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 【在宅介護支援センター】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	一志	大井	一志在宅介護支援センター (休止中→R4廃止)	廃止	転用	-	在宅介護支援センターが果たしていた機能は、現在、地域包括支援センターが担っていることから、機能を廃止する。跡施設部分については、放課後児童クラブに転用し、放課後児童クラブの狭あい化解消を図る。
2	白山	川口	白山在宅介護支援センター (休止中→R4廃止)	廃止	検討	○	在宅介護支援センターが果たしていた機能は、現在、地域包括支援センターが担っていることから、機能を廃止する。跡施設部分の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 2 社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家

### 【要旨】

- ▶ 社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家は、コミュニティ活動の場の提供、地域福祉活動及びレクリエーション、地域活動及びボランティア活動、社会福祉の増進、福祉団体との連絡調整並びにその他福祉に関する事業を実施している施設
- ▶ 社会福祉センター・福祉会館 4 施設、老人憩いの家 3 施設の合計 7 施設を設置
- ▶ 社会福祉センター・福祉会館については、機能は継続、建物は利用可能な間適切に維持
- ▶ 老人憩いの家については、自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図る

### (1) 施設の概要

社会福祉センター・福祉会館は、社会福祉の増進を目的として、コミュニティ活動の場の提供や地域福祉活動、福祉団体との連絡調整などを行うため、主に厚生労働省の国庫補助金を活用して整備を行った施設で、久居地域、芸濃地域、美里地域、一志地域にそれぞれ 1 施設ずつ合計 4 施設を設置しています。

また、老人憩いの家は、高齢者に対し教養の向上やレクリエーション等、活動の場を提供する施設で、一志地域に 2 施設、美杉地域に 1 施設の合計 3 施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	久居	誠之	久居総合福祉会館		RC	S62	31		B	3,142㎡	○	293人	48%	B	直営	21,400	8,741
2	芸濃	椋本	芸濃福祉センター	○	RC	H16	14		A	1,501㎡	○	不明	19%	C	直営	6,788	63
3	美里	高宮	美里社会福祉センター		RC	S54	39		B	1,135㎡	○	27人	11%	C	直営	2,841	17
4	一志	大井	一志福祉センター	○	RC	H9	21		A	158㎡	○	20人	7%	C	直営	0	*
5	一志	波瀬	波瀬老人憩いの家		S (一部W)	S54	39		C	166㎡	△	2人	2%	C	直営	330	0
6	一志	高岡	高岡老人憩いの家		S	H13	17		A	178㎡	○	5人	22%	C	指定管理	20	0
7	美杉	美杉東	美杉高齢者生きがい健康づくり施設ほのぼの苑		W	S51	42		C	122㎡	△	17人	1%	C	直営	201	0
8	安濃	明合	安濃福祉センター(R2廃止)	○	RC	H8	22		A	940㎡	○	-	-	-	-	-	-

※2：芸濃福祉センター内の温浴施設機能については、平成 19 年 11 月から休止しています。

※4：一志福祉センターの管理運営費については、観光施設のとことめの里一志「一志温泉やすらぎの湯」の管理運営費にあわせて計上しています。

※4：一志福祉センターについては、使用料を定めていないため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※8：サンヒルズ安濃内に複合されていた安濃福祉センターについては、令和 2 年 4 月 1 日に廃止し、サンヒルズ安濃（交流施設等）に転用しています。

### (2) 現状と課題の整理

いずれの施設についても、会議、研修会、サロン活動、趣味サークル等コミュニティ活動の場として地域住民が利用していますが、会議室、集会室、研修室などの諸室を備える集会施設と同様の施設となっています。

また、社会福祉センター・福祉会館については、複数の福祉団体が活動拠点として使用しています。

利用状況については、7施設のうち5施設で利用率が20%未満となっており、50%を超える施設はありません。

管理運営については、高岡老人憩いの家が指定管理者による運営、それ以外の6施設はすべて直営となっています。

【利用対象者、休館日及び開館時間】

番号	施設名	主な利用対象者	休館日	開館時間
1	久居総合福祉会館	(制限なし)	火曜、年末年始	9時-21時 (日曜祝日は9時-17時)
2	芸濃福祉センター	(制限なし)	月曜、年末年始	9時-21時 (機能回復訓練室は9時-17時15分)
3	美里社会福祉センター	(制限なし)	月曜、年末年始※	8時半-22時
4	一志福祉センター	福祉事業の対象となる 市内在住者	土日祝、年末年始	8時半-17時
5	波瀬老人憩いの家	(制限なし)	年末年始	9時-21時 (日曜祝日は9時-17時)
6	高岡老人憩いの家	(制限なし)	年末年始	9時-21時 (日曜祝日は9時-17時)
7	美杉高齢者生きがい健康 づくり施設ほのぼの苑	(制限なし)	年末年始	9時-22時 (日曜祝日は9時-17時)

※3：美里社会福祉センターについては、ホールなど市民利用が可能な諸室の休館日を記載しています。

建物については、昭和56年より前に建築した200㎡未満の2施設については耐震診断が未実施で、その他の5施設のうち、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が1施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が3施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あります。

なお、現在においては、整備当時の国庫補助金等を活用しての建て替えは困難です。

### (3) 施設毎の方向性

社会福祉センター・福祉会館については、機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持します。

ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設と類似していることから、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討します。

老人憩いの家については、地域の集会所として利用されている実態を鑑み、自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	久居	誠之	久居総合福祉会館	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。
2	芸濃	椋本	芸濃福祉センター	継続	継続	-	機能は継続する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。建物については、複合する芸濃庁舎などにあわせて対応する。
3	美里	高宮	美里社会福祉センター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。
4	一志	大井	一志福祉センター	継続	継続	-	機能は継続する。ただし、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を行う場合には、集会施設等への転用又は集会施設等との複合化等を検討する。建物については、複合することのめり一志にあわせて対応する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
5	一志	波瀬	波瀬老人憩いの家	協議	協議	○	自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図る。
6	一志	高岡	高岡老人憩いの家	協議	協議	○	自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図る。
7	美杉	美杉東	美杉高齢者生きがい健康づくり施設ほのぼの苑	協議	協議	○	自治会等と協議を行い、地域への譲渡を図る。

※中期的（6年間を目途）に協議を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

### 3 介護保険施設

#### 【要旨】

- ▶ 介護保険施設は、老人の健康の保持及び老人福祉の増進を図るため、白山地域に1施設を設置
- ▶ 民間参入が進んでいる実態を踏まえ、民間事業者と協議を行い、施設の譲渡を図る

#### (1) 施設の概要

介護保険施設は、老人の健康の保持及び老人福祉の増進を図り、要介護者等に対し、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、通所リハビリテーションなどの介護サービス及び入所措置に係る者の養護に関する事業を実施するため、厚生労働省の国庫補助金及び三重県補助金を活用して整備した施設で、介護老人保健施設つつじの里や特別養護老人ホームきずななどにより構成する施設を白山地域に1施設設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	白山	大三	介護老人保健施設つつじの里・特別養護老人ホームきずな		S	H12	18		A	8,096㎡	○	176人	-	-	指定管理	6,106	-

※諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

※利用者数については、入所施設と通所施設の利用者数を集計しています。

#### 【利用状況（平成29年度実績）】

通称	機能	事業	入所		通所	
			定員数	利用者数	定員数	利用者数
つつじの里	入所サービス	・介護保健施設サービス ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	100人	97人	-	-
	通所サービス	・通所リハビリテーション（デイケア）	-	-	15人	15人
きずな	入所サービス	・介護福祉施設サービス	50人	49人	-	-
		・短期入所生活介護（ショートステイ）	20人	20人	-	-

※利用者数については、1日あたりの平均人数を記載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、入所施設や通所施設でほぼ定員に近い利用となっておりますが、介護保険施設運営事業は、高齢者の増加に伴い市内における民間事業者の参入が進んでいることから、行政の関与の在り方について見直しが必要となっております。

建物については、健全性を確保していますが、建物や設備の不具合が生じており、適宜修繕を実施しています。

管理運営については、指定管理者制度により実施しており、介護事業収入により自立した経営ができていることから、指定管理者からは、毎年度、施設及び備品等の使用料相当額が納入されています。

#### (3) 施設毎の方向性

介護保険施設は、介護事業収入等により自立した経営が可能であり、民間事業者の参入が進んでいる実態を踏まえ、国県補助金に係る処分制限等の制約事項を整理のうえ民間事業者と協議を行い、施設の譲渡を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	白山	大三	介護老人保健施設つつじの里・特別養護老人ホームきずな	継続	協議	○	民間事業者と協議を行い、譲渡を図る。

※中期的（6年間を目途）に協議を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 4 障がい福祉サービス施設

### 【要旨】

- ▶ 障がい福祉サービス施設は、障がい者の就労及び生活能力向上のための支援を行う通所施設 5 施設、共同生活における相談、入浴、食事の介護その他の日常生活上の支援を行うグループホーム 1 施設の合計 6 施設を設置
- ▶ 民間事業者による事業参加が進んでいることから、民間のノウハウやアイデア等を最大限活用することにより、事業の継続及びコスモス作業所の老朽化対策を図る
- ▶ 事業を長期的かつ安定的に継続できるよう、10 年間は事業を継続することを条件として貸付け又は譲渡を行う

### (1) 施設の概要

障がい福祉サービス施設については、障がい者の就労及び生活能力向上のための支援を行う通所施設としての作業所を津地域、芸濃地域、香良洲地域、一志地域及び白山地域にそれぞれ 1 施設ずつ合計 5 施設を配置し、就労継続支援（B）型、生活介護及び日中一時支援のサービスを提供しています（まつぼっくり作業所は就労継続支援（B）型のサービスのみ）。

また、共同生活における相談、入浴、食事の介護その他の日常生活上の支援を行う共同生活援助施設としてのグループホームを白山地域に 1 施設（はくさんホーム）設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南が丘	たるみ作業所		RC	S62	31		B	793㎡	○	30人	75%	A	指定管理	497	-
2	芸濃	棕本	むくの木ワーク	○	S	H16	14		A	340㎡	○	23人	66%	A	指定管理	0	-
3	香良洲	香良洲	まつぼっくり作業所		RC	S56	37		B	843㎡	○	10人	100%	A	指定管理	0	-
4	一志	大井	コスモス作業所		S	S46	47		C	664㎡	○	22人	63%	A	指定管理	162	-
5	白山	川口	はくさんホーム		S	S58	35	H22	A	316㎡	○	6人	100%	A	指定管理	0	-
6	白山	ハツ山	はくさん作業所		S	H15	15		A	822㎡	○	30人	75%	A	指定管理	393	-

※利用率については、利用者数（日平均）を各施設の定員数で除して算出しています。  
 ※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

### 【民間施設の設置状況（令和 2 年 6 月 1 日現在）】

地域	就労継続支援（B）型	生活介護	日中一時支援	共同生活援助
津	23 施設	14 施設	36 施設	32 施設
久居	12 施設	7 施設	20 施設	14 施設
河芸	1 施設	1 施設	0 施設	3 施設
芸濃	0 施設	0 施設	1 施設	0 施設
美里	0 施設	2 施設	2 施設	2 施設
安濃	2 施設	0 施設	3 施設	1 施設
香良洲	0 施設	0 施設	2 施設	0 施設
一志	1 施設	1 施設	3 施設	4 施設
白山	0 施設	0 施設	4 施設	0 施設
美杉	1 施設	0 施設	2 施設	2 施設

※共同生活援助施設数についてはサテライト施設を除きます。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、いずれの施設も利用率が60%を超えています。市内において、就労継続支援（B）型及び生活介護等を含む障がい福祉サービスを提供する民間事業者の参入が進んでいることから、行政の関与の在り方について見直しが必要となっています。建物の健全性については、改修済みのものを除き、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が2施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あります。

管理運営については、全ての施設で指定管理者制度により実施しており、障害者総合支援法に基づく事業収入により自立した経営ができています。

## (3) 施設毎の方向性

民間事業者の参入が進んでいることから、民間のノウハウやアイデア等を最大限活用することにより、事業の継続並びにコスモス作業所の老朽化対策を図ることとします。

具体策として、事業を長期的かつ安定的に継続できるよう、10年間は事業を継続することを条件として貸付け又は譲渡を行います。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南が丘	たるみ作業所	民営化	貸付	-	10年間は事業を継続することを条件として貸付けを行う。
2	芸濃	椋本	むくの木ワーク	民営化	貸付	-	10年間は事業を継続することを条件として貸付けを行う。
3	香良洲	香良洲	まつぼっくり作業所	民営化	貸付	-	10年間は事業を継続することを条件として貸付けを行う。
4	一志	大井	コスモス作業所	民営化	譲渡 貸付	-	10年間は事業を継続することを条件として、とことめの里一志パターゴルフ場跡地を新たなコスモス作業所整備用地として譲渡する。新たなコスモス作業所へ移転するまでの間は、現施設の貸付けを行う。
5	白山	川口	はくさんホーム	民営化	貸付	-	10年間は事業を継続することを条件として貸付けを行う。
6	白山	ハツ山	はくさん作業所	民営化	貸付	-	10年間は事業を継続することを条件として貸付けを行う。

## (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
たるみ作業所	民営化	貸付				入札						
むくの木ワーク	民営化	貸付				入札						
まつぼっくり作業所	民営化	貸付				入札						
コスモス作業所	民営化	譲渡 貸付				入札	譲渡					
はくさんホーム	民営化	貸付				入札						
はくさん作業所	民営化	貸付				入札						

※令和9年10月末までに民間事業者において新たなコスモス作業所の整備を行い、完成後2か月以内に新施設へ移転することとします。

※土地及び建物の貸付けは原則有償とします。ただし、国からの補助金等の返還を要する建物については、無償で貸付けを行います（たるみ作業所、はくさん作業所及びはくさんホームについては、10年間は無償で建物の貸付けを行います。コスモス作業所については、新施設へ移転するまでの間、無償で建物の貸付けを行います。まつぼっくり作業所については、令和11年度から有償で建物の貸付けを行うとともに、譲渡について検討します。）

※たるみ作業所、むくの木ワーク、はくさん作業所及びはくさんホームにおける事業を10年間継続した後の更新では、それぞれの経緯や地域における状況を踏まえた上で、有償による譲渡又は有償による貸付けについて検討します。

## 5 障がい者支援施設・母子寡婦支援施設

### 【要旨】

- ▶ 障がい福祉サービスに係る専門的な相談窓口の機能を担う障がい者相談支援センター1施設、身体障害者団体やボランティア団体に活動の場を提供する身体障害者福祉会館1施設、母子家庭の母子及び寡婦を支援するための母子寡婦支援施設1施設の合計3施設を設置
- ▶ 身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館の利用者数は、身体障害者福祉会館で日平均19人、母子寡婦福祉会館で日平均5人
- ▶ 身体障害者福祉会館と母子寡婦福祉会館については、機能を継続、建物は利用可能な間適切に維持

### (1) 施設の概要

障がい者支援施設は、障がい者やその家族を支援するための施設で、津地域に2施設（基幹障がい者相談支援センター及び地域障がい者相談支援センター（以下「障がい者相談支援センター」といいます。）並びに身体障害者福祉会館）を設置しています。

障がい者相談支援センターは、障がい福祉サービスに係る専門的な相談窓口の機能を担い、身体障害者福祉会館は、身体障害者団体やボランティア団体に活動の場を提供しています。

また、母子寡婦支援施設は、母子家庭の母子及び寡婦を支援するための施設で、津地域に1施設（母子寡婦福祉会館）を設置し、関係団体に活動の場を提供しています。

なお、障がい者相談支援センターは、中央公民館等とあわせて区分所有する津センターパレスビル内に設置しており、身体障害者福祉会館は母子寡婦福祉会館との複合施設（ふれあい会館）となっています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センター	○	SRC	S60	33	H24	A	160㎡	○	13人	-	-	直営	40,974	*
2	津	修成	身体障害者福祉会館	○	RC	H2	28		B	572㎡	○	19人	不明	不明	指定管理	11,470	*
3	津	修成	母子寡婦福祉会館	○	RC	H2	28		B	386㎡	○	5人	不明	不明	指定管理	7,654	*

※いずれの施設も使用料を定めていない施設であることから、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※1：基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センターは、平成31年4月に障がい者相談支援センターから、現施設名に名称を変更しています。

※1：基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センターについては、諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

### 【開設曜日及び開設時間】

番号	施設名	開設曜日	開設時間
1	基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センター	月～金	9時～17時
2	身体障害者福祉会館	火～日	9時～21時
3	母子寡婦福祉会館	火～日	9時～21時

## (2) 現状と課題の整理

障がい者相談支援センターについては、利用者数は、日平均 13 人となっています。同センターがある津センターパレスビルの本市が所有する部分は、平成 24 年の大規模改修により健全性を確保しています。

身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館については、利用者数は、身体障害者福祉会館で日平均 19 人、母子寡婦福祉会館で日平均 5 人となっています。また、会議室、和室などを備えており、集会施設と同様の機能を有しています。

管理運営については、身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館は指定管理者制度により実施し、障がい者相談支援センターは運営業務を社会福祉法人に委託しています。

## (3) 施設毎の方向性

障がい者相談支援センターは、専門的な相談窓口として機能を継続し、建物は区分所有する津センターパレスビルの在り方にあわせて対応します。

身体障害者福祉会館と母子寡婦福祉会館については、機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持します。

なお、建物については集会施設と類似していることを踏まえ、将来的には、集会機能、福祉団体支援機能などの一元化による機能の充実や利便性の向上のため、他の福祉施設や集会施設との複合化を含めて検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	基幹障がい者相談支援センター・地域障がい者相談支援センター	継続	継続	-	機能は継続し、建物は区分所有する津センターパレスビルにあわせて対応する。
2	津	修成	身体障害者福祉会館	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
3	津	修成	母子寡婦福祉会館	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。

## 6 共同浴場

### 【要旨】

- ▶ 住民の保健衛生の改善を図り、地域の生活環境の向上に資するため、1施設を設置
- ▶ 施設の果たす役割を終えるまで機能を継続、建物は市が計画的な保全に努める
- ▶ 役割を終えるまでに使用できなくなった場合は、地区内の住民の意向を十分尊重し、改修を検討

### (1) 施設の概要

住民の保健衛生の改善を図り、もって地域の生活環境の向上に資するための施設であり、津地域に1施設（共同浴場さくらゆ）を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	共同浴場さくらゆ		RC	H9	21		A	309㎡	○	34,954人	-	-	直営	16,536	6,781

※諸室等の時間貸しをする施設ではないため、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、近年では利用者数が減少傾向にあるものの、年間営業日数 309 日で 34,954 人の利用者数となっています。

建物については、老朽化等の問題はなく、耐震性についても確保しています。

管理運営については直営で行っており、民営の共同浴場が年々減少するなか、住民の保健衛生上、重要な生活インフラの役割を担っていることから、市営の共同浴場として低廉な入浴料金を設定しており、管理運営費に占める入浴料金による歳入の割合は約 41%となっています。

### (3) 施設毎の方向性

共同浴場は、施設の役割を終えるまで機能を継続し、建物については計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	敬和	共同浴場さくらゆ	継続	継続	-	施設の果たす役割を終えるまで、共同浴場としての機能を継続し、建物については、計画的な保全に努める。

## 第 8 項 保健医療施設編

### 1 保健センター

#### 【要旨】

- ▶ 住民の健康の保持と増進を図るため健康診断、健康相談等を行う施設で、各地域に 1 施設ずつ合計 10 施設を設置
- ▶ 10 施設のうち 2 施設（中央保健センターと久居保健センター）は中核保健センター、8 施設は地域保健センター
- ▶ 子育て支援センター等を含めた包括的な支援体制の検討にあわせた保健センターの在り方を整理
- ▶ 地域保健センターについては、貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討

#### (1) 施設の概要

住民の健康の保持、増進を図るため健康診断、健康相談、保健指導、教室等の事業を行う施設で、各地域に 1 施設ずつ合計 10 施設を設置しています。

中央保健センター及び久居保健センターでは、中核保健センターとして幼児の健康診査等を含む各種事業を実施し、その他の保健センター 8 施設は、地域保健センターとして健康相談等の事業を行っています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	中央保健センター	○	SRC	S62	31	H29	A	900㎡	○	36人	75%	A	直営	6,331	*
2	久居	成美	久居保健センター	○	SRC	H9	21	H25	A	1,062㎡	○	-	-	-	直営	12,075	-
3	河芸	黒田	河芸保健センター		RC	H2	28		B	564㎡	○	20人	23%	C	直営	1,363	*
4	芸濃	椋本	芸濃保健センター	○	RC	H16	14		A	1,138㎡	○	24人	25%	C	直営	4,264	41
5	美里	高宮	美里保健センター	○	RC	H17	13		A	731㎡	○	87人	33%	B	直営	10,315	4,693
6	安濃	明合	安濃保健センター	○	RC	H8	22		A	136㎡	○	45人	18%	C	直営	4,232	312
7	香良洲	香良洲	香良洲保健センター	○	RC	H6	24		A	621㎡	○	24人	21%	C	直営	2,096	0
8	一志	大井	一志保健センター	○	RC	H9	21		A	431㎡	○	21人	22%	C	直営	24,120	*
9	白山	川口	白山保健センター	○	S	H9	21		B	1,273㎡	○	24人	28%	C	直営	7,032	0
10	美杉	美杉東	美杉保健センター	○	RC(一部S)	H26	4		A	72㎡	○	-	-	-	直営	2,939	-

※2：久居保健センター及び 10：美杉保健センターは、諸室等の時間貸しをしていません。そのため、利用者数、利用率、利用の程度及び使用料の欄を「-」と記載しています。

※1：中央保健センター、3：河芸保健センター及び 8：一志保健センターについては、諸室の貸し出しに係る使用料徴収を行っていませんので、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※6：安濃保健センターについては、令和 2 年 4 月に運動指導室等をサンヒルズ安濃（交流施設等）に転用した後、令和 3 年 4 月に安濃子育て支援センター「わくわくランド」に転用します。

## (2) 現状と課題の整理

保健センターは、窓口、相談スペース、事務所などを備え、保健師が日ごろの業務を行う施設で、中央保健センターでは11名、久居保健センターでは8名、地域保健センターでは、1名から2名の保健師が勤務しています。(令和2年4月現在の正規職員数)

近年では、妊娠・出産期から子育て期までの様々な相談等に対応するため、地域で行われている様々な子育て支援事業とのさらなる相互連携や、健康寿命の延伸に向けたフレイル対策などが求められています。

諸室の貸出状況については、施設によっては栄養指導室、研修室等のほかプール、機能訓練室を備えるものもありますが、利用目的を保健活動に限定していることなどから、中央保健センターを除きいずれも利用率が低く、使用料で賄える管理運営費の割合は著しく低くなっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、大規模改修を実施済の中央保健センターと久居保健センターを除き建築後20年を超え経年劣化が進む施設が5施設あります。そのうち河芸保健センターでは設備等に不具合が生じています。なお、単独施設の河芸保健センターを除き、いずれも複合施設となっています。

管理運営については、美里保健センター内のプール運営等の業務委託を除き、全て直営で、職員配置の関係から保健師が施設管理に係る事務を行っています。

## (3) 施設毎の方向性

保健センターの機能については、子育て世代包括支援センターの位置付けを踏まえた切れ目のない子育て支援や健康寿命の延伸に向けたフレイル対策など、時代の変化やライフステージに応じた健康づくりの取り組みを進めるため、保健センター、子育て支援センター、民間委託により設置している地域包括支援センター等を含めた包括的な支援体制の検討にあわせて保健センターの在り方を整理していきます。

建物については、幼児健診事業等を中央保健センター及び久居保健センターに集約したことから、多人数での事業が減少した地域保健センターの諸室について、他の用途に転用していきます。

また、相談窓口の場所等を恒常的に総合支所庁舎等に確保し、地域保健センターの機能を総合支所庁舎等に移転・複合化することで、中核保健センターを中心とした保健行政の取り組みを一層進めます。その上で、現在の地域保健センターについては、建物全体又は保健センター部分全体を他の用途に転用することなどの検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

また、複合施設となっている地域保健センター及び中核保健センターにあっては、複合している施設にあわせて対応します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	中央保健センター	継続	継続	-	中核保健センターとして機能は継続し、建物は複合する津リージョンプラザにあわせて対応する。
2	久居	成美	久居保健センター	継続	継続	-	中核保健センターとして機能は継続し、建物は区分所有するポルタひさいビルにあわせて対応する。
3	河芸	黒田	河芸保健センター	継続	検討	○	地域保健センターとして機能は継続し、建物は貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
4	芸濃	椋本	芸濃保健センター	継続	検討	○	地域保健センターとして機能は継続し、建物は貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
5	美里	高宮	美里保健センター	継続	検討	○	地域保健センターとして機能は継続し、建物は貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
6	安濃	明合	安濃保健センター	継続	継続	-	地域保健センターとして機能は継続し、建物は複合するサンヒルズ安濃にあわせて対応する。
7	香良洲	香良洲	香良洲保健センター	継続	検討	○	地域保健センターとして機能は継続し、建物は貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
8	一志	高岡	一志保健センター	継続	検討	○	地域保健センターとして機能は継続し、建物は貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
9	白山	川口	白山保健センター	継続	検討	○	地域保健センターとして機能は継続し、建物は貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
10	美杉	美杉東	美杉保健センター	継続	継続	-	地域保健センターとして機能は継続し、建物は複合する美杉庁舎にあわせて対応する。

※中期的（6年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 2 診療所

### 【要旨】

- ▶ 診療所は、応急診療所 3 施設と国民健康保険診療所 2 施設の合計 5 施設、このほか健康相談所 1 施設を設置
- ▶ 応急診療所及び国民健康保険診療所については、機能を継続、建物は、複合施設では複合する施設にあわせて対応、単独施設のうち健全性が確保できている施設は、計画的な保全に努め、老朽化が進む施設は、周辺施設への移転・複合化を検討
- ▶ 健康相談所については、地域に応じた医療の確保を検討したうえで、施設の活用又は他の施設に移転・複合化

### (1) 施設の概要

応急診療所は、休日や夜間など民間医療機関の診療時間外における初期救急医療を担う施設で 3 施設を設置しています。

国民健康保険診療所は、高齢化率が市内で最も高く、無医地区を抱える美杉地域における地域医療を確保するための施設で 2 施設を設置しています。

美杉健康相談所は、医師が健康相談を実施するための施設ですが、医師の高齢化等の理由により、平成 30 年度以降は、健康相談を実施していません。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	養正	応急クリニック	○	RC	H29	1		A	285㎡	○	15人	-	-	直営	49,564	47,890
2	津	大里	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック		S	H18	12		A	350㎡	○	19人	-	-	直営	65,732	80,546
3	久居	誠之	久居休日応急診療所		RC	S35	58		C	73㎡	○	20人	-	-	直営	16,160	13,697
4	美杉	美杉東	国民健康保険竹原診療所		RC	S53	40		B	137㎡	○	7人	-	-	直営	7,830	7,596
5	美杉	美杉南	家庭医療クリニック	○	S	H5	25		A	138㎡	○	14人	-	-	直営	21,818	11,005
6	美杉	太郎生	美杉健康相談所(休止中)		W	不明	-		-	84㎡	△	15人	-	-	直営	360	*
7	津	養正	旧夜間成人応急診療所(H29閉所)	○	SRC	S62	31		B	68㎡	○	-	-	-	-	-	-

※いずれも諸室等の時間貸しをする施設ではないことから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※使用料については、診療報酬を計上しています。6：美杉健康相談所については、使用料徴収を行っていませんので、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※5：家庭医療クリニックは、美杉高齢者生活福祉センターの諸室を転用し、平成 29 年 4 月から供用開始しています。

※6：美杉健康相談所は、平成 30 年以降休止しています。

※7：旧夜間成人応急診療所は、応急クリニックの供用開始に伴い、平成 29 年 4 月に閉所し、中央保健センターの健康相談室に転用しました。

### 【診療科目、診療曜日及び診療時間（令和 2 年 10 月 1 日時点）】

分類	番号	施設名	診療科目	診療曜日	診療時間
応急診療所	1	応急クリニック	内科	夜間：毎日 昼間：日曜日/祝・休日/年末年始	夜間：19 時半-23 時 昼間：10-12 時/13-16 時
	2	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック	小児科	夜間：毎日 昼間：日曜日/祝・休日/年末年始	夜間：20 時-23 時 昼間：10-12 時/13-16 時
			歯科	祝・休日※/1 月 2 日/5 月 3・4・5 日/12 月 31 日 ※1 月 1 日及び日曜となる祝日を除きます。	10-12 時 (12 月 31 日は 10-12 時/13-16 時)
3	久居休日応急診療所	内科	日曜日/祝・休日/年末年始	10-12 時/13-16 時	

分類	番号	施設名	診療科目	診療曜日	診療時間
国民健康保険診療所	4	国民健康保険竹原診療所	内科/外科/小児科/心療内科	火曜日/金曜日（内科、外科のみ）	13-16時
	5	家庭医療クリニック	内科/外科/小児科/心療内科	月曜日～木曜日	8時30分～11時30分
			訪問診療	月・木曜日	13時-16時
			巡回診療	水曜日	
相談所	6	美杉健康相談所	健康相談のみを実施する施設で、現在休止中		

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、1日あたり平均受診者数が、応急クリニックで15人（内科）、こども応急クリニック・休日デンタルクリニックで23人（小児科19人、歯科4人）、久居休日応急診療所で20人（内科）、国民健康保険竹原診療所で7人（内科、外科、心療内科及び小児科）、家庭医療クリニックで14人（内科、外科、心療内科及び小児科。その他、訪問診療を2人、巡回診療を13人に対し実施しています。）となっています。

建物については、建築年が不詳である美杉健康相談所を除き、全ての施設で耐震性を確保しています。一方、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が1施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が1施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あるほか、こども応急クリニック・休日デンタルクリニックは、平成18年築で比較的新しい建物であるものの、空調設備の故障等、電気系統の不具合が発生しており、修繕対応をしています。

なお、応急クリニック、国民健康保険竹原診療所及び家庭医療クリニックは複合施設、久居休日応急診療所は、久居一志地区医師会館の一部を賃貸借して入居している施設です。

管理運営については、こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所及び応急クリニックは、建物の維持管理は直営により、医師、薬剤師、看護師（応急クリニックを除きます。）、事務員等医療スタッフの確保については、業務委託により行っています。国民健康保険竹原診療所及び家庭医療クリニックについては、建物の維持管理は直営により、医師の確保は業務委託により行っています。

また、美杉健康相談所については、無医地区解消の在り方と施設の在り方が課題となっています。

## (3) 施設毎の方向性

3箇所の応急診療所（応急クリニック、こども応急クリニック・休日デンタルクリニック及び久居休日応急診療所）については、初期救急医療を担う施設として機能を継続します。建物については、こども応急クリニック・休日デンタルクリニックは、計画的な保全に努め、応急クリニックは、複合する教育委員会庁舎にあわせて対応します。

久居休日応急診療所については、利用状況や受診動向を見据えながら、周辺施設への移転・複合化を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

国民健康保険竹原診療所及び家庭医療クリニックは、地域に応じた診療体制を検討しながら、無医地区を含む中山間地域における地域医療を確保するための役割を継続し、複合する建物にあわせて対応します。

美杉健康相談所は、無医地区の太郎生地区に立地していることから、地域に応じた医療の確保に向けて、施設の活用又は他の施設への移転・複合化等を検討し、検討結果に基づき具体策に取り組みます。

管理運営については、3箇所の応急診療所は、現在の管理運営方法を継続しますが、医療事務については、民間委託（応急クリニック及びこども応急クリニック・休日デンタルクリニックは導入済）の導入拡大を検討します。国民健康保険診療所は、現在の管理運営方法を継続します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	応急クリニック	継続	継続	-	機能を継続し、建物は複合する教育委員会庁舎にあわせて対応する。
2	津	大里	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	久居	誠之	久居休日応急診療所	継続	検討	○	機能は継続するが、利用状況や受診動向を見据えながら、周辺施設への移転・複合化を検討し、検討結果に基づき具体策に取り組む。
4	美杉	美杉東	国民健康保険竹原診療所	継続	継続	-	無医地区を含む中山間地域における地域医療を確保するための役割を継続し、建物は複合する竹原地域住民センターにあわせて対応する。
5	美杉	美杉南	家庭医療クリニック	継続	継続	-	無医地区を含む中山間地域における地域医療を確保するための役割を継続し、建物は複合する美杉高齢者生活福祉センターにあわせて対応する。
6	美杉	太郎生	美杉健康相談所(休止中)	検討	検討	○	地域に応じた医療の確保に向けて、施設の活用又は他の施設への移転・複合化等を検討し、検討結果に基づき具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 第9項 庁舎等編

### 1 本庁舎・総合支所庁舎

#### 【要旨】

- ▶ 本庁舎及び教育委員会庁舎は、各部門の総合的な業務のための事務所機能を担う行政運営の中核で2施設を設置
- ▶ 総合支所庁舎は、地域の総合窓口機能のほか、防災対策、地域振興、産業振興などを担う施設で9施設を設置
- ▶ 本庁舎については、必要な改修を行い長寿命化及び機能向上を図る
- ▶ 教育委員会庁舎については、計画的な保全に努める
- ▶ 総合支所庁舎については、余裕のある部分について有効活用を図るとともに、計画的な保全に努める

#### (1) 施設の概要

本庁舎及び教育委員会庁舎は、本市の行政運営の中核で、市域全域についての施策の企画・立案、各種窓口サービス、各部門の総合的な業務のための事務所機能のほか、災害対策本部機能を担っています。

総合支所庁舎は、地域の総合窓口として証明書発行、料金収納、申請受付などの窓口サービスを行うほか、各地域における防災対策、地域振興、産業振興、環境対策、人権啓発、インフラ維持、施設管理などの業務を行っています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	養正	津市役所本庁舎		SRC	S54	39		B	27,028㎡	○	779人	-	-	直営	175,450
2	津	養正	教育委員会庁舎	○	RC	H29	1		A	1,324㎡	○	103人	-	-	直営	9,811
3	久居	成美	久居庁舎	○	SRC	H9	21	H25	A	3,702㎡	○	132人	-	-	直営	43,004
4	河芸	黒田	河芸庁舎	○	SRC	H12	18		A	5,220㎡	○	41人	-	-	直営	28,778
5	芸濃	椋本	芸濃庁舎	○	RC	H16	14		A	3,601㎡	○	39人	-	-	直営	12,754
6	美里	高宮	美里庁舎		RC	H6	24		A	3,377㎡	○	30人	-	-	直営	15,418
7	安濃	明合	安濃庁舎	○	RC	H17	13		A	1,088㎡	○	39人	-	-	直営	5,996
8	香良洲	香良洲	香良洲庁舎	○	RC	S44	49	H23	A	1,237㎡	○	32人	-	-	直営	8,560
9	一志	高岡	一志庁舎		S	H24	6		A	1,657㎡	○	37人	-	-	直営	11,140
10	白山	川口	白山庁舎		S	H9	21		B	2,044㎡	○	58人	-	-	直営	21,272
11	美杉	美杉東	美杉庁舎	○	RC (一部S)	H26	4		A	455㎡	○	34人	-	-	直営	10,174

※いずれも市民が一般利用しない施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。  
 ※職員数は、平成31年4月時点の人数であり、窓口業務等を受託する事業者の従業員等は含んでいません。

#### (2) 現状と課題の整理

本庁舎は、約780人の職員が勤務しています。建物については、耐震性を確保していますが、建築後30年を超え老朽化が進んでいることから、基幹設備の老朽化への対

応、地震や津波といった大規模災害に対応できる機能の確保、来訪者の利便性向上などが課題となっています。

教育委員会庁舎は、平成 29 年度に供用を開始した応急クリニックとの複合施設で、約 100 人の職員が勤務しています。

総合支所庁舎については、庁舎によって約 30 人から約 130 人までの職員が勤務しており、執務室や会議室等の諸室に余裕がある庁舎もあります。

建物については、久居庁舎は平成 25 年に改修したポルタひさい内に移転、安濃庁舎は平成 17 年に移転・建て替え、一志庁舎は平成 24 年に一部建て替え、美杉庁舎は平成 26 年に移転・建て替えを行っており、その他の総合支所庁舎は、合併前市町村の役場庁舎を活用しています。建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設は香良洲庁舎のみですが、既に大規模改修を行っており、全ての施設で耐震性及び健全性を確保しています。

### (3) 施設毎の方向性

本庁舎及び教育委員会庁舎は、本市の行政運営の中核として今後も使用していくため機能を継続します。老朽化が進む本庁舎については、必要な改修を行い長寿命化及び機能向上を図り、教育委員会庁舎についても、計画的な保全に努めます。

総合支所庁舎については、地域づくりのコーディネーターとして地域に密着した施策を推進するため各地域における行政執行の拠点として機能を継続し、建物は計画的な保全に努め、余裕がある部分については、他の用途への転用、貸し付けなど有効活用を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	津市役所本庁舎	継続	改修	-	本市の行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は、令和3年度までに設備等の改修を行い長寿命化を図る。
2	津	養正	教育委員会庁舎	継続	継続	-	本市の行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
3	久居	成美	久居庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
4	河芸	黒田	河芸庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	芸濃	椋本	芸濃庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	美里	高宮	美里庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
7	安濃	明合	安濃庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
8	香良洲	香良洲	香良洲庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	一志	高岡	一志庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	白山	川口	白山庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
11	美杉	美杉東	美杉庁舎	継続	継続	-	各地域における行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津市役所本庁舎	継続	改修	設備等改修	計画的な保全に努める								

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

**(5) 対策費用のシミュレーション**

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
津市役所本庁舎（基幹設備等の改修）	27,028	-	1,890,000
工事費概算（合計）	27,028		1,890,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※本庁舎については、老朽化した電気設備、給排水設備等の基幹設備の改修・更新、災害対応機能の強化、執務環境の向上といった課題に対応するため、設備等の改修を行っています。

## 2 工事事務所等

### 【要旨】

- ▶ 工事事務所は、本市の土木インフラの維持管理の拠点で、津北工事事務所及び津南工事事務所を配置
- ▶ 土地区画整理事務所は、区画整理事業に関する業務を行う施設で、津地域に1施設を設置
- ▶ 建設作業事務所は、道路等の簡易な維持保全業務を担う施設で、津地域に1施設を設置
- ▶ 工事事務所及び建設作業事務所については、機能は継続、建物は計画的な保全に努める
- ▶ 土地区画整理事務所については、津駅前北部土地区画整理事業の完了年度まで継続

### (1) 施設の概要

#### ア 工事事務所

工事事務所は、道路、公園、水路、河川、調整池などの土木インフラの維持管理、土木工事の設計積算、施工監理などを担っており、津北工事事務所及び津南工事事務所を配置しています。

なお、津南工事事務所については、久居庁舎内に執務室等を設けており、専用の建物はありません。

#### イ 土地区画整理事務所

区画整理事業に関する業務を行う施設で、津駅前北部土地区画整理事業域内に1施設（津駅前北部土地区画整理事務所）を設置しています。

#### ウ 建設作業事務所

建設作業事務所は、道路等の簡易な維持保全業務を担う施設で、津地域内に1施設（津市建設作業事務所）を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	養正	津北工事事務所		S	H29	1		A	576㎡	○	30人	-	-	直営	5,983
2	津	北立誠	津駅前北部土地区画整理事務所		S	H10	20		B	199㎡	○	8人	-	-	直営	2,162
3	津	片田	津市建設作業事務所		S	H6	24		B	484㎡	○	25人	-	-	直営	1,682
4	津	高茶屋	旧相川建設作業事務所(H29廃止)		S	S47	46		C	280㎡	△	-	-	-	-	-

※職員数については、平成31年4月時点の人数を記載しています。

※市民が一般利用しない施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※1：津北工事事務所については、平成30年4月1日に事務所を移転していることから、管理運営費欄は平成30年度決算の数値を記載しています

※4：旧相川建設作業事務所は、平成29年5月に旧白銀環境清掃センターの事務所を転用し、津市建設作業事務所として機能を移転しています。なお、跡施設は平成29年7月に除却しました。

※津南工事事務所については、久居庁舎内に執務室等を設けており、専用の建物はありません。

**(2) 現状と課題の整理****ア 工事事務所**

平成 29 年度に供用を開始した施設（津北工事事務所）で、耐震性及び健全性を確保しています。

**イ 土地区画整理事務所**

津駅前北部土地区画整理事業の実施にともない設置した施設で、老朽化等の問題はなく、耐震性についても確保しています。なお、建物の使用予定期間は、事業完了年度（令和 3 年度予定※）までとなっています。

※当施設における事業は、令和 7 年 3 月末で終了しました。

**ウ 建設作業事務所**

旧白銀環境清掃センターの事務所を転用した施設で、老朽化等の問題はなく、耐震性についても確保しています。

**(3) 施設毎の方向性****ア 工事事務所**

本市の土木インフラの維持管理を行う拠点として今後とも機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

**イ 土地区画整理事務所**

津駅前北部土地区画整理事業の事業完了の時期を見越して、建物の利活用又は処分等について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

※当施設における事業が終了したことに伴い、機能は廃止し、建物等は引き続き利活用等について検討します。

**ウ 建設作業事務所**

今後とも機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	養正	津北工事事務所	継続	継続	-	本市における土木インフラに係る各種業務の拠点として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	津	北立誠	津駅前北部土地区画整理事務所	廃止	検討	◎	当施設における事業が終了したことに伴い機能は廃止する。建物等は引き続き利活用等について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	津	片田	津市建設作業事務所	継続	継続	-	更なる業務の効率化が図れる体制づくりを検討しながら機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

※短期的（3 年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

### 3 出張所

#### 【要旨】

- ▶ 出張所は、住民票等の証明書発行や各種徴収金の収納などの業務を行う施設で、市民の最も身近な行政窓口として 27 施設を設置
- ▶ 機能は継続、建物は老朽化が顕著な施設から優先的に、地域において拠点となる集会施設等との複合化を検討。窓口業務については、情報技術の進展に応じてサービス提供方法・体制の見直しを検討

#### (1) 施設の概要

市民の最も身近な行政窓口として、住民票や戸籍に係る証明書の交付、市税の収納、各種申請書や届出の受付等を行うほか、地域における各種相談窓口（アストプラザオフィスを除きます。）として、地域活動に関する助言、市民生活に関する相談や要望の受付、自治会との連絡調整等を行っており、芸濃地域、美里地域、安濃地域及び香良洲地域を除く地域に 27 施設を設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	南立誠	アストプラザオフィス	○	S	H13	17		A	68㎡	○	9人	-	-	-	直営	7,660
2	津	藤水	藤水出張所		RC	S49	44		B	206㎡	○	3人	8人	21%	C	直営	6,094
3	津	高茶屋	高茶屋出張所(R6移転)	○	RC	S47	46		B	154㎡	○	8人	-	-	-	直営	15,525
4	津	神戸	神戸出張所		RC	S42	51		C	225㎡	○	7人	2人	1%	C	直営	16,524
5	津	安東	安東出張所(R6移転)		RC	S46	47		B	190㎡	○	2人	13人	37%	B	直営	4,518
6	津	櫛形	櫛形出張所		RC	S45	48		B	182㎡	○	2人	2人	4%	C	直営	4,489
7	津	雲出	雲出出張所		RC	S44	49		B	266㎡	○	3人	7人	14%	C	直営	6,728
8	津	一身田	一身田出張所	○	S	H31	-		A	99㎡	○	7人	-	-	-	直営	-
9	津	白塚	白塚出張所	○	RC	S49	44		B	70㎡	○	3人	-	-	-	直営	5,352
10	津	栗真	栗真出張所		RC	S46	47		B	210㎡	○	2人	2人	5%	C	直営	4,382
11	津	片田	片田出張所		RC	S50	43		B	205㎡	○	2人	4人	8%	C	直営	4,590
12	津	大里	大里出張所		RC	S48	45		B	286㎡	○	2人	2人	2%	C	直営	4,839
13	津	高野尾	高野尾出張所		RC	S48	45		B	224㎡	○	2人	1人	0%	C	直営	5,814
14	久居	栗葉	栗葉出張所	○	S	S60	33		B	18㎡	○	3人	-	-	-	直営	1,063
15	久居	榊原	榊原出張所	○	RC	S53	40		B	20㎡	○	3人	-	-	-	直営	1,267
16	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘出張所	○	RC	S43	50		B	244㎡	○	3人	-	-	-	直営	6,490
17	一志	波瀬	波瀬出張所	○	W	H2	28		C	55㎡	○	3人	-	-	-	直営	2,301
18	白山	家城	家城出張所	○	S	H1	29		B	60㎡	○	2人	-	-	-	直営	2,491
19	白山	大三	大三出張所	○	S	H10	20		B	44㎡	○	3人	-	-	-	直営	2,426
20	白山	倭	倭出張所		S	H30	-		A	103㎡	○	2人	2人	12%	C	直営	2,748
21	白山	ハツ山	ハツ山出張所	○	S	H9	21		B	55㎡	○	2人	-	-	-	直営	2,325
22	美杉	美杉東	竹原出張所	○	RC	S53	40		B	55㎡	○	2人	-	-	-	直営	1,821
23	美杉	美杉南	八幡出張所	○	W	H17	13		B	70㎡	○	2人	-	-	-	直営	1,988
24	美杉	美杉南	下之川出張所	○	W	H14	16		B	68㎡	○	2人	-	-	-	直営	2,009

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
25	美杉	美杉南	伊勢地出張所	○	W	H15	15		B	55㎡	○	2人	-	-	-	直営	1,960
26	美杉	美杉南	多気出張所	○	W	H13	17		B	50㎡	○	2人	-	-	-	直営	2,182
27	美杉	太郎生	太郎生出張所	○	S	S56	37		B	42㎡	○	2人	-	-	-	直営	1,995
28	久居	成美	旧久居駅前出張所(H30廃止)	○	SRC	H9	21	H25	A	40㎡	○	-	-	-	-	-	-

※職員数については、平成31年4月時点の人数を記載しています。

※利用者数、利用率及び利用の程度の欄は、会議室等を自治会等に開放している施設について記載しています。そのため、開放を行っていない施設については「-」と記載しています。

※3：高茶屋出張所については、高茶屋市民センターの一部を改修し、同施設内へ令和6年9月に機能移転しました。

※5：安東出張所については、旧安東幼稚園を安東コミュニティセンターとして改修し、同施設内へ令和6年7月に機能移転しました。

※8：一身田出張所については、平成31年4月に移転整備を行ったため、管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※20：倭出張所については、平成30年4月に移転整備を行ったため、通年での比較が可能となるよう平成30年度の数値を記載しています。

※28：久居駅前出張所については、窓口サービス機能を久居総合支所に統合したため、平成30年4月に廃止しました。

#### 【計画後に整備した出張所】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	高茶屋	高茶屋出張所	○	RC	H17	20		A	54㎡	○	6人	-	-	-	直営	-
2	津	安東	安東出張所	○	RC	S48	52	R6	B	31㎡	○	2人	-	-	-	直営	-

## (2) 現状と課題の整理

いずれの施設も同様のサービスを展開していますが、証明書発行件数の実績については、各出張所で大きな開きがあります。また、単独施設となっている津地域の出張所及び倭出張所においては、会議室等を自治会等に開放していますが、多くの施設で利用率は30%未満となっています。

建物については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進んでいる施設が3施設、建築後30年を超え老朽化が進行する施設が4施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が12施設あります。また、集会施設（公民館など）と複合・併設している施設が17施設あります。

管理運営については、集会施設と複合している出張所であっても、管理運営を行う部局が出張所部分と集会施設部分でそれぞれ異なっており、職員配置などの面で効率化を検討する必要があります。

#### 【各出張所の証明書発行件数（平成29年度）】

地域・施設名	住基・戸籍等※	税証明※	合計	地域・施設名	住基・戸籍等※	税証明※	合計
津	83,183	20,158	103,341	河芸	2,979	992	3,971
白塚出張所	4,209	802	5,011	千里ヶ丘出張所	2,979	992	3,971
栗真出張所	1,722	601	2,323	一志	642	100	742
一身田出張所	6,016	1,741	7,757	波瀬出張所	642	100	742
神戸出張所	3,537	664	4,201	白山	4,519	1,013	5,532
安東出張所	2,752	544	3,296	家城出張所	969	229	1,198
櫛形出張所	1,701	255	1,956	大三出張所	1,943	378	2,321
片田出張所	2,581	762	3,343	倭出張所	1,082	256	1,338
藤水出張所	4,927	1,460	6,387	八ツ山出張所	525	150	675
高茶屋出張所	6,908	1,545	8,453	美杉	3,080	737	3,817
雲出張所	5,525	3,949	9,474	竹原出張所	517	68	585

大里出張所	1,504	286	1,790	太郎生出張所	879	231	1,110
高野尾出張所	3,532	740	4,272	伊勢地出張所	290	42	332
アストプラザオフィス	38,269	6,809	45,078	八幡出張所	310	101	411
久居	18,582	3,336	21,918	多気出張所	695	196	891
栗葉出張所	2,078	439	2,517	下之川出張所	389	99	488
榊原出張所	793	129	922				
久居駅前出張所	15,711	2,768	18,479				

※「住基・戸籍等」は、住民票関係、戸籍関係、印鑑登録証明書を指しています。

※「税証明」は、納税関係、住民税関係、固定資産税関係の各証明書を指しています。

#### 【出張所の業務曜日及び業務時間】

分類		業務曜日	業務時間
アストプラザオフィス		平日 土・日/祝・休日	平日：8時半-20時 土・日/祝・休日：8時半-17時
津地域	基幹出張所（一身田、神戸、高茶屋）	平日	8時半-17時15分
	出張所（上記以外）	平日	9時-16時
津地域以外		平日	8時半-17時15分

### (3) 施設毎の方向性

現時点で出張所の機能は継続することとしており※、窓口業務については、各種証明書のコンビニ交付や市税のコンビニ納付など、情報技術の進展による社会環境の変化に応じて、サービス提供方法や体制の見直しを検討します。また、地域活動や自治会活動の支援など、地域経営の実現に向け、地域自治の在り方を検討します。

建物については、老朽化が顕著な施設から優先的に、地域において拠点となる集会施設等との複合化を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、集会施設との複合施設において、一元的な管理体制の構築と事務所機能の集約化を順次進めます。

※出張所については、業務量の減少、建物の老朽化、出張所長の人材不足などの課題があることから、令和6年度から出張所機能の在り方について検討することとしています。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南立誠	アストプラザオフィス	継続	継続	-	機能は継続し、建物は区分所有するアスト津ビルにあわせて対応する。
2	津	藤水	藤水出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。
3	津	高茶屋	高茶屋出張所	複合化	処分	-	機能は現南郊公民館内から高茶屋市民センター内への移転により複合化する。跡施設は、現高茶屋保育園敷地を活用した南郊公民館、消防団詰所・車庫、水防倉庫等の建て替え後、売却処分により歳入の確保を図る。
4	津	神戸	神戸出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。
5	津	安東	安東出張所	複合化	除却	-	旧安東幼稚園舎を転用し、安東コミュニティセンターに複合化。跡施設については、建物を除却し、同センターの第二駐車場兼安東小学校来客用駐車場に転用。
6	津	橿形	橿形出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。
7	津	雲出	雲出出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。
8	津	一身田	一身田出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する一身田公民館にあわせて対応する。
9	津	白塚	白塚出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する白塚公民館にあわせて対応する。
10	津	栗真	栗真出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。
11	津	片田	片田出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、隣接する片田公民館とともに、今後の在り方について検討する。
12	津	大里	大里出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。
13	津	高野尾	高野尾出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持するが、地域内で公共施設の再編を行う際には、拠点となる施設への複合化などを検討する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
14	久居	栗葉	栗葉出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する久居農村婦人の家にあわせて対応する。
15	久居	榊原	榊原出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する榊原公民館にあわせて対応する。
16	河芸	千里ヶ丘	千里ヶ丘出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する千里ヶ丘公民館にあわせて対応する。
17	一志	波瀬	波瀬出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する波瀬農村集落多目的共同利用施設にあわせて対応する。
18	白山	家城	家城出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する家城公民館にあわせて対応する。
19	白山	大三	大三出張所	継続	一部 除却	-	機能は継続し、建物は複合する大三公民館にあわせて対応する。ただし、老朽化が著しく進行している別館については、建物を除却のうえ、敷地部分を大三駐在所用地として三重県警察本部に貸し付ける。
20	白山	倭	倭出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は平成30年築であることから、計画的な保全に努める。
21	白山	八ツ山	八ツ山出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する八ツ山公民館にあわせて対応する。
22	美杉	美杉東	竹原出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する竹原地域住民センターにあわせて対応する。
23	美杉	美杉南	八幡出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する八幡地域住民センターにあわせて対応する。
24	美杉	美杉南	下之川出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する下之川地域住民センターにあわせて対応する。
25	美杉	美杉南	伊勢地出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する伊勢地地域住民センターにあわせて対応する。
26	美杉	美杉南	多気出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する多気地域住民センターにあわせて対応する。
27	美杉	太郎生	太郎生出張所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する太郎生多目的集会所にあわせて対応する。

#### (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
高茶屋出張所 (新施設：高茶屋市民センター)	複合化	処分				設計 工事	工事	計画的に保全				
高茶屋出張所 (跡施設：南郊公民館)										現状有姿で売却 (時期未定)		
安東出張所 (新施設：安東コミュニティセンター)	複合化	除却			設計	工事	計画的に保全					
安東出張所 (跡施設：安東出張所)						設計	解体	新施設駐車場として利用				
大三出張所	継続	一部 除却			設計 工事	駐在所用地として貸付						

※整備や改修等が完了した施設については、行を網掛けして記載しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
安東出張所	190	-	20,000
大三出張所(別館)	63	-	5,000
工事費概算(合計)	253		25,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※高茶屋出張所の複合化に係る工事費概算は、第1項集会施設 1 コミュニティセンター 高茶屋市民センターの工事費概算の欄に記載しています。

※安東出張所の工事費概算は、建物の除却費を記載しています。

## 第 10 項 消防防災施設編

### 1 消防署所

#### 【要旨】

- ▶ 消防署所は、消火、救急、救助、火災予防、災害応急対策等を行う消防活動の拠点施設で 13 施設を設置
- ▶ 建築後 40 年を超え老朽化が顕著な施設が 3 施設あり、現在求められている機能の水準に未到達の施設もある
- ▶ 各地域の消防活動の拠点として機能を継続
- ▶ 老朽化が進んでいる施設については、整備方針を検討
- ▶ その他の施設については計画的な保全に努めるほか機能向上を図る

#### (1) 施設の概要

消防署所は、消火、救急、救助、火災予防、災害応急対策等を行う消防活動の拠点で、日々発生する火災・救急や、いつ起こるかも知れない地震や津波等の自然災害等に迅速に対応するため、市内に 13 施設を配置しています。

全ての施設で 24 時間 365 日緊急出動ができるよう、消防職員、消防車両を配置しており、消防本部・久居消防署は消防本部機能としての機能に加え、消防署や消防の無線通信と 119 番通報の受付を行う高機能消防指令センターの機能などを有しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	敬和	中消防署		RC	S47	46		B	2,172㎡	○	54人	-	-	直営	5,728
2	津	栗真	北消防署(R6建替)		RC	S49	44		B	726㎡	○	24人	-	-	直営	2,353
3	津	安東	中消防署西分署		RC	S52	41		B	458㎡	○	17人	-	-	直営	2,224
4	津	雲出	久居消防署南分署		S	H31	-		A	860㎡	○	19人	-	-	直営	-
5	久居	誠之	消防本部・久居消防署		RC	H10	20		A	3,808㎡	○	108人	-	-	直営	24,927
6	河芸	黒田	北消防署河芸分署	○	SRC	H13	17		A	570㎡	○	17人	-	-	直営	2,741
7	芸濃	椋本	北消防署芸濃分署	○	RC	H16	14		A	434㎡	○	17人	-	-	直営	1,302
8	美里	高宮	久居消防署美里分署		S	H23	7		A	999㎡	○	17人	-	-	直営	2,595
9	安濃	村主	中消防署安濃分署		S	H16	14		A	753㎡	○	17人	-	-	直営	3,271
10	香良洲	香良洲	久居消防署香良洲分遣所		S	H5	25		B	408㎡	○	7人	-	-	直営	1,313
11	一志	高岡	白山消防署一志分署		S	H28	2		A	832㎡	○	17人	-	-	直営	2,336
12	白山	家城	白山消防署		S	H16	14		A	1,274㎡	○	24人	-	-	直営	5,662
13	美杉	美杉南	白山消防署美杉分署		RC	H8	22		A	854㎡	○	17人	-	-	直営	2,742

※市民が一般利用しない施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※職員数については、令和元年度における各署所の配置職員数を記載しています。

※4：久居消防署南分署については、平成 31 年 3 月に整備完了し、供用開始したため、管理運営費等の欄を「-」と記載しています。

## 【計画策定後の新施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	職員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	栗真	北消防署		S	R6	-		A	1,323㎡	○	-	-	-	直営	-

※1：北消防署については、令和6年2月に整備完了し、供用開始したため、管理運営費等の欄を「-」と記載しています。

## (2) 現状と課題の整理

全ての施設で耐震性を確保していますが、合併前市町村が整備した施設が多く、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が2施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が3施設（中消防署、北消防署、中消防署西分署）あり、大規模災害時に必要となる給油設備や県内外からの消防応援部隊の宿営場所がない、複雑化する災害に対応した多様な訓練施設がないといった機能や設備面での課題があります。

また、高機能消防指令センター機能については、計画的な更新が必要であり、消防行政の広域化への対応も求められています。

なお、河芸分署は河芸庁舎と、芸濃分署は芸濃庁舎との複合施設となっています。

## (3) 施設毎の方向性

消防署所の機能は、各地域の消防活動の拠点であることから継続します。

建物については、国が示す整備指針に基づく出動から現場到着までの時間や地域特性、大規模災害時の体制、災害リスク（津波）、人口動態、組織改編等を考慮し配置することを施設整備の全体方針としており、北消防署は現施設の隣接地に、中消防署西分署は、現施設敷地にて建て替えを行うほか、訓練施設は、北消防署跡地を活用して整備します。

また、中消防署についても、全体方針に基づく整備方針を検討するとともに、宿営場所等の必要性や設置場所・規模等について検討します。

それ以外の施設では、計画的な保全に努め、複合施設にあつては、複合する施設にあわせて対応します。

また、高機能消防指令センターについては、消防救急デジタル無線とあわせ、次回の更新（令和9年度（予定）※）に向け機器の設置スペース等の検討を進めます。

※令和5年度現在、令和8年度の供用開始に向けて、津市、鈴鹿市及び亀山市の3市による消防指令業務の共同運用事業を推進しています。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	敬和	中消防署	検討	検討	○	整備方針について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	津	栗真	北消防署(R6建替)	継続	建替	-	現施設に隣接する三重武道館跡地を活用して建て替え、機能を継続する。また、現施設跡地を活用し、訓練施設を整備する。
3	津	安東	中消防署西分署	継続	建替	-	現施設敷地にて建て替え、機能を継続する。
4	津	雲出	久居消防署南分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
5	久居	誠之	消防本部・久居消防署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
6	河芸	黒田	北消防署河芸分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する河芸庁舎にあわせて対応する。
7	芸濃	椋本	北消防署芸濃分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は複合する芸濃庁舎にあわせて対応する。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
8	美里	高宮	久居消防署美里分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
9	安濃	村主	中消防署安濃分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
10	香良洲	香良洲	久居消防署香良洲分遣所	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
11	一志	高岡	白山消防署一志分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
12	白山	家城	白山消防署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
13	美杉	美杉南	白山消防署美杉分署	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

※中期的（6年間を目的）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【計画策定後の新施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	栗真	北消防署	継続	継続	-	本市北部の消防活動拠点として機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
北消防署（建て替え）	継続	建替	準備	建替工事			計画的に保全					
津市消防訓練施設（新設整備）	新設	新設				設計	新設工事		計画的に保全			
中消防署西分署	継続	建替				設計	建替工事		計画的に保全			

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費単価 (千円)	工事費概算 (千円)
北消防署（建て替え）	1,323	616	815,000
津市消防訓練施設（新設整備）	約160	-	
中消防署西分署	約900	-	
工事費概算（合計）	約2,383		815,000

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※北消防署（建て替え）の工事費概算は、実績額の合計額を記載しています。

※北消防署（建て替え）の工事費概算は、津方面団栗真分団車庫及び栗真水防倉庫の工事費を含んでいます。

※北消防署（建て替え）の延床面積（㎡）は、津方面団栗真分団車庫及び栗真水防倉庫の占有面積（128㎡）を除いています。

## 2 消防団施設・水防倉庫

### 【要旨】

- ▶ 消防団施設は、非常備消防及び地域防災の要として、詰所付車庫 70 施設、車庫 35 施設、合計 105 施設を設置
- ▶ 水防倉庫は、水防資機材の格納庫で市内の河川付近に 23 施設を設置
- ▶ 消防団施設は、建物の健全性、施設配置及び機能水準の点で課題がある
- ▶ 水防倉庫は、建物の健全性に課題がある
- ▶ 消防団施設は、地域防災の拠点として機能を継続、建物は利用可能な間適切に維持
- ▶ 水防倉庫は、消防団施設との機能統合による効率的な施設運営を図る

### (1) 施設の概要

消防団施設は、非常備消防及び地域防災の要である消防団の活動拠点で、合併前市町村の施設を引き継いで市内に 105 施設を配置しています。消防団車両及び資機材の格納庫と消防団員の災害活動での待機場所（詰所）を兼ねる詰所付車庫が 70 施設、消防団車両及び資機材の格納庫のみの車庫が 35 施設あります。

水防倉庫は、水防資機材の格納庫で市内の河川付近に 23 施設を配置しており、消防職員と消防団員（本市では、消防団が水防団を兼ねています。）が出水期等に使用しています。

#### 【消防団の状況（令和 2 年 4 月 1 日時点）】

方面団等	分団数		施設数		団員数	
		うち詰所がない分団数		うち車両の配置がない施設数		うち女性団員数
団本部	-	0	0	0	24	12
津方面団	18	10	17	0	396	21
久居方面団	11	0	10	0	292	8
河芸方面団	4	1	4	0	180	7
芸濃方面団	6	1	5	0	110	9
美里方面団	5	3	7	0	117	12
安濃方面団	4	2	7	0	108	11
香良洲方面団	6	1	5	0	103	11
一志方面団	5	0	17	9	192	12
白山方面団	6	0	6	0	235	13
美杉方面団	8	0	27	2	289	7
合計	73	18	105	11	2,046	123

#### 【消防団施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	団員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	育生	津方面団橋南分団車庫		S	H14	16		A	66㎡	○	18人	-	-	直営	75
2	津	高野尾	津方面団高野尾分団車庫		CB	S48	45		C	27㎡	△	25人	-	-	直営	5
3	津	大里	津方面団大里分団車庫		CB	S48	45		C	22㎡	△	20人	-	-	直営	7
4	津	神戸	津方面団神戸分団車庫		CB	S54	39		B	26㎡	△	30人	-	-	直営	40
5	津	安東	津方面団安東分団車庫		CB	H4	26		B	24㎡	○	31人	-	-	直営	5
6	津	楡形	津方面団楡形分団車庫		S	H11	19		B	68㎡	○	33人	-	-	直営	131
7	津	片田	津方面団片田分団車庫		S	H23	7		A	81㎡	○	23人	-	-	直営	108
8	津	藤水	津方面団藤水分団車庫		CB	S49	44		C	22㎡	△	14人	-	-	直営	13
9	津	雲出	津方面団雲出車庫		CB	H3	27		B	27㎡	○	19人	-	-	直営	5
10	津	養正	津方面団養正分団車庫		CB	S62	31		B	37㎡	○	13人	-	-	直営	47
11	津	敬和	津方面団敬和分団車庫		CB	S50	43		C	50㎡	△	15人	-	-	直営	390
12	津	南立誠	津方面団橋北分団車庫・詰所		S	H18	12		A	84㎡	○	22人	-	-	直営	119
13	津	栗真	津方面団栗真分団車庫(R6建替)	○	CB	H7	23		B	31㎡	○	19人	-	-	直営	24

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	団員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
14	津	一身田	津方面団一身田分団車庫・詰所		S	H3	27		B	27㎡	○	35人	-	-	直営	170
15	津	新町	津方面団新町分団車庫	○	S	R2	-		A	51㎡	○	13人	-	-	直営	-
16	津	高茶屋	津方面団高茶屋分団車庫		CB	H4	26		B	26㎡	○	22人	-	-	直営	15
17	津	白塚	津方面団白塚分団車庫		CB	S52	41		B	27㎡	△	18人	-	-	直営	12
18	久居	誠之	久居方面団第1分団車庫・詰所		S	S56	37		B	52㎡	△	26人	-	-	直営	44
19	久居	誠之	久居方面団第2分団車庫・詰所		S	H17	13		A	61㎡	○	24人	-	-	直営	54
20	久居	成美	久居方面団第3分団車庫・詰所		S	S49	44		C	45㎡	△	34人	-	-	直営	126
21	久居	成美	久居方面団第4分団車庫・詰所		S	S51	42		C	51㎡	△	29人	-	-	直営	122
22	久居	桃園	久居方面団第5分団車庫・詰所		S	S55	38		B	62㎡	△	38人	-	-	直営	78
23	久居	戸木	久居方面団第6分団車庫・詰所		S	S51	42		C	48㎡	△	28人	-	-	直営	64
24	久居	栗葉	久居方面団第7分団車庫・詰所		S	S51	42		C	52㎡	△	27人	-	-	直営	38
25	久居	栗葉	久居方面団第8分団車庫・詰所		S	H8	22		B	52㎡	○	24人	-	-	直営	35
26	久居	榊原	久居方面団第9分団車庫・詰所		S	H9	21		B	54㎡	○	30人	-	-	直営	169
27	久居	誠之	久居方面団第10分団車庫・詰所		S	S53	40		C	54㎡	△	20人	-	-	直営	650
28	河芸	豊津	河芸方面団第1分団車庫		S	S60	33		B	82㎡	○	48人	-	-	直営	97
29	河芸	上野	河芸方面団第2分団車庫		S	S62	31		B	82㎡	○	36人	-	-	直営	35
30	河芸	黒田	河芸方面団第3分団車庫		S	S55	38		B	70㎡	△	55人	-	-	直営	70
31	河芸	千里ヶ丘	河芸方面団第4分団車庫		RC	S62	31		B	70㎡	○	31人	-	-	直営	0
32	芸濃	椋本	芸濃方面団第1分団車庫		S	H12	18		A	104㎡	○	26人	-	-	直営	73
33	芸濃	明	芸濃方面団第2分団車庫		S	H7	23		B	66㎡	○	22人	-	-	直営	55
34	芸濃	安西	芸濃方面団第3分団車庫		S	H18	12		A	84㎡	○	19人	-	-	直営	128
35	芸濃	雲林院	芸濃方面団第4分団車庫		S	H12	18		A	78㎡	○	22人	-	-	直営	55
36	芸濃	雲林院	芸濃方面団第5分団車庫		S	H6	24		B	32㎡	○	9人	-	-	直営	24
37	美里	高宮	美里方面団本部車庫		S	H6	24		B	27㎡	○	15人	-	-	直営	0
38	美里	長野	美里方面団第1分団車庫中野		S	H6	24		B	15㎡	○	14人	-	-	直営	3
39	美里	長野	美里方面団第1分団車庫北長野		S	H24	6		A	18㎡	○	14人	-	-	直営	7
40	美里	高宮	美里方面団第2分団車庫足坂		S	H9	21		B	23㎡	○	23人	-	-	直営	3
41	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫家所(R7廃止)		CB	H6	24		B	22㎡	○	22人	-	-	直営	62
42	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫穴倉(R7廃止)		S	H6	24		B	20㎡	○	12人	-	-	直営	4
43	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫高座原(R7廃止)		S	S61	32		B	23㎡	○	5人	-	-	直営	3
44	安濃	村主	安濃方面団本部村主分団詰所・車庫		RC	H6	24		A	338㎡	○	34人	-	-	直営	-
45	安濃	安濃	安濃方面団安濃分団清水班車庫		W	H7	23		B	22㎡	○	10人	-	-	直営	16
46	安濃	安濃	安濃方面団安濃分団内多班車庫		W	不明	-		-	20㎡	△	13人	-	-	直営	16
47	安濃	村主	安濃方面団村主分団今徳班車庫		W	H7	23		B	22㎡	○	6人	-	-	直営	23
48	安濃	明合	安濃方面団明合分団戸島班車庫		W	不明	-		-	22㎡	△	11人	-	-	直営	22
49	安濃	明合	安濃方面団明合分団粟加班車庫		W	S61	32		C	17㎡	○	11人	-	-	直営	18
50	安濃	草生	安濃方面団草生分団詰所・車庫		S	S54	39		C	486㎡	○	23人	-	-	直営	-
51	香良洲	香良洲	香良洲方面団第1分団車庫		S	H8	22		B	46㎡	○	12人	-	-	直営	14
52	香良洲	香良洲	香良洲方面団第2分団車庫		S	H2	28		B	28㎡	○	16人	-	-	直営	13
53	香良洲	香良洲	香良洲方面団第3分団車庫		S	S58	35		B	53㎡	○	20人	-	-	直営	26
54	香良洲	香良洲	香良洲方面団第4分団車庫		S	H4	26		B	43㎡	○	24人	-	-	直営	14
55	香良洲	香良洲	香良洲方面団第5分団車庫・詰所		S	S44	49		C	35㎡	△	17人	-	-	直営	3
56	一志	大井	一志方面団第1分団第1小隊詰所		S	S58	35		B	32㎡	○	15人	-	-	直営	53
57	一志	大井	一志方面団第1分団第2小隊詰所		S	S52	41		C	54㎡	△	10人	-	-	直営	26
58	一志	大井	一志方面団第1分団第2小隊上出消防器具庫		S	S61	32		B	13㎡	○	6人	-	-	直営	2
59	一志	大井	一志方面団第1分団第3小隊詰所		S	S61	32		B	32㎡	○	3人	-	-	直営	16
60	一志	大井	一志方面団第1分団第4小隊詰所		S	S62	31		B	27㎡	○	6人	-	-	直営	32
61	一志	波瀬	一志方面団第2分団詰所・車庫		S	S60	33		B	354㎡	○	36人	-	-	直営	-
62	一志	波瀬	一志方面団第2分団第3小隊詰所		S	S57	36		B	38㎡	○	8人	-	-	直営	35
63	一志	川合	一志方面団第3分団第1小隊上垣内詰所		S	H8	22		B	44㎡	○	8人	-	-	直営	31
64	一志	川合	一志方面団第3分団第1小隊中屋敷車庫・消防器具庫		S	S55	38		B	27㎡	△	16人	-	-	直営	13
65	一志	川合	一志方面団第3分団第2小隊片野消防器具庫		S	S62	31		B	13㎡	○	7人	-	-	直営	9
66	一志	川合	一志方面団第3分団第2小隊小山消防器具庫		S	不明	-		-	10㎡	△	8人	-	-	直営	5
67	一志	川合	一志方面団第3分団第3小隊消防器具庫		S	H3	27		B	36㎡	○	6人	-	-	直営	7
68	一志	川合	一志方面団第3分団第3小隊庄村消防器具庫 庄村水防倉庫(兼)車庫		S	不明	-		-	36㎡	△	3人	-	-	直営	10

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	団員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
69	一志	高岡	一志方面団第4分団第1小隊詰所		S	H14	16		A	57㎡	○	18人	-	-	直営	37
70	一志	高岡	一志方面団第4分団第2小隊日置消防器具庫		S	S57	36		B	13㎡	○	8人	-	-	直営	0
71	一志	高岡	一志方面団第4分団第2小隊詰所		S	S62	31		B	40㎡	○	10人	-	-	直営	16
72	一志	高岡	一志方面団第4分団第3小隊詰所		S	S62	31		B	33㎡	○	8人	-	-	直営	24
73	白山	家城	白山方面団第1分団詰所		S	H16	14		A	81㎡	○	43人	-	-	直営	2
74	白山	家城	白山方面団第1分団車庫第2部・詰所		S	H11	19		B	34㎡	○	8人	-	-	直営	8
75	白山	川口	白山方面団第2分団車庫・詰所		RC	S49	44		B	423㎡	○	47人	-	-	直営	165
76	白山	大三	白山方面団第3分団車庫・詰所		S	S55	38		B	97㎡	△	58人	-	-	直営	46
77	白山	倭	白山方面団第4分団車庫・詰所		S	H21	9		A	179㎡	○	34人	-	-	直営	-
78	白山	八ツ山	白山方面団第5分団車庫・詰所		S	H9	21		B	73㎡	○	29人	-	-	直営	24
79	美杉	竹原	美杉方面団第1分団第1格納庫		S	H5	25		B	108㎡	○	10人	-	-	直営	54
80	美杉	竹原	美杉方面団第1分団第2格納庫		W	H16	14		B	50㎡	○	9人	-	-	直営	0
81	美杉	竹原	美杉方面団第1分団第3格納庫(R4廃止)		W	H7	23		B	61㎡	○	-	-	-	-	-
82	美杉	竹原	美杉方面団第1分団第4格納庫		S	H8	22		B	50㎡	○	9人	-	-	直営	19
83	美杉	八知	美杉方面団第2分団第1格納庫		S	H3	27		B	46㎡	○	8人	-	-	直営	37
84	美杉	八知	美杉方面団第2分団第2格納庫		S	H7	23		B	69㎡	○	8人	-	-	直営	297
85	美杉	八知	美杉方面団第2分団第3格納庫		S	H13	17		A	145㎡	○	8人	-	-	直営	76
86	美杉	八知	美杉方面団第2分団第4格納庫		S	H13	17		A	72㎡	○	8人	-	-	直営	36
87	美杉	八知	美杉方面団第2分団第5格納庫		W	H5	25		C	46㎡	○	8人	-	-	直営	58
88	美杉	八知	美杉方面団第2分団第6格納庫		W	H7	23		B	46㎡	○	7人	-	-	直営	23
89	美杉	八知	美杉方面団第2分団第7格納庫		S	H3	27		B	66㎡	○	-	-	-	直営	49
90	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第1格納庫(R4廃止)		S	H5	25		B	57㎡	○	-	-	-	-	-
91	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第2格納庫		S	H5	25		B	70㎡	○	14人	-	-	直営	85
92	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第3格納庫		S	H5	25		B	57㎡	○	14人	-	-	直営	88
93	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第4格納庫		S	H1	29		B	44㎡	○	13人	-	-	直営	81
94	美杉	伊勢地	美杉方面団第4分団第1格納庫		W	H13	17		B	102㎡	○	18人	-	-	直営	67
95	美杉	伊勢地	美杉方面団第4分団第2格納庫		S	H9	21		B	68㎡	○	13人	-	-	直営	80
96	美杉	奥津	美杉方面団第5分団第1格納庫		S	H9	21		B	92㎡	○	9人	-	-	直営	87
97	美杉	奥津	美杉方面団第5分団第2格納庫		S	不明	-		-	41㎡	△	8人	-	-	直営	57
98	美杉	川上	美杉方面団第5分団第3格納庫		W	H12	18		B	79㎡	○	16人	-	-	直営	100
99	美杉	多気	美杉方面団第6分団第1格納庫		W	H8	22		B	81㎡	○	18人	-	-	直営	114
100	美杉	多気	美杉方面団第6分団第2格納庫		S	H6	24		B	113㎡	○	8人	-	-	直営	58
101	美杉	多気	美杉方面団第6分団第3格納庫		S	S62	31		B	49㎡	○	12人	-	-	直営	38
102	美杉	多気	美杉方面団第6分団第4格納庫		W	不明	-		-	70㎡	△	12人	-	-	直営	22
103	美杉	下之川	美杉方面団第7分団第1格納庫		S	H2	28		B	67㎡	○	15人	-	-	直営	10
104	美杉	下之川	美杉方面団第7分団第2格納庫		W	H10	20		B	86㎡	○	12人	-	-	直営	110
105	美杉	下之川	美杉方面団第7分団第3格納庫		S	H4	26		B	75㎡	○	11人	-	-	直営	41
106	安濃	村主	旧安濃方面団村主分団川西班車庫・水防倉庫(H30廃止)		S	H5	25		B	94㎡	○	-	-	-	-	-
107	安濃	村主	旧安濃方面団村主分団浄土時班車庫(H31廃止)		W	不明	-		-	22㎡	△	-	-	-	-	-
108	安濃	草生	旧安濃方面団草生分団安部班車庫(H31廃止)		W	S62	31		C	28㎡	○	-	-	-	-	-
109	安濃	草生	旧安濃方面団草生分団草生班車庫(R2廃止)		W	H3	27		C	22㎡	○	-	-	-	-	-
110	一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第1小隊詰所(R2廃止)		S	S55	38		B	27㎡	△	-	-	-	-	-
111	一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第2小隊詰所(R2廃止)		S	不明	-		-	39㎡	△	-	-	-	-	-
112	一志	波瀬	旧一志方面団第2分団第4小隊詰所(R2廃止)		S	H2	28		B	28㎡	○	-	-	-	-	-
113	美杉	伊勢地	旧美杉方面団第4分団第3格納庫(H31廃止)		S	不明	-		-	56㎡	△	-	-	-	-	-
114	美杉	伊勢地	旧美杉方面団第4分団第4格納庫(H31廃止)		S	S60	33		B	58㎡	○	-	-	-	-	-
115	美杉	奥津	旧美杉方面団第5分団第4格納庫(H31廃止)		S	不明	-		-	20㎡	△	-	-	-	-	-

- ※市民が一般利用しない施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。  
 ※建築年が不明の施設については、建築年を「不明」、経過年数及び健全性の欄を「-」と記載しています。  
 ※団員数については、団本部及び各方面団の一部（方面団長、副方面団長及び女性団員）を含めていません。  
 ※15：津方面団新町分団車庫については、令和2年10月に新施設に機能移転したことから、管理運営費の欄を「-」と記載しています。  
 ※41：美里方面団第3分団車庫家所、42：美里方面団第3分団車庫穴倉、43：美里方面団第3分団車庫高原原は、施設の統合に伴い、令和7年3月に廃止しました。  
 ※44：安濃方面団本部村主分団詰所・車庫は平成30年3月に、50：安濃方面団草生分団詰所・車庫、61：一志方面団第2分団詰所・車庫及び77：白山方面団第4分団車庫・詰所は令和2年3月に供用開始していることから、管理運営費の欄を「-」と記載しています。  
 ※77：白山方面団第4分団車庫・詰所は、令和2年3月に旧白山郷土資料館の新館へ移転しました。  
 ※81：美杉方面団第1分団第3格納庫は、地盤沈下により建物を使用できなくなったため、令和4年12月に廃止しました。  
 ※90：美杉方面団第3分団第1格納庫は、施設の統合に伴い、令和4年12月に廃止しました。  
 ※106：旧安濃方面団村主分団川西班車庫・水防倉庫は、44：安濃方面団本部村主分団詰所・車庫（旧安濃町役場厚生棟）への統合・移転に伴い、平成30年3月に廃止しました。  
 ※107：旧安濃方面団第3分団浄土寺班車庫については、44：安濃方面団本部村主分団詰所・車庫（旧安濃町役場厚生棟）への統合・移転に伴い、平成31年に廃止し、令和元年7月に自治会に譲渡しました。  
 ※108：旧安濃方面団草生分団安部班車庫、109：旧安濃方面団草生分団草生班車庫は、50：安濃方面団草生分団詰所・車庫（旧草生幼稚園）への統合・移転に伴い、令和2年3月に廃止し、獣害対策拠点施設として活用しています。  
 ※110：旧一志方面団第2分団第1小隊詰所、111：旧一志方面団第2分団第2小隊詰所、112：旧一志方面団第2分団第4小隊詰所は、61：一志方面団第2分団詰所・車庫（旧波瀬幼稚園）への統合・移転に伴い、令和2年3月に廃止しました。  
 ※113：旧美杉方面団第4分団第3格納庫、114：旧美杉方面団第4分団第4格納庫、115：旧美杉方面団第5分団第4格納庫は、施設の統合に伴い、平成31年3月に廃止しました。

## 【計画策定後に整備した施設】

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	団員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所	○	S	R6	-		A	108㎡	○	17人	-	-	直営	-
2	津	美里	美里方面団第3分団車庫・詰所		S	H4	32	R6	A	720㎡	○	38人	-	-	直営	-

- ※1：津市方面団栗真分団車庫・詰所については、令和6年2月に北消防署の建て替えにあわせて、栗真水防倉庫とともに移転・複合化するため、管理運営費等の欄を「-」と記載しています。  
 ※2：美里方面団第3分団車庫・詰所については、旧美里高齢者生活福祉センターを改修し、3箇所 に点在していた車庫を集約するとともに詰所機能も備えました。

## 【水防倉庫】

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	団員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	白塚	白塚水防倉庫		S	H4	26		B	28㎡	○	-	-	-	直営	4
2	津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	○	CB	H7	23		B	31㎡	○	-	-	-	直営	0
3	津	育生	橋南水防倉庫		S	H9	21		B	24㎡	○	-	-	-	直営	5
4	津	北立誠	江戸橋水防倉庫(R2廃止)		S	S60	33		B	34㎡	○	-	-	-	直営	13
5	津	新町	押加部水防倉庫		S	S63	30		B	23㎡	○	-	-	-	直営	4
6	津	新町	南河路水防倉庫		S	H20	10		A	32㎡	○	-	-	-	直営	4
7	津	安東	安東水防倉庫		S	H2	28		B	32㎡	○	-	-	-	直営	7
8	津	楯形	楯形水防倉庫		S	S61	32		B	33㎡	○	-	-	-	直営	4
9	津	神戸	神戸水防倉庫		S	H2	28		B	32㎡	○	-	-	-	直営	7
10	津	敬和	敬和水防倉庫		S	H8	22		B	30㎡	○	-	-	-	直営	5
11	津	雲出	雲出水防倉庫		S	H3	27		B	31㎡	○	-	-	-	直営	5
12	津	高茶屋	南郊水防倉庫		S	H4	26		B	31㎡	○	-	-	-	直営	4
13	津	大里	豊里水防倉庫		S	H3	27		B	33㎡	○	-	-	-	直営	4
14	久居	戸木	戸木水防倉庫		S	H6	24		B	20㎡	○	-	-	-	直営	3
15	久居	成美	久居明神水防倉庫		S	S53	40		C	20㎡	△	-	-	-	直営	0
16	久居	栗葉	久居稲葉水防倉庫		S	H7	23		B	20㎡	○	-	-	-	直営	1
17	久居	栗葉	久居庄田水防倉庫		S	H6	24		B	20㎡	○	-	-	-	直営	0
18	久居	栗葉	森町水防倉庫		S	H8	22		B	19㎡	○	-	-	-	直営	0
19	久居	誠之	久居須ヶ瀬水防倉庫		S	H6	24		B	20㎡	○	-	-	-	直営	0
20	久居	桃園	久居木造水防倉庫		S	H6	24		B	20㎡	○	-	-	-	直営	28
21	久居	桃園	久居新家水防倉庫		S	H6	24		B	20㎡	○	-	-	-	直営	0
22	香良洲	香良洲	香良洲地域水防ステーション		RC(一部W)	H8	22		A	不明	○	-	-	-	直営	0
23	香良洲	香良洲	香良洲庁舎水防倉庫(R4廃止)		S	S49	44		C	46㎡	△	-	-	-	-	-
24	久居	誠之	久居元町水防倉庫(H30廃止)		S	H6	24		B	33㎡	○	-	-	-	-	-

- ※いずれも資機材の倉庫であることから、団員数、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。
- ※2：栗真水防倉庫は、令和6年2月に北消防署の建て替えにあわせて、津方面団栗真分団車庫とともに移転・複合化しました。
- ※4：江戸橋水防倉庫については、令和2年度に旧消防橋北倉庫に機能移転しました。
- ※23：香良洲庁舎水防倉庫は、22：香良洲地域水防ステーションへの統合・移転に伴い、令和4年3月に廃止しました。
- ※24：久居元町水防倉庫については、老朽化のため平成30年3月に廃止し、除却しました。

【計画策定後新たに水防倉庫に転用・新設した施設等】

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	団員数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	南立誠	橋北水防倉庫		S	S60	33		B	34㎡	○	-	-	-	直営	-
2	津	櫛形	櫛形第2水防倉庫		CB	S56	37		B	23㎡	△	-	-	-	直営	-
3	津	一身田	一身田水防倉庫		S	R2	-		A	27㎡	○	-	-	-	直営	-
4	久居	誠之	久居元町水防倉庫		S	S52	41		C	54㎡	△	-	-	-	直営	-
5	津	栗真	栗真水防倉庫	○	S	R6	-		A	20㎡	○	-	-	-	直営	-

- ※いずれも資機材の倉庫であることから、団員数、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。
- ※4：久居元町旧第2分団倉庫は、従前より水防資機材の保管スペースとして利用していることが判明したため、久居元町水防倉庫として位置付けることとしました。(令和4年3月修正)

## (2) 現状と課題の整理

ほとんどの施設が小規模（延床面積が200㎡未満）で、耐震診断調査が未実施となっています。

### ア 消防団施設

1分団当たりの施設数に地域差があります。また、詰所のない分団があり、詰所機能の確保が課題となっています。

建物については、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が41施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が26施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が12施設あります。

### イ 水防倉庫

建築後20年を超え経年劣化が進む施設が18施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が3施設あり、香良洲庁舎水防倉庫は建築後40年を超え老朽化が顕著です。

## (3) 施設毎の方向性

### ア 消防団施設

地域防災の拠点として機能を継続し、建物については、利用可能な間は適切に維持します。

また、各地域の人口動態等の実情に即した消防団の体制構築に向け、組織再編を進める中で、他の公共施設の転用、複数の消防団施設の集約化、他の施設への複合化等により消防団施設の再編・再配置を進めます。その際は詰所と車庫の一体化又は併設を図り、跡施設は処分します。

1分団当たりの施設数が多い一志地域及び美杉地域については、使用頻度の低い施設の廃止等により適正な施設配置を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
5	津	安東	津方面団安東分団車庫	複合化	除却	-	旧安東幼稚園舎を地区活動拠点施設に転用し、公共施設機能(コミュニティセンター、放課後児童クラブ、出張所及び消防団施設)の複合化を図る。跡施設については、除却を行う。
13	津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所(R6建替)	複合化	建替		北消防署の建て替えにあわせて消防施設機能(消防署所、消防団施設及び水防倉庫)の複合化により整備を図る。跡施設は、除却し自治会に土地を返還する。
16	津	高茶屋	津方面団高茶屋分団車庫	複合化	処分	-	南郊公民館の建て替えにあわせて消防施設機能(消防団詰所・車庫、水防倉庫)の複合化を図る。跡施設は、売却処分により蔵入の確保を図る。
41	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫家所	集約化	除却		旧美里高齢者生活福祉センター建物を改修のうえ、機能を集約し、分団の効率的な体制構築を図る。跡施設は、除却して借地を返還する。
42	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫穴倉	集約化	検討	○	旧美里高齢者生活福祉センター建物を改修のうえ、機能を集約し、分団の効率的な体制構築を図る。跡施設は、処分等について検討する。
43	美里	辰水	美里方面団第3分団車庫高座原	集約化	除却		旧美里高齢者生活福祉センター建物を改修のうえ、機能を集約し、分団の効率的な体制構築を図る。跡施設は、除却して借地を返還する。
81	美杉	竹原	美杉方面団第1分団第3格納庫(R4廃止)	集約化	処分	-	機能は、美杉方面団第1分団の他施設に集約する。跡施設は売却処分により蔵入の確保を図る。
90	美杉	太郎生	美杉方面団第3分団第1格納庫(R4廃止)	集約化	譲渡	-	機能は、美杉方面団第3分団の他施設に集約する。跡施設は、自治会への譲渡を図る。

※今後の方向性が決定済みの施設(機能(ソフト)、建物(ハード)の欄がいずれも「継続」の施設を除きます。)に限り記載しています。

※中期的(6年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【計画策定後の新施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	栗真	津方面団栗真分団車庫・詰所	継続	継続	-	建て替え後の北消防署に複合する施設として機能を継続し、計画的な保全に努める。

※1:津方面団栗真分団車庫・詰所については、令和6年2月に整備完了し、供用開始したため、検討の優先度の欄を「-」と記載しています。

## イ 水防倉庫

地域防災の拠点として機能を継続し、建物については、利用可能な間は適切に維持し、継続利用が困難になったタイミングで、消防団施設と水防倉庫の機能統合による効率的な施設運営を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
2	津	栗真	栗真水防倉庫(R6建替)	複合化	建替		北消防署の建て替えにあわせて消防施設機能(消防署所、消防団施設及び水防倉庫)の複合化を図る。跡施設は、除却し自治会等へ土地を返還する。
4	津	北立誠	江戸橋水防倉庫(R2廃止)	継続	転用	-	機能は、消防橋北倉庫に移転し、継続する。跡施設は、商業振興労政課倉庫に転用する。
12	津	高茶屋	南郊水防倉庫	複合化	処分	-	南郊公民館の建て替えにあわせて消防施設機能(消防団詰所・車庫、水防倉庫)の複合化を図る。跡施設については、売却処分により蔵入の確保を図る。
22	香良洲	香良洲	香良洲地域水防ステーション	集約化	継続	-	機能は、香良洲庁舎水防倉庫を集約化する。建物は、計画的な保全に努める。
23	香良洲	香良洲	香良洲庁舎水防倉庫	集約化	転用	-	機能は、香良洲地域水防ステーションに集約化する。建物は、香良洲庁舎倉庫として利用可能な間適切に維持する。
1	津	栗真	栗真水防倉庫	継続	継続	-	建て替え後の北消防署に複合する施設として機能を継続し、計画的な保全に努める。

※今後の方向性が決定済みの施設(機能(ソフト)、建物(ハード)の欄がいずれも「継続」の施設を除きます。)に限り記載しています。

※中期的(6年間を目途)に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

#### 【計画策定後の新施設】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	栗真	栗真水防倉庫	継続	継続	-	建て替え後の北消防署に複合する施設として機能を継続し、計画的な保全に努める。

※1：栗真水防倉庫については、令和6年2月に整備完了し、供用開始したため、検討の優先度の欄を「-」と記載しています。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能	建物	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
津方面団安東分団車庫	複合化	除却					除却					
津方面団栗真分団車庫 栗真水防倉庫	複合化	除却	準備	北消防署建設工事			除却					
津方面団高茶屋分団車庫 南郊水防倉庫	複合化	処分								処分		
美里方面団第3分団車庫家所	集約化	除却					除却					
美里方面団第3分団車庫高座原	集約化	除却					除却					
美杉方面団第1分団第3格納庫 (R4廃止)	集約化	処分					処分					
美杉方面団第3分団第1格納庫 (R4廃止)	集約化	譲渡				譲渡						
香良洲庁舎水防倉庫	集約化	転用				転用						
江戸橋水防倉庫	継続	転用	移転	転用								

※津方面団安東分団車庫については、旧安東幼稚園舎を地区活動拠点施設に転用し、津方面団安東分団車庫を含めた公共施設機能の複合化を図ります。このため、令和4年度に旧安東幼稚園舎の改修工事設計を行います。

なお、現行の津方面団安東分団車庫建物の除却に係るスケジュールは未定となっています。

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

※津方面団高茶屋分団車庫、南郊水防倉庫については、南郊公民館の複合施設を令和9年度に新設、供用開始の予定です。

#### (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	延床面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
津方面団安東分団車庫（跡施設の除却）	24	-	4,000
津方面団栗真分団車庫、栗真水防倉庫（跡施設の除却）	31	-	12,000
美里方面団第3分団車庫家所、穴倉、高座原（旧美里高齢者生活福祉センターの改修）	753	-	38,000
美里方面団第3分団車庫家所（跡施設の除却）	30	-	-
美里方面団第3分団車庫高座原（跡施設の除却）	22	-	-
工事費概算（合計）	-	-	-

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※津方面団安東分団車庫を含めた公共施設機能の複合化に係る工事費概算については、安東出張所の工事費概算にあわせて記載しています。

※津方面団栗真分団車庫及び栗真水防倉庫を含めた消防施設機能の複合化に係る工事費概算については、北消防署の工事費概算にあわせて記載しています。

### 3 消防倉庫

#### 【要旨】

- ▶ 消防倉庫は、消防・防災資機材の保管庫で、3施設を設置
- ▶ いずれの施設も機能を廃止、建物は転用、自治会への譲渡等を検討

#### (1) 施設の概要

消防倉庫は、消防・防災資機材の格納庫で、3施設を配置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報												
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)
1	津	南立誠	消防橋北倉庫(R2廃止)		S	S60	33		B	34㎡	○	-	-	-	直営	3
2	久居	誠之	久居元町旧第2分団倉庫		S	S52	41		C	54㎡	△	-	-	-	直営	1
3	津	橿形	消防橿形倉庫 (未利用→R2廃止)		CB	S56	37		B	23㎡	△	-	-	-	直営	0
4	津	養正	旧養正地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S56	37		B	5㎡	△	-	-	-	-	-
5	津	修成	旧修成地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	H8	22		B	6㎡	○	-	-	-	-	-
6	津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会ポンプ庫(H29廃止)		CB	S54	39		B	5㎡	△	-	-	-	-	-
7	津	南立誠	旧南立誠自主防災協議会防災倉庫(H29廃止)		CB	不明	-		-	4㎡	△	-	-	-	-	-
8	津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S54	39		B	5㎡	○	-	-	-	-	-
9	津	敬和	旧敬和地区自主防災協議会第1ポンプ保管庫(H29廃止)		S	S57	36		B	8㎡	○	-	-	-	-	-
10	津	育生	旧育生地区自主防災協議会ポンプ保管庫(H29廃止)		CB	S55	38		B	5㎡	△	-	-	-	-	-

※倉庫施設であることから、利用者数、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※1：消防橋北倉庫については、令和2年度以降、橋北水防倉庫に転用しています。

※2：久居元町旧第2分団倉庫は、従前より水防資機材の保管スペースとして利用していることが判明したため、久居元町水防倉庫として位置付けることとしました。（令和4年3月修正）

※3：消防橿形倉庫については、従前から未利用となっており、令和2年度以降水防倉庫としての転用を進めています。

※4：旧養正地区自主防災協議会ポンプ保管庫、5：旧修成地区自主防災協議会ポンプ保管庫、6：旧南立誠自主防災協議会ポンプ庫、7：旧南立誠自主防災協議会防災倉庫、8：旧敬和地区自主防災協議会ポンプ保管庫、9：旧敬和地区自主防災協議会第1ポンプ保管庫、10：旧育生地区自主防災協議会ポンプ保管庫については、平成29年4月に廃止し、各地区の自主防災協議会に使用貸借を行っています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、消防橋北倉庫は、消防本部が可搬消防ポンプ、ホース、訓練用水槽などを保管しており、久居元町旧第2分団倉庫は、地域の自治会が可搬消防ポンプ、ホース、リヤカー、消火器などの消防・防災資機材の保管庫として使用しています。消防橿形倉庫は未利用となっています。

建物については、久居元町旧第2分団倉庫及び消防橿形倉庫の耐震診断調査は未実施となっています。消防橋北倉庫及び消防橿形倉庫は建築後30年を超え老朽化が進んでおり、久居元町旧第2分団倉庫は建築後40年を超え老朽化が顕著になっています。

#### (3) 施設毎の方向性

消防橋北倉庫については、江戸橋水防倉庫の機能を移転し、橋北水防倉庫として用途を変更して使用します。

久居元町旧第2分団倉庫については、機能を廃止したうえで地域の自治会への譲渡等を協議します※。

※従前より水防資機材の保管スペースとして利用していることが判明したため、久居元町水防倉庫として位置付けることとしました。(令和4年3月修正)

未利用となっている消防櫛形倉庫については、櫛形水防倉庫の機能を一部移転し、櫛形第2水防倉庫として用途を変更して使用します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南立誠	消防橋北倉庫(R2廃止)	廃止	転用	-	消防倉庫の機能を廃止し、跡施設は橋北水防倉庫に転用する。
2	久居	誠之	久居元町旧第2分団倉庫	(廃止)	(転用)	-	水防資機材の保管スペースとして使用していることが判明したことから、久居元町水防倉庫として位置付けることとする。
3	津	櫛形	消防櫛形倉庫(未利用→R2廃止)	廃止	転用	-	現在未利用となっていることから機能を廃止し、跡施設は水防倉庫への転用を進める。

※短期的(3年間を目途)に協議を行う施設については、検討の優先度の欄を「◎」と記載しています。

※久居元町旧第2分団倉庫については、従前より水防資機材の保管スペースとして利用しているため、機能の欄を「(廃止)」、建物の欄を「(転用)」として記載しています。

#### (4) 今後10年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール											
	機能(ソフト)	建物(ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
消防橋北倉庫	廃止	転用	廃止 転用	適切に維持										
消防櫛形倉庫(未利用)	廃止	転用	廃止 転用	適切に維持										

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

※久居元町旧第2分団倉庫については、従前より水防資機材の保管スペースとして利用しているため、記載していません。

## 第 11 項 公営住宅編

### 1 林業者宿泊施設

#### 【要旨】

- ▶ 林業従事者を対象に本市が提供している住宅施設であり、美杉地域に 1 施設（大樹の家）を設置
- ▶ 林業従事者確保の重要性を踏まえ、機能を継続、建物は利用可能な間適切に維持

#### (1) 施設の概要

林業者宿泊施設（大樹の家）は、林業従事者を対象に、美杉地域に設置している住宅施設（1 棟に 3LDK の住宅が 5 戸あります。）で、林業従事者の長期滞在場所としての役割を果たしています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数	入居戸数/総戸数	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美杉	美杉東	美杉林業者宿泊施設「大樹の家」		W	H6	24		B	418㎡	○	-	60%	A	直営	986	1,080

※住宅施設であることから、利用者数の欄を「-」と記載しています。

#### (2) 現状と課題の整理

令和元年度の入居率は、60%（5 戸のうち 3 戸に入居）となっており、一定の需要があります。

建物については、老朽化等の問題はなく、耐震性についても確保しています。

管理運営については、直営により行っていますが、より効率的な管理運営方法を検討する必要があります。

#### (3) 施設毎の方向性

林業従事者の減少・高齢化が進む中、林業従事者の確保が重要な課題となっていること及び一定の需要があることから機能を継続し、建物は、利用可能な間適切に維持しますが、近隣の他の市営住宅の配置状況、入居状況などを注視していきます。

管理運営については、指定管理者制度の導入や周辺の市営住宅を含めた包括的業務委託など、効率的な方法を検討していきます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	美杉	美杉東	美杉林業者宿泊施設「大樹の家」	継続	継続	-	機能を継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。

## 第 12 項 処理場編

### 1 処理場

#### 【要旨】

- ▶ 処理場は、一般廃棄物の処分等を行う施設で、焼却施設 3 施設、中間処理施設 1 施設、埋立処分施設 1 施設、し尿・浄化槽汚泥処理施設 2 施設、エコ・ステーション 6 施設で、合計 13 施設を設置
- ▶ 一部の施設は、老朽化、処理能力及び施設の適正配置の点で課題あり
- ▶ 焼却施設及びし尿・浄化槽汚泥処理施設については、処理量等の変化を見据え、効率的・効果的な施設整備・運営の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む
- ▶ 中間処理施設及び埋立処分施設については、機能を継続、建物は計画的な保全に努める
- ▶ エコ・ステーションについては、民間の事業状況を踏まえ、市営のエコ・ステーションの配置を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む

#### (1) 施設の概要

処理場は、一般廃棄物の処分等を行う施設で、市内に 13 施設を設置しています。

##### ア 焼却施設（3 施設）

家庭や事業所から排出される一般廃棄物のうち燃やせるごみなどの焼却を行うクリーンセンター 2 施設と、道路上その他公共施設において死亡した獣、鳥等の死骸を焼却する死亡獣等焼却処理場があります。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	処理量(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	片田	西部クリーンセンター(焼却施設)	○	SRC	S54	39	H29	A	11,361㎡	○	137台	-	-	直営	892,580	343,099
2	久居	栗葉	クリーンセンターおおたか		RC	H11	19		A	4,582㎡	○	85台	-	-	直営	523,906	113,532
3	白山	家城	死亡獣等焼却処理場		S	H5	25		B	103㎡	○	4台	-	-	直営	11,294	*

※処理量（日平均）については、施設に搬入する車両台数を示しています。

※いずれの施設も廃棄物の処理・回収を行う形態の施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。また、3：死亡獣等焼却処理場については、使用料を定めていない施設であることから、使用料の欄を「\*」と記載しています。

##### イ 中間処理施設（1 施設）

燃やせないごみ（陶磁器類、ガラス・鏡類、金属や化粧品・消毒用のびんなど）と蛍光管、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック類などの資源化及び破碎選別処理を行う施設です。

なお、中間処理施設から排出される資源化及び破碎選別処理後の可燃残渣はクリーンセンター 2 施設で焼却処理を行っています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	処理量(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	片田	リサイクルセンター		RC-SRC-S	H28	2		A	9,871㎡	○	91台	-	-	直営	342,734	6,844

※処理量(日平均)については、施設に搬入する車両台数を示しています。

※廃棄物の処理・回収を行う形態の施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

## ウ 埋立処分施設(1施設)

中間処理施設での資源化及び破碎選別処理後の不燃残渣の埋立てを行う施設です。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	処理量(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	美杉	美杉南	一般廃棄物最終処分場		RC-SRC	H28	2		A	14,196㎡	○	-	-	-	直営	116,093	*

※市民や運搬業者が一般利用しない施設であることから、処理量(日平均)、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。また、使用料を定めていないことから、使用料の欄を「\*」と記載しています。

## エ し尿・浄化槽汚泥処理施設(2施設)

下水道が普及していない地区から排出されるし尿・浄化槽汚泥の脱水・焼却を行う施設です。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	処理量(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	安濃	村主	安芸・津衛生センター		RC	H5	25		A	4,178㎡	○	160台	-	-	直営	335,241	6,111
2	一志	高岡	クリーンセンターくもず		RC	H10	20		A	2,719㎡	○	56台	-	-	直営	437,730	2,545

※処理量(日平均)については、施設に搬入する車両台数を示しています。

※いずれの施設も廃棄物の処理・回収を行う形態の施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

## オ エコ・ステーション(6施設)

ごみの減量化とリサイクルの推進を図ることを目的に、市民が直接資源ごみを持ち込むことができる施設です。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	処理量(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	片田	西部クリーンセンター(エコ・ステーション)	○	SRC	S54	39	H29	A	130㎡	○	11台	-	-	直営	-	*
2	久居	成美	明神リサイクルストックヤード		S	H5	25		B	300㎡	○	258台	-	-	直営	21,413	*
3	河芸	上野	河芸エコ・ステーション		SRC	H9	21		A	153㎡	○	24台	-	-	直営	2,633	*
4	芸濃	安西	芸濃エコ・ステーション		S	H28	2		A	196㎡	○	14台	-	-	直営	8,363	*
5	香良洲	香良洲	香良洲エコ・ステーション		S	H29	1		A	255㎡	○	64台	-	-	直営	26,988	*
6	一志	高岡	一志とくめエコ・ステーション		RC	S49	44		B	91㎡	○	16台	-	-	直営	9,436	*

※いずれの施設も廃棄物の処理・回収を行う形態の施設であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。また、使用料を定めていないことから、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※処理量(日平均)については、施設に搬入する車両台数を示しています。

※1:西部クリーンセンター(エコ・ステーション)は、焼却施設の建物内にコンテナを設置しており、延床面積については、使用している2号炉棟建屋のプラットフォーム区画の面積を示しています。また、管理運営費は一体的に管理している焼却施設の管理運営費に含めています。

※5:香良洲エコ・ステーションは、平成28年度及び平成29年度に建て替えを行っています。

## (2) 現状と課題の整理

管理運営については、民間事業者に委託している運転管理などの一部の業務を除き、全ての施設で直営により行っています。

### ア 焼却施設

施設の健全性については、全ての施設で耐震性を確保していますが、建築後 20 年を超え経年劣化が進んでいる施設が 1 施設（死亡獣等焼却処理場）、建築後 30 年を超え老朽化が進んでいる施設が 1 施設（西部クリーンセンター）あります。

なお、西部クリーンセンターについては、大規模改修を実施していますが、将来にわたって安定的かつ効率的に廃棄物処理を行うことができるよう定期的な修繕や設備の更新が必要となっています。

【処理能力及び実績処理量（令和元年度実績）】

番号	施設名		運転業務	年間処理量			実績処理量 (1日あたり)	最大処理能力 (1日あたり)	運転日数	運転時間
				家庭系	事業系					
1	西部クリーンセンター（焼却施設）	1号炉	委託	55,250 t	33,371 t	21,879 t	83.0 t	120.0 t	300 日	24 時間
		2号炉					111.0 t	120.0 t	275 日	
2	クリーンセンターおおたか	1号炉	委託	36,999 t	29,007 t	7,992 t	82.0 t	97.5 t	222 日	24 時間
		2号炉					81.0 t	97.5 t	231 日	
3	死亡獣等焼却処理場		委託	小型動物 1,576 体 大型動物 132 体			1 回	3 回	113 日	9-17 時

※西部クリーンセンター及びクリーンセンターおおたかの年間処理量は、中間処理施設で実施した資源化及び破砕選別処理後の可燃残渣を含んでいます。

※死亡獣等焼却処理場は、小型動物（30 kg未満）のみの場合は 1 回につき 25～30 体、大型動物（30 kg以上）のみの場合は 1 回につき 1～2 体、小型動物と大型動物の混焼の場合は 1 回につき小型動物 10～15 体、大型動物 1 体を焼却しています。なお、最大処理能力は、運転時間を平均処理時間で除して算出しています。

### イ 中間処理施設

建築後間もない施設であり、施設の健全性や処理能力は確保されています。

【処理能力及び実績処理量（令和元年度実績）】

番号	施設名	運転業務	種別	実績処理量 (1日あたり)	最大処理能力 (1日あたり)	運転日	運転時間
1	リサイクルセンター	委託	破砕選別処理	26.0 t	42 t	月-金曜日	5 時間/日
			切断処理	1.8 t	5 t		
			資源ごみ処理	26.0 t	39 t		
			容器包装プラスチック	15.0 t	25 t		
			ペットボトル	3.2 t	5 t		
			びん	7.8 t	9 t		
			危険ごみ処理	0.5 t	3 t		
			蛍光管	0.2 t	2 t		
			スプレー缶・ライター	0.3 t	1 t		

### ウ 埋立処分施設

建築後間もない施設であり、施設の健全性や処理能力は確保されています。

## 【埋立可能量】

番号	施設名	運転業務	埋立可能量※	残余容量※	残存年数※
1	一般廃棄物最終処理場（第1期分）	委託	約 90,000m <sup>3</sup>	80,987m <sup>3</sup>	-

※残余容量は、令和元年度末時点での残余容量を記載しています。

※埋立可能量は、津市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月策定）における一般廃棄物最終処分場の計画埋立量 180,000 m<sup>3</sup>のうち建設済みの第1期分の90,000 m<sup>3</sup>を記載しています。

※残存年数は、津市リサイクルセンター稼働後の埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことと見込んでいますが、津市地域防災計画で想定する大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が発生し得る可能性を見極めて算定する必要があるため、現時点では「-」としています。（第2期分の建設については、この残存年数の見極めを踏まえて建設要否・建設時期等を検討していきます。）

## エ し尿・浄化槽汚泥処理施設

いずれも経年劣化が進んでいる施設で、下水道の普及により、し尿と浄化槽汚泥の比率に変化が生じており、現行施設での最適な処理が困難となっていることから、施設の在り方や新たな処理方法の導入について検討が必要となっています。

なお、運転業務は委託にて実施しています。

## オ エコ・ステーション

建築後20年を超え経年劣化が進んでいる施設が2施設、建築後30年を超え老朽化が進んでいる施設が1施設、建築後40年を超え老朽化が顕著な施設が1施設あります。

現在、エコ・ステーションは市内に6箇所設置していますが、店頭回収など民間事業者において資源ごみ回収事業が行われていることから、施設の配置について検討が必要となっています。

## (3) 施設毎の方向性

## ア 焼却施設

ごみ処理の過程において欠かせない役割を担うことから機能を継続しますが、建物や設備の経年劣化・老朽化が進んでいることから、計画的な修繕を行います。

また、ごみの発生抑制・減量化や資源化の施策による減少を見据え、安定的かつ効率的な廃棄物処理ができるよう、収集効率、施設の余熱利用及び焼却処理後の資源化を含め将来的な施設の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	片田	西部クリーンセンター(焼却施設)	検討	検討	○	処理量の推移を見据えて施設の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
2	久居	栗葉	クリーンセンターおおたか	検討	検討	○	処理量の推移を見据えて施設の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。
3	白山	家城	死亡獣等焼却処理場	検討	検討	○	他の焼却施設に合わせて施設の在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## イ 中間処理施設

ごみの減量化とリサイクルの推進を図るために必要であることから、機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	片田	リサイクルセンター	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

## ウ 埋立処分施設

ごみ処理の過程において欠かせない役割を担うことから機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

また、敷地内の森林資源を生かした自然公園を整備する計画があることから、自然環境について学習するための施設などの整備についても検討を進めます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	美杉	美杉南	一般廃棄物最終処分場	継続	継続	-	機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

## エ し尿・浄化槽汚泥処理施設

下水道の普及によるし尿と浄化槽汚泥の処理比率の変化を受け、施設の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

また、費用対効果の観点から下水道処理施設への投入、汚泥の固形燃料化（バイオマス活用）等といった新たな処理方法の導入についても検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	安濃	村主	安芸・津衛生センター	検討	検討	○	し尿と浄化槽汚泥の処理比率の変化を受け、施設の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。
2	一志	高岡	クリーンセンターくもず	検討	検討	○	し尿と浄化槽汚泥の処理比率の変化を受け、施設の在り方について検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## オ エコ・ステーション

店頭回収など民間事業者の資源ごみ回収事業の実施状況を踏まえ、今後の施設配置を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	片田	西部クリーンセンター(エコステーション)	検討	検討	○	施設の適正配置についての検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。
2	久居	成美	明神リサイクルストックヤード	検討	検討	○	施設の適正配置についての検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。
3	河芸	上野	河芸エコステーション	検討	検討	○	施設の適正配置についての検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。
4	芸濃	安西	芸濃エコステーション	検討	検討	○	施設の適正配置についての検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。
5	香良洲	香良洲	香良洲エコステーション	検討	検討	○	施設の適正配置についての検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。
6	一志	高岡	一志とことめエコステーション	検討	検討	○	施設の適正配置についての検討を行い、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

※中期的（6年間を目途）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 第 13 項 交通施設編

### 1 ヘリポート

#### 【要旨】

- ▶ ヘリコプターの専用飛行場で、市内に 1 箇所（伊勢湾ヘリポート）を設置
- ▶ 離着陸場の設備は平成 22 年に更新しているが、管理事務所は老朽化が進んでいる
- ▶ 民間による利用が減少していることから、高速交通機能としての在り方を検討

#### (1) 施設の概要

ヘリポートは、高速交通機能であるヘリコプターの専用飛行場で、市内に 1 箇所（伊勢湾ヘリポート）を設置しています。

旅客又は貨物の運送等により、航空交通の推進を図る目的で設置したのですが、現在は、主に防災や医療等の緊急輸送・搬送のための基地となっています。

ヘリコプターの離着陸場のほか、管理事務所、格納庫設置スペース、給油施設を有し、主に三重県や民間事業者が利用しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	雲出	伊勢湾ヘリポート		S	H5	25		B	578㎡	○	4人	52%	B	指定管理	1,273	-

※指定管理者が施設利用料を収受しているため、使用料の欄を「-」と記載しています。

※利用率については、現在の年間離発着回数 1,264 回を「伊勢湾ヘリポート管理・運用計画」の需要予測 2,460 回で除して算出しています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、発着回数は 1 日あたり約 4 回で利用率が 52% となっています。三重県警察ヘリ、三重県防災ヘリ、三重県ドクターヘリなど公共的な利用が多く、利用料金の多くを減額・免除しています。

施設については、滑走路、誘導路、エプロン等離着陸場の設備を平成 22 年に更新していますが、建築後 20 年を超える管理事務所の経年劣化が進んでいます。

#### (3) 施設毎の方向性

民間による利用が減少していることを踏まえ、高速交通機能としての在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組みます。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

また、利用料金については、三重県に負担金徴収の協議を行うなど、一定の歳入確保を図ります。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	雲出	伊勢湾ヘリポート	検討	検討	○	高速交通機能としての在り方を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む。

※中期的（6 年間を目標）に検討を行う施設については、検討の優先度の欄を「○」と記載しています。

## 2 旅客船ターミナル

### 【要旨】

- ▶ 旅客船ターミナルは、本市と中部国際空港とを結ぶ海上交通駅として2施設（津なぎさまち内旅客船ターミナル、空港島旅客船ターミナル）を設置
- ▶ 高速船の年間利用者が約29万人、貸しスペースの利用率が約8%
- ▶ 今後とも機能を継続、建物は計画的な保全に努め、高速船利用者の増加を図るための取り組みを進める

### (1) 施設の概要

旅客船ターミナルは、本市と中部国際空港を結ぶ海上交通駅として津市なぎさまちに1施設（津なぎさまち内旅客船ターミナル）と愛知県常滑市の中部国際空港島内に1施設（空港島旅客船ターミナル）を設置しています。

旅客船ターミナルは、旅客船の発着場とチケットの販売場所や待合場所のある建物を有し、津なぎさまちー中部国際空港間を定期運航（1日15往復）する高速船の発着点として、主に中部国際空港利用者が利用しています。

また、津なぎさまち内旅客船ターミナルでは、旅客船ターミナルとしての機能のほか、貸しスペースや無料駐車場を併せて整備しており、交流拠点としての機能や旅客船利用者のための駐車場機能も担っています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	敬和	津なぎさまち内旅客船ターミナル		W	H17	13		B	1,235㎡	○	792人	-	-	指定管理	53,227	-
2	常滑市	常滑市	空港島旅客船ターミナル		W	H17	13		B	169㎡	○	792人	-	-	その他	296	-

※いずれの施設も、高速船利用者の待合所及び運航事業者の事務所としての利用が主であることから、利用率及び利用の程度の欄を「-」と記載しています。

※1：津なぎさまち内旅客船ターミナルについては、指定管理者が施設利用料を収受していることから、2：空港島旅客船ターミナルについては、使用料を定めていないことから、使用料の欄を「-」と記載しています。

### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、高速船の年間利用者が約29万人、貸しスペースの利用率が約8%となっています。

建物については、いずれも耐震性及び健全性を確保していますが、空調設備や自動ドア等の電気設備については、経年劣化等により不具合が発生しています。

管理運営については、津なぎさまち内旅客船ターミナルは指定管理者制度による管理運営を行い、空港島旅客船ターミナルは、定期運航を行う事業者による管理運営を行うことを条件に貸し付けを行っていますが、更なる高速船利用者の増加及び貸しスペースの利用率の向上を図る必要があります。

津なぎさまち内旅客船ターミナルの駐車場については、借地が分散しているほか、不適切な駐車、放置車両などの課題があります。

### (3) 施設毎の方向性

本市の交通交流の基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図るとともに高速船利用者の増加を図るための取り組みを進めます。

津なぎさまち内旅客船ターミナルの駐車場については、長期的利用が見込まれる土地の取得と集約化を進め、他交通機関との競争性を踏まえつつ、需要に応じた駐車場台数の確保に努め、適正な駐車場の在り方を検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	敬和	津なぎさまち内旅客船ターミナル	継続	継続	-	交通交流の基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	常滑市	常滑市	空港島旅客船ターミナル	継続	継続	-	交通交流の基幹施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。

### 3 駐輪場

#### 【要旨】

- ▶ 駐輪場は利用者の利便の確保及び交通安全並びに公共空間の環境確保を目的として、交通拠点周辺に 25 施設（垂水自転車等保管庫を含む）を設置
- ▶ 屋内駐輪場のうち建築後 30 年を超える施設が 1 施設あるほか、設備の老朽化が進行
- ▶ 飽和・過密状態の施設もあることから、適正配置と収容台数の確保を図る
- ▶ 今後とも機能を継続、設備等の計画的な保全に努める

#### (1) 施設の概要

駐輪場は自転車や原動機付自転車(50cc 未満)を停めるスペースで、利用者の利便の確保及び交通安全並びに公共空間の環境確保を目的として、市内の主要駅など交通拠点の周辺に 25 施設（垂水自転車等保管庫を含みます。）を設置しています。

#### 【駐輪場】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	白塚	白塚駅公共自転車等駐輪場		平面	H9	21		-	240㎡	-	163人	82%	A	直営	688	*
2	津	修成	阿漕駅前公共自転車等駐輪場		平面	S60	33		-	120㎡	-	72人	79%	A	直営	439	*
3	津	南立誠	アスト公共自転車等駐輪場		SRC	H13	17		A	1,431㎡	○	710人	76%	A	直営	1,676	*
4	津	南立誠	津駅西第一公共自転車等駐輪場		平面	S51	42		-	279㎡	-	225人	145%	A	直営	441	*
5	津	南立誠	津駅西第二公共自転車等駐輪場		平面	S57	36		-	533㎡	-	212人	56%	B	直営	487	*
6	津	南立誠	津駅西第三公共自転車等駐輪場		平面	H6	24		-	134㎡	-	54人	54%	B	直営	457	*
7	津	南立誠	津駅西第四公共自転車等駐輪場		平面	H12	18		-	904㎡	-	40人	13%	C	直営	534	*
8	津	新町	津新町駅南公共自転車等駐輪場		S	H2	28		B	308㎡	○	218人	90%	A	直営	5,361	*
9	津	新町	津新町駅南第二公共自転車等駐輪場		平面	H9	21		-	211㎡	-	104人	61%	A	直営	2,645	*
10	津	新町	津新町駅南第三公共自転車等駐輪場		平面	H16	14		-	1,061㎡	-	251人	42%	B	直営	4,999	*
11	津	養正	津新町駅北公共自転車等駐輪場		平面	S50	43		-	363㎡	-	83人	29%	C	直営	2,110	*
12	津	養正	フェニックス通公共自転車等駐輪場(R7廃止)		SRC	S60	33		B	288㎡	○	67人	32%	B	直営	439	*
13	津	南が丘	南が丘駅西公共自転車等駐輪場		平面	H6	24		-	292㎡	-	55人	24%	C	直営	450	*
14	津	南が丘	南が丘駅東公共自転車等駐輪場		平面	H16	14		-	529㎡	-	144人	72%	A	直営	440	*
15	津	高茶屋	高茶屋駅南公共自転車等駐輪場		平面	H5	25		-	440㎡	-	77人	35%	B	直営	495	*
16	久居	成美	ポルタひさい公共自転車等駐輪場		SRC	H9	21		A	453㎡	○	177人	75%	A	直営	1,524	2,485
17	久居	成美	久居駅前第1公共自転車等駐輪場		平面	S52	41		-	472㎡	-	354人	88%	A	直営	1,121	*
18	久居	成美	久居駅前第2公共自転車等駐輪場		平面	S56	37	R2	-	761㎡	-	327人	72%	A	直営	957	*
19	久居	成美	久居駅東口公共自転車等駐輪場		平面	R2	-		-	831㎡	-	-	-	-	指定管理	-	-
20	久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐輪場		平面	不明	-		-	19㎡	-	34人	227%	A	直営	441	*
21	久居	桃園	桃園駅前第二公共自転車等駐輪場		平面	H30	0		-	29㎡	-	-	-	-	直営	-	*
22	河芸	豊津	豊津上野駅前公共自転車等駐輪場		平面	H20	10		-	165㎡	-	167人	134%	A	直営	737	*
23	美杉	竹原	伊勢竹原駅公共自転車等駐輪場		平面	S62	31		-	36㎡	-	1人	7%	C	直営	442	*
24	美杉	八知	伊勢八知駅公共自転車等駐輪場		平面	S59	34		-	36㎡	-	1人	5%	C	直営	454	*

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
25	久居	成美	旧久居駅前公共自転車駐車場(R2廃止)		S	S63	30		B	496㎡	○	-	-	-	-	-	-

※利用率については、利用者数を収容可能台数で除して算出しています。

※12：フェニックス通公共自転車等駐車場については、民営化に伴い令和7年3月に機能を廃止しました。

※16：ポルタひさい公共自転車等駐車場及び19：久居駅東口公共自転車等駐車場を除き、いずれの施設においても使用料を定めていないため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

※19：久居駅東口公共自転車等駐車場は令和2年4月から供用を開始し、利用状況に関するデータがないため、利用者数、利用率、利用の程度及び管理運営費の欄について「-」と記載し、指定管理者が施設利用料を収受していることから使用料の欄を「-」と記載しています。

※21：桃園駅前第二公共自転車等駐車場については、平成30年11月に供用を開始し、利用状況に関するデータがないため、利用者数、利用率、利用の程度及び管理運営費の欄を「-」と記載しています。

※25：旧久居駅前公共自転車等駐車場は、令和2年3月に廃止し、建物を除却しました。

### 【保管庫】

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	利用者数(日平均)	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	藤水	垂水自転車等保管庫		S	H12	18		A	6㎡	○	-	-	-	直営	565	*
					平面	H12	18		-	400㎡	-	-	-	-	直営	440	*

※市民が一般利用しない施設であることから、利用者数、利用率及び利用の程度の欄を「-」とし、また使用料を定めていないため、使用料の欄を「\*」と記載しています。

## (2) 現状と課題の整理

利用状況については、施設全体の収容台数約6,000台に対し4,476台の駐車があります（利用率約74%（平成31年5月調査））。利用時間や場所によって、過密状態にある施設もあり、特に桃園駅周辺及び豊津上野駅周辺において利用がひっ迫しています。

屋内駐輪場4施設については、いずれも耐震性を確保していますが、建築後20年を超え経年劣化が進む施設が2施設（津新町駅南公共自転車等駐車場、ポルタひさい公共自転車等駐車場）、建築後30年を超え老朽化が進行している施設が1施設（フェニックス通公共自転車等駐車場）あります。また、屋外駐輪場の一部はフェンスや利用案内看板など設備の老朽化が進んでいます。

管理運営については、令和2年4月に新設した久居駅東口公共自転車等駐車場のみ指定管理者制度により、その他の施設は業務委託により実施しています。使用料については、25施設のうち2施設（久居駅東口公共自転車等駐車場及びポルタひさい公共自転車等駐車場）でのみ徴収しており、受益者負担の観点から施設間で差が生じています。

## (3) 施設毎の方向性

交通安全及び公共空間の環境確保のため、今後とも機能を継続し、利用者数の動向などを注視しながら、適正配置と収容台数の確保を図ります。

また、既存の施設については、引き続き建物や設備等の計画的な保全に努めます。

管理運営については、指定管理者制度の導入や民営化など効率的な運用を検討するほか、適切な利用と受益者負担の観点から、久居駅東口公共自転車等駐車場の運用状況を踏まえ、他の駐輪場の有料化を検討します。指定管理者制度により管理運営している久居駅東口公共自転車等駐車場では、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、サービスの向上及び運営の効率化を図ります。

## 【駐輪場】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	白塚	白塚駅公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
2	津	修成	阿漕駅前公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
3	津	南立誠	アスト公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
4	津	南立誠	津駅西第一公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
5	津	南立誠	津駅西第二公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
6	津	南立誠	津駅西第三公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
7	津	南立誠	津駅西第四公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
8	津	新町	津新町駅南公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
9	津	新町	津新町駅南第二公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
10	津	新町	津新町駅南第三公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
11	津	養正	津新町駅北公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
12	津	養正	フェニックス通公共自転車等駐車場(R7廃止)	民営化	処分	-	複合するフェニックス通り駐車場の民営化に合わせ、公共駐輪場としては廃止し、民間事業者に運営を移行する。
13	津	南が丘	南が丘駅西公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
14	津	南が丘	南が丘駅東公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
15	津	高茶屋	高茶屋駅南公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
16	久居	成美	ポルタひさい公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
17	久居	成美	久居駅前第1公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
18	久居	成美	久居駅前第2公共自転車等駐車場	継続	改修	-	除却後の久居駅前公共自転車駐車場の敷地を活用し、拡張整備を行う。
19	久居	成美	久居駅前東口公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
20	久居	桃園	桃園駅前公共自転車等駐車場	集約化	転用	-	駅周辺において利用がひっ迫していることから、桃園駅前に新設する施設に機能を集約化し、跡地は道路用地として管理する。
21	久居	桃園	桃園駅前第二公共自転車等駐車場	集約化	返還	-	駅周辺において利用がひっ迫していることから、桃園駅前に新設する施設に機能を集約化し、借地である土地は地権者に返還する。
22	河芸	豊津	豊津上野駅前公共自転車等駐車場	継続	改修	-	駅周辺において利用がひっ迫していることから、拡張整備を行う。
23	美杉	竹原	伊勢竹原駅公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。
24	美杉	八知	伊勢八知駅公共自転車等駐車場	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。

## 【保管庫】

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	藤水	垂水自転車等保管庫	継続	継続	-	機能を継続し、設備等の計画的な保全に努める。

## (4) 今後 10 年間の年次計画

施設名	今後の方向性		スケジュール									
	機能 (ソフト)	建物 (ハード)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
久居駅前第2公共自転車等駐車場	継続	改修	拡張 工事	計画的に保全								
桃園駅前公共自転車等駐車場 (新施設)	新設	新設				準備	設計 工事	計画的に保全				
桃園駅前公共自転車等駐車場 (現施設)	集約化	転用				廃止		道路用地として管理				
桃園駅前第二公共自転車等駐車場	集約化	返還				廃止		返還				
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	継続	改修		準備	拡張 工事	計画的に保全						
フェニックス通公共自転車等駐車場	民営化	処分				廃止		民営				

※現在施設整備や改修などが完了している施設については行を網掛けして記載しています。

## (5) 対策費用のシミュレーション

施設名	敷地面積 (㎡)	工事費 単価 (千円)	工事費 概算 (千円)
久居駅前第2公共自転車等駐車場	350	-	40,000
桃園駅前公共自転車等駐車場(新)	442	-	19,664
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	53	-	1,000
工事費概算(合計)			60,664

※工事費概算は、百万円の単位で切り上げて記載しています。

※久居駅前第2公共自転車等駐車場については、久居駅前公共自転車等駐車場除却後の土地約350㎡を拡張整備に活用しました。これにより、拡張整備後の久居駅前第2公共自転車等駐車場の敷地面積は1,069㎡となっています。

※豊津上野駅前公共自転車等駐車場については、新たに土地を取得し、拡張整備を行いました。これにより、拡張整備後の豊津上野駅前公共自転車等駐車場の敷地面積は218㎡となっています。

## 第 14 項 斎場・火葬場編

### 1 斎場・火葬場

#### 【要旨】

- ▶ 斎場は火葬炉と葬儀式場等を有する施設で 1 施設（いつくしみの杜）を設置
- ▶ 火葬場は美杉地域に 2 施設を設置
- ▶ 各施設の利用状況や老朽化の状況に応じて機能の段階的な集約化を検討し、建物は、計画的に保全又は利用可能な間は適切に維持

#### (1) 施設の概要

斎場は、火葬処理業務を行う火葬炉及び葬儀式場等を有する施設で、平成 26 年に旧津斎場、旧久居斎場、旧香良洲斎場を統合して整備したいつくしみの杜を設置しています。

火葬場は、火葬処理業務を行う施設で、美杉地域の 6 施設を統合し、そのうち 2 施設を継続設置しています。

番号	地域	地区	施設名	基本情報													
				複合施設	構造	建築年	経過年数	大規模改修	健全性	延床面積	耐震性	年間利用件数	利用率	利用の程度	管理運営	管理運営費(千円)	使用料(千円)
1	津	南が丘	いつくしみの杜		RC	H26	4		A	4,871㎡	○	9,581件	57%	B	指定管理	239,900	42,518
2	美杉	美杉東	美杉八知火葬場		S	H14	16		A	87㎡	○	22件	6%	C	直営	764	93
3	美杉	美杉南	美杉伊勢地火葬場		S	H4	26		B	62㎡	○	5件	1%	C	直営	233	15

※1：いつくしみの杜の利用率については、火葬炉、待合室、葬儀式場、霊安室などの利用率を示しています。

※2：美杉八知火葬場及び 3：美杉伊勢地火葬場の利用率については、火葬炉の利用率を示しています。

#### (2) 現状と課題の整理

利用状況については、いつくしみの杜において年間利用件数が 9,581 件となっている一方、美杉八知火葬場では 22 件、美杉伊勢地火葬場では 5 件の利用となっています。

建物については、いずれも耐震性を確保していますが、建築後 20 年を超え経年劣化が進む施設が 1 施設（美杉伊勢地火葬場）あります。

管理運営については、いつくしみの杜は指定管理者制度により、美杉地域の火葬場は直営により（火葬業務については業務委託を行っています。）管理運営を行っています。いずれの施設も管理運営費に比べ使用料収入が少なく、受益者負担の観点から、より効率的な管理運営方法や適正な料金設定について検討する必要があります。

#### (3) 施設毎の方向性

火葬業務は、法令に基づき原則地方公共団体が行うべき業務であることから、機能を継続しますが、今後の利用状況及び建物や設備の老朽化状況に応じて、機能の段階的な集約化を検討します。

建物については、計画的に保全又は利用可能な間は適切に維持します。

管理運営については、指定管理者に対し要求水準書（仕様書）に基づくモニタリング評価を実施し、さらなるサービスの向上及び運営の効率化を図ります。また、いつくし

みの杜の葬儀式場の使用料については、民間事業者の参入や葬儀内容の多様化の状況を鑑み、使用料の在り方について検討することとし、火葬場の使用料についても、受益者負担の観点から適宜見直しを検討します。

番号	地域	地区	施設名	今後の方向性		検討の優先度	説明
				機能(ソフト)	建物(ハード)		
1	津	南が丘	いつくしの杜	継続	継続	-	機能は継続し、建物は計画的な保全に努める。
2	美杉	美杉東	美杉八知火葬場	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。
3	美杉	美杉南	美杉伊勢地火葬場	継続	継続	-	機能は継続し、建物は利用可能な間適切に維持する。

## 津市個別施設計画

### 第3章. 個別施設計画に基づくエリア再編



## 第3章. 個別施設計画に基づくエリア再編

### 第1項 エリア再編とは

公共施設等が抱える課題の解決にあたっては、個々の施設について対応するのではなく、一定の範囲内に配置された複数の施設の課題を面的に俯瞰し、一体的に検討することが重要となります。このような検討及び検討結果に基づく公共施設等の再編・再配置を本市では「エリア再編」と呼んでいます。

エリア再編の実施においては、地域、地区などを検討の対象範囲（以下「エリア」といいます。）とし、エリア内の全ての施設について現状を整理し、課題を洗い出したうえで、機能の集約化、複合化（多機能化）、建物の転用、処分などの具体策を決定していきます。この際、施設の廃止が見込まれる場合は、跡施設の活用方策や処分方法についても検討を行います。

エリア再編については、地域又は地区内の主要な施設について改修が必要となる時期を捉え、計画的な実施を図っていきます。ただし、次のようなエリア再編が必要となる場合には、タイミングを逃すことなく、第1章及び第2章の内容に基づき、エリアの特性や実情に応じた公共施設総量の最適化を図っていきます。

#### (1) 老朽化に伴う利用・運営上の支障

建物や設備の老朽化により利用・運営上の支障が生じた場合など、老朽化対策が必要となった場合は、他の施設への機能移転や建物の改修による継続使用などを検討します。

#### (2) 利用者数等の著しい減少

人口減少や少子高齢化等の社会環境の変化に伴い、利用者数の減少や利用率の著しい低下があった場合は、他の施設との機能の集約化、複合化（多機能化）、建物の転用、処分などを検討します。

#### (3) 経営上の課題の顕在化

観光施設など経営上の課題を抱える施設については、経営改善策を検討するとともに、経営改善が困難な施設については、機能の廃止、建物の転用、処分などを検討します。

## 第2項 これまでに実施したエリア再編事例

本市では、本計画の策定に先駆け、エリア再編についても取り組みを進めてきました。この項では、本市がこれまで実施してきたエリア再編における具体的な施設整備事業について紹介します。

### 1 安濃庁舎周辺公共施設整備事業

#### (1) 実施期間

平成30年度～継続中

#### (2) 事業の概要

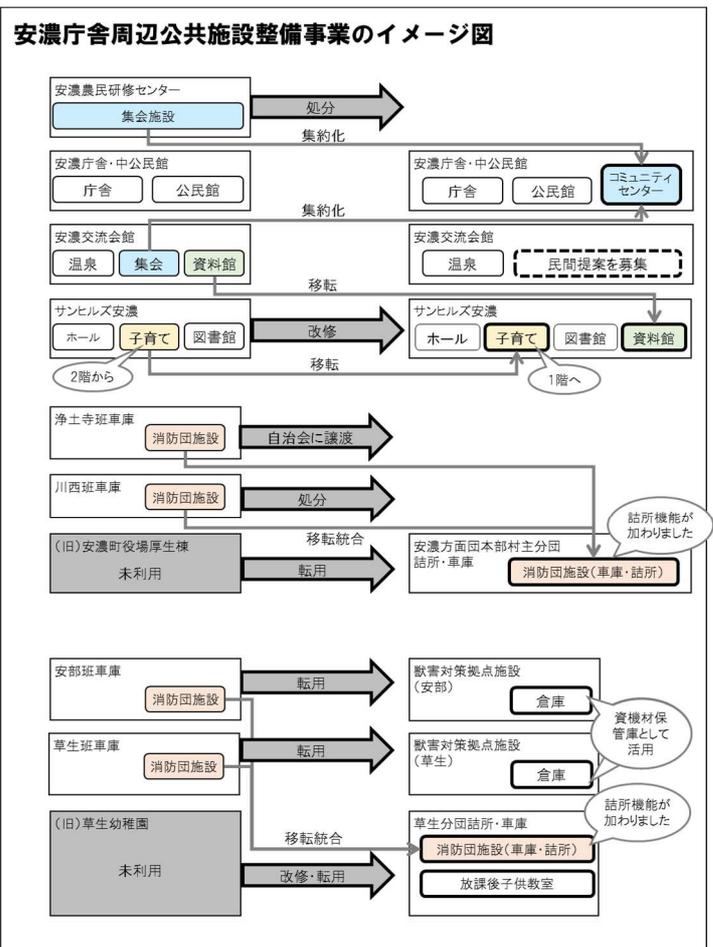
安濃庁舎周辺は、安濃中公民館を複合する安濃庁舎を中心に、あのを温泉、資料館及び集会施設機能を複合する安濃交流会館、文化ホールのハーモニーホール、図書館及び福祉・保健センター機能（安濃子育て支援センターを含みます。）を複合するサンヒルズ安濃など、多数の市公共施設が集積するエリアです。

これらの公共施設は、あのを温泉の経常的な赤字運営、サンヒルズ安濃の2階にある安濃子育て支援センターへの動線と避難経路の確保、複数の集会施設の機能重複による利用率の低迷といった課題を抱えていました。

この状況を改善すべく、平成30年7月にエリア再編について本市から地域に対し提案を行ったところ、地域からあのを温泉の一層の充実、閉園となった草生幼稚園舎の放課後子供教室への転用などの考えが示されました。

そこで地域の考えを反映した案となるようエリア再編案を修正し、再提案を行ったところ、地域との合意形成が得られ、最終的なエリア再編方針が決定しました。

方針決定後は、あのを温泉を修繕すること、安濃交流会館の余裕部分を民間事業者からの提案により活用すること、旧草生幼稚園舎を消防団施設及び放課後子供教室に転用すること、安濃郷土資料館の機能をサンヒルズ安濃内の安濃図書館に移転すること、安濃農民研修センターの機能を安濃庁舎に集約化することといった具体策について順次取り組みを進めています。



## 2 津みどりの森こども園及び集会施設再編事業

### (1) 実施期間

平成30年度～令和2年度

### (2) 事業の概要

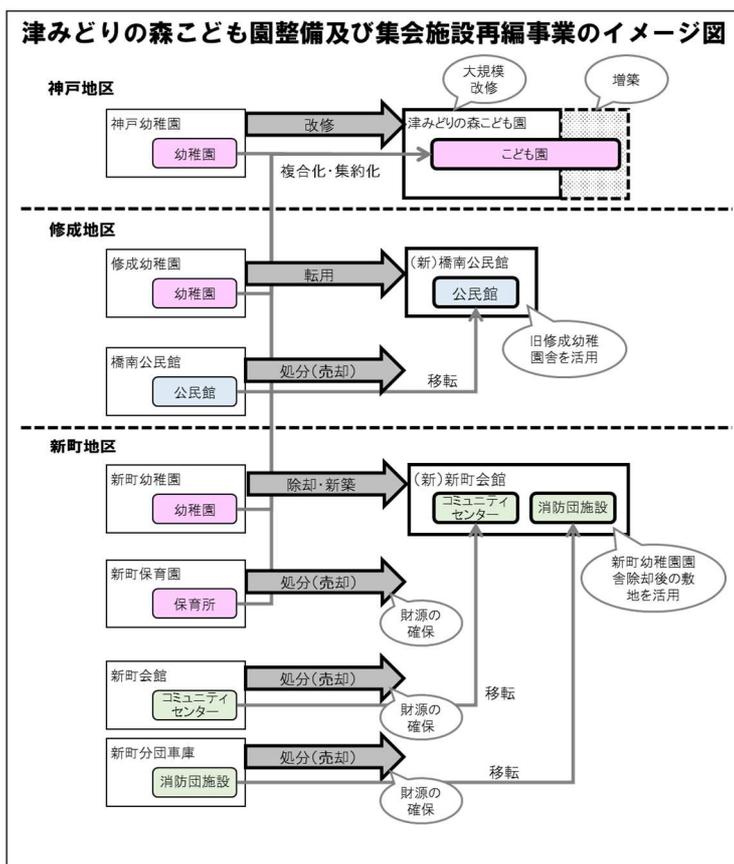
第2章で記載しているとおり、本市では、市立幼稚園の園児数が減少傾向にあり、10人未満の園が生じている一方、保育所の需要が増え、年度途中で待機児童が生じる課題を抱えており、この課題について取り組みを続けています。

平成27年度には、園児数が極端に減少していた櫛形幼稚園及び片田幼稚園を神戸幼稚園に統合し、幼稚園における幼児教育に必要な集団規模の確保を図りましたが、平成30年度には、集団規模を確保したうえで、さらなる保育提供量の拡充を図るため、神戸幼稚園、新町幼稚園、修成幼稚園及び新町保育園の機能を集約の上、神戸幼稚園舎を改修・増築し、幼保連携型認定こども園「津みどりの森こども園」として整備を行いました。

しかし、それぞれの地区から、幼稚園や保育園がなくなり、活気がなくなってしまうのではないかという危機感の声が寄せられたことから、跡施設である園舎や園敷地を活用して、地区活動拠点となるコミュニティセンターや公民館を整備することを提案しました。

具体的には、新町幼稚園の跡地には老朽化した新町会館を移転新築し、修成幼稚園の園舎を転用して老朽化した橋南公民館を移転するというもので、複数の施設を面的に俯瞰したことによって、幼保連携型認定こども園の整備に加え、跡地や跡施設の活用による地区活動拠点施設の整備が実現しました。

なお、エリア再編により使用しなくなる跡施設については売却による財源確保を図っていくこととなっています。



### 第3項 今後実施するエリア再編の基本方針

今後実施するエリア再編については、次の方針に基づき取り組みを進めます。

#### (1) 市民協働の推進

地域、地区などの特性や実情を考慮し、市民の思いや願いに応えるため、公民のパートナーシップのもと対話と協働による合意形成を行いながら、エリア再編を進めていきます。

合意形成にあたっては、公共施設に関する情報の共有や各団体との協議などのさまざまな手法を用いて取り組んでいきます。

#### (2) まちづくりのコーディネート

住民との対話と連携の推進を担う市民部及び各総合支所は、施設の所管や目的を横断した柔軟な視点でエリア再編に取り組み、まちづくりの課題を解決するコーディネーターとしての役割を果たしていきます。

#### (3) 跡施設の利活用

エリア再編により生じる跡施設については、他の機能への転用、民間提案といった利活用方策について検討を行い、利活用を図ります。

#### (4) 跡施設の売却による財源確保

跡施設の利活用方策について検討の余地がないものや、利活用方策を検討したものの利活用が見込まれないものについては、売却処分による財源確保を図っていきます。

### 第4項 本計画への反映

エリア再編の検討により今後の方向性が決定した場合は、順次、本計画に決定内容を反映していきます。



## 津市個別施設計画

### 第4章. 本計画の推進に向けて



## 第4章. 本計画の推進に向けて

### 1 本計画の推進のための取り組み

本計画の推進にあたっては、総合管理計画6章に記載した総合管理計画推進のための体制や仕組みの整備について引き続き取り組んでいきます。

また、本計画推進のため特に重要となる、次の体制や仕組みの整備についても取り組みを行います。

津市公共施設等総合管理計画 6章. 計画推進のための取組		
1. 全庁的な推進体制の整備	2. 総合的管理のための仕組みの整備	3. 市民協働・公民連携のための仕組みの整備
(1) 総合的な検討を行う会議体の設置	(1) PDCAサイクルの推進	(1) 市民の意見を反映する仕組みの整備
(2) 総合的な公共施設マネジメント体制の整備	(2) 施設情報の一元化	(2) 公共施設の再編に伴う公共交通網の整備
(3) 包括的な維持管理体制の整備	(3) 個別計画の策定・推進	(3) 民間活力を導入する仕組みの整備
(4) 役割分担と指揮系統の明確化	(4) 施設整備事業を事前点検する仕組みの整備	(4) 民間資金・提案の活用に係る方針の策定
	(5) 財産処分の方針の見直しとルール確立	
	(6) 長寿命化に向けた基本方針の策定	

※2.(5)財産処分の仕組みの見直しとルール確立について、土地建物売却収入を公共施設整備基金に積み立て、公共施設の集約化・複合化、長寿命化、転用等に活用するためのルールを令和6年9月に決めました。

#### (1) 公共施設マネジメント推進のための一元的な体制の整備

公共施設の保全と管理運営について総合的なマネジメントを推進するため、一元的な庁内体制の整備を図ります。

#### (2) 地区経営を推進するための体制の整備

地区経営の推進にあたっては、行政が自主運営組織に活動拠点を提供することのほか、人材育成、財政的支援、情報提供などにより、自主運営組織が主体的に活動できる環境を整備し、その活動を支援していくことが重要となります。

本市においては、自主運営組織の運営を支援するため、市民部地域連携課及び各総合支所がまちづくりの課題を解決するコーディネーターとしての役割を果たすことができるよう庁内体制の整備を図ります。

#### (3) 受益者負担の適正化

現在、本市の施設使用料等については、これまで消費税率などの引き上げに伴うものを除き、抜本的かつ統一的な見直しを行っておらず、類似の機能・同程度の規模であっても施設使用料等が異なります。

このため、行政の役割と利用者の負担の在り方を明確にしつつ、施設区分の特性に応じた管理運営費に占める施設使用料の割合を設定するなど、受益者負担の適正化を図ります。

#### (4) 市民の意見を反映する仕組みの整備

公共施設の再編・再配置などを行う際は、地域又は地区の特性や実情に応じた市民との協議の場を設け、対話を行いながら取り組みを進めます。

## 2 新しい生活様式の定着に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る「新しい生活様式」への対応のため、令和2年度から、災害時の避難所となる学校体育館や集会施設におけるトイレ洋式化、保育園や幼稚園などの空調設備改修など、密集・密接・密閉環境の回避や飛沫拡散などの防止策として各種の環境整備に取り組んでいます※。

また、管理運営においても、各施設における社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保をはじめ、適切な施設利用方法を案内するなど、市民の安心・安全を確保するため、今後とも「新しい生活様式」の定着に向けた取り組みを進めます。

※令和2年度から令和4年度まで、長引く新型コロナウイルス感染症への対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してトイレ洋式化及び空調設備改修に取り組みました。（施設数及び基数については下表のとおり）

	トイレ洋式化		空調設備改修工事	
	施設数	基数	施設数	基数
令和2年度	84	253	88	175
令和3年度	95	268	38	213
令和4年度	27	70	43	549
全年度	169	591	141	937

※複数の年度でトイレ洋式化又は空調設備改修を行っている施設があるため、各年度の施設数の合計は、全年度の施設数と一致しません。

**【津市個別施設計画】**

策 定：津市公共施設等総合管理計画推進会議

事務局：津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当

〒514-8611

三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3126

F A X：059-229-3444

E-mail：229-3125@city.tsu.lg.jp